

昭和五十一年九月九日

四日市市議定会定例会會議錄（第一号）

四日市市議會

○ 議事日程 第一号

昭和五十一年九月九日(木)

午前十時開会

第一 会議録署名議員の指名について

第二 議席の一部変更について

第三 会期の決定について

第四 報告第一三三号 昭和五十年四日市港開発事業団特定事業会計決算の報告について

第五 報告第一四四号 財団法人日本万国博オーストラリア記念館の経営状況について

第六 議案第九一号 昭和五十年四日市市立四日市病院事業決算認定について……………議案説明

第七 議案第九二号 昭和五十年四日市市水道事業決算認定について……………

第八 議案第九三号 昭和五十一年度四日市市一般会計補正予算(第二号)……………

第九 議案第九四号 昭和五十一年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第一号)……………

第一〇 議案第九五号 昭和五十一年度四日市市公共用地取得事業特別会計補正予算(第一号)……………

第一一 議案第九六号 昭和五十一年度四日市市水道事業会計第一回補正予算……………

第一二 議案第九七号 四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部

改正について……………

第一三 議案第九八号 四日市市職員救慰金条例の一部改正について……………

第一四 議案第九九号 四日市市農地課税審議会条例の制定について……………

第一五 議案第一〇〇号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について……………

第一六 議案第一〇一号 四日市市立幼稚園条例の一部改正について……………議案説明

第一七 議案第一〇二号 四日市市消防償じゆつ金条例の一部改正について……………

第一八 議案第一〇三号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について……………

第一九 議案第一〇四号 四日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一  
部改正について……………

第二〇 議案第一〇五号 町の区域の変更について……………

第二一 議案第一〇六号 市道路線の一部廃止について……………

第二二 議案第一〇一号 消防自動車購入契約の締結について……………

第二三 議案第一一二号 工事請負契約の締結について……………

第二四 議案第一一三号 工事請負契約の締結について……………

第二五 議案第一一四号 工事請負契約の締結について……………

第二六 議案第一一五号 工事請負契約の締結について……………

第二七 議案第一一六号 工事請負契約の締結について……………

第二八 議案第一一七号 工事請負契約の締結について……………

第二九 議案第一一八号 工事請負契約の締結について……………

第三〇 議案第一一九号 工事請負契約の締結について……………

第三一 議案第一〇七号 工事請負契約の締結について……………

議案説明・質疑・委員  
員会付託、委員長報告  
・質疑、討論、議決

第三二 議案第一〇八号 工事請負契約の締結について……………  
第三三 議案第一〇九号 工事請負契約の締結について……………  
第三四 議案第一一〇号 工事請負契約の締結について……………

○本日の会議に付した事件

一、日程第一より第三四まで

(ただし、日程第三一ないし第三四の議事は委員会付託まで)

○出席議員(四十名)

青 山 峯 男  
天 春 文 雄  
小 井 道 夫  
伊 藤 信 一  
岩 田 久 雄  
宇 治 良 市  
大 谷 喜 正  
大 森 喜 三  
加 藤 定 男

○欠席議員(四名)

野	橋	平	福	古	堀	前	松	森	山	山	山	山	小	高	長	增
呂	本	野	田	市	川	島	島	島	口	路	中	本	川	橋	川	谷
平	增	行	香	元	新	辰	良	安	信	忠			四	力	鐸	英
和	藏	信	史	一	衛	男	一	吉	生	剛	一	勝	郎	三	元	一

金	川	喜	訓	粉	小	小	後	後	坂	高	高	田	坪	出	中	生	野
森	口	野	多	川	林	林	藤	藤	口	井	木	中	井	井	村	崎	野
洋	也	博	喜	博	喜	寬	長	正	三	基	基	妙	信	信	平	貞	野
正	二	等	男	茂	次	次	六	次	夫	勲	介	子	博	夫	藏	芳	野

○出席事務局職員

主 議 議 事	代表監査委員	次 消	技 次 水	病 院	次
事 事 務		防	術 道 事	院 務	長
係 課 局		長 長	部 業 務	事 務	
長 長 長	森	長 長	長 長 者	長	
山 板 小 佐		藪 松	黒 天 村	荒	杉
口 崎 坂 木		田 村	川 野 山	木	本
克 大 晃	幸	佳	助	三	治
彦 丞 靖 精	雄	裕 美	薫 春 了	郎	芳

○議事説明のため出席した者

教 育	副 建 下 土 環 福 産 税 総 市 収 助 市
長 長	入 役 役 長
市 龍	伊 石 奥 杉 山 谷 斎 伊 阿 六 平 三 岩
川 池	藤 川 村 本 北 沢 藤 藤 南 田 井 輪 野
一 清	涼 三 仁 義 文 久 治 輝 猶 清 喜 見
郎 真	一 郎 人 広 彰 男 美 郎 彦 裕 三 司 齊

午前十時二分開会

○議長（山口信生君） ただいまから、昭和五十一年九月、四日市市議会定例会を開会いたします。ただいまの出席議員数は、三十五名であります。

本日の議事については、お手元に配布いたしました議事日程第一号により取り進めたいと思っておりますので、よろしく願います。

出席要求をいたしました議事説明者の氏名は、お手元に配布しました議事説明者要求書写しのとおりであります。暫時、休憩いたします。

午前十時三分休憩

午前十時四十三分再開

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

会議に先立ち、市長から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 会議に先立ちまして、報告並びにおわびを申し上げます。

皆さんすでにご承知のように、過般来、土木部維持課の主幹長谷川泰三が土木工事に関連いたしまして、収賄容疑

で逮捕せられました事件につきましては、市の品位と信頼を失墜するものでまことに遺憾にたえないところでございます。このような不祥事件の発生によりまして、市民の皆さんに市政に対する不信と疑惑の念を抱かせ、議員各位にもご迷惑をおかけしましたことを、衷心からおわびする次第でございます。職員の間紀粛正につきましては、かねてから再三にわたり注意してきたところでございますが、この際、なお一層行政の公正な運営を期するとともに、職員は全体の奉仕者としての自覚を新たにし、服務規律の確保に万全を期する覚悟でございます。

本件につきましては、近く司直の手によりまして解明されることと存じますが、行政処分につきましては、この経過を見きわめながら、厳正に対処していきたいと考えております。

ここに重ねておわび申し上げますとともに、遺憾の意を表します。次は、災害についての報告でございます。

昨夜来の豪雨によりまして、市内各所に被害が出ておるのでございますが、これにつきまして、把握いたしました限りをご報告いたします。

今回の災害は、大型台風十七号の影響によるものと考えられるのでございまして、九月八日、昨日十二時に大雨・洪水・波浪・高潮注意報が発令せられ、勤務時間外も引き続き消防本部とともに土木・下水等災害対策要員を配備し、警戒に当たったのでありますが、二十一時四十分には大雨・洪水警報が発令され、直ちに水防本部を設置し警戒体制をしき、それからさらに気象状況から判断いたしまして、二十三時には災害対策本部を設置し、各機関とともに徹夜で各河川の水位観測並びに警戒防衛活動に努めてまいりました。

降雨量につきましては、八日午前九時の降り始めから九日八時までの累計は、四日市測候所で二百五十ミリ、消防本部で二百四十四ミリ、四日市土木事務所孤野出張所で二百三十七ミリ、北消防署では三百八ミリを記録し、特に市の北部地域では九日午前二時から三時までの一時間には六十六ミリ、一時から四時までの三時間には百十六ミリの雨が

集中したのであります。

異常な豪雨は、九日午前六時の満潮時と重なりまして浸水被害をもたらしたもので、けさまでに判明しているところでは、床上浸水は六百十五戸、床下浸水は二千六百九十二戸に及んでおります。その他公共施設、農地、一般の被害状況については調査中でありますが、浸水家屋数に基づきまして今朝八時には県に対し災害救助法の適用を要請し、九時四十五分、災害救助法を適用する旨通知がありました。今後、被災住家の消毒、尿尿のくみ取り、床上浸水家庭への救助物資の配布と、また救助及び災害復旧に最善の努力をいたす所存でございます。なお、昨夜来、市内十カ所に約五百六十名が避難されました。

また、台風十七号は依然として大型のまま北上を続ける模様でありますので、直接の進路ははっきりはいたしませんけれども、今後一層の警戒体制を整えて防災に万全を期する所存でございます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（山口信生君） ただいまの市長の発言に対し、ご質疑がありましたら、ご発言願います。

前川辰男君。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 私は、人事問題に對しまして緊急質問の要請をしておったんですけれども、たまたま市長の方からこれに関する報告並びにおわびという発言がありましたので、ここに発言を求めたわけでございます。

こういう問題に對しまして、職員の出身である私が、このような質問をするということは非常に残念なことですし、またそれだけでなくして、二十五万市民に對しまして、市というものは非常に生活に不可欠なものであり、何かあれば市に問題を持ち込んでくるというのは、これは当然のことです。そういう大切な機関が、このような不始末をして

かすだけではなくして、今後に非常に大きな不安と疑問を残したままでおるといふことは許されないことです。

ところが、ただいまの市長の発言を聞いておりますというと、たまたま問題をしでかした本人に對する遺憾の意を表しておられるということであって、こういうものがいままで温存をされてきておったと、そういう問題、根本的な問題に對する何ら発言がなかったことを非常に残念に思うんです。

事実につきましては司直の手で調べられることですが、しかしそういう根源に對してはあくまでこれは市長の責任において行わなければならない問題です。このことに関しまして、われわれは担当者でないので、具体的なことについてはここで的確なことは申し上げられませんが、少なくとも中日新聞の九月四日付の記事を読んでみますというと、なるほどと思いがたることがずいぶんたくさんあるのではないかと思われます。これを一口で言ってみるならば、何か市というものは、先ほど申し上げたように非常に大切な公的な役割を果たす立場にありながら、こういうものを必要悪として黙認をしながら今日まで来たのではないかと思われる節がたまたまあるわけです。そういうことに対するそれぞれ担当者あるいは市長の責任は一体どういふふうにしてとられるのか、また、今後はしたがってどうしていくのか。たまたま、こういう特殊な人間が一名おって、それが勝手にやっておったんだと、司直の手の伸びるまではわからなかったんだという問題ではないかと思ひます。少なくとも、その枝葉があるか根があるか私にはわかりませんが、今後にこういう問題の起こらないようにどういふ手を打つか、これが少なくとも市長以下の責任ではなからうかと思ひます。

また、このことに関して職員労働組合の方に状況を聞いてみましたところ、市長交渉の都度、しかも人事異動のある前には人事の公正に對して申し入れをたびたびやっておったと、こういう事実も聞いております。そうすると、市民のために働く立場の労働者が、このようなことに対してまともな意見を出しておりながら、一体市長以下それを聞

き流しておったのかという問題にもなってくるわけです。

この辺につきまして、具体的に市長の決意と方向をお伺いいたしたいと存じます。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 今回の問題につきましては、市長以下それぞれ部課長、助役、一様に責任を痛感しております。

この問題につきましては、従来、とかくのうわきがあったのも事実でございますが、それに従いましてこの四月、配置転換を行ったわけでございます。従来、いろいろなうわきはございましたけれども、それにつき注意をし確かめもいたしましたのでありますけれども、的確な結果が出てこなかったというような事情もございまして、今日に至ったものでございまして、この点深くおわびを申し上げます。

○議長（山口信生君） 前川辰男君。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 おわびするという言葉は、たびたび聞いておりますけれども、具体的にそれではどうするのかと、そういうものがなければですね、二千何百人とおる職員も本来にまじめに、安心して市民のために精いっぱい働くことにも不安を感ずるでしょうし、また、さらにそういう市の行政に対して注目しております市民にとっても、同じことが言えるのではないかと思われまます。その点をお伺いしておるわけです。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 処分の問題につきましては、市の内部に起こりました問題につきましては、内部で調査が大体可能でございますので、それに従って独自の調査ができるわけでございますが、今回の問題は、外部に起こった問題でございます。いろいろな調査はいたしておりますけれども、まだ的確な根拠のある事実というのがつかみにくいので、しばらくこれを見ておるわけでございまして、これが判明いたし次第、適正な措置を行いたいと考えております。

○議長（山口信生君） 前川辰男君。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 岩野さんにこれほど政治性があると思わないんですけれども、どうやら私の質問をはぐらかすような形でお答えをいただいておりますのでちょっとぐあい悪いわけですけれども、こういうことがいまままで温存をされてきた土壌というもの、これをどういうふうに変革していくのか、そこところが一番大切な問題ではなからうかと思えます。

で、司直の手にゆだねられた問題につきましては、当然司直が適切な措置をとることはこれは当然のことです。そのことを私は伺っているわけではございません。で、余り何度になってもいけませんので、これで打ち切りますけれども、少なくとも、そこに働く労働者の組織である職員労働組合と十分話し合いをして、そしてそこから出てきた一つの答えをまじめに追及し実行していくという、こういう姿勢について市長のお答えをいただいで終わります。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） その点につきましては、過日の職員労働組合とも会合の機会もございましたので、若干話し

合ったのでありますが、私はもう少し、すでに職場というものは開放せられ、ガラス張りになっておったものだと思う。とったんでございますが、この点まだ不十分な点もあったと思います。こういった点につきましては、理事者たるとあるいは職員たるを問わず、もっと開放的に、また非を非として是を是とする気風をもっと育て上げてまして、ガラス張りの職場にいたしていきたいと、このように考えております。

○議長（山口信生君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 今回の不祥事につきまして、市長が退任間もない中で起きまして、これまでに岩野市長のもとで、あるいは岩野さんが市役所に奉職してみえたこの期間の中で、大きな問題もなくですね来た、こういう経過の中で、こうした問題が起こっているということ、非常にお気の毒にも思いますし、残念にも思うわけでございます。しかし、いまも前川議員がご指摘になりましたように、かねてからいろいろの問題がうわさされておったこの点では、いま市長のご答弁でもうわさはあったことは事実だとおっしゃったわけでございます。しかしですね、これについて有効なその都度必要な措置をとってこれなかったばかりか、むしろ利用してきた、こういう面は私も過去に市役所に籍を置いたいろいろな経過の中で、そういう点を実際に目の当たりに見えてきているわけです。

たとえば、いま社会福祉協議会になっていきますけれども、あそこが昔の清掃職員の詰め所でございます。真っ暗にして薄暗い、働く者が居場所としては納まり切れないような、とても置かれるような場所ではなかった。しかも、そこで暴力が横行しておって、そしてその暴力の頂点に問題のこの今日の人がおると。で、それは必要悪だと、こういう形で利用していた経緯ははっきりとあるわけです。

そのほか、いつか、どなたでしたか、議員さんも指摘されました土取り問題の規制というときに、果たしてそのポストでいいのかどうかという指摘も議会からなされておったわけですね。ところが依然として置かれてきておったわけです。そして、その中で問題が起こっているわけだと思っております。どうしてこういういろいろな問題があるのに、それをかえって利用してくるというようなことをやってきたのか、その背景ですね。人脈。そうした関係に恐れをなしていたのかどうか、それはわかりませんが、だとするならば許されないことと思います。で、そういう利用してきたその責任を、やっぱりこの際どこに存在するのか、はっきりさせなきゃならぬと思うわけです。かつてはうわさですから、私も確証を持っているわけではございませんけれども、この人物とかかわって職員の人事が課長ポストが幾ら、係長ポストが幾らというふうなうわさもされた。ある人事課長との関係、ちょっと前の人事課長のかかわりの中でそういうことも言われていた。そういういろいろな問題があるわけです。こういう問題をですね、きちんとただしていただかなければならないというふうに思います。

私は、ロッキード事件が起こった後の三月定例議会ですね、四日市市政の中にこうした金権腐敗の問題はないか、その点のきちんとしたただす処置をとる必要があるんじゃないかと、こういうことを市長にあえて一般質問で申し上げたところ、四日市に限ってそういうことはないと言われたわけでございます。やはり国だけでなく、地方政治の場でもずいぶんという不祥事が起こっております。四日市においてもですね、職員を疑惑の目で全体を見るそういうことではないわけですが、しかし改めてやはりチェックして、ただすべきところはただすというきざんたる処置もとらなければならぬと思う。そういうこともなしにですね、しかも当時私はいろいろな疑惑をうわさされていることを知っているだけに、そういう点を追及したわけですが、ただ言下にそういうことはないと言われるだけで、後もどういふ適切な処置をとられたか、こういう点も見ますと、一向に何もとられていないように思います。非常に遺憾に思うわけでございます。

問題はですね、司直の捜査の結果を待って処置をしたいというようなことでございますけれども、新聞等の報道ではですね、道路工事とかかかってと、こうあるわけですね。どんな道路工事とかかかってそういう金銭の授受が行われたのか、金銭の授受までわからないにしても、この事件とどの道路のどういう工事とかかかっておったのか。こういう点もですね、すぐ調査ができるはずだと思うんです。司直の手によらなくてもですね。こういう点をですね、具体的に明らかに知りたい。もう何らかの調査はされていると思います。どういう道路整備事業とかかかっておったのか。それから、砂利採取の問題ですね、市の行政とのかかわり、県の行政とのかかわり、そこでどういう問題があるのか、この点も明らかにしていきたい。この点、今度の事件はかかかってですね、単に長谷川泰三という一職員の問題だけでなくして、政界へのかかわりもうわさされているところがございますけれども、こういう点もありますから、一つ砂利の関係についても具体的に明らかにしていきたいと思えます。

まずこの点を伺って、次に進めたいと思います。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 道路の関連という問題につきまして、私、いまなお疑問に思いますのは、大体道路の工事と想像できますのは、関連あると思いますのは、七十万か八十万の工事でございます。これに対して、七十万の収賄が行われたと、どうも常識的に少し私も納得がいかないのでございますが、しかし問題は、それが取り上げられているものごとくでございます。

それから砂利の採取につきましては、市は何ら権限はございません。二級河川の砂利の採取につきましては、県から砂利採取の許可を求められておるといふ通報があるのみでございます。もし公益上差し支えあると認めたとときには、市は何らかの回答をするということでございます。公益上に差し支えなければ県の通報があるだけでございます。したがって、砂利の採取につきましては、二級河川につきまして市は何らの権限も持っておりません。

○議長（山口信生君） 土木部長。

〔土木部長（杉本義広君）登壇〕

○土木部長（杉本義広君） お答えいたします。

道路工事といえますのは、補助事業で行ってありました四十七年度から継続事業で行ってありました横手橋のかけかえ工事に関連するところの取りつけ道路でございます。保方横手線道路局部改良事業市単工事でございます。設計額が四十万で、契約額三十八万五千円ということでございます。これの施工の起因といえますのは、横手橋の改良工事に、建設に伴いまして、長尺桁運搬に搬入道路が必要であるということで、仮設的に建設するため工事をおこなったものでございまして、用地等の関係がございまして、農協契約で随意契約を行っておるわけでございます。

それからもう一件につきましては、新田の県道永井保々線から新田の方に入る市道でございますが、旧道路幅が約三メートル程度の狭隘な道路でございます。これを拡幅したいという地区の要望がございまして、これを五メートルに拡幅すると、これにつきましても用地の方をこの区域圃場整備区域の計画がございまして、土地の方の提供という意思表示がございまして、地元施行と、こういうことでございます。

いずれも、二件につきましては簡易な盛り土工事でございまして、路面につきましては砂利道でございます。

それから砂利の問題でございますが、これはご案内と思えますが、朝明川二級河川でございます。この採取に関する権限の問題につきましては、河川の管理者が採取登録業者が河川管理者に対し採取をしたいという届出申請が出てきて、これを河川管理者または都道府県知事は採取計画書、採取計画によるところの定められたるその事項

等を審査いたしましたし認可すると、こういうことになっておるわけなのでございます。市といたしましては、この県が審査し認可する時点におきまして、砂利採取法第三十六条の三項によりますと、関係市町村長に対して通報すると、こういうことになっておりまして、都道府県知事、河川管理者からこういう申請が出てきているので許可をするという通知が来るわけでございます。この通知に対して三十七条で市町村長は要請ができるということになっていわけなんでしょうが、この要請に対しては災害の発生のおそれがあるとか、そういったような問題等があった場合は、河川管理者に対して要請ができると、こういうことが法に記されているわけなのでございますが、そういったことから一応この朝明川の砂利採取だけではなく、市内全般の二級河川で採取されている件につきましては、河川管理者が市長に通報をされているということでございます。

ちょっと落としまして、二番目の金額は、設計額三十九万六千円で三十八万五千円の契約になっております。それから保方横手線につきましては、四十万の設計額で、契約が三十八万五千円ということでございます。これは農協でございます。

○議長（山口信生君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 答弁の補足をさしていただく前に、私からも管理、監督上、非常に責任を痛感しております。深くこの席上でおわびを申し上げます。と同時に、いま土木部長が申し上げましたのは、あくまで容疑の内容として私どもが想定できる工事であるということでございます。

ご承知のように、現在捜査当局で捜査中のことでございますので、この工事が容疑の内容ではなろうかと、このように思っておりますのでございますので、その点だけ補足させていただきます。

○議長（山口信生君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 この事件の直接的な問題で、いまお尋ねしておるわけですが、この二件の工事で、横手橋かけかえ工事、これはどの業者がやったんですか。後者の方は農協というお話ですが、前者は。両方とも農協ですか。どこが請け負ったんですか、この二件の工事は。

それとですね、この事件に長谷川がですね、どうかかわっておったのか。その関係はいささかも報告がないわけですね。この点、明らかにしていただきたいと思えますし、それから公会所の建設という問題が絡んでいるわけですが、これも、公会所の建設に当たっては一定の補助金が市から出ていると思うんですが、こういう点での補助金を出すに当たってのチェックというものは、一体どうなっていたのか。この点もお答えいただきたいと思えます。

それからですね、この砂利採取の主たる業者ですね、そしてその納め先、こういう点も明らかにしていただきたいと思えます。

その後ですね、最初にも申し上げましたように、いろいろこの長谷川という人について、行政のトップの方ですね、利用してきた面がある、温存してきた面がある、この点についての責任はどのようにするのか、まずその辺の關係について具体的な調査をするかどうか、そして、その点についての具体的な責任をとるのかどうか、この点をお答えをいただきたいと思えます。

○議長（山口信生君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 第一点の公会所の建設につきましては、総務部長から答弁させます。

本件に対する長谷川のかかりあいでございますが、この点につきましては、現在、捜査当局の方で捜査中の事件でございます。私もといたしまして、どうして、どのようにかわっていたのかということにつきましては、正直申し上げましてわからないわけでございます。これは、事件の進展にいたしまして、当然司直の手によって解明されるものと、このように考えております。

それから砂利の採取でございますが、この納め先云々でございますが、本件につきましては、この許可権限が先ほど土木部長、市長より答弁がございましたように、県土木の所管でございます。市の方へは土木事務所長よりこのように許可をした、許可をしたがこれに対してもし意見があるなら云々という通報が来るだけでございまして、その砂利がどこへ納められておるか、砂利組合からどういうふうな販路でどう納められておるかということについては、私も市の行政の中ではお答えいたしかねますので、よろしく願います。

最後の質問につきましては市長から答弁いたします。

○議長（山口信生君） 総務部長。

〔総務部長（阿南輝彦君）登壇〕

○総務部長（阿南輝彦君） このたびの事件に出てまいっております公会所の問題でございますが、補助金を出すに当たってのチェックはどうしているかということにつきまして、今回の西村新田の公会所につきましての経過を簡単にご説明申し上げます。

着工は四十九年、一昨年の六月一日に着工して、竣工が六月三十日になっておりますが、七月になりました、補助金の交付申請書が自治会長である伊藤金雄氏から出てきております。その申請書の中には、市の定める様式によりまして、収入、支出の内容が書かれるわけでございますが、建築費が七百四十五万円になっておりまして、ご承知のとおり。この市の基準に基づきまして百五十万限度額いっぱいまでの補助金に該当するわけでございます。収入の内容は、申請書によりまして、地元で負担金を七百二十万円持つんだと、これは町内に割り当てて一戸平均にすると約九万円になるんだというふうになっております。竣工いたしますと、市の総務並びに建築担当者が現地に参りまして、そのでき上がったものが申請の建築費に値するものかどうかということを確認いたしました。それから予算を計上して議会のご審議をいただくわけでございますが、今回の場合、四十九年九月の補正予算に計上いたしました。十月に支出をいたしております。

以上でございます。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 長谷川君を何かに利用したという的確な事実は私はつかんでおりません。あくまで職務の内容に従って勤務させたものだとは私は考えております。

○議長（山口信生君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 後の責任の問題です。人脈も相当はつきりしていると思うわけです。その点について調査をして適切な措置をとるのかどうか、この点をはっきりさせないと市役所がなかなかガラス張りになりませんし、真に今度の事件を教訓としてですね、問題を解決していく、こういう点ですね、生かされないと。思うんです。

たとえば、先日、私は市長にも直接申し上げたんですが、ある職員はですね、一人でどういうことに使っているのかわかりませんが、千数百万も借金をしているわけですね。そして、それが何人かの職員を巻き込んでそして大変な

事態になっているという時期がありました。これもいろいろしていきますと、いろいろ問題があると、こういう点でもですね、適切な措置をとるようということをお願いしていますが、いまだに何の措置もとられず、本人は休んだままですね、そして賃金は払われていると、給料は払われていると。これも過去さかのぼっていきますと、だれが採用したのかと、どういう人脈がかかわってあったのかと、こういう点もですね、非常に疑わしい面もいろいろ出てくるわけです。したがってですね、いまこの事件が起こるべくして起こった、その温床ともいうべきものをきちっと断ち切っていくと、そしてそれを温存してきた、あるいはまた私は明らかに、市長はそういう見解でございませうけれども、私は利用してきたと思うんです。持ち味を生かしたというか、そういうことも言えばあれでしょうけれども、利用してきたと思うんです。そういう点の責任というものは、こういう点をきちっとしていただかないといけませんので、その点について改めて調査をして、きちっとした処置をとられるのかどうか、責任の所在も明らかにして処置もとられるのかどうか、この点をひとつ再度お答えいただいて終わりたいと思います。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） ただいまご発言のような趣旨は、言うべくしてなかなか的確につかみにくいのも事実でございました。調査いたしましたも、もしそういった点が明確になるとすれば、これははっきりとした処断をいたしたいと思えます。

○議長（山口信生君） 他にございませんか。

大谷喜正君。

〔大谷喜正君登壇〕

○大谷喜正君 先ほど市長報告の第二点目の災害に関してのことにつきまして、多少気がかりになりますので、この機会に市長にお尋ねしたいと思えます。

昨夜来から大変な降雨量によって、いまま市長の報告を聞きますと、市内にはかなりの被害が出ておる実況をお調べ願ったんですが、折あしくきょうの本会議と、災害の対策について職員をはじめ市内各地ではこれが対策にずいぶんと努力を払われております。今朝来、役所へ来てみますと、庁外の道路上にはたくさん車の車両、人員等が集まってみえまして、災害に対する心構えというほどがうかがい知れたわけですが、この本会議をいまから午後にかけておそらく継続されるのでありましょが、この議場におきまして、私どもの審議する上において、各災害に対する部署のトップクラスが議場に全員お集まり願っていて、災害の防除なりあるいは対策なりに遺漏があるのか、あるいは全く心配ないという体制がしかれておるのか、この点についてのご見解を市長にお尋ねしたいと思います。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 折あしく災害と議会の開催とが重なりまして、私も非常に心痛めておるのでございますが、ちょうど、災害の損害なんかもまとまりつつある時期で、それに対する対処の仕方という問題の指示につきましては、部長のおらないということは非常に差し支えが生ずるものではないかと懸念はいたしております。

私といたしましては、議会の開会の合間を縫ってそういった指示を与えたいと思っておりますので、非常にこれは重なりまして心痛いたしております。

○議長（山口信生君） 大谷喜正君。

〔大谷喜正君登壇〕

○大谷喜正君 私も多分にそういう心配があるのではなからうかというふうに直感いたしましたので、お尋ねしたわけですが、やはり想像どおりかなりの心配があると、こういう市長の答弁であります、これは私意見になってはいかがかと思えますけれども、やはり本会議も日程に従って進められることだと想像するわけですが、必要ないということではありませんでしょうが、少なくとも休憩時間中にも市長部局におかれて、災害をまず優先すると、こういう考え方のもとにあわせて議会も続行されるように、この議場に三役をはじめとして部長が全員出席しなかったら議会は進めることができないということでもなからうかと想像されますので、必要最小限の人員をその災害対策の方に  
出向いて適切な措置がとられるように対処を希望するものであります。

後刻になってから、市民の批判的になってはわれわれ議席を占める者といたしましたもいかがかと思えますので、あえて申し上げて善処方を希望するものでございます。

○議長（山口信生君） 他にございませんか。「なし」と呼ぶ者あり」  
それでは他にご質疑もありませんので、これをもって市長の報告を終了いたします。

これより会議に入ります。

日程第一 会議録署名議員の指名について

○議長（山口信生君） 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第七十六条の規定により、生川平蔵君及び平野行信君を指名いたします。

日程第二 議席の一部変更について

○議長（山口信生君） 次に、日程第二、議席の一部変更についてを議題といたします。

野呂平和君の議席をただいまご着席のとおり変更いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よって、野呂平和君の議席をただいま着席のとおり変更することに決しました。

日程第三 会期の決定について

○議長（山口信生君） 次に、日程第三、会期の決定についてを議題といたします。

おはかりいたします。今期定例会の会期は本日から九月二十一日までの十三日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日から九月二十一日までの十三日間と決定いたしました。

日程第四 報告第一三号 昭和五十年四日市港開発事業団特定事業会計決算の報告について、及び

日程第五 報告第一四号 財団法人日本万国博オーストラリア記念館の経営状況について

○議長（山口信生君） 次に、日程第四、報告第十三号昭和五十年四日市港開発事業団特定事業会計決算の報告について、及び日程第五、報告第十四号財団法人日本万国博オーストラリア記念館の経営状況についてを一括議題とい

たします。

提出理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） ただいまご上程の報告第十三号及び報告第十四号は、昭和五十年四日市港開発事業団特定事業会計決算、並びに財団法人日本万国博オーストラリア記念館の経営状況について、地方自治法及び同法施行令の規定に基づき、その関係書類を報告するものであります。

○議長（山口信生君） 提出理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 パビリオンの五十年決算あるいは五十一年度事業計画につきましては、すでに私が六月議会の一般質問の中であえてその内容と問題点を明らかにし、パビリオン関係者の責任を問うとともに、元金だけで六千二百万という巨額の建設費の未払金を抱え、そして年ごとに赤字を重ねておる、そして無用の長物と化しておるパビリオンの現状について改善を加えること、そして有効な利用を図るための解決策を私の積極的な提案も示しながら求めたところでございますが、これに対して市長の方から六月十一日の理事会で、県、市、管理組合の三者が一日も早く具体策を樹立して、これを十分活用できるようにしていきたいと申し合わせたご答弁になりました。その後も理事会等が開かれていると思いますが、この点についていかほどの検討が進んでいるのか、今度の報告についてはその点につ

いて何ら触れられておりません。非常に事務的に報告されているように思うわけです。この点について明らかにしていただきたいと思えますし、私は、今回の報告に対しても、かねてから指摘しておりますように、現状のまま引き続けていくという点で、そして何らの解決策も見出されていないこの中ですね、こうした報告を安易に出されてくるということに対して、とうてい承認できないことを申し添えておきたいと思えます。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） この問題につきましては、小井議員からかねて申し入れがございましたが、私も積極的に知事にこの問題を取り上げて解決を遅延すべきでないということも申し入れて、知事も非常にこのことにつきましては関心を持ち、心痛を示しておるんでございますが、残念ながら病気になるりましたので、その後、進展できる状態でございますので、いましばらくご猶予願いたいと思えます。

○議長（山口信生君） 加藤定男君。

〔加藤定男君登壇〕

○加藤定男君 報告第五、パビリオンについて、いろいろ私の考え方、示唆を市長にひとつお伺いしたいと思います。この問題は、私が今回議席をしましてから小井議員が再度独占のように要望が続けられておりますが、今日、この利用についての考え方が非常にあいまいである。私もまだ管理組合へ行って痛切に感じてまいりました。したがって、あのパビリオンの利用ということに対しては、市民も大きく期待しておりますし、また当初これを計画したときには四日市の一つのオーストラリアのシドニーとの姉妹港の今後の繁栄を基礎とする目的も込められておったと思えます。

かような意味から、この利用については今日まで何ら手を施さなく、また知事の病気でというような日数稼ぎは許されないというような感を私は港管理組合へ行って感じたのでございます。したがって、私は、これは私の示唆でございますが、私が港へ行ってから考えておりますことは、何とかあれを市民のため、四日市、三重県産業の一端として活用することはできないかと、また市民の思考力を高めるような施設を何とかあそこへ県、市話し合ってつくったらどうかと、文化においても何においても施設の少ない四日市にああいう建物を活用することが私は好ましいとは思わぬけれども、現状として必要じゃないかと、このことを痛切に感じております。

したがって、私は一年間を通じて考えさせられ、また幸いと今年度オーストラリアの方へ行政視察にやっていたましまして、両国の親善を深めるためにも、あの建物を利用することが急務ではなからうかということ、市民また幼児、子供に至るまで思考力を高めるような活用ができるのではないかと、このように私は思うわけでございます。したがって、私の考え方は幼稚かわかりませんが、市長の任期が残すところからこういふ問題を提起することは残船のようなことにはなるかと思いますが、この歴史ある、長い間市政に熱心に取り組まれた市長が、最後の青写真をかきえていただくような機会がこれもひとつではないかというようにも考えるわけでございます。それは私なりの考えでございますので、よくご検討していただき、よい念があったらご採用願いたいと思います。私は、四日市には産業物産会館等もございません。また、各国、各県、日本中のやはり民芸品を何とか展示場とかいうようにしていただくようなことはできないか。また、オーストラリアにやっていたいただきましたときに、特にあの海浜公園の一部に、私は四日市にはそういう施設はございませんが、向こうの動物を放し飼いの場をかきえて、そして幼児なり子供諸君の思考力を高め、ましてやその中で私が考えたことは、カンガルーごときはたくさんおります。一千万円くれというよりも、両方の親善を図るために、オーストラリアのやはり動物を日本国民幼児に至るまでが思

考力を高め、家族の一つの楽しみ場として私はかきえる必要があるのではなからうかと思っております。そのようないろいろな施設をあの海浜公園にお考えになりましたならば、私は大変四日市市民に手近なところで経費も要らず、車で走って、そういうものの思考力、楽しみをかきえることができるのではなからうかと私は信じております。民芸品といえども四日市は豪州とも提携しており、ロングビーチとも姉妹都市としての提携を結んでおるので、そういう過程からこれらの技術とか民芸品とか、いろいろなものをお願いして、そこに展示し本当の親善の意を高めるような施策が私はあってもいいのではないかとこのことを痛切に感ずるものでございます。かような意味で、いつもかもその運営についての厳しい非難をもらうよりも、私の考えの中に一つでも取り上げることがあったら取り上げていただくとは、私は非常に四日市市民としても望むところではなからうかと自分ながらに常に心に組み立てておったわけでございますので、どうか市長においても、残された任期の中で、せめて青写真なりご検討をいただく意図があるかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） ご意見、ごもっともだと思います。従来、オーストラリア記念館につきましては、どちらかと申しますと、残された債務をどうすべきかということに考えが行き過ぎておって、そこまで積極的な意見が沸いてこなかったんですが、昨年あるいはことしの理事会におきましても、ようやくその反省が生まれ、また議長さんんも積極的にそういった利用方法を考えたらどうかというようなお考えを示されたわけでございます。こういったことに立脚いたしました、私といたしましても、六千万、七千万の債務のことはともかくとして、とにかくいまままでそこまできておる記念館を積極的に利用できる方向に持っていくべきものだと考えております。いろいろ使用方法

につきましては、ご意見もあると思えますけれども、そういった意味で積極的にその利用をいかにすべきかという方向に考えていきたいと、このように考えます。

○議長（山口信生君） 他にございませんか。「〔なし〕と呼ぶ者あり」  
他にご質疑ありませんので、本件についてはこれをもって報告を終了いたします。

○議長（山口信生君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時四十九分休憩

午後一時三分再開

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。  
この際、報告いたします。

災害という非常時でありますので、直接議事に関係する理事者を除き、他の理事者は退席いたしましたので、ご了承願います。

日程第六 議案第九一号 昭和五十年四日市立四日市病院事業決算認定について、ないし

日程第三〇 議案第一一九号 工事請負契約の締結について

○議長（山口信生君） 次に、日程第六、議案第九十一号昭和五十年四日市立四日市病院事業決算認定について、ないし日程第三十、議案第百十九号工事請負契約の締結についての二十五件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） ただいまご上程の各議案についてご説明申し上げます。

議案第九十一号は、昭和五十年度の四日市市立四日市病院事業決算であります。

まず、決算報告書の収益的収入及び支出につきましては、総収益が二十二億七千六百二十四万一千百十二円となり、前年度に比べ四億九千七百六十二万四千四百七十四円の増額となりました。これは昭和四十九年十月実施の医療費改定の平年度化に伴う入院並びに外来収益の収入増によるものであります。

これに対する総費用は、二十二億六千二百八万五千七百二十七円となり、前年度に比べ四億四千三百二十四万三千二百六十二円の増額となりました。これは給与改定による人件費の増加と諸物価の上昇等による諸経費並びに薬品、診療材料費の増加によるものであります。

以上収支決算の結果、当年度におきましては、一千四百五十五万五千三百八十五円の純利益を生じました。これは、前年度に比し約五千四百三十八万八千改善され、当期末累積欠損金は一億五千七百五十二万二千二百二十二円となりました。一時借入金につきましては、年度末残高一億三千万円となっております。

なお、今後の見通しとしては、新病院の建設に伴う移転準備並びに勤務態勢の整備等多くの課題をかかえております。

期間外収入及び支出につきましては、収入は、過年度損益修正と固定資産売却益で三万六千九百九十九円となりましたが、支出が、過年度損益修正、固定資産売却損、修学資金返還免除金及び就職資金返還免除金で七百七十八万七千四百八

十八円となり、差引七百七十五万七千四百十九円の繰越欠損金の増加となりました。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入は、出資金、寄附金、補助金、固定資産売却代金、企業債及び長期貸付金返還金で一億三千七百九十七万五千五百十九円となり、これに対する支出は、建設改良費、償還金及び投資でありまして、二億四百五十七万八千三百七十五円となりました。資本的収入額が資本的支出額に不足する額七千五百四十五万一千七百三十一円は、その一部を過年度分損益勘定留保資金で補てんし、なお不足する額は、未払金並びに一時借入金で措置いたしました。

なお、建設改良費のうち、当年度末までに支払義務の生じなかった病院改築工事費八千二百二十四万一千円は、地方公営企業法第二十六条の規定により、翌年度へ繰り越し、また当年度許可済企業債のうち一億一千二百万円についても、翌年度において借り入れることといたしております。

損益計算書では、医業収益と医業費用、医業外収益と医業外費用及び看護学院費用の総差引額一千四百十五万五千三百八十五円が当年度における純利益であります。

剰余金計算書につきましては、前年度未処理欠損金が過年度損益修正、固定資産売却損益、修学資金返還免除金及び就職資金返還免除金の増減により一億七千七百五十五万九千九百七十七円となりましたが、当年度純利益を加えますと、当年度未処理欠損金は、一億五千七百五十二万二千二百二十二円となりました。

資本剰余金は、本年度においては、医療器具購入指定寄附金六百万円と看護学院学生等修学資金補助金九百三十一万三千五百円、合計一千五百三十一万三千五百円となり、前年度繰越額四千六百二十二万六千五百円とあわせて六千五百五十四万円を次年度へ繰り越しました。

欠損金処理計算書は、当年度未処理欠損金一億五千七百五十二万二千二百二十二円を翌年度へ繰り越しました。

貸借対照表におきましては、資産の合計額は十億八千八百二十九万九千三百三十一円で、前年度に比べ二億三千三百七十四万七千五百六十六円の増額であり、負債の合計額は四億三千八百八十三万五千二百四十七円で、前年度に比べ一億四百三十一万六千八百四十一円の増加となりました。また、資本の合計額は六億四千九百九十九万三千七百八十四円で、前年度に比べ一億二千九百四十二万三千九百九十五円の増加となりました。

病院事業費決算の概要は、以上のとおりであります。今後の病院運営につきましては、地域住民の健康を守り、地域医療の発展に寄与すべき中核病院としての機能が十分発揮できるよう、あらゆる面にわたって検討し、昭和五十年から四カ年計画で病院の全面改築に着手いたしました。これにより、市民にさらに高度の医療サービスを提供すべく一層の努力を傾注する所存であります。

議案第九十二号は、昭和五十年の水道事業決算であります。

まず、決算報告書の収益的収入の決算額は、十五億八千五百五十八万六千六百一十一円で、予算額に比べ二千二百五十六万五千六百一十一円の増収となりましたが、これは主として、水需要の増加に伴う水道料金の増収によるものであります。受託工事収益は、住宅団地造成工事の計画変更によって、工事収益が減収しました。

収益的支出におきましては、決算額が十六億六千八百八十三万五千八百八十三円となり、五千六百八十二万一千七百十七円の不用額を生じましたが、その主な理由は、受託工事収益において、収入が減少した結果、工事費及び材料費に不用額が生じ、その他配水給水費等の支出が予定より少なかったためであります。

期間外収入及び支出は、水道料金、工事負担金等の過年度損益修正を経理いたしました。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入において、決算額は、六億四千九十八万九千九百一十一円で、予算額に比べ五百九十五万八千八百九十九円の減収は、受益者給水工事負担金等の減少によるものであります。

資本的支出の決算額は、九億三千四百七十四万一千九百六円で、不用額の主なものは、配水及び給水施設費及び第三期水道拡張費のうち、北勢水道用水供給事業工事負担金等の支出が予定より少なかった結果であります。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額二億九千三百七十五万一千九百九十五円は、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金で補てんし、なお不足する額七千三百十五万五千二百三十七円は、一時借入金で措置いたしました。

損益計算書は、収益十五億八千五百五十八万六千六百一十一円、費用十六億六千八百八十三万五千八百八十三円、差引八千七百二十五万五千二百七十二円の当年度における純損失を生じました。

剰余金計算書は、繰越欠損金年度末残高二百八十五万三千四百四円、当年度純損失八千七百二十五万五千二百七十二円、当年度未処理欠損金九千九百八十六万七千六百七十六円となりました。

資本剰余金は、前年度末残高十三億五千六百五十二万五千四百四十九円、当年度発生高六千三百七十六万三千二百六十九円、次年度繰越資本剰余金十四億二千二十八万八千三百五十五円となりました。

欠損金処理計算書は、当年度未処理欠損金九千九百八十六万七千六百七十六円を翌年度へ繰り越しました。

貸借対照表は、水道事業が保有する資産、負債及び資本を総括的にあらわしたものでありまして、資産総額八十一億二千五百三十三万一千四百四十九円、負債総額七億一千四百四十一万七千二百四十二円、資本総額七十四億一千三百九十九万四千五百五十八円となりました。

決算の結果、前年度に比べ、給水量は八・九七％の上昇を示し、料金収入も増収したにもかかわらず、給水に必要な諸経費の増高に伴い、経営環境は悪化をもたらし、業務の合理化、経費の節減にできる限りの企業努力を続けましたが、経済の変動はもはや企業内の努力のみでは解決できず、前年度に引き続き赤字を生じました。

水道財政健全化のため、市民生活に及ぼす影響を十分考えながら、やむを得ず昭和五十一年四月分から料金改正を行い、清浄、豊富、低廉な水の供給、経営の改善等に一層の努力を続ける所存であります。

以上が昭和五十年年度水道事業決算の概要であります。

どうかよろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

議案第九十三号は、本市一般会計補正予算第二号案であります。

今回補正の主な内容は、国、県補助割当の決定、もしくは見通しを得たもの及び職員の希望退職者等に対する手当金並びに緊急に実施を要する単独事業費等の追加補正と、これらに関連する債務負担行為及び地方債の補正であります。

歳入歳出予算の追加補正額は、十八億一千八百八十二万四千円でありまして、補正後の予算総額は、二百八十六億七千二百六十七万四千円と相なるのであります。

以下、歳出から概要をご説明申し上げます。

第二款総務費は、職員の希望退職者手当金、市税過納返還金等の不足見込額の追加と、前助役退職慰労金を計上したほか、国庫補助事業費の決定により、交通安全対策事業費を追加補正いたしました。

徴税费では、地方税法の改正に伴う農地課税審議会設置のための経費と、市税前納報奨金及び還付加算金の不足見込額を追加いたしました。

第三款民生費のうち社会福祉費は、西日野町地内に造成の心身障害者（児）福祉施設用地整備費の追加並びに今回同敷地内に定員三十名の精神薄弱者通所授産施設を新設したいと存じ、これが施設の建設費を計上するとともに、民生対策、同和対策等補助金及び地方改善施設整備事業費を追加補正いたしました。

児童福祉費では、県補助金の決定いたしました簡易保育所運営費補助金及び保育所建設に伴う受託事務費の追加と、

県住宅供給公社が施行の桜団地における要措置児童の増加にかんがみ、同公社の資金を活用して、新たに定員百二十名の保育所を設置することとし、この施設の譲り受けに要する費用について、債務負担行為の追加をお願いいたしました。

また、指定寄附のありました「希望の家」ほかの児童福祉施設の施設整備費を追加しております。

第四款衛生費は、国庫補助金の決定いたしました公害監視測定機器購入費を追加し、清掃関係では、汚物取扱手数料の口座振替制度導入に伴う経費及びじんかい収集委託料等の不足見込額並びに北部清掃施設の汚水処理設備工費を追加したほか、笹川団地内日本住宅公団賃貸住宅におけるじんかい収集方式の変更に関連し、不要となったダストコンテナー維持管理料の返還金を計上いたしました。

第六款農林水産業費のうち農業費は、県支出金の決定を見ました農地移動適正化あっせん事業、農地等利用関係紛争処理調停事業等の農業委員会関係特別事業費及び農村環境整備状況調査等県委託事業費並びに保々、神前地区における農山漁村同和对策事業、農業後継者技術研修事業等に対する補助金を追加いたしました。

農地費では、市単土地改良工事費及び工事材料費の増額を図るとともに、同和对策農業基盤整備事業費並びに県営北伊勢広域営農団地農道整備事業等に対する負担金を新規計上し、樋門排水機場の維持管理費を追加いたしました。

また、水産業費は、国庫補助事業費の決定に基づき、磯津漁港改修事業費の追加と、同港海岸保全事業費の一部組みかえ補正を行うものであります。

第八款土木費のうち道路橋梁費は、人件費の一部組みかえと、水道局その他から委託による路面復旧費の追加補正並びに道路修繕作業所の事務所新築等環境整備費を計上しますとともに、道路新設改良、舗装新設、踏切改良等市単独事業費の増額を図りました。

また、橋梁関係では、国庫補助事業費の決定に基づき、新六名橋及び未広橋の事業費を補正し、最近特に老朽化の著しい新開橋の修繕費を追加いたしました。

河川費においては、国庫補助事業費の決定いたしました古城川ほか七河川の災害関連復旧事業費の追加補正と、県企業庁の補償による長太川改良工事費を追加いたしました。

都市計画費は、人件費の一部組みかえと、公共用地取得事業特別会計繰出金の減額補正並びに県補助金の決定いたしました国土利用計画法に基づく土地利用規制等対策事務費及び常時交通量観測調査費を追加し、国庫補助事業費では、事業費の決定に基づき、セツ屋大池線跨線橋架設事業費及び千歳町小生線改良事業費を減額補正いたしました。

また、近鉄四日市駅周辺の整備として、駅北口開設に関連する西新地西町一号线整備事業費を前年度に引き続いて計上し、近鉄高架下の公共利用に伴う土地使用料、自転車置場整備費等を追加したほか、県営街路及び鉄道高架化事業に対する負担金を計上いたしました。

公園費は、国庫補助事業費の決定に基づき、塩浜公園、南部丘陵公園及び鈴鹿川緑地の整備事業費を追加補正しますとともに、笹川東公園ほか二公園については、事業費の一部組みかえ補正したほか、今回新たに年金福祉事業団資金等の導入により、公園、緑地、体育施設等の設置運営を進める財団法人（仮称）四日市市サイクリングパークを設立するため、出捐金を計上いたしました。

都市下水道費では、朝明、羽津、雨池、塩浜の各都市下水道新設改良事業について、国庫補助事業費の決定並びに関係企業引き受け縁故債による施事業の実施に伴い、それぞれ事業費を補正し、羽津都市下水道については、あわせて債務負担行為の変更をお願いしたほか、今回新たに国庫補助事業として採択の見通しを得ました落合都市下水道近鉄内部線橋梁かさ上げ工事に着手することとし、本年度事業費並びに関連する債務負担行為を計上いたしました。

また、市単独事業として、市内一円の排水施設新設改良費を極力増額いたしました。

第九款消防費は、職員退職手当金、消防団員等公務災害補償等共済基金負担金の不足見込額及び県営天白川災害助成事業に関連する警備台移設費を追加するものであります。

第十款教育費のうち教育総務費は、職員退職手当金及び旅費の不足見込額を追加し、小中学校費では、前年度末における繰り上げ措置により不用となりました保々小学校改築費の減額補正及び本年度より二カ年継続事業として施行の小山田、富洲原、常磐西、神前の各小学校増改築費を繰り上げて施行するための経費の追加と、これに関連する債務負担行為を変更しますとともに、笹川西小学校及び西笹川中学校の屋内運動場建設に伴う初年度備品購入費を追加しました。

幼稚園費は、日本住宅公団より再委託のありました笹川中央（仮称）幼稚園敷地造成費及び園舎建設事務費等を追加いたしました。

社会教育費では、社会教育指導員設置費、貝の谷古墳緊急発掘費及び柔道場新築費等の追加補正と、指定寄附のありました図書館備品の購入費を追加し、保健体育費は、各種体育大会参加費等補助金の追加であります。また、教職員住宅の建設については、かねてより公立学校共済組合と協議を重ねてまいりましたが、このほど話し合いがまとまりましたので、あかつき台四丁目十一戸の建設を依頼し、これが譲り受けに要する費用について、債務負担行為の追加をお願いしております。

第十一款災害復旧費は、昭和四十九年発生土木災害復旧費について、国庫補助割当の決定及び実施事業に合わせて所要の補正を行うものであります。

以上、歳出についての概要を申し上げますが、歳入は、歳出各科目に関連の特定財源のほか、一般財源として、市税、本年度新設の地方道路譲与税及び預金利子等を計上して、収支の均衡を図りました。

議案第九十四号公共下水道特別会計の補正は、業務費においては、受益者負担金前納報奨金の不足見込額及び日本下水道事業団補助金並びに施設維持修繕費等を追加し、水洗便所設置費補助金を所要見込みにより減額補正いたしました。建設改良費では、国庫補助事業費の決定に基づき、日永処理区の普渠布設及びポンプ場設備工事費の追加並びに終末処理場機械設備、電気設備工事について、債務負担行為を計上いたしました。単独事業としては、中央水路等雨水幹線水路の改良費を追加しております。

歳入につきましては、国庫補助金、市債、受益者負担金、その他の特定財源と、前年度繰越金を充ちいたしました。議案第九十五号公共用地取得事業特別会計の補正は、千歳町小生線街路事業にかかる用地取得費の追加に伴い、さきに用地費に充当した地方債を繰り上げ償還するものでありまして、財源には、財産売り払い収入を充当し、一般会計繰入金を減額補正いたしました。

議案第九十六号水道事業会計の補正は、資本的収入及び支出におきまして、収入では、内部川改修工事に伴う水管橋架設がえ並びに道路工事等による配水管移設に対する工事負担金を、支出では、水管橋架設がえ及び配水管移設に要する工事費をそれぞれ追加計上し、これが補てん財源といたしましては、当年度利益剰余金処分額で補てんすることといたしました。

続いて、条例その他の議案について、ご説明申し上げます。

議案第九十七号職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正案は、去る四月一日義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律が施行せられたことに伴い、育児休業の許可に関する規定を追加しようとするものであります。

議案第九十八号職員救慰金条例の一部改正案並びに議案第二百二号消防賞じゅつ金条例の一部改正案は、いずれも国の消防表彰規程が改正されたことに伴い、職員または消防団員に対する救慰金または賞じゅつ金の支給限度額を、殉職者については千三百万円に、障害者については千百万円に引き上げようとするものであります。

議案第九十九号農地課税審議会条例の制定案は、去る四月一日地方税法の一部を改正する法律が施行され、市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の減額に関し、必要な事項を調査審議するため、農地課税審議会について、その設置に必要な条例を制定しようとするものであります。

議案第一百号国民健康保険条例の一部改正案は、地方税法及び同法施行令の一部改正に伴い、賦課限度額の引き上げ並びに保険料の減額対象世帯の範囲の拡大について、所要の改正をしようとするものであります。

議案第一百一号市立幼稚園条例の一部改正案は、明年四月笹川団地内に開園を予定しております幼稚園について、笹川中央幼稚園として規定しようとするものであります。

議案第一百三号 消防団員等公務災害補償条例の一部改正案並びに議案第四百号非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令等の改正に基づき、非常勤消防団員等及びその遺族に対する損害補償の充実を図るため、補償基礎額の増額並びに非常勤消防団員の処遇改善を図るため、退職報償金の増額について、国の示す基準に準じ、所要の改正をしようとするものであります。

議案第一百五号町の区域の変更については、三岐鉄道株式会社が八千代台住宅団地の隣接地を開発するについて、その区域である山城町の一部を八千代台二丁目及び八千代台二丁目編入しようとするもので、区域はお手元の図に示すとおりであります。

議案第一百六号市道路線の一部廃止については、河原田町地内における同一所有者の土地内に介在する市道の一部並びに芝田二丁目地内における市立四日市病院移転敷地内に介在する市道の一部をそれぞれ代替道路との交換により廃止しようとするもので、所在はお手元の図に示すとおりであります。

議案第一百十一号は消防自動車購入契約の締結案でありまして、石油コンビナート等災害防止法に基づくいわゆる「三点セット」のうち、大型化学消防車及び泡原液搬送車各一台の購入について、見積合せに付した結果、金額三千八百八十万円をもって名古屋市中区栄五丁目、森田ポンプ株式会社名古屋営業所に落札決定いたしましたので、同社と購入契約を締結しようとするものであります。

議案第一百十二号ないし議案第一百五号は、いずれも下水道事業に係る工事請負契約の締結案でありまして、指名競争入札に付した結果、下水管渠布設工事（第七工区）については、金額六千八百万円をもって、津市大谷町、大日本土木株式会社三重営業所に、塩浜第三排水路築造工事については、金額四億五百万円をもって、名古屋市中村区広井町三丁目、大成建設株式会社名古屋支店に、塩浜第三ポンプ場口径一、〇〇〇ミリメートル雨水ポンプ設備工事については、金額一億九百万円をもって、名古屋市中区錦二丁目、株式会社電業社機械製作所名古屋営業所に、羽津ポンプ場口径一、二〇〇ミリメートル雨水ポンプ設備工事については、金額一億五千九百五十万円をもって、名古屋市中区錦二丁目、株式会社西島製作所名古屋営業所に落札決定いたしましたので、それぞれ各業者との間に工事請負契約を締結しようとするものであります。

議案第一百十六号ないし議案第一百十九号は、いずれも市立四日市病院改築工事に関する工事請負契約の締結案でありまして、建築主体工事については、金額二十五億五千万円をもって、名古屋市中村区広井町三丁目、大成建設株式会社名古屋支店に、電気設備工事については、金額八億五千万円をもって、名古屋市中村区下笹島町、太陽工藤工事株式会社中部支店に、空気調和設備工事については、金額八億三千万円をもって、名古屋市中区栄四丁目、大阪電気暖

房株式会社名古屋支店に、昇降機設備工事については、金額一億一千五百万円をもって、市内浜田町、株式会社日立製作所名古屋営業所三重販売所に落札決定いたしましたので、それぞれ各業者との間に工事請負契約を締結しようとするものであります。

どうかよろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口信生君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

議事日程に従いまして、本件に関する審議は、留保いたします。

日程第三一 議案第一〇七号 工事請負契約の締結について、ないし

日程第三四 議案第一一〇号 工事請負契約の締結について

○議長（山口信生君） 次に、日程第三十一、議案第七号工事請負契約の締結について、ないし日程第三十四、議案第一百十号工事請負契約の締結についての四件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） ただいまご上程の各議案について、ご説明申し上げます。

議案第七号ないし議案第一百十号は、いずれも小学校増改築工事の請負契約締結案でありまして、指名競争入札に付した結果、市立神前小学校改築工事については、金額一億六百万円をもって、市内赤畑一丁目、株式会社池畑組に、市立富洲原小学校増築工事については、金額七千八百万円をもって、市内元町、株式会社伊藤彦組に、市立小山田

小学校増築工事については、金額九千二百二十万円をもって、市内日永二丁目、多田建設株式会社、市立常磐西小学校増築工事については、金額七千五百三十万円をもって、市内石原町、株式会社杉本組に落札決定いたしましたので、それぞれ各業者との間に工事請負契約を締結しようとするものであります。

どうかよろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口信生君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） 質疑なしと認めます。

本件を総務委員会に付託いたします。

○付託議案一覧表 その一 (昭和五十一年九月定例会)

○総務委員会

議案第一〇七号 工事請負契約の締結について

議案第一〇八号 工事請負契約の締結について

議案第一〇九号 工事請負契約の締結について

議案第一一〇号 工事請負契約の締結について

○議長（山口信生君） おはかりいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。これに

ご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（山口信生君）　ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

次回は、九月十三日午前十時より会議を開きます。

本日は、これをもって延会いたします。

午後一時三十八分延会

昭和五十一年九月十三日

四日市市議会定例会会議録（第二号）

四日市市議会

○ 議事日程 第二号

昭和五十一年九月十三日(月) 午前十時開議

- 第一 議案第一〇七号 工事請負契約の締結について……………委員長報告：質疑、討論、議決
- 第二 議案第一〇八号 工事請負契約の締結について……………
- 第三 議案第一〇九号 工事請負契約の締結について……………
- 第四 議案第一一〇号 工事請負契約の締結について……………
- 第五 一般質問

○ 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○ 出席議員(四十一名)

青	天	小	伊	岩	宇
山	春	井	藤	田	治
峯	文	道	信	久	良
男	雄	夫	一	雄	市

山 山 山 山 松 増 前 堀 古 福 平 橋 野 野 生 中 出  
本 中 路 口 島 山 川 市 田 野 本 呂 崎 川 村 井  
忠 信 良 英 辰 新 元 香 行 増 平 貞 平 信  
兵  
勝 一 剛 生 一 一 男 衛 一 史 信 藏 和 芳 藏 夫 博

坪 田 高 高 坂 後 後 小 小 粉 訓 喜 川 金 加 大 大 小  
多  
井 中 木 井 口 藤 藤 林 林 川 霸 野 口 森 藤 森 谷 川  
妙 基 三 正 長 寛 喜 博 也 洋 定 多 喜 四  
喜  
子 介 勲 夫 次 六 次 夫 次 茂 男 等 二 正 男 三 正 郎

○欠席議員（三名）

森 長 高  
谷 川 橋  
安 鐸 力  
吉 元 三

○議事説明のため出席した者

建設部長	下水道部長	土木部長	環境部長	福祉部長	産業部長	税務部長	総務部長	市長公室長	収入役	助役	市長
石川三太郎	奥村仁人	杉本広	山北彰	谷沢文男	斎藤久美	伊藤治郎	阿南輝彦	六田猶裕	平井清三	三輪喜司	岩野見齊

副収入役 伊藤 涼 一

教育委員長 藤 池 清 真  
教育長 市 川 一 郎  
次長 杉 本 治 芳

病院事務長 荒 木 三 郎

水道事業管理者 村 山 了  
次長 天 野 春  
技術部長 黒 川 薫

消防長 松 村 美 裕  
次長 藪 田 佳 裕

代表監査委員 森 幸 雄

○出席事務局職員

事務局長	佐々木	晃精
議事課長	小坂	靖
議事係長	板崎	大之丞
主事	山口	克彦
主事	山口	徹

午前十時七分開議

○議長（山口信生君） ただいまから、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、四十名であります。

本日の議事については、お手元に配布しました議事日程第二号により取り進めたいと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（山口信生君） 会議に先立ち、市長から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 会議に先立ちまして、今次の災害についての概略の報告をさせていただきます。

台風十七号の動勢につきましては、なお今後とも警戒を必要とされるのでありますが、災害対策本部はそのまま存続させながら、今朝八時をもって、一応警戒体制を解きました。八日の夜以来けさまでの災害の状況につきまして、

その概要をご報告申し上げます。

特に、八日二十一時から二十三時、九日一時から四時の間の降雨量が最も多かったのでありますが、八日朝からけさまでの各観測所の雨量累計は、北消防署におきまして五百七十二ミリ、消防桜分遣所におきまして五百四十八ミリと、いずれも五百ミリ前後の相当な雨量に達しまして、満潮時の高水位ともあわせて、市内各地に被害を生じたのでございます。

各主要河川の水位につきましては、警戒水位を超えたところもございすけれども、いずれも危険水位には至らなかったでございます。

昨日十七時現在の被害戸数調べでは、床上五百九十一戸、床下三千二百七戸となっております。

なお、これら災害防止活動並びに救助、復旧活動等に相当の経費を要するのでございますが、公共土木関係の被害につきましては二百二十六件、三億八千三百万円、農林施設被害三十三件、五千三百万円のほか、目下それぞれ調査をとりまとめ中でございます。これらの経費につきましては、一応既決予算をもって経理いたしておいて、次の議案に補正計上をお願いしたいと考えております。

何とぞよろしくご了解のほどをお願い申し上げます。

○議長（山口信生君） 市長の報告はお聞き及びのとおりであります。

市長の報告に対しご質疑がありましたら、ご発言願います。

橋本増蔵君。

〔橋本増蔵君登壇〕

○橋本増蔵君 今回の災害によります状況につきましては、市長からただいまお伺いをいたしましたし、またこの八

日の日からずつと市の理事者の方には非常に徹夜でいろいろとお骨折り願いましたことは、感謝をいたしております。災害の状況は聞きましたけれども、常時浸水をしておりますところの富田、富洲原、塩浜、この付近に対しまして、毎年毎年同じことばかり繰り返しておりますが、今後のこれに対しまして、市長はどのようにやっていくか、今後の問題を簡単に結構でございますが、お伺いしたいと思えます。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 治水あるいは常時浸水地域の排除につきましては、この二年來できる限りの力を注いできたんでございますが、今回またかような浸水の起こりましたことは、まことに残念に考えております。

幸い河川につきましては、河川の改修等によりまして、破堤といったようなことは避けられたんでございますが、浸水地帯における降雨量のいかんによってはまだまだ浸水の避けられないことが立証せられたわけでございます。こういう事態を早急に解決するためには、とりあえずの処置といたしましては、ポンプの増強による排水の強化、これを一層心がけなければならぬと考えております。

○議長（山口信生君） 橋本増蔵君。

〔橋本増蔵君登壇〕

○橋本増蔵君 最後に市長に要望したいと思えますが、たとえば茂福ポンプ場が現在工事中でございますが、これが完成しておったら茂福、富田も浜元町の浸水はなかったと思えます。したがいますして、このように各地区におきます現在の工事中あるいは計画につきまして、何とかして早急にこれを完成できるようにご努力のほどをお願いを申し上げますと終わります。

○議長（山口信生君） 他にございませんか。

山中忠一君。

〔山中忠一君登壇〕

○山中忠一君 ただいま同僚の橋本議員の質問に対しまして、市長の答弁を承りましたが、私は、常時浸水地帯は四日市市ではほほもう決まっておるんです。不幸にして今回の災害にも二千数百軒という浸水を見ておるというんですが、いまの市長の考え方は私はこの常時浸水は幾ら骨を折られても、金をつぎ込まれてもなくなるならぬと思うんです。たとえば、常時浸水地帯はほとんどゼロメートルです。あなた方はポンプでかい揚げると言われるが、これは天災と人力とどちらが強いかということを先に考えていただきたい、こういうことを考えるんですが、そこで、私はもう一べん地球の原点に返って考えてみたいと思っております、せめて戦前に返ってみたいと。四日市市がいま一大工業都市だと言っていて、誇りを持って都市の発展を喜んでおる。この裏面にひずみが出ておるわけなんです。私たち子供の時分、私たちが青年時代には四日市市の都市というものは旧市街化地域だけにわずか四万人かそこらの人口だった。それが合併地区の全地区にまで及んでおることなんです。私たちの若いときには遊水と、遊ぶ水をたんぼが全部その役をなしたと思えます。それを全部埋め立てして、そうして一寸でも水が上がればやはり浸水騒ぎなんです。これを一べん考えていただきたいと思うんです。金はかかりますが、将来四日市市を都市として残すなれば都市改造をやる、全部二階建てにして下一階はもういつも自由に物置きにして水が流れると、隣から隣へ水が流れていってもいいんだという都市にするか、それとも私たちの山の地帯に大きなダムをこしらえて一時そこに蓄えると、そうするか天井川をこしらえると、雨の降る日には自然流下をもって海までひとり流れると、天気になったら道路に水が走ると、これくらいの抜本的な施策を国家的にも考えなければならぬし、やはり都市を守るといふ上においては、

理事者としては考えていくべきだと、ゼロメートルに水を流してみても、幾ら川の流れをよくしてみても、早うゼロ地帯に水が来るだけのものじゃないんですか。満水になってどこへ流す。あなたたちはポンプでかい揚げると、どこまでポンプでかい揚げられるかということ、私は天災には勝てぬと、自然には勝てぬと思うんです。そのような施策ができましたならば、大いにひとつ研究してもらい、将来の四日市の都市をこのまんま栄えさしていくということにひとつ重点を置いていただきたいと、これは私の要望でございます。こういう大きな夢のようなお話をしましてもできぬじゃないかと言われましようけれども、やはり人間が地球上に生き残って栄えていくということには、幾ら金がかかっても、幾ら人件費を費しても、これはなし遂げなきゃならないんです。私はかく信じますので、抜本的な考え方を国とともに施策を立てていただきたいということを要望いたしましたして、私の質問を終わらしていただきます。

○議長（山口信生君） 他にございませんか。

山本 勝君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 せっかく時間を取っていただいておりますので、三、四点ご指摘申し上げて、要望しておきたいと思っております。

私の知っている範囲でも、この十七号台風は時間的に非常に長時間になりました、一体いつになったらおさまるかということをお心配をしておりました。その中ですでに手をつけられている問題も含めて申し上げたいと思うんですが、まず、市内の街路樹の問題であります。

すでに一部地域では、台風中に剪定をされたところがあるわけですが、今後台風がもうないということは言い切れませんので、業者の方こんなときにきょう中にやれということと言われたって大変だと、こういう言葉もありますが、今後に備えてこの剪定はできるだけ早くしていただきたい。このことは被害を防ぐと同時に街路樹を守ると、こういうことになりまして、お願いをしておきたいと思っております。

それから、今回の災害で各地区と言いますか、地区ごとにはゆる土木業者の定着と言いますか、どの地域はどの業者が担当するんだと、注意をして巡回をしない、こういうことが指摘されたように聞いております。けさ私はそのことを聞いたんでありますが、一昨日もある場所で土のう積みをしていたときにその業者が来まして、一体何のために来たのかなあとということで、出張所も私も含めて不思議に思っておたわけですが、けさになってあの業者がたとえば三重地区の担当で警戒に当たっていたんだと、こういうことを聞いたわけですが、そこまで細かく施策をされているとするならば、少なくとも出張所には、どの出張所管内はどの業者が警戒に当たりますと、こういう連絡がはしかつたと思うわけがあります。せっかくの好意も後にならなければわからないというようなことのないように注意をしていただきたいと思います。

それから、先ほど来から常時浸水地域の問題が出されておりますが、一つつけ加えて言うならば、今回の富田、富洲原地域の広範囲にわたる常時浸水地域ということも非常に大事なことであります。

ところが、市内全体を見てまいりますと、思わぬところで少しの降雨量でも浸水をするというようなところがあります。これらについていつか私も言ったことがあると思うんですが、一度市内の総点検と言いますか、総調査と言いますか、そういう地域をやはり事前に知っておく、チェックをしておくということが必要だと思いますので、そういう調査をぜひなされるようお願いをしておきたいと思っております。

それから、最後に一つであります、これも苦言のようになりますけれども、役所が災害に備えて非常にきめ細かくやろうとしている気持ちは十分に理解するわけですが、何かこの一部見ておきますと、ここまでしなくても

いいんだがなあとというような気がいたします。

一つ例を申し上げますと、土曜日に企画課だと思えますけれども、各議員の家へ連合自治会長あての文書を持って、こういう文書を出しましたという訪問がありました。私は留守にしておりましたので、後で聞いたわけでありますけれども、何もそこまでしなくても、これも出張所まで届けておけば事が足りるんじゃないだろうかというふうに思うわけです。そこまで時間的な余裕があれば幸いなことでありますけれども、災害時に一般職員が飛び回っているときにそこまでしなくてもいいんじゃないかと、こういうふうには私は感じましたので、一言だけ申し上げておきます。街路樹の問題と常時浸水地域の市内全体の調査の問題をひとつ簡単でよろしいですからお答えを願っておきたいと思っております。

○議長（山口信生君） 土木部長。

〔土木部長（杉本義広君）登壇〕

○土木部長（杉本義広君） 街路樹の剪定につきまして、いつも八月の初旬に剪定をやりかけているわけなんですが、いまずんですが、これにつきましていろいろと市民の皆さんからご意見がございまして、青々と茂った枝を切り取ることについては、まだ時期が早いんじゃないかというようなご意見もいままでにあつたわけなんですが、剪定時期については、まだ時期が早いんじゃないかというふうなご意見もいままでにあつたわけなんですが、剪定時期をおくらしていいわけなんですが、剪定計画はもうすでに立てまして、実行の決裁も取っていたような状態であるわけなんですが、ご意見を。ただいまご指摘ございましたように、台風には非常に弱うございますので、早急に剪定にとりかからせていただきたいと思います。

○議長（山口信生君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） いまの二番目の常習浸水地帯の解消でございますが、これにつきましては、先ほど市長から答弁ございましたように、私も臨海地帯の公共下水道区域外の地域については今後とも重点的にこれの解消に努めていきたいと思えます。と同時に、他の地域におきまして、一部たとえば公共下水道区域の中におきましても、一部浸水区域もございしますので、これはその地域地域における原因を十分調べまして、原因の除去に努めていけば、排水は可能になると、このように考えておりますので、よろしく願いたします。

なお、一言付言させていただきますが、各議員の方へ配らしていただきましたのは、情報収集担当の企画課の方で、情報収集をかねながら各地区を回らしていただいたそのついでとは申して非常に失礼ではございますが、配らしていただいた、こういうことでございます。両方かねてやらしておいていただいておりますので、さようご了承いただければけっこうかと思えます。

よろしく願いたします。

○議長（山口信生君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 水害と関連いたしましたして、治水対策問題が集中的に論議をされておりますので、この機会に私の方からもあえて問題を提起させていただきたいと思うわけでございます。

その前に八日來のこの豪雨のために被災されました市民の皆さんに心からお見舞いを申し上げますとともに、この災害対策に連日連夜不眠不休の努力をしていただきました職員の方々に心から謝意をあらわしたいと思うわけで

ございます。

いまひとつ、私は今回の水害の被害状況、その原因等を見る中で、被災者の皆さんに深い責任を感じるとともに、私どもの非力を感ずるのでございます。私は、議員就任以来あらゆる機会をとらえて、水害常習地の解消をはじめ、治水対策、治水事業の万全を期するように市当局にも強く求めてきましたけれども、しかし、四十九年七月のあの災害、そしてまた今回も災害と、相次いで起こっておるわけでございます。その被害個所の多くはいま山中議員等のご指摘にありましたように、常習浸水地です。近年確かに浸水対策事業が前進をしてそれなりの効果は上げておりますけれどもですね、今回の水害の状況の中に見られますように、この治水対策がやや前進をしているというだけでは片づけられない問題となっておるわけでございます。で、その治水対策について、あるいは治水事業の内容が市民の要求や現実の必要性あるいはその可能性という面から見て不十分なものであると思うわけです。今回被害を受けられた皆さんから、「議員は何をしている、市当局は何をしている」という怒りがぶつけられていくわけです。もはや水害のたびにお見舞いをするとか、あるいはまことに遺憾であるとか、こういうことだけでは済まされたいと思うんです。先ほど市長は、「ポンプを増強する」と、こういうふうにお答えになりましたけれども、あるいはまた、三輪助役は、「常時浸水地については、今後とも重点的に進めたい」と言われましたけれども、いろいろこの被災地の状況を見てまいりますと、いまある治水事業計画、各種の治水事業計画というものを即刻見直して、そしてそれらの諸計画を繰り上げて実施すると、こういう必要があると思うわけです。そしてまた、それをするならば相当程度改善できると、こういう面があると思うわけです。この点を具体的にどのようにやるのか、こういう点をもっと明らかにしていただく必要があるんじゃないかと思うわけでございます。ポンプの増強だけでなく、その水路網の整備という問題も非常に重要になっております。それから地盤沈下対策、地下水をいまでもくみ上げておるわけですが、地

下水の徹底的な、全面的な禁止をはじめ、徹底的な治水対策の強化と、こういう点でも具体的にやる必要があると思うんです。で、この点について一体どうお考えなのかもう少しその辺をはっきりとした方向を打ち出されるべきだと思いますので、この点をぜひひとつお答えをいただきたいと思っております。

特に、私の関係する地域でございますが、任んでおります地域であります羽津、海蔵その周辺の問題について申し上げますとですね、羽津都市下水路のポンプ設置というのは五十二年の六月ということになっておりますけれども、これをどうしても急いでいただく必要がある。さらには、関西線の二号幹線水路のところをどうしても早く着工して整備をしていただく必要がある。それだけでなく、全体に二号幹線水路、一号幹線水路、これを整備することなくしては、今度の場合も羽津の白須賀あるいは三ッ谷、こうしたものの浸水を防ぐことができぬわけです。重点的に今後鋭意努力していきたいという姿勢だけではもうおさまらないんです、気持の上で、実際の市民の感情の上でですね、こうしたところをどう抜本的に改めて、そして事業を前進させるのか、あるいはまた米洗川、堀川の準用河川整備、これをわずか千メートルぐらい前進させるだけでも三億円の事業がかかると言われておるんです。ところが五十一年度についた予算はおの六百万ずつ、五十二年度国に対して市が事業要求しているのは千八百万ずつです。これはいつになるのか……

○議長（山口信生君） 小井君いまそれを論議する場合と違うで、これはもう後にしたらどうだ。

○小井道夫君 いや議事運営に問題があると思うんですよ、それは。

○議長（山口信生君） 早急に、いまこんな大きな計画を論議する場と違う。

○小井道夫君 現実には被災報告に対して集中的に話が出ているんですから。

○議長（山口信生君） 後で論議すべき問題で、ここでやっちゃってしょうがない。

○小井道夫君　しょうがないことないです。答えてください。常時浸水地域の問題話題として出されたんですから。

〔私語する者あり〕

○議長（山口信生君）　出てるけれども、一応の質問だけにしておいて、そういう将来計画は後でやったらどうだ。  
○小井道夫君　こういう点をぜひひとつ考えていただきたいと思えます。

〔発言を求める者あり〕

○議長（山口信生君）　伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君　一人の小さい命を失い、来る年も来る年も浸水に苦しめられ、泣かされている一番ひどい地区が私の地区でございます。言いたいことは幾らでもございます。私はここでそういうことを論議する場所でございますので、改めて常時浸水地区の先生方と協力いたしまして、皆さんにお願いをいたしたいと思っております。

それだけ申し上げて終わります。

○議長（山口信生君）　市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君）　私が先ほどポンプの増強と申し上げましたのは、とりあえずの応急的に取り得る措置として端的に申し上げたんでございます。常時浸水地域の解消につきましては、以前は河川あるいは排水と、こういった問題が土木の大きな重点になっておったのが、最近の十年二十年はほとんどそれが道路優先といったような形をとられてきた弊害があらわれてきたんではないかと私は考えております。一昨年の水害以来、少なくとも私は道路以上に水路の改修あるいは排水、常時浸水地域の解消、こういった問題に力をいたしてきたつもりでございますが、まだ解決に至らないことは、まことに遺憾でございますが、少なくとも道路以上に治水の問題、利水の問題、こういった問題に重点を注いでいくべきであろうと私は考えております。ポンプと申しましたのは、ただ端的に申し上げただけのことでございます。あらゆる治水対策がとられなければならないと考えております。

○議長（山口信生君）　他にございませんか。

平野行信君。

〔平野行信君登壇〕

○平野行信君　関連でございますけれども、今回の十七号台風につきましては、下の方は大変水の量が多くて恐怖を感じました。しかし、さりとて上流の方はということで現場へたくさん見に行っただけでございますが、当然手を付けておかなければならない行政上の問題がたくさん残っております。たとえば、排水路が片面は自己負担でやったけれども、後市のやる半分が残っていると、そういうこともございますので、その点を早く進めたいと思えます。

なお、現在の災害または防災ということにつきましては、事故があったから対処するという方向でございます。少々の災害があっても十分にそれを消化できるだけの安全対策、安全度というものは非常に弱体ではないかと、このように思いますので、あわせて検討の段階においてはその点も含んで考えていただきたいと思えます。

○議長（山口信生君）　他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君）　他にご質疑もありませんので、これをもって、市長の報告を終了します。

○議長（山口信生君） これより会議に入ります。

日程第一 議案第一〇七号 工事請負契約の締結について、ないし

日程第四 議案第一一〇号 工事請負契約の締結について

○議長（山口信生君） 日程第一、議案第七七号工事請負契約の締結について、ないし日程第四、議案第一百十号工事請負契約の締結についての四件を一括議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。

総務委員長 大谷喜正君。

〔総務委員長（大谷喜正君）登壇〕

○総務委員長（大谷喜正君） ただいま議題となっております四議案について、総務委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第七七号ないし議案第一百十号は、いずれも小学校増改築工事の請負契約締結案でありまして、慎重に審査いたしました結果、別段異議なく、原案のとおり承認いたしました次第であります。

はなはだ簡単ではありますが、これをもちまして、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（山口信生君） 委員長の報告は、お聞き及びのとおりであります。委員長の報告に対し、ご質疑がありましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） 質疑なしと認めます。

本件につきましては、討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第五 一般質問

○議長（山口信生君） 次に、日程第五、これより一般質問を行います。

お手元に配布しました一般質問通告一覧表のとおり質問の通告がまいてっております。

それでは、一覧表記載の順序に従い、順次発言を許します。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 私の第一の質問は、防災と治水対策についてでございますが、先ほどの質疑の関係を踏まえまして、さらに当局の姿勢をただしてまいりたいと思うわけでございます。

これからも治水対策に重点を入れていくということでございますけれども、先ほど触れましたように、いま幾つかある治水事業計画、こうしたものを即刻見直して、そして必要な手を従来のテンポではなくて、あらゆる財源対策その他を講じて、思い切って手当をすると、こういうことが望まれているわけでございます。そうしなければ少なくとももう二、三年は常時浸水地帯が残り、こうした雨にまた悩まされるということになるわけでございます。今度の水

害による被災の状況、その個所等を見てまいりますと、あるいはその原因を見てまいりますと、たとえば富洲原の場合いろいろの原因があると思えますけれども、一つの大きな問題として朝明都市下水路網の拡張整備をするということと、五十二、五十三両年度に計画をされておりますポンプ設置を繰り上げて実施するということはどうしても必要です。先ほど富田の例が出ましたけれども、富田の場合も豊栄ポンプ場のポンプ設置を繰り上げて実施するというのと、あるいはまた、特に茂福方面を中心に行なうとして湛水防除事業による前川などの水路整備事業と、現在の茂福ポンプ場のポンプ設置工事を急ぎ、さらに増設を繰り上げ実施するということが、これを見ないうちにいま富田山城線の道路工事がことから着工するというわけです。そしてその水を前川やそれにつながる水路に流すということになります。こういうことを知ったら茂福の周辺は何ともなくなる、こういう点でもう一ぺん再検討されるべくこういう点で強い要求が出ております。

羽津の場合には先ほどちょっと触れましたけれども、そのほかに堀川、米洗川の問題で、たとえば堀川の場合は、堀川の河口を近鉄の線路敷の西で抜くと、あるいは米洗川については名四国道上の断面を拡張すると、こういう点について大至急手を打たなければならぬわけです。従来の計画のテンポでは間に合わないわけです。常磐などにつきましても、落合川の管理を一元化して内部線のほか幾つかある障害物を取り除いて整備をしていくという課題、日永などにつきましても、国道一号線そのほかの水路のネック、これを従来のテンポじゃなくて、急いで一時も早くこれを断行するということが、塩浜などにつきましても、雨池、塩浜両下水路のポンプ設置を従来の計画でなく、もっと早めるということ。これらいずれも差し迫っております。

そのほかにも中小河川水路の改修整備費を大幅にふやすということ、あるいはまた災害時における予備排水ポンプのその能力を大型化し数をふやさなきゃならないということ、こういう点について考えてみるならば、抽象的に「これから鋭意努力する」と言われるだけでは保障にならないわけでございます。あらゆる財源対策を講じて、市政上のいままでとは違った一層の緊急の最重要課題として位置づけで、これら諸事業の繰り上げ実施、こういう点に断固として取り組む姿勢があるかどうか、こういう点を明らかにしていただきたいと思えます。

次に、コンビナート災害についてであります。ことしに入って八回目と言われました八月十九日の昭石ガス噴出事故後もコンビナートの関連事故が続発しております。八月二十三日には上野製菓が倉庫火災を起こしながら、昭石事故の際に、企業の通報義務違反が問題になった直後であるのに、全く届け出をせず、市民の通報でその事実がばれるというようなことが起こっておるわけでございます。改めて企業の姿勢を厳しく問わなければならないと同時に、消防、市当局の指導のあり方やその姿勢をも問わなければならないと思えます。

私は、去る八月二十日全員協議会で昭石の通報義務違反について、コンビナート等災害防止法に基づいて断固として告発するよう要求いたしました。そして消防長も告発したいとの答弁をされましたが、その後どのように処理をなされたか、伺いたいと思えます。聞くところによりますと、八月六日に市長からの警告書を発したことに、またコンビナート防災法施行まもないので告発はやめるといふふうなことでございますけれども、事実だとすれば全く許しがたいことだと思えます。コンビナート防災法を待つまでもなく、当市は企業との間に災害防止協定が結ばれているわけであります。この面からも厳しい制裁措置がとられなければならないと思うのです。しかし、この協定はそうした制裁措置を何一つ決めていないざる協定でございます。ご丁寧に昭石は火災の場合のほかは必要に応じて連絡するなどという指示がまかり通っていたわけでございます。これは、単に、宿直者への通報に関する指示のみにとどまるというものではないと思えます。ここに企業利益を優先させた企業そのものの姿勢が露骨に示されている

と言わざるを得ないと思います。私は、こうした企業の姿勢を正し、これを許してきた市当局の姿勢を正すためにも、あくまでも告発することを要求するものでございます。

また上野製菓についても同様だと思います。私は八月二十日の全員協議会でこの通報問題のほか、事故後の市民への広報活動、そしてその態勢、設備とともに不備があるということ、要員配置、特に夜間、休日の要員配置に問題があり、また電話も少ないという具体的なことも指摘しました。新ブランドで定修直後の事故であったという面から、すべての設備の安全性について徹底的な再点検を実施すること、こういうことなどを指摘したわけでございますけれども、しかし、新聞に報じられました警告書を見ますと、これらの指摘した問題についてどのように反映されているのか判然といたしません。そして、これは単に昭石だけでなく、すべてのコンビナートに徹底されなければならないと思いますが、私はこの際災害防止協定を不備なコンビナート防災法に上乘せをして、市民本位の内容にした災害防止条例を制定することを強く提起するものです。この考え方を伺いたいと思います。そして、この中のひとつには、コンビナート設備の全面かつ徹底的な安全点検を定期、臨時のあわせて義務づけるとともに、そのための市の消防体制をつくるために必要な点検料を徴収すべきだと思うわけでございます。

その次に震災対策について伺います。

最近の世界的な地震多発と大きな被害の状況から、地震国日本の中でもコンビナートを抱えて危険きわまりないこの四日市の市民の不安は特に強いものがあるかと思えます。震災対策の緊急性、重要性がことのほか大きいと思うわけでございますが、震度に応じた被害予測調査や災害時を含め、被害を最小限に食いとめるための対策について、どのような検討と施策が進められておるのか、こういう点を簡単に結構でございますから概括的に述べていただきたいと思えます。

第二の質問は、近鉄に莫大な利益を保証した近鉄高架事業と近鉄に対する市民要求の実現についてでございます。市民要求の実現について、近鉄は、四十六年から五十一年度にかけて高架事業の問題に対して市が多くを負担をしてきております。これをいろいろと調べてみました。そうしますと、四十六年から五十一年度、今度九月議会にも提案をされております四千万も含めまして、市の負担は十三億一千万円、総事業費六十九億三千万円のうち市の負担が十三億一千万円、県が十億七千五百万円、国が四十一億八千万円、そして近鉄はたったの五・二兆の三億五千三百万円となっております。この公費のうちには高架前になりました近鉄その他の建物等の移転補償費が五億一千七百万含まれておりますし、高架によって生じました電波障害対策としての共同アンテナ設備費七千三百万円や浜田公会所の建設費、それに後でも触れますように、近鉄所有の高架外用地と駅前広場の一部の千九百平米を買い上げた八億六千四百万円が含まれております。高架によってできた設備はすべて近鉄の資産となるわけですが、地方税法第三百四十八条の規定によって、「線路、電路、停車場設備にかかる固定資産税償却資産分は、非課税」という特典が与えられております。鉄道敷にかかる固定資産税土地分が、隣接地の三分の一課税という特典があることはご承知のとおりでございます。近鉄は、高架によりましてその区間の広大な土地、すなわち高架前は鉄道関係施設の占用地としてほかに転用できなかったいわば死に地が高架下、あるいは高架外両面にわたって莫大な利益を生む土地に変わったわけでございます。高架用地について見ますと、その貸付面積は三万二千八百三十三平米もあります。このうちの九千八百七十二平米が公共利用にあてがわれたわけでございますけれども、一万二千平米余りが店舗用地になっておりますし、ほかにまだ貸付面積が七千四百平米ございます。この店舗用地は、高架前の東海ストアーあるいは近鉄百貨店などの店舗面積よりはるかに多くなっておりまして、その使用料あるいは権利金収入というものは莫大なものになると思います。近鉄は高架下の利用分に対しても使用料を取るということになってきておるわけでございますが、この公共利

用が全面的に使用されるときになりますと、年間三千万円の使用料を取られるわけでございます。高架外用地について見ましても、高架化区間の名古屋線の北は、中住吉中部中学校線道路から、南は、六地藏中川原線道路、一部湯の山線、西側は、工業高校東道路延長線までのこの間の部分に限って見ましても、近鉄の所有地は四万一千平米有効利用のできる場所が出てきたわけでございます。この中でいろいろ線路差し引きますと二万平米が高架外用地として、しかもここが一等地でございますから、ここだけでも数十億円の価値のある土地に変わったわけでございます。この現に高架外用地のうち、いわゆる先ほど触れました七十メートル道路と近鉄線とが交差する道路敷地から近鉄線路敷地の投影面積を除いた高架外用地と、駅東広場の近鉄所有地の一部、これの買い上げを国、県、市で八億六千万円でやってやったわけでございます。一平米当たり四十五万円余りでございます。これがいかに不当なものであるかは、この七十メートル道路の線路の西東は戦災復興あるいは西浦土地区画整理事業によって高い減歩率でただ取り上げてきた道路である。なぜ近鉄のこの多額の公費をかけてきた、そして生み出されたところの土地を公費で買い上げてやる必要があるのか。さらに、いま問題になっていますのが駅西広場整備で、またそこで三千三百平米近くの高架外用地がかかるということでございます。このうちのいろいろ諸条件を考慮しましても、二万平米余りは近鉄からまた買い上げてやると、こういうふうなことが予測されているわけでございます。こういう点を見ましても、いかに近鉄が高架事業で大もうけが保証されたかということが明らかだと思います。したがって、私は今度提案されております四千万の近鉄高架事業五十一年度負担分についても、これはやめるべきであるというふうに考えますし、そのほか近鉄に対していろいろ市民から要求が出されておりますが、この点についても断固とした姿勢で近鉄に対して要求の実現を図るべきである。

駅西広場整備についても、近鉄から多額の負担を取って実施すべきであるというふうに思いますし、塩浜駅西口の早期開設、あるいは阿倉川駅北口の開設、こうした点についても断固としてその実現を近鉄に迫るべきだということふうに思います。

それから、内部線の列車本数が西日野線の復旧の際に間引かれてしまっているということがございます。この点の改善を求めるべきだと思います。

それからさらに、他の市町村とともに名古屋線のラッシュ時における有料特急廃止、あるいは立ち席の特急料減額、特急優先ダイヤを改めて、急行、準急、普通の利便をふやす、通勤通学列車の増結、増発を図る、こういう点についても、市民の足を守るという立場から、ぜひ要求をしていただきたいと思います。思うわけでございますが、この点についてのお考えを伺いたいと思います。

第三の質問は、戦災復興土地区画整理事業に関する問題でございます。

県知事施行のこの事業が、いま清算事務の段階に入ろうとしておるわけでございますが、これに対してこの換地処分通知を受けた権利者の方々から多くの不満が出ており、すでに百六十九名の方が不服審査請求をしております。この事業にはずいぶん多くの問題があるわけでございますが、これをさらに市が清算事務の委託を受けると、こういう点でも問題があると思うわけでございます。このことに関しまして、次の諸点についてお伺いをしたいと思います。

近鉄の鉄道用地は減歩したのか増歩したのか、その率、面積はどうかということ。二番目に、減歩して得た道路、公園などの公共用地で、四日市の市有地となったものがほとんどだと思ふわけでございますけれどもどれくらいか、その面積、比率を明らかにしていただきたいと思ふます。そして、戦災復興に有無を言わずこの区画整理法を適用して、公共用地の確保のために高い減歩率で土地をただ取り上げた上、しかも長年月を要し、四十年程度の評価でいまごろ清算をするというところに無理があるわけでございます。しかもその大部分が

市有地となり、その道路、公園は戦災地の権利者だけでなく、すべての市民が利用するというところでもございます。ですから、この事業を施行しました県とともに市もお金を出して、少なくとも勤労市民、中小零細業者の一定の土地にかかる清算金の徴収を軽減し、あるいは交付金の増額を行うようにすべきであると考えますが、お考えを伺いたいと思います。

さらに、清算事務を市に委任するという県は、どんな条件を出しているのか。市は、これにどう対処されようとしているのか。私は、必ずやこの事務そのものについても市の財政負担を伴い、権利者の不満が大きい中で、事務の遂行がきわめて困難を伴うことは明らかであると思うわけでございます。知事施行のこの事業を清算事務の最後の段階まで県にやってもらうべきであり、市はこれを断るべきだと思えますが、いかがでございますか、この点をお伺いしたいと思います。

時間の都合で、第四の問題は割愛をさせていただきます。

○議長（山口信生君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時二分休憩

午前十一時二十一分再開

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 治水計画につきましては、先刻も申し上げましたように、かなり一昨年以來重点的な施策を

進めてまいりましたんですが、今回の災害も考え合わせまして、従来のテンポを早めるような方向で総見直しを行っていきたいと思います。

なお、こういった公共事業につきましては、国との関係もございまして、必ずしも思うとおりにいかないとは思いますが、施越しをするとか、あるいはまた他に財源を求めるとか、こういった方法で一刻も早くそうした治水対策を完了させる方向で、努力していきたいと思います。

なお、これにつきましては、単に私どもだけでは不十分だと考えますので、関係地区の議員の方々とも十分協議させていただきまして、何を取り、何を後にするとか、あるいは何のかわりにこれをするとかといったようなご協議をいただきたいと思います、このように考えております。

次に、企業に対する災害防止に関する協定を条例にせよというご意見でございしますが、この点につきましては、コンピナートの防災法は、むしろ四日市の防止協定を参考にしてつくられたような形もございしますので、これにより災害防止はかなり促進せられるものだと考えております。ただ、点検料を取るか否かということでございますが、法令に基づく行政的な行為につきまして、徴収ができるかどうか十分検討してまいりたいと思えます。

近鉄高架に対する市民の要求につきましては、鉄建協定もございまして、いろいろ困難な面もございしますが、できるだけ限り市民の要望にこたえていきたいと思えます。

なお、こういった諸問題についての具体的なものはもっと詳細な説明につきましては、それぞれ担当者からご説明申し上げます。

○議長（山口信生君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 近鉄の問題につきまして、特に近鉄駅西の事業につきましては、区画整理事業としてわれわれは計画いたしておりました、目下建設省との間で事務的な打ち合わせはいたしておりますが、近鉄当局とは折衝に入っておりません。したがって、ご指摘のような点は、十分踏まえまして、折衝の段階で近鉄当局と交渉してまいりたいと、このように考えております。

次に、戦災復興土地区画整理事業の清算問題でございますが、本件につきましては、ご指摘のようにいろいろ問題点がございしますが、市といたしましても、県から換地清算金について、その清算徴収交付を市でやっていただきたいという要請がございますので、慎重にこの問題につきましては検討いたしましたして、徴収交付事務に限り、円滑な事務の執行ができるような援助があれば受けざるを得ないという考えでございます。

県との分担範囲の問題でございますが、応援内容等についても今後とも協議を進めてまいりたいと思っております。それから、なおこの内容についていろいろ具体的な質問ございましたが、本件につきましては、土木部長の方から答弁をさしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（山口信生君）土木部長。

〔土木部長（杉本義広君）登壇〕

○土木部長（杉本義広君） 戦復につきましてのお尋ねの件を助役に補足いたします。

近鉄のこの戦復に関するところの用地面積、減歩についてはどのくらいかというお尋ねにつきまして、ただいまちょっと県の方に問い合わせましたんですけれども、あわせまして従前地が十二万三千二百二十六・三九、それから換地が七万一千百九十五・三二、減歩率といたしまして四二％ということでございます。それからこれに関係するところの公共用地にどの程度ということでございますが、一八％程度道路、公園に回っているということでございます。

それから、清算金の徴収額が非常に不法に高いというご指摘の点につきまして、これはやはり区画整理のルールによりまして、一応定められた換地基準によりまして出され、その土地の評価によって出されてきているわけなのでございまして、区画整理法におきましては、この減価償却の方法と、それから清算金でいろいろの過不足を是正するといった二つの方法があるわけなのでございますが、焼災復興としては、清算金のところでいろいろと過不足を是正するという事になっていんじゃないかというふうに考えております。

つけ加えますと、この区域内の平均減歩が二三・二三％ということ聞いてございます。西浦、浜田におきましては、西浦では二五％、それから浜田では三二％というような減歩率でたまたま市の事業として行っております。

清算事務の受け入れにつきましては、ただいま助役がご答弁いたしましたように、県の方から県下各市の戦災復興都市の状況等の説明もあり、すでに受け入れられているということでございます。私どもはその受け入れ方について事務的に十分ただいまのところ検討中でございます。

以上でございます。

○議長（山口信生君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時三十分休憩

午後一時三十二分再開

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

消防長。

〔消防長（松村佳美君）登壇〕

○消防長（松村佳美君） コンビナート防災につきましてご質問がございましたので私からお答えをいたしたいと思います。

コンビナート防災につきましては、かねてからいろいろな施策を強力に進めてまいりましたが、最近またコンビナート地域に事故が頻発いたしましたして、市民の皆さんに不安感を与えていることはまことに遺憾でありまして残念に思っております。特にご質問の通報問題につきましては、私どもでは大変この点は重視をいたしまして、過般の通報関係法令に違反したという問題につきましては、その後綿密に調査をいたしましたけれども、結果、体制等にいろいろな不備な点が見受けられたのでございます。過般の全員協議会の、私から告発というようなことを考慮するというようなことを申し上げましたが、その後いろいろと検討した結果罰則適用につきましては構成要件を満たさないというふうな判断が出てまいりましたが、その後いろいろと検討した結果罰則適用につきましては構成要件を満たさないというふうな判断が出てまいりましたのでやむを得ず九月六日文書によりまして嚴重に警告いたしました次第でございます。罰則適用につきましては構成要件というふうな問題でございますけれども、コンビナート防災法の二十三条におきますと、県においてコンビナート防災計画の定めるところにより通報しなければならぬということになっておるわけでございますけれども、コンビナート防災法が施行されて日も浅うございます関係から、この九月県会にコンビナート防災本部に関する設置条例が提案されるというふうに聞いておる次第でございます。その本部が県機関に常設されるわけでございますけれども、その本部が設置された暁においてその本部でコンビナート防災計画というものを立案されるということになっておるのでございます。そんな関係がございましてコンビナート防災計画というものがまだいまの段階ではできておらないということでございます。罰則適用の構成要件を満たさないという、こういう

ふうに判断をされるのでございます。

次に、夜間休日の管理体制の問題でございすけれども、ご指摘のとおり平日は昼間に比べますと約半数以下の人員となっております。万一の場合には隣接プラントから応援あるいは非常招集等を比較的短時間にできるように計画されておりますけれども、ごく初期に対処しなければならぬ防災活動の重要性からいたしまして必ずしも十分とは言いかねません。私どももこの点につきましては各企業に対しまして機会あるごとに管理体制の見直しを行い、必要な防災要員の増強を図るよう強く要請しております。逐次充足はされている状況でございますけれども、このたび石油コンビナード等災害防止法が施行になりました、法律上においても防災要員の強化が強く義務づけられましたので今後ともこの実施を強力に進めていく考えでございます。

次に、この新プラント等における事故があったのでその点検等についてご質問があったわけでございますけれども、今回の昭和四日市石油の事故が新しいプラントで発生したことによりまして、いろいろな面で問題視されておるわけでございますが、この事故の原因を究明いたしました結果、配管が内部腐食によって破裂したのでございまして、この腐食の原因は重質油製精工程において副製する硫化水素とアンモニアが反応してできた水硫化アンモンによるものと判明いたしました。この装置の設計及び毎年何回となく行われます維持管理というような問題についての体制にも問題があるように思われますので、先日事故を起こしました事業所はもちろんでありますけれども、コンビナート地域に所在する全事業所に対しまして九月六日市長から特に強い要望をいたしましたわけでありまして、またその際に特に危険性の予知機能というものに立脚した設計段階での検討あるいは平素の維持管理体制を十分に確立するように特に要請をしたような次第でございます。今後ともその指導に私どもといたしましても十分努力をいたすと同時に、本年末までの間におきます消防職員による危険物の総点検を立案いたしましたして現在実施しておる段階でございます。

最後に地震対策の問題でございますけれども、地震の発生の想定というのは大変困難でございます。しかも、震災は規模であるとか季節、時間等によりまして、その様もかなり異なることが予想されるわけでございます。現在私どもの方で一応想定いたしておりますのは、関東大震災のマグニチュード七・九程度の地震が起きたことを想定して一般的な計画を立案してその施策を進めつつある段階でございます。特にこの対策につきましては市民の安全確保を第一義としまして被害の防止、軽減を図るということを最重点に考えております。特にこの地震を震災とするのは申し上げるまでもなく火災でございます。そういうような観点に立ちまして出火防止と初期消火の徹底を期するたために、本市の地域防災計画に定める公的な機関の配備はもとよりのこと、地域住民、特殊防火対象物の防災責任者、職域等を対象とする全市民的な二次的震災の防止、軽減対策を確立するように防災思想の啓蒙、訓練の実施に今後とも努めてまいりたいと、かように考えておる次第でございます。

なお本市におきましては、コンビナートというものを控えておりますので、コンビナート地域内において震災が発生した場合にはどのような対応の仕方を行わなければならないかということも、私どもの防災計画には立案はされておりますけれども、さらに今度コンビナート災害防止法が制定されました、冒頭に申し上げましたようにコンビナート防災計画の中におきまして震度の段階に応じた具体的な耐震といえますか、地震計画というものを立案してこれの施策を今後とも具体的に進めていく必要があるというふうに考えておる次第でございます。以上でございます。

○議長（山口信生君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 昭石の告発問題についてはどうしても納得できません。かねてから災害防止協定も企業と結んでいたわけでございますし、企業が必要に応じて連絡するという、火災以外の場合はこういう規定を設けているのがそのまままかり通っておったという事態自身も納得できませんし、また、事故があった後新聞の報道するところによりまして、定期修理といっても全部パイプラインを検査することはとてもできぬと、こういうことをあえて公言しておりますのでございます。したがって、企業に厳しい姿勢を迫っていくと、こういう点で告発というものが最後まで検討をして処理をしていただきたいというふうに思いますし、それから、防災法それ自身はかなり不備な面が多いわけでございます。これを上乘せして市民本意の災害防止条例制定、そして、その中で市独自でもコンビナート設備の全面的、徹底的な点検、それを定期、臨時合わせて義務づけていくと。そのための体制をつくるために点検料というふうなものもぜひ設けていくべきではないか。いままではいろんな点検をする中で市民の血税で賄っていること自身に問題があるわけだと思います。この点をぜひお願いしたいと思います。

それから、近鉄の高架事業にかかわる問題でございますけれども、先ほども触れましたように近鉄が高架事業で得た莫大な利益、そういうものを見て、またこれに対する市費などの公費負担が余りにも大きい、近鉄の負担が余りにも少ない。こういう点でまことに腹立たしい思いを持つわけでございます。このような近鉄奉仕を国、県ともに進めてきた姿勢を厳しく告発したいという気持ちでいっばいでございます。さらに、その一方で近鉄独自に、あるいは他の大手私鉄などとともに自民党や議員、高官などに直接間接多額の政治献金を続けている中で、この近鉄に対する憤りというものが吹き出すのを禁じ得ないわけでございます。

また、他の大手私鉄よりもひどい近鉄特急優先のあくどい近鉄商法に対しても一般の利用者からも強い批判が寄せられております。こうした点を指摘して幾つかの私にはご要望を申し上げたわけでございますけれども、近鉄に十分反映していききたいということでございますが、改めてあの三十六メートル道路の高架がえ用地と駅東広場の近鉄用地の一部の一千九百平米を八億六千五百万円で買い取ってやった。これはまことに不合理でどうしても納得できない。

どうしてそういうことをする必要があるのか、その辺のことを近鉄との間でどういうふうに折衝したのか、そういう点も含めてぜひもう一度お答えいただきたいし、五十一年度のこの四千万円の負担というものはどうしても出さなきゃならないものなのか。それは何の事業費に対する負担金か、こういう点も明らかにしていただきたいと思えます。

それから、駅西広場の整備にかかる近鉄用地の買上げ、あるいは代替用地の提供と、こういう問題に今後応じていくのかどうか、これを認めていくのかどうか。その辺のきちんとした姿勢を当局が明らかにされる必要があると思えます。そして近鉄の鉄道用地の減歩はどうかというところをお尋ねしました。私が調べて実際に近鉄の換地処分細細というものを見る限り近鉄の鉄道用地に関しては減歩どころか二倍以上も増歩になっております。こういう増歩になっておる土地を、しかも高架で編み出した土地をこういう八億六千五百万円で売る。あるいは駅西広場の整備に市が、県が、国が買上げると、こういうことはどうも市民が許さなと思う。市民がいつもいつもこの常時浸水地域で困っている、今度も大きな被害を受けている。こういう点の抜本策がなかなかとれないという一方でこうしたことが公然と通っていくということはどうしても許されなと思うわけでございます。この点について改めてお答えをいただきたいと思います。

○議長（山口信生君） 土木部長。

〔土木部長（杉本義広君）登壇〕

○土木部長（杉本義広君） 鉄道高架の高架がえ道路の買収の件につきまして、鉄道高架事業の関連事業といたしまして中央道路の東西結合によるところの用地取得でございます。県の方におきまして三十六メートルの道路を抜くについて鉄道直下につきましては鉄道の高架の投影面積につきましては、鉄道と道路との協定に基づきまして相互利用ということで無償利用ができるわけでございますが、その前後に介在するところの用地につきましては県の方に

いてどうしても土地を買わなきゃいかぬ、こういうことであつたこととございます。西側につきましては一千二百二十九・三七平米、東側につきましては七百七十八・一八平米を取得しているわけでございます。いずれも平米単価につきましては三十四万九千円、それから三十五万のところもございます。東側につきましては平米六十万三千円、六十万二千円というような単位で取得しているわけでございます。これが高架関連事業ということで取得しているわけでございますが、このうち東側につきましては市施工の駅前広場の用地も一部高架事業の中で取り上げていただいております。用地とそれから建物移転の一部も一応市の事業の分も高架の方で取り上げていただいているということをお報告させていただきます。

それから広場用地の今後の問題でございますが、近鉄に近接するところで約六千平米余りの広場を設定するわけでございます。先ほどのご質問にもありましたように三千平米余りの、ちょっと数字の持ち合わせございませんが、私の記憶といたしまして三千平米余りだったと思えますが、これにつきましては鉄道と建設との協定に基づきましてその負担において鉄道側に負担をさせていきたいと、こういう考え方であります。広場のこの鉄道と建設省との協定におきますと四分の一線という一つのルールがあるわけでございます。ただ、私鉄協会といえますか、私鉄のグループにおきましては独自の負担区分を設けておりまして、こういうようなかみ合わせの問題は今後の事務的問題となるわけでございます。

○議長（山口信生君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） まず最初にお言葉を返すようでございますが、小井議員のご質問の中で鉄道の連続高架化事業は近鉄に対する市の奉仕であるというお話が出たのでございますが、これはご承知のとおりこの連続高架化事業

というのは建設省の街路事業でございまして、本市の主要な連絡道路でございまして消防本部前の稲葉町大井手線、これを初めといたしまして東西を結ぶ二十一路線の踏切で近鉄が平面交差をいたしておりますので、交通事故、交通渋滞こういうものが非常にはなはだしく市街地の分断によりますところの都市の損失ははかり知れないものがございまして、当時これを改善し秩序ある市街地の発展を図るために県施行の事業としてこの事業が施行されたのでありまして、これはあくまで発想の原点は平面の街路を立体的に結ぶと、こういうことから発想が出てきておるのでございまして、その辺のところはご了承いただきたいと思っております。

なお、それに伴いましていろんな双方に利害関係が出てきております。したがって、これは私もあくまで四日市市という立場に立ち、市民の立場に立ちまして市民に損害を与えないように今後とも近鉄とは十分に交渉していくつもりでございまして、したがって、いまいろいろご指摘がございました点もこの原点に立って交渉してまいりますので、その上でまたご報告をし、ご了解を得たいと思っております。

いまご指摘の駅西の広場等々は、先ほど私から答弁申し上げましたように現在事務的に折衝が加えられておる段階でございまして、近鉄当局との折衝はまだ入っておりません。したがって、今後はこれによって近鉄もいまおっしゃいましたような利益もあるでしょう。また、市もこれによっていままでたとえば消防本部がありまして、近鉄がとまっておる当時の平面の当時その西で火災が起きた、踏切の遮断時間が三分ないし五分というようなこともございまして、こういうものが解消された、しかも東西の市街地が分断されておったのが結ばれたというようなこともございますので、これは市の利益として私どもは上がってきておると思っております。したがって、近鉄当局に対しましてはただいま申し上げたようにあくまで住民の立場に立ち、市民の立場に立ち議会の皆さまのご意見も尊重しながら交渉に当たってまいりますからよろしくお願いしたいと思います。

○議長(山口信生君) 田中基介君。

〔田中基介君登壇〕

○田中基介君 ご通告の手順に従いましてお尋ねいたします。

去る三月議会において福祉行政について、特に片親児童の対策についてお尋ねいたしましたところ市長より「昭和四十八年に母子協力員による母子家庭の基礎調査をいたしましたのでございますが、父子家庭につきましてはまだ調査いたしておりません。先ほどもお話ありましたように両親のない子、母親のない子、母子家庭、父子家庭ともに非常に変化が激しくなっておりますので、新しいデータによって対策を立てる必要があると思っております。私どもといたしましても民生委員の協力を得て調査を行いたいと考えます。」との答弁をいただいておりますが、その後の調査結果と新しいデータによる対策についてお尋ねいたします。

次に、国民保険の高額医療負担制度の一時被保険者払いを公費で貸付、立てかえ制度についてでございます。

これは、国民保険法第五十七条の二では保険者は被保険者の療養に要した費用が著しく高額であるときは世帯主または組合員に対し高額療養費を支給すると特に明記されているわけでございます。この法の精神を生かして今回の高額医療負担制度が制定されたことは皆さん方も市長もご存じのとおりでございます。これは国保の加入者が高額の治療費を支払う場合十三万円のうち本人の負担が三万九千円までとし、それから九万一千円が保険金で支払われ、それを超える分については全額国が助成する制度であります。つい先ほどまでは十万元で三万円の自己負担でよかったのが八月一日より改正になり実質自己負担が九千円の値上がりとなっております。当四日市市において昭和五十年二月より昭和五十一年一月までの国保高額療養給付状況の統計を見ますと、一年間の件数は五千六百三十五件、月別に見ますと二月の最低四百十六件、十一月の最高五百二十件、月平均四百七十件で高額対象総医療費が約九千三百四

十五万円、高額療養費支給額が約一千三百九十万円となり一件当たり高額対象総医療費が約十九万九千円、一件当たり高額療養費支給額が約三万円とこのようになっておるわけでございます。高額医療から市民生活を救済する国民健康保険の高額医療制度の運営は現在被保険者が毎月病院の窓口で直接支払った金額を病院から国保連合会、これは都道府県に置かれております。それから基金に回り市町村の国保の手続きを経て被保険者の手元に届くという仕組みになっているのでございますが、前にも述べましたとおり、三万九千円を超えた分は二カ月ないし三カ月すれば確かに戻ってくるわけでございますが、そこで私は特に個人負担分一時立てかえは低所得者や長期入院または手続きなどでその金額が大変な悩みになっているのでございます。特に最近の医療費の異常な値上がりによって自己負担分が毎月二、三十万円かかるのが常識的な現在、この不景気、物価高の中で一般庶民にとっては著しく生活の過重となっております。さらに、途中で支払い不可能なため全治を待たず退院をしたり、また、病気とわかっておりながらも、また治療を受けたくとも受けられない、受けない例が多い現状でございます。この一時立てかえ金を市の行政サイドで無利子で貸付けてあげてはどうかと申し上げたいのであります。福祉行政の一環としてぜひとも実施していただきたいのでございます。

たとえば、先ほどの統計からの一件当たりの総医療費が約十九万九千円のうち十三万円に対しての自己負担が三万九千円で国保が九万一千円、それ以上の六万九千円が国で助成していただくことになりましたが、三カ月から四カ月間数十万円から数百万円にも及ぶ多額な金額を支払わなければならないということは、場合によって一家の柱である主人である場合には収入の道がとだえた上に多大な支出をこうむり、厳しい生活困窮に陥る方たちを多く知っております。

そこで、市民が安心して医療を受けられるようにつくられた高額医療制度をさらに充実させ、どんな立場の人々で

も安心して医療を受けることができるように国保から本人の手元に戻るまでの間公費による貸付制度、立てかえ制度をぜひとも実施していただきたく市長のご理解ある答弁を強く期待するものであります。

次に、民間借家火災補償制度、火災共済制度についてでございます。

現在四日市市には災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例が設置されておりますが、災害の対象は暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害を生じた場合に弔慰金を支給するということが、復旧の資金の貸付をするということになっております。

また、県におきましては三重県認可の三重県火災共済協同組合がございますが、組合員の資格に定款第三章第十二条に「本組合の組合員たる資格を有する者は本組合の地区内で商業、鉱業、工業、運送業、サービス業及び小規模の事業者とする」とあって、民間アパート、借家に住む人たちの多くは関係がございません。そこで、私はこの方々の多くは火災保険に加入できない場合が多いため万一火災で焼け出された場合でも保険金の支給もなく家主さんに敷金、保証金として預けた金も返されることなく、突然の災害で路頭に迷う人々が年間を通してたくさんございます。当四日市市も人口二十四万を突破して二十五万に近づいております。世帯数は約六万八千二百世帯であります。さきの国勢調査で市内の二〇％抽出で一般住宅六万六千戸、そのうち六四％が持ち家の四万二千七百六十五戸、民間借家が一九％で一万二千七百二十五、公営住宅が七％で四千七百四十五戸、給与住宅または会社等の社宅八％で五千三百五戸、間借り、寄宿舎等で二％で四百六十五となっております。実に民間アパート、借家に住んでいる世帯は公営を含んで実に三十六％の約二万三千七百六十世帯となっております。

また、市内における過去十年間の火災発生件数とその内容を調べましたところ、一年間平均百八十二件、そのうち建物関係が七十六件、林野関係十一件、車輛関係九件、船舶関係三件、その他八十三件となっております。建物関係が全

体の四二%となっておる現状でございます。また、建物関係の用途別に見ますと、一般住宅三十三件で四四%、工場並びに作業場十五件二〇%、寮寄宿舎、共同住宅十件で一四%、店舗が十件で一四%等々の順となっております。

先ほども申し上げましたとおり突然の災害で路頭に迷っている人たちに救いの手を差し伸べる意味からも火災共済制度をつくってはどうかと思うものでございます。

そこで、民間アパート、借家に住む人々を対象に一日一円年間三百六十五円の個人負担分の掛金、すなわち保険金で火災による全焼七〇%以上の場合は三十万円以内、半焼三〇%以上が十五万円、部分焼一〇%以上の焼失または水による破損五〇%以上の被害があったときは五万円を支給するという火災補償制度を確立して災害時における自立更生のための福祉対策としていただきたいのでありますが、いかがでしょうかお尋ねいたします。

次に、補助金調査委員会の設置についてでございますが、産業の育成、社会福祉事業の助成と行政上の目的で支出される現金的給付である補助金、負担金、交付金等について地方自治法第二百三十二条の二に「地方公共団体は公益上必要がある場合においては寄付または補助をすることができ」と規定され明文化されております。したがって、法の精神に照らし公益を増進するために広く市民に還元されなければならぬと思います。しかし、現在の補助金等の制度の問題点は政治的に利用されやすいし既定化され総花的になりやすく効果が薄れても廃止がむずかしくなっているのが現状ではないでしょうか。また、単なる親睦的な立場で支出されやすいなど多数あることは否定できないと思われれます。

そこで年々悪化する財政状況下にありまして、補助金等の法律化を図るとともに財源の確保、経費の節減、補助金等の合理化のためには、まことに困難なこととは思われますが、市長の諮問機関として補助金調査委員会を設置されてはいかがでしょうか。まず委員会には学識経験者とまた特に社会科学系統の学者及び市民の中から社会的問題を

把握していると考えられる報道関係者や市民の動きに明るい方々を選出して五十名くらいで構成する。そして、検討協議の終了によって満期にしたいと思う。また、委員会の主体性、審議内容は次の点を基準に検討していくようにすべきであると思いますが、現在多額に出されている負担金及び補助金を挙げてみますと、当四日市市五十一年度予算の民生費の負担金十四件約七十二万一千円、補助金三十件約八千五百六十六万円、農林水産業費の負担金十二件約二百三十四万七千円、補助金二十二件約一千八百三十六万八千円、商工費の負担金十八件約三百九十二万四千円、補助金十七件約一千八百三十六万円合計いたしますと実に百十三件約一億二千九百二十八万二千円という高額の支出でございます。以上の福祉事業、産業育成の負担金、補助金の洗い直しをしていただくためにも次の六つの点について検討していただきたいのであります。

- 一つ、補助金と行政の現状と問題点について役割は果たされているのかどうか。
- 二つ、実効性のないものに支出されていないかどうか。
- 三つ、市政の民主化に役立ち住民の利益に返っているのかどうか。
- 四つ、政治的に利用されるひもつきになっていないかどうか。
- 五つ、県が負担すべきものが負担されていないかどうか。
- 六つ、額の決定基準の明確化、公正、公益はどうか。

というふうに以上の六つの点に留意して合理化は財政が苦しいための一時的な財源の確保の手段でなく、今後の行政のあり方並びに進め方等のために検討していただかなければならない大きな問題であると思っておりますので、市長のお考えをお尋ねして第一回の質問を終わります。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 第一問の国保高額医療費の貸付金制度についてのご質問でございますが、現在高額医療の支出のために困窮を来たしておる方々があるのは事実でございます。こういった場合高額医療を受けられる方々全般について貸付金をするということは困難かと思いますが、低額の方、特に困窮のはなはだしい低額の人々に対する貸付制度、こういったことにつきましては社会福祉協議会とも協議いたしましたして、こういった問題が適切に実行できるかどうかというようなことを検討してまいりたいと思えます。一部の都市でもすでに施行しているところもあるようございますが、こういった点も参考といたしまして今後十分検討いたしたいと思えます。もしやるにいたしましたも私は一定の限度額を設けなければ資金的に困難が生ずるのではないかと思えますけれども、こういった制度そのものにつきましては十分考慮していきたいと考えております。

民間借家の火災補償制度につきましてこういった共済あるいは保険的な問題につきまして地方自治体がどこまでこれに関与していかどうかというような限度の問題もありますので、いま私はこれにつきまして結論を申し上げるまでに至っておりません。

次に、補助金の調査委員会の設置という問題でございますが、補助金の支出につきましてはご承知のように、先ほどもご指摘があったんですが、地方自治法第二百三十二条の二の規定を根拠として支出されることになっておるのでございますが、具体的な支出につきましてはそれぞれの補助対象の公益性や公平性、あるいはまた有効であるか、または重要であるか、こういった支出行為を厳正に検討して選択しておるのでございます。このうち補助金の種類によっては継続的なものもございますし、また、かなり金額の多額にのぼるものがございます。比較的金額の高額にのぼるものにつきましては具体的な補助基準を設けてそれぞれの場合に審査しておるのでございますが、補助金

全体を総括的に統一的に規定している基準は現在のところございませんし、補助金の内容が多種多様にわたっておりますので全体としては定め得られないような現状でございます。しかし、今後行政内容の多様化する中で補助金支出のあり方を改めて検討しなければならぬ時期は私も来ておると考えます。したがって、このことにつきまして現在検討をお願いしております行財政調査会における調査検討の項目の一つにもお願いしておるようなわけでございます。そして将来補助金のあるべき方向の示された段階におきましては現在支出は行っておるものも含めて具体的な運営を検討しなければならないと考えております。また、この補助金に関する独自の調査会を設けるという問題につきましては、執行権、あるいは議決権こういったいろいろな問題も含んでおると思えますので、調査会の答申を参考といたしまして決定すべきであろうかと考えております。以上でございます。

○議長（山口信生君） 福祉部長。

〔福祉部長（谷沢文男君）登壇〕

○福祉部長（谷沢文男君） 第一問の母子家庭の調査についてのご質問にお答えをさせていただきます。

ご質問にもありましたように、さきの議会でもご質疑がありました母子家庭の調査につきましては四十八年八月に実施いたしました調査をもとにいたしまして本年の七月一日に民生委員の方々の協力を得まして家庭を訪問し、本人に面接する等の方法で調査を実施いたしましたわけでございます。特に今回の調査につきましては母子家庭に対する介護人制度が実施されましたので、これに対する緊急派遣の希望等の問題とか、あるいは母子家庭の母子福祉資金の貸付の問題とか、あるいは現在のお困りの状態とかそれぞれの家庭の内容について、ご希望について面接して調査をしたわけでございます。現在大体調査の一千二百四世帯が確認されておりますけれども、また一部漏れがあると思えますので、今後これに補足して追跡調査をしてまいりたいと思えます。

なお、父子の調査につきましては一応住民登録を中心にした調査と相合わせて調査を実施いたしましたところ、現在五百三十九世帯があるということがわかっておりますが、なおこれにつきましては訪問調査をいたして対応策をいろいろと検討してまいりたいと思います。以上です。

○議長（山口信生君） 田中基介君。

〔田中基介君登壇〕

○田中基介君 高額医療の問題でございますが、先ほどの市長の答弁で特に資金の面とその他で低所得者ということでございますが、どうかいち早くそういう方々のためにも、最初は小さい枠でも結構でございますが、その方々のためにもつくっていただきたい、これを強くお願いいたしておきます。

それから火災共済制度でございますが、これもひとつ、全国でも二、三行われている市がございます。その市もご紹介申し上げますので規程もいろいろできておりますので、どうか早急にこの面も地方自治体でできることでございますので、よろしく交通共済制度と同じようにやっていただきたい、これも強く要望いたしておきます。

三つ目は先ほどの補助金の調査委員会の問題でございますが、これはプロジェクト・チームを組まれて話題に上っておりますということも聞いておりますが、やはりこれが一番先に手がけていかなきゃならないと、このように思っていますので、ひとつこれも合わせて強くお願い申し上げます。

最後に、福祉部長が答えていただきました母子家庭、父子家庭の調査段階の結果ですが、やはりこれも岩野市政が産業一辺倒から福祉に変えられたこの岩野市政が最後でございますので、市長が退任されるまでにはひとつりっぱな業績を残していく意味においても早くこの福祉行政の新しいデータによる対策のご返事があるかもしれませんので、これをひとつもう一度お尋ねして質問を終わりたいとこのように思います。よろしくお願いいたします。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 父子家庭に対する新しい対策はまだ残念ながらここで申し上げるところまで至っておりません。

○議長（山口信生君） 田中基介君。

〔田中基介君登壇〕

○田中基介君 もっと真剣に考えていただきたいと思えます。四日市総合福祉計画の中でも市長がやはり四日市が大企業の中から、生産第一から人間尊重ということで大きく転換されたこの市政が最後においてまだ考えてないと。私が三月に申し上げてからもうかれこれ半年経っております。だから、福祉市政、岩野市政と言われた市長がそういう甘い考えでは、先ほどの関連ではございますが、常時浸水の地区に対しても同じじゃないかと思えます。だから、一人一人の人間を大事にする人間尊重と言われた市長、もう一度深く思い起こして考えていただきたい。早急に対策を立てていただきたい。これをお願いして質問を終わります。

○議長（山口信生君） 中村信夫君。

〔中村信夫君登壇〕

○中村信夫君 通告させていただきました手順に従いまして質問させていただきます。

また、この九月議会が岩野市政の締めくりといたしまして私たちがあらゆる部分を通じまして質問をしてみたい、新しい四日市の町づくり、また、その他の諸施策につきまして誠意のある、また、期待のできるご回答をよろしくお願い申し上げます。

まず健全財政の推進の項でございますが、今日の財政危機は自治体財政硬化は予想以上に厳しいことを直感いたしております。この中で地方団体が期待しておりますのは、大幅な減収が予想されるでありまして地方交付税、これがどのように確保され、かつ財源対策としてどのような措置がとられるであろうかということでございますが、三重県の中でも四日市市が一つだけ不交付団体であるということも先ほどの新聞紙上で出てまいりました。従来のように地方税につきまして財政計画を上回る多額の自然増収が生ずることはとうてい期待できません。したがって、引き続き財源の重点的配分と経費の効率化に徹して、給与水準の適正化、また、経常的経費の節減に努めますとともに、地方単独施策につきましても財源の十分な見通しの上に立ちまして実施するよう厳正な財政運営を望むものでございます。安易に債務負担行為を設定することは後年度におきます経費支出を義務づけまして財政の硬化傾向に拍車をかけるものであると思っております。その点におきまして慎重にしていたきたいと思いますと思っております。

また、先ほど公明党の田中議員からも申されまして重複する点があるかと思いますが、私たちの会派の考え方、または議論となっている内容を申し上げまして今後の検討項目としていただければ幸いかと存じます。

いろいろと行財政の審議会に答申されておると、市長からのご答弁がございましたが、いまから四項目にわたりますて論議の内容を説明いたしたいと思います。

まず第一点は、行政側から支出される補助金についてはその効果について十分検討していただき、安易にこれを交付して将来の財政運営に支障を来さないように願うものでございます。

第二点といたしまして、旅費とか物件費等既定経費につきまして徹底的に洗い直しを行っていただき、その節減合理化に努めてもらいたいと思っております。

三番目に、事務事業の中にも民間委託、または間接経営も適当とするものが少なくないと思っております。事務事業の民間委託、または間接経営による実施についてその効果及び法令の規定等についてご検討いただければというふうに考えております。

四番目といたしまして、各種行事につきましてはその簡素化を図るとともに、住民の批判を招くような経費の支出、その他分担金等につきましてもその内容を調査いただき、整理、縮減を図ればというふうに考えております。

そこで、このような観点に立ちまして歳出抑制に対応する考え方と、これからの補正の見通しについてお伺いしたいと思います。

第二点目でございますが、まず今議会の補正予算にいま申し上げました地方財政の硬化化の中におきまして非常に厳しい中ではございましたが、われわれ同志の念願でありました精神薄弱者の授産施設の建設が、通所という形ではございましたが西日野丘陵地に決定され用地整備、建設の具体的計上されましたご努力に対して敬意を表したいと思います。

ちゅうどこの九月一日から三十日までの間に精神薄弱児者の相互愛護月間ということで設けられまして、いろいろと県も諸施策を講じられているのはご案内のとおりでございます。だが、福祉という問題は非常に幅が広くこれで満足ということはございません。この六月の議会におきましても金森議員からもご質問をいたしまして、たび重なるご質問でございますが、福祉モデル都市四日市建設のために前向きな対応の中でご回答をいただきましたと思っております。

その前に市民の一人の声から申し上げてまいりたいと思っておりますが、精神薄弱児のために教育や福祉については親兄弟が真剣に相談し、行政の方もあらゆる角度から努力いたしてもらっておりますので非常にわれわれは感謝をいたしております。だが、青年や大人の精神薄弱児のためには教育や福祉が差しのべられているでしようかという声です。また、親が健康でめんどうを見ているうちはいいのですが、一たん病気になる、さらに親が死亡するとい

うことを考えますと心配で心配でたまらないというのがこの親たちの言葉でございます。在宅対策強化、または必要性が強調されておりますが、ここでの施設対策等関連におきまして再度在宅対策をどのように理解していただいているのか、基本的な考え方を明らかに願いたいと思います。

いずれにいたしましても心身障害者対策は一人の人間としての生涯を対象とするものでありまして、在宅対策、施設対策にいたしましたも対象者の年令、または障害の状況、家庭の環境変化に応じまして必要なときに適切な措置が受けられなければならないと存じます。

従来この面で個々の施策がばらばらと言っては失礼かもわかりませんが、そのように実施されてきたらいがございません。生涯を通じてこれを見守りながら一貫した措置を確保していただけるように一層関係機関の有機的連携を図っていく必要があるのではないかと思います。その点を踏まえまして在宅者対策、または成人、この考え方をお尋ねいたします。

さらに、今回計画されました通所施設の内容につきましてご説明をいただきたいと思ひます。

三番目に吉田工業の件でございます。

昨年六月坂口議員、また、本年三月にはわれわれの代表質問といたしまして野崎議員から質問をいたしまして経緯を説明いただいておりますが、この際それ相당한時間的経緯も来ていることでございますので、方向性の再確認のために質問させていただきます。

昨年の回答で市長から、会社の幹部の回答では、四日市工場は決して断念していない。時期についてはまだめどがつかないんだ、しばらく時期を貸してくれ、というふうなことでございました。またさらに、ことしの三月の回答では、経済事情の悪化とこれに伴う通産省の行政指導と相まって時期を決めかねる、市としては会社に一日も早く具体

策を固めさせて、地元の協議に入りたい。そのように格段の努力をしていかなければならない、というふうに市長からお答えをいただいております。だが、地元の不安もさることながら、また、迷惑も考えてその後の会社の対応というものはどのようなものであるのか、また、市としてそれからとってられました措置について、実現性についてを明らかにしていただきたいと思います。

それと関連いたしましたして、関ヶ原線の道路新設の見直し、また、内陸部の企業の誘致について安定した方向性を打ち出せないのかどうか、そういう企業誘致の問題につきましてお考えがございましたらお答えいただきたいと思います。

これで、第一回目の質問を終わります。

○議長（山口信生君） 暫時、休憩いたします。

午後二時三十三分休憩

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） お答えいたします。

第一点につきまして低成長経済のもとにおける財政運営につきましては、まず財源の限界を考えながら財政の負担に応じて行うべき施策の範囲、その優先順位等を明らかにし財源の重点的な配分を考えて行わなければならないと考

午後二時五十分再開

えております。

すなわち、高度成長の経済のもとでは歳出主導型で、いろいろな要求に対してどうしてもそれが削減できなければ起債に持ち込むということが比較的安易に行われてまいりましたけれども、今後はまず借金の限度額が先に決まって、その制限内で事業を選択し財政の運営を図らなければならなくなると考えます。もちろんその前に都市財源の強化を考えなければならぬのでございまして、それらの方策といたしましては自主財源の強化、市税制の改革、たとえば法人課税の配分強化、非課税規定の整理、自主課税の強化、こういった事柄があるかと思えます。あるいはまた、国庫補助金制度の改善、超過負担の解消、地方公共団体金融公庫の創設等がそれらの財源強化の手段として実現せられなければならない時期にあると考えます。こういった施策を考えて十分健全財政を低成長下においても維持しなければならぬのでございまして、起債の制限といったようなことにつきましても十分自分で自主的に考えていかなければならないと思えます。

本年度の財政見通しといたしまして歳入面におきましては、まず市税では景気がやや上昇してまいりましたので、六月時点から若干増加が期待されるように考えております。大体当初予算に百二十八億の市税収入を計上したのでございまして、現在の時点では百四十三億程度が見込まれるのではないかと私は考えております。今回の補正予算に計上した分を差し引きましてなお七億前後の税収があるものと考えております。その他の財源といたしましては特別交付税あるいは繰越金等で約五億円、合計十二億円の一般財源の収入が予定できるのではないかと考えております。一方、歳出面におきましては今後補正を要するものとしたしまして給与改定による人件費、あるいは電力料の改定等による物件費の増、あるいはまた、扶助費の上積みによる支出、他の会計への繰出金、あるいは県営事業への負担

金、復興都市計画の事業に関する清算金、こういったものが大体約十一億円前後を予定しなければならぬと考えております。したがって、財源の余裕と申しますと、このほかに財政調整基金の残四億九千万円、競輪収益金繰越金約三億円でございます。これが今後の調整基金につき込むとすれば七億円ないし八億円の余裕があるのでございまして、今次の災害にも見られますとおり、一たび災害が来しましたならば四億円、五億円の支出はすぐに是非なくせられるわけでございまして、こういった面も考えながら健全財政を維持していきたいと、このように考えております。

第二点につきましては福祉部長からお答えいたします。

第三点の吉田工業の誘致でございますが、これにつきましてはこの建設が非常におくれて、ご協力をいただきました関係各位に大変ご迷惑をおかけしておると思えます。このおくれた原因といたしまして、当初一部用地の買収のおくれたこと、引き続きまして経済事情が悪化したことなど主として石油危機の問題でございまして、こういった結果おかれておるわけでございます。この吉田工業を当該の地区へ誘致を図りましたのは、公害のない内陸型の工業を誘致いたしました。比較的経営規模の小さな農業等の連携を図り農業、工業の共存を図って安定した兼業農家を育成するということがあったのでございます。したがって、地域の住民の方々も吉田工業に期待を寄せられたわけでございます。市といたしましても吉田工業に対して工場建設の早期着工を働きかけておりまして、しばしば督促をいたしてまいりましたのでございますが、最近の状態といたしましては開発行為の事前申請をこの九月末までに手続きをする意向でございまして、これに基づきまして八月末に申請書類の作成のために打ち合わせに担当者派遣してまいっております。そうして現在会社におきまして関係書類の作成中でございます。われわれといたしましては一日も早く吉田工業が工場を操業し地元の皆さんの期待にこたえるよう努力を続けたいと思っております。

関ヶ原線につきましては現在保々地区から先の路線につきましては、どの路線をとるかということにつきまして県

と地元と目下協議中でございます。その路線が決定いたしますならば延長が図っていかれるものと考えております。

○議長（山口信生君） 福祉部長。

〔福祉部長（谷沢文男君）登壇〕

○福祉部長（谷沢文男君） 第二点の心身障害児者に対する諸問題についてお答えをさせていただきます。

心身障害者の対策につきましては医療の対策とか、在宅福祉対策とか、施設福祉対策とかいろいろございますが、いずれにいたしましてもこの方々の健やかなる人々とともに社会へ復帰していただくことが最大の施策の方向だと考えますと同時に、これにつきましては国、県、市または地域の連帯によりましてそれぞれ機能を十分發揮して対応すべきものと考えております。

まず、在宅福祉対策につきましてはご存じのように家庭奉仕員の派遣とか介護人の派遣とか、あるいは障害者の方々に対する補装具の給付、日常生活用具の給付とか、あるいは在宅福祉手当、あるいは子供さんに対する特別児童扶養手当、あるいは障害年金、あるいは寡婦年金等々と幾つかの対策、施策が進められておりますし、これにつきましては国、県施策は言うに及ばず、市独自におきましてもご存じのように重症心身障害児の手当とか、重症心身障害者の見舞金というような福祉施策を進めさせていただいておるわけでございます。また、施策的な問題といたしまして、これにつきましてはやはり乳児、幼児、あるいは「者」一十八才以上をいいますが、「者」という年令的な対応の仕方の問題とか、したがってまた、これに関連する教育の問題とか、あるいは障害の重度とか中度とか軽度とかそれぞれによって対応しなければなりません。市といたしましてもご存じのように児に対する障害児の保育の問題、みはと学園の問題あるいは療養センターの問題とこの児童施設と教育関係と相まって施策を進めさせていただいておるわけでございます。今回お願いいたしましたのも、うち一部「者」の通所授産をお願いするわけでございますけれども、

も、当然重度、あるいは重中度の一部の方々に対する施策もやはり通所ではなくて収容というような諸施策を考えなければならぬことは言うに及びませんが、これも県の精神薄弱者総合施設等の関連とか、あるいは草の実学園の整備等とも関連しながら今後の対応を考えてまいらねばと考えるべきだと考えております。

また、ご質問のありました今回補正でお願いしてまいります精神薄弱者の通所施設の概要でございますけれども、一応今回は一般の事業所で雇用されない方々を通所させて保護のもとで作業に従事していただき自活の方途を考えていくというような考えで、一応は年令的には十八才以上としておりますけれども一部十五才以上についても適用せざるを得ないと考えております。一応収容につきましては三十人という考えでスタートさせていただくつもりでございます。

なお、現在四日市におきましますところの精神薄弱者の状況等、あるいは精神薄弱者更生相談所等についての入所の希望、あるいは在宅におられる希望の方々等を勘案しながら一応三十名の定員でスタートしてまいりたいと考えております。

なお、授産科目等につきましては現在手をつなぐ親の会の方々とか、みはと学園、あるいは関係の方々と協議をいたしまして一応スタートいたしましたして、車両部品の組み立て、紙箱の組み立て等々を勘案して作業を進めてまいりたいと思っております。

敷地につきましては、福祉センターの整地をいたしております西日野をお願いをしております。財源的には国、県、市の財源をもって充ててまいります。以上です。

○議長（山口信生君） 中村信夫君。

〔中村信夫君登壇〕

○中村信夫君 どうもありがとうございます。いま市長の方から健全財政の推進のためにいろいろな施策を述べられました。非常に市民は現在の情勢を注視いたしております。この財政危機の中でこれから市にとっていかれることは逐一市民が見守っておりますので、さらに真剣に取り組んでいただきたいことを要望申し上げます。

次に心身障害児者の件でございますが、いま部長からいろいろお聞かせいただきましたが、何しろ十数年来にわたってやっと目の見えるわけでございます。これにつきましては十八才以上の方のお困りになっている実情を考えながらいろいろな作業分野を出されておりますが、また、せんだつても一民間業者がこのような取り組みをされているということもマスコミが報道いたしておりました。そういうこともいろいろかね合わせまして、これからさらに具体的にいろいろなことに努力していただきたいことを申し添えておきます。

それから、吉田工業につきましては、このように開発申請が出されておるといふことをお聞きいたしました。だがこの間四十三年以来すでに九年以上も経過いたしておりますので、地元民としてはどのように考えているかわかりませんが、十分この対応していただきましていろいろな問題事の起きないようにご対処いただきたいということを要望いたします。質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（山口信生君） 金森 正君。

〔金森 正君登壇〕

○金森 正君 まず第一点は高校新設問題についてお尋ねをしてみたいと思います。

確か前々回の議会だつたと思えますけれども、市長はこの点に關しまして慎重なご見解を持ってその考え方を明らかにされておられますが、県段階における来年度の予算編成の時期を間近に控えまして、これに対応される市長の基本姿勢を改めてお尋ねしておきたいと存じます。

具体的には高校新設に關し県への働きかけをいかようになされようとするのか明らかにしていただきたいと思えます。

この十二月で任期を終えられる市長は長年にわたり四日市の将来を考え堅実な行政推進の中から多くの事業の遂行に当たってられました。文字どおり文教行政はその一つであり、将来の人づくりにかけられた熱意は私たちの深く理解するところでもございます。それらがより開花いたしゆるぎない礎が築かれることを願いつつ高校問題に取り組んでもらいたい、このように思うわけでございます。現実には義務教育後の文教施策は広く市民の注目するところでもありますし、昭和五十八年をめぐとした北勢地域への高校新設の必要性を指摘した県立高校整備計画委員答申、あわせて進学率九〇の現実の上に立ってこれを現実のものとするため、当市の県に対するより積極的な働きかけが必要と痛感する次第でございます。市長の腹の中をとくとお聞かせいただき具体的な取り組み、さしずめ来年度予算編成へのアプローチ並びに将来方向に加え、答申の指摘する市町村立校の必要性等々の諸点をも含め前向きな示唆を賜わりたいと考えます。

第二点は、さきの議会でも道路行政と交通行政に關してお尋ねをいたしました。これに關連させながら別の角度から当局が策定計画いたしております都市計画道路の具体化につきましてお尋ねをいたしたいと存じます。これらは将来の町づくりには欠かせない施策の一つとして早くから草案され今日に至っているものでございますが、現実問題といたしましてこれが実践するのは物足りない一面を感ずるのでございます。

四十八路線延長百六十三キロに及ぶ計画は何分にも膨大な予算を要するところから、これが促進にむずかしい諸事情が内蔵いたしておることも十分理解いたしますけれども、行政のリーダーとしてそのかじ取りをなさった市長が現時点に立ってこの問題を全市的に展望し、いかように受けとめられているのか、そして今後どう処すべきか基本的

な問題としてお尋ねしておかねばならないというふうに思うわけでございます。

昨今のように交通混雑が進む中で、とりわけ町づくりと今日の交通事情等々から判断いたしましたして、郊外と都市を結ぶバイパス的役割を持つ南北道路網の整備は急務と考えますし、そのことが既設の東西道路の機能を高めることにつながると信じます。

この点、一連の経過を踏まえ将来に処し得るために集約した見解を賜わっておきたいと思えます。

第一点、第二点はいずれも市長にお尋ねをいたしたいと思えます。よろしくお願いをいたします。特に第一点の高校問題の抜本的な問題につきましては時期的な面も考慮いたしましたして十分な決意のほどをお聞かせいただきたいと思いますし、第二点につきましても今日の情勢を十分勘案していただき意のあるところをお聞かせいただきたいと思いますというふうに前もってお願い申し上げたいと思えます。

第三点は、これまでの経緯にかんがみ平山物産の悪臭対策について要望を申し上げ一括ご見解を賜わりたいと存じます。

私はかねがね当該企業の立場も十分踏まえつつ早期移転を訴え、それを容易ならしめる諸要件の整備が行政側の責務でもあると指摘、当局のしかるべき対応を求めてまいりました。したがって、本席で多くを申し上げる必要はございませんが、稲沢問題の余韻がくすぶる中で関係住民の日増しに高まる移転促進への願いとも相まちまして一言ご要望申し上げます。

最近にあっては先刻排水浄化プラント施設新設のための隣接地への開発申請が出されてまいりましたが、関係地区の同意が得られないまま今日に至っております。これはひとえに設備新設によって早期移転が困難になるのではないかとこの地元の心配が前面に出た結果でもあります。なかんずく、移転に努力したいとするこれまでの市長見解を信

じ、期待を寄せた地区民にとっては全く受け入れがたい内容であり、いかようにも理解できなかったのでございます。しかし、かかる事態を踏まえ九町で組織する当問題連絡協議会はおおむね移転のための条件整備、県当局の行政指導強化、施設の保守点検、作業の整備設定、パトロールの強化、市外分は取り扱わない方向で行政指導してもらいたい、河川敷利用の期間明示をされたい等々の内容をお持ちして当局の善処を求めたわけでございます。この点につきましては、すでに環境部を中心にいたしまして対策が進められているようでもございますので、これ以上申し上げません。が、尽きるどころ移転という意味におきまして市長のよきご配慮を切望してやまないのでございます。一方今日の事態に直面して当該企業並びに魚組合の方も前向きに考えられていると伺うのでございまして、一面では意を強くいたしております。そうした動きの中で前述の推移ともあわせ監視体制の強化と指導強化並びに実態の把握などに全力を注がれている市当局の対応は評価できると考えております。しかし、移転という難題を果敢に想像願わなければならぬことも強く訴えざるを得ないのでございます。

同時に先ほど申しましたが、一步前進の兆しの中でいまこそ行政がよりよい方向に向かって確たる指導を強化されることを重ねて望みたいと思えます。そして、移転先確保に全力を注がれること、関係機関との協議をより深められること、将来予想される諸点に対応すべき市の基本姿勢をいま一度明確にし、議論をしていただきたいこと等々申し上げまして十分な配慮と適切なお処置を賜わらんことを要望を中心にして申し上げたいと思えます。

第四点目は、けさも冒頭から議論がございましたが、九月九日以降の災害に関連してご指摘申し上げたいと思えます。

けさの議論もございました、いささかダブル面もあるうかと思えます。ご容赦いただいて申し上げてみたいと思えます。特に今回のこの水害につきましては冒頭市長よりご説明がございました。よくわかるのでございますが、被

災者の皆さんにおかれましては無情の雨であり、ふんまんやる方ない一語に尽きるのではないかと考えます。事がすべて行政の責任とは言えないまでも何かが欠けている。もう一度対応策を洗い直す必要があるという市民の声は必ずばり現実を言い当てていると思います。

今回の水害が自然の驚異と予想以上の雨量によって起こったとしても、ゼロメートル地帯を有する当市の現況からは問題なしとは言いきれません。このため都市中小河川はおろか小さな用排水路に至るまで機能的な分野で見直し点検していく必要があるかと考えます。あわせ遂行中のポンプ場整備事業の一日も早い完成を強く訴えたいと思います。

これに関連して、落合第二水路の新設に踏み切っていたここに強くお願いしたいと存じます。落合川の現況につきましてはかねがね不安材料が多いことを指摘し、これが改修と第二落合川の新設を呼びかけてきた経緯がございますが、今回の水害がその必要性の大なることを如実に示したと言えます。もはや現河川では許容し得ない面を露呈いたしておりますし、一日も早い分流を可能ならしめる第二落合川の新設を早急に検討されるよう望みます。この点さきの問題ともあわせてご見解を賜りたいと思います。以上第一回目の質問を終わります。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） お答えいたします。

第一点の文教施設、すなわち高校新設でございますが、高校新設につきましては昭和五十五年度までに北勢、中勢に四校、さらに五十八年度までに三校必要とされているのでございますが、当地では五十三年四月に開校する高校が必要であるとされております。県の教育委員会からは市立高校開設の希望がございましたけれども、公立学校は公立

学校の設置適正配置及び教職員定数の基準等に関する法律に基づきまして県立とされたいと申し出ております。

また、さらに四日市におきましては過去に現在の工業高校以前の商工学校あるいは四日市高等女学校、こういった市立の高校があったのでございますが、これらを県へ吸収したといういきさつもございまして市立の高等学校を持つのは不適當であろうかと考えております。県では四日市の北高校を全日制、定時制併設の学校にすることも今後検討していく様子でございますが、さらに高校を新設する場合には、市の内部におきましては、市内部におきましても新設の場合どこが適當であるかというようなことを現在検討中でございます。これにつきましては今後県とも十分連絡協議いたしまして固まった案を得て高校新設を実現したいと考えております。ただ特に注意しなければならぬのは、自治省からの通達にもありますように、県立高校をつくる場合地元負担をどうするかという問題が恐らく生じてまいらうかと思えますけれども、桜に高校をつくったころとは事情も違っておりますので、こういった負担につきましては十分戒心をするものであらうという考えでおります。

道路計画につきましては、都市計画道路は行政区域にとらわれることなく将来の都市の形態、交通体系、交通量を想定して総合的な交通体系の中で道路の計画を立てなければならぬと考えております。本市におきましてもこういった考え方に基づきまして、昭和四十九年度において全体的な見直しをし計画を立てるとともに、市街地の発展動向、交通需要等を勘案して整備に努めております。しかし、残念ながら現在までの整備状況は必ずしも良好ではありませんので、建設省などに対して事業促進について強力な運動を展開しております。しかし、物価の高騰あるいは建設を阻害するいろいろな要因によりまして計画的な整備が思うとおり進んでいないのが実情でございます。したがいました、今後は将来の市街地整備の方針を立てるとともに地域の実情に即した事業手法によりまして特に区画整理の事業等も取り入れまして再検討し道路整備を効率的に進めていくべきであらうと考えております。

災害に関連いたしましたして、落合川が赤堀地内で一部溢水の恐れが生じたので二百メートルにわたり左右岸に土のう積みを実施いたしました次第でございます。この落合川につきましては、昭和四十一年から四十六年度にかけて都市下水路事業として既設農業用排水路の改良及び一部水路の新設を行ってまいりました。その後急激な都市化、あるいは降雨量の増大によりましてこの都市下水路の見直しの必要が生じ四十九年度から市単の継続事業として既設幹線水路の底張り等の改良工事を行ってまいりました。本年度におきましてもこの水路の底張り、護岸のかさ上げ、農業用樋門の撤去、阿瀬知川への分派に伴う近鉄四日市駅西水路の改良等の工事を行う予定であります。落合川の流れを阻害している近鉄内部線落合川橋梁のかさ上げにつきましては中間橋脚の撤去、径間の拡幅工事が国補事業として採択せられます見通しがつきましたので、今回の補正予算に計上して本年度から着手して来年の七月までには完了させたいと考えております。この事業に引き続きまして計画の見直しによる流水能力の拡大を図り、ひいては本地域の浸水がなくなるようバイパス水路と下流にポンプ場の新設、阿瀬知川及び朝日町ポンプ場の改良拡張につきましても事業認可を得まして早期に事業化できるよう努力していきたいと考えております。

○議長（山口信生君） 環境部長。

〔環境部長（山北 彰君）登壇〕

○環境部長（山北 彰君） かねてから懸案の平山物産の悪臭問題でございますが、いろいろと精力的に指導を続けてきておりますが、相変わらずにおいはいたしております。

先般愛知県の稲沢市で化成工場が改善対策を実施することになり、その間営業を中止いたしました。この原料が流れ込むのではないかとというようなことも心配をいたしまして、この間の四日土曜に午前七時から五日の午前七時まで二十四時間、作業状況、周辺の悪臭等調査をいたしましたわけでございます。この際原料の入荷状況も運搬業者、集荷先、

入荷量等調査いたしましたして、ついでにその前における入荷状況を調べてまいりましたが、特に稲沢市の関係から流れ込んでおるといふ状況はございませんでした。悪臭につきましては二十四時間毎時、各時周辺の八つの地点で感応検査をいたしました。これは風上、風下でにおいが違いますので感応検査をしたわけでございますが、二ないし三という数字が出ております。この数字による臭気と申しますのは、ゼロから五まで六つの階級に分けてまして、人間が鼻で検査をするわけでございます。二と言いますのは何のにおいであるかがわかる、いわゆる認知閾値と申しておりますが、それが二でございます。三が明らかに感じるにおい、最高の五は耐えられないほどの強いにおいということになっておりますが、この日は二十四時間につきましては二ないし三でございましたが、八地点のうち二ないし三が出ました風下付近で十時、十五時、二十時と三回にわたりましたサンプリングをいたしまして、メチル、メルカプタン、二硫化メチルアンモニア、この三物質について分析をいたしました。いずれもにおいはいたしておりますけれども基準の数値よりは下回っておったのでございます。基準がそういう基準になっておりますので、依然として風下ではにおいがあるというような事情でございます。

先ほどのお説のようにやはり移転をするということ、同時に移転をするためには移転できるような条件の整備をするというようなことが必要でございますので、そういった方向に県とともに努力をしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（山口信生君） 金森 正君。

〔金森 正君登壇〕

○金森 正君 ただいまご見解を伺ったわけでございます。

まず高校新設問題については、従来の見解から一歩前に出たお考えをお聞きしたというふうに判断をいたすわけで

ございます。県立とされたいという趣旨の申し出がしてある、こういうことでございます。具体的な内容は問いませんけれども、私どもはこの席で大変言い過ぎかもしれませんが、やはりこれを県立として実現できる、するんだと、こういうニュアンス的なものでございますけれども、市長からお聞きしたいものだ、もちろん県との関係でございますが、現状を見ると急に急がなければならない問題でございます。そういう意味での再度ひとつ市長の方から決意的な感じでも結構でございますがお聞かせをいただきたい、そういうふうに思うわけでございます。

それから、場所とかいろいろ将来展望等々もございましたけれども、その問題はいまここでお話をすべきじゃないというふうに判断いたしましたし差し控えていただきたいと思っております。

それから道路の問題でございますけれども、都市計画道路の果たす役割というのは先ほども申し上げました今日の交通事情が頻度を増してまいって、そういった中で交通体系そのものを解決していくためには何としても都市計画道路の整備を急ぐ必要があると重ねて私自身の心情を申し上げますが、いずれにいたしましても巨費が要る。先ほどの議論にもありますように効果的な事業、あるいは予算の重点配分、そういったものを考えますときにうらはらの問題として大変むずかしい内容があるのかと思っておりますが、やはり魅力ある町づくり、均整のとれた町づくりという意味ではこれもおろそかにできない問題でございます。もちろん国の補助要請という別の観点での運動があらうと思っておりますが、できるだけ意に沿って計画が進捗できるようにご努力をお願い申し上げます、かように思うわけでございます。

さらに平山の問題につきましては先ほど来ご答弁をいただきました。私としては率直に申し上げますけれども、それぞれ平山さんから排水に関して開発をしたい、こういう申し出があった。これについて地区民は同意をいたしました、当然だというふうに思うわけでございます。だとすればこの一月から排水基準が厳しくなっておるわけでございます。それにどういふふうに迎合させていくのかという課題が残ると思っております。

話は飛びますが、かつて稲沢が新天地を求めたときにそれが実現できなかった、それがために今日の事態を招いた、こういう客観的な見方をいたしますときに平山も同じ歩みをするんじゃないだろうか、こういう懸念も生まれるわけでございます。そういった面、さらには長年にわたって非常に思いをしてきたそういった客観情勢の上に立ちまして、もうこの辺で平山の問題に終止符を打ちたいし、先ほども申し上げましたけれども、それぞれの企業、さらには関係機関であります魚組合もやや前向きなご見解を提示されているやに聞くわけでございまして、だとすればいま何をなすべきか、市があるいは県が音頭をとっていただく、これ以外にないというふうに思うわけでございます。関係住民は市長の移転についての言明を信じております。ぜひそうありたいというふうに思うわけでございますが、われわれ議会サイドで見ましたときに大変むずかしい事情もあるやに判断するわけでございまして、そういった面では一度市長の方からこの問題へのひとつ考え方といいますか、現状における率直な心情というものを披瀝いただければ私は大変幸いじゃないかと、このように思うわけでございます。

それから第二落合の問題でございますが、これに関連をいたしまして現状の落合川の改修計画をご説明いただきました。私どももこの問題につきましては大変ありがたく存じておりますし、ぜひなし遂げていただきたいと思うわけでございますが、何分にも地理的条件から見ましてバイパス水路もしくは新設第二水路というものをつくっていかないと水を消化し切れないんじゃないかと、このように思うわけで、関係地区の皆さんはそのような考え方を強く持つに至っております。

場所的な問題も予算的な問題もありましようけれども、いかように考えましても三滝川安全、鹿化安全という実態の中で落合川を中心として水をかぶったという事実は事実でございます。そういった意味でどうしても第二落合の新

設をぜひ考えていただきたいというふうに思うわけでございますが、再度その点についてお聞かせをいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 高校新設につきましてはぜひとも県との合意に達したいと、このように考えております。悪臭問題に関連いたしました平山物産の問題でございますが、現在平山物産の周辺は以前とは違っておいおい住宅化してまいっておりますので、ああいっただ産業がああ地に立地することは不適當であり、住家に離れたところに移転することは私は不可避のことであろうと、このように考えております。

○議長（山口信生君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） ただいまご指摘がございましたようにゼロメートル地帯の排水は導水路の改修とこれを強制的にポンプ排水する以外に方法はございません。したがいまして、落合川につきましてもご承知のように最終は曙町周辺でゼロメートル地帯に近いところから排水するわけでございますので、ポンプ排水ということになるわけでございます。ところがいま市長からの答弁のように、私どもといたしましても第二落合バイパスの必要性は痛感はいたしておりますし、また、これが計画につきましても担当課の方で検討を加えておるのでございます。と同時にまた今朝来いろいろ問題がございました他のゼロメートル地帯との関係もございまして、国の方へは当然この問題は国の公共事業として取り上げてもらわないと市単の事業ではできない事業でございますので、これが取り上げられるようなふうにいま計画を立案中でございます。取り上げられましたら工事に着工していくと、こういうことになるわけでござ

いますので、時期的その他詳細につきましてはいまここでお答えできない、これが市長が努力をしてみたいと思っておりますという答弁でございます。さようご承知いただければ結構かと思っております。

○議長（山口信生君） 金森 正君。

〔金森 正君登壇〕

○金森 正君 先ほどのご答弁で今後日常活動を通じて十分フォローさせていただくということをつけ加えてご了解したいと思っております。ありがとうございます。

○議長（山口信生君） 堀 新兵衛君。

〔堀 新兵衛君登壇〕

○堀 新兵衛君 通告に従いまして質問いたします。

まず、第一は消防の強化についてであります。この質問は私が三月議会で質問したわけですが、一向に聞いていただいたと思われませんので再度質問するものであります。

消防の強化には職員の増強、消防施設、装備の充実、消防水利の確保、この三点が重点になると思われます。その中でも一番重要な消防職員の増強についてご質問いたします。

現在、四日市消防職員数は四月一日現在百九十四名ですが、国の基準があると思われませんが、四日市二十四万人口のところでは何名いれば国の基準になるわけですかお聞かせ願います。

現行各消防署とも夜間の場合最低人員九名勤務をとっており、たとえば某消防署管内で火災が発生した場合に二台の消防車が同時に出動するわけで、一台四名計八名で出動しますが、一名はどうしても連絡で署へ残らねばならない。また、火災出動中に救急事故が発生した場合には救急車はあるが隊員がいなく救急出動ができず、結局遠隔地の他署

の救急車が出動するとなれば当然時間がかかりロスが生ずる。ロスが生ずるだけならともかくとして人命にかかわる事態が発生する。救急車の出動の人員は三名が理想であるが、最低二名は救急のために人員を置くべきである。また、出動する消防人員一台四名も決して満足できる人員ではなく、国の基準では五名で出動せよとなっている。火災現場で四名の配置は一名が運転手、一名が指揮者、他の二名が先で放水するわけであるが、五月にも曙町で火災があり実際に私もその現場で消火に当たったわけであるが、四名の人員では他の消火活動は全然できず、当時天井へ火が回り屋根へ上って瓦をめぐり天井をはぐことが非常におくれ、見ていた市民から非難の声を聞いたのであるが、あれで救助活動が入っていたらどうなっていたかと思うといまでもぞっとする次第である。また、北消防署においては足りない人員にもかかわらず一台四名は競輪の開催される月六日間は競輪警備についているが、最低九名勤務の場合北署に残るのは五名、そのうち北署の救急車出動が一日平均二回出動しており救急出動のとき北署のすぐそばで火災が発生した場合署には消防自動車がありながら出動できず、競輪場の車を待たねばならず初期消火の一番大事が消火がおくれる。また、競輪場からの出動も午後から夕方にかけてのラッシュと競輪の車等の混雑で非常に消火現場までおけると聞か何か対策は考えておられるのかどうかをお聞かせ願いたい。

消防出動人員と救急人員を述べたわけですが、救急隊は別個に配置を考えたかどうかと思いますが、そのお考えはないのかどうかをお聞かせ願いたい。

石油コンビナート防止法の制定により三点セット、すなわちスクार्ट車、重化学車、原液補給車を導入していたが市民としては非常に喜んでる次第であるが、前にも述べた足らない人員で実際に三点セットが十分に活用できるのか、内部人員体制をどうするかをお聞かせ願いたいと思います。また、三点セットはどこへ配置されるのかもお聞かせ願います。

四月十五日に本部に指導査察係を設置されたことは非常にありがたいことでございますが、何か聞くところによりますと五名ということですが、市内には三千三百の危険物対象施設があり、一年に一回の査察も困難ではないかと思われる、その上に市内には危険タンクが一千三百個もあり一つのタンクを沈下、内部測定までやるには五名で三日間かかる聞いております。これだけの人員では十分な査察はできないのではないかと思われれますが、市民の中からも査察員をもっと増強してコンビナートを徹底的に査察してくれとの声も強まっておりますが、今後の指導体制はどうされるのかをお聞かせ願いたいと思います。

また、私専門家ではないので詳しいことはわかりませんが、今度の昭和石油のガス漏れ事故は六月から一カ月かけて会社が点検したと消防本部へは報告が来ており、八月十九日一カ月しか経っていないところで事故が起きています。わけですが、本当に会社が真剣に点検をやったのかどうか疑問が持たれる点で、事故が起きてから騒ぐのじゃなくて事前にできるだけ指導して未然に事故を防ぐのが望ましい姿ではないかと思われれます。

また、本部における通信業務におきましても二名で一勤務やっているわけですが、非常に過酷な仕事で家に帰ると耳が聞こえなくなるということがたびたびあるようですが、職員に過酷な労働を課しているように思われれますが、その点についてもお聞かせ願いたいと思います。

次に分遣所の問題ですが、現在保々、桜、小山田の三カ所にありますが、人員は各所二名の配置になっており二名の人員で出動しても十分な消火活動は行われなと思います。分遣所についてどうお考えかお聞かせ願います。

また、本年八月一カ月間は小山田の分遣所は一名の人員配置でやられたわけですが、人が足りないからできないは無責任な問題ですが、分遣所も最低四名の人員配置が必要かと思われれますが、どうですか。

次に水利の問題ですが、五十一年度の予算で依然として従来のままでいいんでしょうか。防火用水の助成金として

一個十五万円で三個分しか出ておりませんが、市長として真剣に水利のことについてお考えですか。すでに六大都市においては地震で消火栓が使えなくなったときは防火用水しかないということとどんどんつくっていると聞きますが四日市はその面でも立ちおくれるのではないかと心配するわけですが、耐震用の防火用水は百立方のもの八百万円かかり、今度名古屋市では苦しい財政下にもかかわらず二十個が設置の予定です。市が防火用水の設置の助成金を出されるのも最低市と地元と半々くらいの助成をしていただきたいと思えます。現在普通の四十立方以上のものをつくれば百万くらいかかり、土地は地元で提供しその上に負担を八十五万円も地元で出すことは非常に負担になり、地元ではつくってほしいが金がないというところが各地にあり困っているというのが現状です。この地元の声もよく聞いていただきたいと思います。

次に「市内の子供に幸せを」に移ります。

子供は、日本の宝であり、四日市の宝であり、わが家の宝であると私は考えます。そう考えたときに四日市の子供は他市の子供と同様それ以上に幸せであるうかと疑問を持つ一人であります。

四日市は工業都市に著しく発展しました。これについては市民として企業に感謝せねばならぬと思いますが、その反面子供等の犠牲ははかり知れないものがあるうかと思われまます。われわれ子供のころは四日市ほど住みよい町はないと思っておりました。自然には非常に恵まれ、西には鈴鹿の山々、東には水のきれいな伊勢の海に面し新鮮な魚、野菜の宝庫であったわけです。夏休みの海水浴シーズンになれば霞ヶ浦、富田浜には名古屋をはじめ東海地方各所からの人で第一の海水浴場として栄えたものでありまして、四日市の当時の子供としては毎日海水浴を楽しんだわけですが、現在の子供は前に海がありながら海水浴ができず、夏休みになれば今度は逆に知多とか鳥羽まで高い金を使って海水浴に行かねばならない。親にも負担がかかり子供にとってもこれほど不幸なことはないと思えます。また、海

で魚釣りをしてもその魚を家に持って帰れば親にしかられる、みんなで自慢して魚を食べられないというのが現状です。市長もなられたときに福祉、教育を中心に一生懸命やっていたことは市民だれもが感謝しているわけですが、海の娯楽にかわる何か子供のための施設をつくっていただけなかった点が親にとってはさびしく思うわけでございます。四日市には何一つ他市に自慢できる施設がありません。公害四日市のイメージ・チェンジの意味でも親子で楽しめる何か大きな施設をつくったかどうかと思えます。

革新クラブの出井さんが言っておられる動物園も非常にいい考えではないか。三重県にまだ一つもないから四日市に一番初めにつくるのもいいかと思えますが、どうしてできないのですか、市長にお聞かせ願いたいと思えます。健全な自然との対話を目指す人間環境都市神戸に海釣り公園というキャッチフレーズで神戸市では海釣り公園をつくっており、夏休みは全国からの釣り人でにぎわったと聞いております。また、千葉市においては海を取り戻すために人工海浜をつくっております。その資料はここにございます。一度研究していただきたいと思えます。

〔市長に資料を手渡す〕

このように全国でも自然を取り戻すために市が事業を進めているのが現状ですが、われわれ四日市市民にとってはうらやましい話です。市長も十二月のクリスマスにサンタの服を着て子供に菓子を配るだけじゃなくて、もっと四日市全市の子供が喜び幸せになる施設を考えられたらどうですか。また、子供会の活動が非常に活発になってまいりまして子供は非常に喜んでるわけでございますが、四十八年度から五十年年度までが七十七万五千円、五十一年度八十万円、これは二万五千円上がっているように思われますが、四郷から笹川が分かれたために二万五千円上がっておるわけでございまして、これは全然予算は動いていないわけでございます。この予算では何も子供にしてやれないというのが現状です。一度子供会の予算も抜本的に考え直す時期が来ているように思われますが、そのお考えはないのか

どうかお聞きします。

また、市営プールが五カ所に設置されているのは喜ばしいことですが、全部海岸寄りで一つも山寄りの地区にはありません。人口はどちらかと言えば山寄りに急増している四日市の現状から、現在建設中の南部丘陵公園、また、三重団地付近に子供の夢をかなえる市立プールを建設されたらどうかと思いますが、そのお考えはないんですかお聞きいたします。

自然の中で楽しみながら体力づくりをするフィールド・アスレチックが全国各地で爆発的人気を呼んでいるというが、公害で健康を害している四日市市民にとってはぜひとも必要なものではなかるうかと思いますが、建設の計画はないのかお聞きしまして第一回の質問を終わりたいと思います。

○議長（山口信生君） 暫時、休憩いたします。

午後三時五十三分休憩

午後四時九分再開

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

消防長。

〔消防長（松村佳美君）登壇〕

○消防長（松村佳美君） 堀議員の方から大変細かい微に入り細にわたりいろいろご質問いただきましたので私からは概括的にお答えをさせていただきたいというふうに考えます。

消防職員の配置につきましては、消防職員の基準によりまして消防車両等の操作要員、あるいは通信望遠要員、予

防要員等が常時配置されまして勤務体制を整えておるわけでございますけれども、いずれにいたしましても最近におきます消防業務はとみに増加をいたしております。特にここ二、三年来におきますところの消防法の改正等によりまして各種の許認可事務、あるいは点検査察事務というようなものがふえてまいりまして、それに対応するために私どもといたしましては苦心をしながら人員の配置をいたしておりますのでございます。予防要員につきましては本年の四月に指導査察係を設けまして防災指導体制の強化に努めたのでございますが、さらにこういう面についても今後十分に体制の強化を図るために努力をしていきたいというふうに考えております。また、警防業務につきましては救急業務がこれも大変増加をいたしてきております。現在のところ火災、あるいは救急と同時に多発的な事故も現在のところ出ておりませんので、どうか人員の範囲内で運営はできておるわけでございますけれども、こういうような業務内容につきましてはさらに分析をいたしまして体制の強化を図っていききたいと、こういうふうに考えております。特に通信勤務等につきましては人員が少ないので特に過酷な勤務を強いておらないかというようなお話もあつたわけですが、現行二名が一当勤務をいたしております。しかし、仕事がふえてまいったときには他の分野から補強するというような措置を講じまして現在のところやっておるわけでございますけれども、過般の災害等があつた場合にはとうていできませんので他の分野から増強してやるということは当然でございます。いずれにいたしましても、ここ数年間の間に私ども消防業務というものが大変に多くなつてきているということは事実でございます。そういうようなことでございますので一人当たりの業務負担量というものを十分に調査をいたしまして、全国的な平均値というようなものとも対比した上で体制の強化なり人員の増強というようなことについて私どもでできる範囲内で努力していきたいと、こういうふうに考えておる次第でございます。

なお、こういう問題と並行いたしました内部の体制の再点検をいたしまして、もしある部面では大変仕事が多くな

ってきている、ある方面ではそうでないというようなことがあるとするならば、そういうものは是正措置も講じていかなきゃならぬ。いわゆる全職員に対する勤務の平均値と負担量というものにもらみ合わせた上で内部体制の再点検と人員の効率的な配置というものも十分にこの際に考えていかなきゃならぬと、かように考えておる次第でございます。さらにまた、消防職員の一人一人が十分な能力を発揮するように人材の養成といえますか、質的な向上というものを図って仕事の能率化を図っていくということも大変大事な問題ではなからうかと考える次第でございます。以上でございます。

○議長（山口信生君） 消防次長。

〔消防次長（藪田 裕君）登壇〕

○消防次長（藪田 裕君） 消防長の答弁に若干補足させていただきたいと思っております。

私どもといたしましては、消防組織法あるいは災害対策基本法の精神にのっとりまして現有する施設及び人員を最大限に活用いたしまして努力をいたしておるものでございます。その中で先ほど指摘ございました消防力の基準の問題でございますが、国が定めております市町村の消防用施設並びに人員の整備の目標といたしまして国がこの基準を出しているわけでございますが、この基準によりますと、本市の場合三百九十八人ということになるわけでございます。この消防力の基準につきましては全国的な平均充足率が大体五〇％程度と聞いております。

それから次に、警防出動体制の問題でございますが、警防のために出動する場合の乗車人員のご指摘等がございます。私どもといたしましてはできるだけ多くの出動台数を確保していくために一車両当たりの乗車人員を最低四人として活動のための効率的な運用を図っておりまして、現在一車両当たりの人員は火災出動の場合が大体四人ないし五人、それから警戒出動の場合は三人ないし四人ということでございます。

それから出動の車両でございますが、実際の火災出動に当たりまして火災の種類であるとか規模等によりまして最も効果的に対処できます出動車両、種別、台数というものを決定いたしましたして警防活動に当たっておるわけでございますが、一次出動で四台、二次出動で七台の要員を当務職員で確保している現状でございます。また、小規模な火災等につきましては、たとえばちょっとした枯草火災等でございますが、一台のみで出動する場合もあり得るわけでございます。この車両台数の決定に当たりまして所轄の署長がプロ消防としての判断からこれは消防作戦上の問題でございます。この判断をもって一次、二次出動を決定していくわけでございます。

先ほどご指摘あった火災につきましては確か一次出動であったかと思っております。

それから次に、分遣所の問題でございますが、本市全域の消防行政管轄区域を中、北、南の三ブロックに分けてそれぞれの地域に消防署が設置されているわけでございますが、市内遠隔地域の初動体制の強化を図るために三分遣所を配置しているわけでございます。分遣所はそれぞれの地域におきます消防の拠点といたしまして消防職員二名程度常駐させておるわけでございます。災害時におきます情報収集であるとか、通信連絡の問題、それから今回の災害のように雨量測定その他地域の警戒等当たっておるわけでございます。火災等発生いたしました場合には、ご指摘ございましたように消防車の運用に当たりましては三分遣所とも地区の消防団の密接な連携、協力のもとに行われておるわけでございます。今後とも地区消防団の協力をお願い申し上げる次第でございます。

先ほどご指摘ございました職員はできるだけ二名を常駐させておるわけでございます。八月等非火災期におきまして所轄の署長の判断によりまして直ちに本署の応援のできる体制をとりながら運営上支障を来たさないよう配慮した上でやむを得ず一名にしたこともございます。この場合には機関員一運転手、運転できる者でございますが、これを配置いたしております。

分遣所のあり方につきましては現在の三分遣所が設置されまして消防の拠点としての基礎を固めながら地域の消防活動を進めまして、今後の情勢の推移等を見ながら増強等につきましては総合的に検討も加えていきたいと存じます。それから、救急隊員の専任の問題でございますが、これにつきましては先ほど消防長の方から申し上げましたので省略させていただきます。

次に競輪場の警備の問題でございますが、不特定多数の人々が集まります競輪場が、これは以前からでございますが、所轄の北消防署から火災警戒に当たっておるわけでございますが、火災発生の場合現地から出動する関係上、ご指摘ございました交通混雑等時間的な問題も予想されるわけでございますが、この警備についての適当な方法等につきましてはただいま産業部と協議、ご相談申し上げておる現状でございます。

それから、地震の際の消防活動に関連いたしまして、耐震性の防火水槽等の設置等についてお話ございました。大震災が発生した場合水道管が破裂して消火栓等が使用不可能になる場合ももちろん考えられるわけでございますが、この場合の消防用水利といたしまして防火水槽というものが有効であるということから、いわゆる市内に現在移動式が八十、貯蔵式が二百六十三、その他学校のプールとか池、沼、そういうものを利用するようにしておるわけでございますが、ご指摘ございました耐震性の防火水槽につきましては、一部大都市あたりで設置されているように聞いておりますので、私どもといたしましても今後調査研究していきたいと思っております。

それから三点セットをどこへ置くのかということでございますが、やはり三消防署の中心になります中消防署の方へ配置いたす予定でございます。

本議会におきましてこのうち二点の購入契約を上程させていただいておりますのでよろしくお願い申し上げます。場所につきましては、現在のご承知と思いますが、はしご自動車が配置されておりますその後ろへ高所放水車、それから大型化学車につきましては、これは前々からこれの更新につきまして十数年経っておりますので相当老朽化もしておりますので、その辺の更新ということも考えていかなければならないのではないかと思います。以上でございます。

○議長（山口信生君） 皆さんにお願いいたしますが、市長公室長が四時半にどうあっても出なければならぬ会議がございますので、議長が許しましたので皆さんご了承のほどお願いいたします。

〔市長公室長（六田猶裕君）退席〕

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 消防の強化につきましては、従来消防の役割というものは消火活動が中心とせられてまいりましたのでございますが、最近の消防の機能を考えます場合に非常に内容が複雑多岐にわたってまいりまして、私も消防職員の強化ということにつきましては必要あるかと考えております。急激な増強につきましては困難であるといったしましても漸増して消防力を増強しなければならぬ事態に入っておると私は考えます。

コンピュータの点検、あるいはまた高層住宅の建設、従来考えられなかったような事態が続々発生しておりますので、現在の消防職員では私も増強の要があるかと考えております。時を追って増強していくべきものと考えます。

次に子供会の問題でございます。

子供会の活動につきましては、現在全地域にわたって団体活動として進められておりまして、その活動はレクリエーション、体育など幅広い内容にわたっておるのでございます。それだけに育成者の指導、資金、あるいは時間的な余裕などの障害を克服してよく推進せられておるのでございますので、そのご労苦、ご努力はさぞかしであろうと考

えております。ボランティアとしての育成者の方々の善意に期待するところが現在まことに大きく、学校を離れた場所で子供たちを育成していただくためには本来の健全な姿の子供会が育成されるようご協力をいただかなければならないところでございますだけに、単に子供会に限らず青年団体の育成のご苦労は、先ほどご指摘のとおり多大なものがあると思います。市といたしましては、これに呼応して今後とも育成に関与せられる方々のご意向を十分尊重してまいりたいと思っております。ただ、これらのことに対して莫大な予算を傾注することが是であるか非であるかというところにつきましては議論の余地のあるところだと思えます。義務教育におきましてもなお予算外義務負担が常に話題になっておりますときだけに、こういった子供会の育成について飛躍的に予算を私は増加することは困難ではなからうかと考えております。その前に予算外の負担をなくすることあたりがまずとられるべき策ではなからうかと、このように考えます。

第二点の施設の問題でございますが、青少年の社会的活動を進めるための施設の整備につきましては従来とも努力を続けてまいりまして、大規模のものとしては中央緑地、霞ヶ浦緑地、山寄りにあります水沢の野外活動センターなどができております。プールが山寄りの地にならないというのは、従来海を失ったところへ水をというような意味で霞ヶ浦、あるいは中央緑地等にプールが開設せられたのでございますが、これもそのうちに次には中間地帯、あるいは山寄りの地にプールも建設せられるであろうと思えます。中央緑地、あるいは霞ヶ浦緑地あるいはまた水沢の野外活動センター、こういったものの設置にはかなりな従来とも経費を注入しておりますし、私は四日市のここ十年余りの努力がそんなに軽いものであったとは考えておりません。また、都市公園を補完する意味におきまして小規模ながら子供広場の設置も促進いたしておりますことはご承知のとおりでございます。今後さらに青少年の育成活動が活発になることが予想されますので、ただいまご提案いただきました青少年の夢を育てる施設について、立地条件

や施設の性格を十分見きわめながら対処していくべきであろうと考えております。

○議長（山口信生君） 堀 新兵衛君。

〔堀 新兵衛君登壇〕

○堀 新兵衛君 まずご親切に答弁していただきましてありがとうございますが大分私の思っていることと違いますので言わしてもらいますが、消防の件でございますが、いまもちよと小井議員からやじがあったように、実際に四日市の消防職員というのは足りないのじゃないかと思うわけでございますが、何か内部の中ですとかという話が出ておりますが、四日市の国の基準が三百九十八名ですか、現在百九十四名でちょうど五〇％になるわけですね。いまも言われたように大体どこの都市でも五〇％だという話ですが、四日市の場合にコンビナートを控えておいて普通の都市の五〇％でいいのかわりかというところが問題になると思えますが、他の川崎とか倉敷とかいろいろ全国にもコンビナート都市があるわけでございますが、その基準と四日市と比較していただきたい。この結果を聞かせていただきたいと思います。

また、市長が急激な増強は無理だというお話であったわけでございますが、市長は現在の消防力で十分とお考えなのですか。私は足りないと思うわけでございまして、何分にも四日市市民の人命と財産を守られるのが市長の第一の義務かと思えますが、私は非常にその点に疑問を感じるわけでございます。

岩野市長が市長になられてから四年間に何名の消防職員を増強されたわけですか。ひとつその人数をお聞かせ願いたいと思うわけでございます。それとですね、いまもコンビナート査察の話をしたわけでございますが、現実において消防職員の中にも査察員をもっとふやしてくれと、ふやしてもらえば事前に何とか指導できるんやがなというような話も現実聞いておるわけでございまして、市民の方からでもできるだけコンビナートの査察を増強してくれという

話でございますので、その点もひとつ考えてやってほしいと思うわけでございます。

また、子供の会の問題でございますが、急激にそんな予算はむずかしいという話でございましたが、市長、実際に子供会を育てておる役員はどれだけ苦労しておるのかと。私も実際に子供会に関係したことがあるのでございますが、日にちのロス、また、金が足りないときには自分で負担しておるといのが現状でございます。また、内部地区の子供会の場合を取り上げて悪いんでございますが、市からの助成が二万四千円でございまして、これでは非常にかわいそうだといいことで連合自治会で三万円の助成をしておるわけでございまして、われわれの地区の方が多いい金を助成しておるのが現状でございますので、その点も十分考えてやってほしいと思うわけでございます。以上でございます。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 私も消防職員は足りないと思うと申し上げたつもりでございます。ただ諸種の状況から急激な増員はむずかしいかもしれないけれども、漸増していくべきであろうと、こういうふうにお答えをしておるのでございまして、私も足りないと思っております。

○議長（山口信生君） 堀 新兵衛君。

〔堀 新兵衛君登壇〕

○堀 新兵衛君 足りないと思ってみるのはわかったわけであれば、人命、財産を守る義務があるのであれば最低の人員はどうしても確保せねばならないと思うわけでございますが、その点はどうですか。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 私も堀議員と同様に考えます。

○議長（山口信生君） それでは、本日はこの程度にとどめ、後の方は明日お願いすることにいたします。

明日は、午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後四時三十九分散会

昭和五十一年九月十四日

四日市市議会定例会会議録（第三号）

四日市市議会

○議事日程 第三号

昭和五十一年九月十四日(火)

午前十時開議

第一 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(四十二名)

加藤	大森	大谷	小川	宇治	岩田	伊藤	小井	天春	青山
定	多	喜	四	良	久	信	道	文	峯
男	三	正	郎	市	雄	一	夫	雄	男

○欠席議員（二名）

森 高 山 山 山 山 松 増 前 堀 古 福 平 長 橋 野  
 橋 本 中 路 口 島 山 川 市 田 野 川 本 呂  
 安 力 忠 信 良 英 辰 新 元 香 行 鐸 増 平  
 吉 三 勝 一 剛 生 一 一 男 衛 一 史 信 元 茂 和

野 生 中 出 坪 田 高 高 坂 後 後 小 小 粉 訓 喜 川 金  
 崎 川 村 井 井 中 木 井 口 藤 藤 林 林 川 霸 野 口 森  
 貞 平 信 妙 基 三 正 長 寛 喜 博 也 洋  
 芳 蔵 夫 博 子 介 敷 夫 次 六 次 夫 次 茂 男 等 二 正

市	助	収	市長	総務	税務	産業	福祉	環境	土木	下水道	建設	副収	教育	教育	次
長	役	入	公室	部長	部長	部長	部長	部長	部長	部長	部長	入	委員	委員	長
岩	三	平	六	阿	伊	斎	谷	山	杉	奥	石	伊	龍	龍	杉
野	輪	井	田	南	藤	藤	沢	北	本	村	川	藤	池	池	市
見	喜	清	猶	輝	久	文	文	義	仁	仁	三	凛	清	清	川
齊	代	三	裕	彦	郎	男	男	彰	人	人	太	一	真	真	一
	司								廣	廣	郎	芳	芳	芳	芳

○出席事務局職員

病院	水道	次	技	消	次	代表	事	議	議	主	主
事務	事業	長	術	防	長	監	務	事	事	事	事
長	管理	長	部	長	長	査	局	係	課	長	長
荒	者	長	長	長	長	委	長	長	長	長	長
木		長	長	長	長	員	長	長	長	長	長
三	村	長	長	長	長	森	長	長	長	長	長
郎	山	長	長	長	長	幸	長	長	長	長	長
	了	長	長	長	長	雄	長	長	長	長	長
	助	長	長	長	長		長	長	長	長	長
	春	長	長	長	長		長	長	長	長	長
	美	長	長	長	長		長	長	長	長	長
	佳	長	長	長	長		長	長	長	長	長
	美	長	長	長	長		長	長	長	長	長
	裕	長	長	長	長		長	長	長	長	長

○議長（山口信生君） ただいまから、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、三十五名であります。

本日の議事は、お手元に配布しました議事日程第三号のとおり、一般質問であります。

日程第一 一般質問

○議長（山口信生君） 日程第一、これより一般質問を昨日に引き続き行います。

後藤長六君。

〔後藤長六君登壇〕

○後藤長六君 通告の手順に従いまして、質問させていただきます。

前もってお断りいたしたいんですが、音声を痛めておりまして、大変お聞き苦しい点があると思いますが、その点あしからずお許し願いたいと思います。

では、質問に入らせていただきます。

開発指導要綱運用上における問題点についてお尋ねしたいと思えます。

昭和五十年三月市議会におきまして、開発指導要綱が議決、制定せられまして、現在に至っておるわけですが、運用面について、当初考えられたように、必ずしもスムーズに進行していないようで、むしろ難航し、全国的にもいろんな問題を提起しながら、深刻な政治問題としてクローズアップされてまいりました。当時要綱制定の背景といたしましては、無秩序な乱開発を防止し、人口急増に起因する財政需要に対し、市が自衛手段としてやむなくとった措置であり、行政指導上における、いわば内規的なものであるというふうに理解いたしておりますが、私は要綱の

性格、その他運営上について二、三疑問を持っておりますので、申し述べたいと思えます。

まず第一点として、要綱の目的として、都市計画等の調和のとれた良好な開発ができるように一定の技術基準を示されてあることは、大変結構なことだと思います。開発行為に伴う関連公共施設等整備に要する経費について、現行の行財政制度のもとにおける市の財政では、十分に対応することがきわめて困難であるとの理由から、その一部を原因者である開発業者に求めようとするものでありますが、ここに多少の問題があるのではないかと思うわけがあります。特に、負担行為のうち、文教、福祉負担金については、すでにご承知のように、義務教育国庫負担法により、無償の原則がうたわれておりますが、それにかかわらず要綱に、一平米千円の負担基準を示してあるが、これは法の精神に反するものでないかどうか、疑問が持たれるわけがあります。

第二点目として、寄付金及び負担金は、地方財政法第四条の五に規定があるように、公共施設については、直接、間接とを問わず、課してはいけないように規定づけをされているにもかかわらず、負担基準を示してあることは、これは法に抵触するのではないかどうか。特に都市計画法第三十二条の開発についての同意の条件に、暗に承諾を強要するかのとき要素が見受けられますが、これは行き過ぎではないのかどうか。その点についても疑問を持つわけがあります。

第三点として、さらに地方自治法第二百二十四条に示されてあるように、教育施設について、開発業者を受益者とみなしていいのかどうか。現在都市化の現象として、地域的に過疎・過密の問題が進展し、特に本市としましては、住工分離という公害によって新たな動きがある現時点において、むしろそういった人口のバランスを是正する意味で、都市改造、あるいは商店街の近代化、合理化のための再開発は奨励すべきではないかと思えます。こういった問題について要綱は、せつかくその動きを摘み取る形にならないかどうか。柔軟な施策は、今後むしろ広い観点から申しま

すれば、硬直化しつつある市の財政を、結果的には救うことになりはしないか。打算的な、目先だけのこそくな手法は、かえって悪い因果関係を引き出すのではないかと思うわけがあります。

第四点として、政策面から言いまして、開発者負担は必ず宅地供給価格等に乗せされ、結果的には住民のしわ寄せという悪循環を招来することは必至で、住宅難の今日住宅行政に矢を射ることは、市民の反発を買うのではないかと思います。

第五点として、適用範囲を市全域となっておりませんが、すでに都市計画法に基づき、区画整理を行った地域に対しても同様、開発行為としての適用を受けるようになっております。それは、考えてみますと、都市計画法を二重の網にかけるようなもので、非合法であり、公正を欠くのではないかと思います。なぜならば、区画整理を行った地域については、公共施設、その他法の基準に基づいて整地整備が行われており、要綱に示されたものについては、すでに負担、あるいは無償提供済みのはずであります。したがって、こういった地域について、当然除外されるが至当ではなからうかと存じます。

第六点として、業者のトラブルについては、全国的な問題として発展しているかのように聞き及んでおります。トラブルの要因は、とりもなおさず要綱に対する市当局、あるいは業者との感覚のずれのようでもあります。実施面については官僚的な面を排し、むしろ協力を得るといふふうな低姿勢が望ましいのではなからうかと思えます。現在の施策が功を奏したのか、土地価格の鎮静、その他開発ブームは一応過ぎ去った感がするわけで、市が心配をしていることよりも、むしろ要綱を緩和すべきとき、あるいは見直しをすべき時期が来たのではなからうかと思うわけがあります。

以上の観点から、次のとおり要綱の一部を改正することが望ましいと思ひ、提案させていただきます。

一、要綱に規定してある適用範囲千平米以上とあるを、五千平米以上に改むること。

二、都市計画法に基づく区画整理地域、または特に市長が定めた地域については、除外することの一項を加える。以上は素案ではございますが、ご検討をいただき、社会情勢に即応した、市民の納得いく要綱にしたいと思ひます。

次は、社会教育の充実についてお尋ねをしたいと思います。

四十八年、現岩野市長がご就任になりました。それまで一時はその存続をうわさされました出張所を各地区に残していくこと。単に連絡するところにとどめず、もっと地域のために意義あるものにしていくご決意をされたように伺っておりますが、地域住民としては、まことに結構なことと感謝しているところであります。これらを考え合わせますところ、ようやくと申し上げてはなんでありますが、各地区ごとに、市民が生活問題や地域問題について身近に相談に行ける場ができて、従来と大きな進歩というふうに考えられたのであります。ここに私なりの、いままでの四日市市に行われていた社会教育行政、とりわけ公民館のあり方の歴史というようなものをさかのぼって考え、最後にいささかの質問をいたしたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

もともと四日市は、各地区に一つずつ公民館のようなものが設けられていたはずであります。それらは内部公民館に始まり、四郷、常磐、北部、日永と、着々建てられていったはずであります。婦人会や青年の集い、また地区の寄り合いに公民館の職員は助言もしてくれましたし、新生活運動や洋裁などの実習も行われていたのであります。

昭和三十年ごろでありましたが、市町村の合併の後、一回り大きくなった四日市市の教育対象として、学校校舎の手直しが急務として行われました。以来四日市市は、鉄筋コンクリートの校舎整備が続けられることになり、その後相次ぐ台風に見舞われたことは、ますます学校建築に拍車をかけることになったと思ひます。このことはも

とより大切であります。自来長い年月にわたって社会教育、特に公民館の建設はもとより、修繕も満足に行われぬ時代を迎えたのであります。確かに塩浜公民館の併設や、郷土資料庫など、見るべきものがあり、またここ数年來は、あのみごとな市立図書館の落成のほかに、市長、助役がお示しのように、出張所改築に合わせて、この公民館の建設が始まり、愁眉を開く思いもいたします。

ただ私の申し上げたいことの一つは、昭和三十年から最近の数年に至るまでの、余りに長過ぎた二十年近くの経過であります。また、三十六、七年後に、それらのときから十五年ほどの日数の長さを申し上げるのではなく、この間住民は、各地区ごとの寄り合いの拠点、相談に乗ってくれる社会教育の専門家の配置をいかほど願ひ、しかもこたえられずに過ごしてきたかということに思いをいたしていただきたいのであります。

拠点方式と言われるのでしょうか、ブロック制と申しますか、市内には、条例では示されているが、実態の乏しい公民館も多くありました。建物はありません、きわめて老朽化したひどいものもありました。まして、建物はあるとしても、全く無人館として、利用にも一々拠点館に問い合わせ、かぎはありません、その地区を担当して来る相談できる人はもちろん、管理する人もありませんでした。青年学級とか、家庭教育学級とかが開設される時、その事業の担当の主事さんが来て世話をしてくれる姿は見ましたが、常にその地区間の団体や、会の進め方について、寄り合いのあり方についても、相談することはむずかしかったのであります。拠点館、その他幾つかの建物のある公民館の地区では、活用されたところもあつたでありましたが、近年飛躍的に人口の急増を見た地区も数々あり、ここでは公民館はあつても、その建っている位置から、地区に一つというのには、地域センターとして、立地上問題のある場合も間々あるわけがございます。岩野市長も、市民の自然を愛する傾向や、趣味、趣向を引き出し、地域に結びつけるのは、公民館の働きに期待しておられます。市側、また教育委員会からの数々のお答えも、社会教育に人と施設

と予算の必要なことを触れられております。そして、社会教育は住民の強い盛り上がりによって支えられ、自主的に参加することが要務であると説かれております。ことにそのとおり、まことにそのとおりと考えます。

しかしながら、昭和三十六、七年から、拠点公民館制度の長い歴史が、ただでさえ人心が四散していく風潮に輪をかけて、家の中も外も、友人関係も何も、さらには地域連帯の感も、団体そのものや相互の連絡、調整も、まことにまとまりのつかない方向に追いやってしまったところにあると思うのであります。このことを少しでも早くまとまな方向に振り向けていくには、住民各自の自覚もさることながら、まさに社会教育の人と施設と予算に負うところが大きいであるかと思つております。総合計画とか基本構想とかに基づいて基本計画が示され、これによってすでに河原田出張所、公民館の建設がなされまして、下野出張所、公民館の建設も進んでおります。これら地域市民センターとしての、設けられるべき計画を見るのであります。ひとつお尋ねしたいのは、そうすると、地域市民センターというのはいつから始まるのであります。もう始まっているのであります。地域市民センターというのは、単に従来の出張所の組織に公民館の建物だけをくっつける構想でないことは承知しておりますが、地区の公民館の、いわゆる社会教育の専門職と呼ばれる人たちは、いつから具体的に配属されるのであるのか、お示しをいただきたいのであります。このことは、出張所の置かれてある二十二地区に対してはもとより、いわゆる本庁管轄の各行政区に対して、人と施設と予算はどのように対処されようとしておるのであります。

また、一つ一つの出張所単位の、いわゆる地区を大切に行政や社会教育の進展は、当然ブロック制の改廃につながるべきものと思われませんが、これら一つの地区社会教育の場が、何によって連絡、調整をされるのか。教育長は、これを地方公民館という形でとらえようと申されておりますが、これも私どもにとっては遅過ぎた感があることを否認めません。すでにずっと前から二十数万都市に発展をしてくるまでに、中央公民館があるべきものとして、たびたび

声が上がっていたことは事実であります。各地区の社会教育活動の連絡、調整という働きのほかに、いわゆる拠点公民館で行うよりも、中央公民館をつくって、そこで行う方がより効率的であり、適当と思われる教育や文化事業の数々も、すでに市民たちの声によってしばしば耳にしているところあります。これはいつから、どういう形で踏み切られるのか、お尋ねしたいのであります。

これにつけて、市の文化施設の建設が急務であることにかんがみ、総合文化センターの構想の中に、あるいはそれと別途のものを重ね上げようとしても、積年の懸案であった中央公民館の設置に速やかに踏み切られたいと思うのであります。

以上を要約して、次の諸点についてお示しただきたいと思えます。

一、教育委員会におかれては、四十九年度来モデル地区を設けられ、また地域指定を行うなど、積極的に実験的施策を講じられてこられたようではありますが、その経過を明らかにされるときもに、地域センター構想との絡みでどのように集約され、評価されているかについてお尋ねをいたしたいと思えます。

地域市民センター構想が示されてからすでに久しいものがあり、本議会においてもたびたび審議されているところでありますが、一体いつ、どういう形でこれに踏み切られるのか。また、きょう、あすの問題として、どのように対応されようとしておられるのか。さらに、社会教育面から、新たに改築になった施設、またそれぞれの地区への専門職員の配置について、どのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

中央公民館の構想の実現に当たり、その具体策についてどのようなお考えをお持ちなのか。当面どのような形で踏み切られようとしておられるのか。また、本庁管轄の各行政区における社会教育についての手だてを具体的にご教示をいただきたいと思います。

次に、台風十七号災害についての反省ということ、いまだ災害目の当たり、さめやらぬ、記憶の新しい問題について、身をもって感じましたので、今後の防災の参考資料になれば幸いかと、二、三申し述べたいと思えます。

災害は、えてして意表をつく場合があり、また予期せぬ問題にぶつかる場合が多うございます。しかし、後で考えてみますと、結果的にはそうあるべくしてそうなったということに結論づけられます。備えあれば憂いなしという言葉がございますが、今回の災害についても、天災ばかりとは言えない点が多々見受けられました。その中の防災体制について、若干気のついたところを申し上げます。

第一に、四十九年に大きな集中豪雨の被害を受け、試験を受けておりますためか、かなりそのない活動が見受けられましたが、しかしながら、一番大事な職員の心構え、姿勢に問題があるかと思っております。平素市民サービスとして、目に映らないわれわれとして、災害時ほど職員の一挙手一投足が身近に響く問題であり、また逆に職員側から申せば、市民サービスとして認識してもらった最大のチャンスとも言えるわけであり、その行動を支えているものには、やはり愛市観念、市を愛する観念、奉仕の精神という重要な柱が要るわけで、大切な、市民の生命、財産を守るためには敵艦を辞せぬという気迫と自覚が必要であるにもかかわらず、そういう点では、特に若い世代の人に薄れているように見受けられました。

また、急速な配備への初動態勢が決して迅速と思われぬ節がございますが、特に市外に住居を持つ職員においては、はしかり、交通事情、その他敏速な活動を妨げる条件もさることながら、先ほど申し上げた心の問題についても、市外在住者は市内出身者に比べれば薄いのではなからうかと思えます。今後こういう点から考えますと、人事問題ではございますが、採用条件として、職員募集には市内在籍の者に限ると、一項を書き加えていただきたいと希望するものであります。

第二点として、これは制度上の問題であります。予防的な事業については予算措置がつかないといった行政上の盲点がございますが、そのために、みすみす大きな災害をもたらす結果を生んだ例がたくさんございます。こういった災害の安全性といった措置をおおざりにする従来の慣例をなくすために行政改革を行うべきで、これがなければ、抜本的な防災体制は至難かと存じます。

また、第三点として、六月の市議会に、水防体制について質問をした折、答弁としていろんな角度からチェックをして、万全であるかのように聞いておりましたが、さて本番になりますと、案外指摘したところは改善、あるいは処置が施されていないかのように見受けられました。何のためにチェックされたのか、まことに遺憾と思うわけであります。議会の声は市民切実の声、あるいは天の声というふうにご理解をいただき、最善の努力をされることは、それがとりもなおさず大きな市民サービスにつながるものと思います。

他に、災害について昨日来より具体的にいろんな問題を提起されておりますので、省略したいと思いますが、ともかく十七号台風の災害に遭われた気の毒な方々に思いをいたし、私も議会人を含め、反省をしなければならぬのではなからうかと思えます。市当局の今後の防災体制について伺いたいと思います。

第一回の質問を終わりたいと思います。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） お答えいたします。

開発要綱の運用上の問題点、このことにつきましては、昨年の四月以降新しい指導要綱の制定によりまして、開発者から、文教、福祉施設を整備するための負担金を納めてもらっておりますが、その理由づけなり、法的根拠なり、

また運営上の問題点につきましては、ただいまいろいろご指摘を受けましたので、私どものこれに対する見解を述べさせていただきますと思います。

この負担金を徴収するに至りました経緯や必要性につきましては、すでにご承知のことではございますが、とにかくこの十年來市の財源の多くを、大規模な住宅団地の造成をはじめとするいろいろな開発行為に伴う公共施設の整備事業費、ことに急務を要する文教、福祉施設の整備費に投入していることはご承知のとおりでございます。したがって、当市におきましても、遅まきではありましたが、こうした開発行為に伴う膨大な財政需要に対処する一つの措置といたしまして、企業、開発者から応分の負担金を納めてもらうことにしたわけでございます。

しかしながら、この制度は、指導要綱、つまり行政指導上の措置として通用するものでありますから、負担金と呼んではおきまずものの、実際の中身は任意の協力金、あるいは寄付金といったような性格を持っておるのでございまして、法的な強制力を持ち得ないことは事実でございますが、これを制度として実施する以上は、一定の基準を定め、広くご理解を求め、公平かつ適正に運用しなければならぬと考えております。

次に、本来市町村が設置義務を負っております義務教育施設の整備費を、企業や住民に負担させることは合法かどうかという意見もございます。この問題につきましては、地方財政法施行令第十六条で規定しておりますように、市町村立の小学校、中学校の建物の維持、修繕に関する経費を住民に転嫁することはできないのでございますが、校舎の建築費とか、あるいはまた用地の提供につきましては例外であるという自治省の見解もございまして、必ずしも、しかもすでに多くの市町村で実施しておるところでありまして、一概に違法措置であるとは私は考えておりません。要するにこの負担金は、都市計画法の規定するところによりまして、公共施設の管理者である市が開発に同意を与えるため、あらかじめ協議を行う際における取り決めであるというふうにご理解いただきたいと思います。

なお、指導要綱の規定につきましては、その面積の上、あるいは文言の上におきまして、必ずしも適当でない箇所もございますので、なるべく近い機会に指導要綱の一部改正をいたしたいと考えております。

次に、第三点の台風十七号災害の反省について、この中における人事の問題でございますが、昨年より私は、法的に矛盾のない限り、なるべく市内の居住者を優先しておるつもりでございます。

しかし、市内の在住者の採用を優先すると申しましたが、医師、看護婦、あるいは保母、あるいはまた土木技術者建築技術者、こういった人々は、市内の学卒者では需要を満たすことができないという現状でもございます。災害の場合なんか、確かに市外在住者よりも市内在住者が適当であることはよく存じておりますので、なるべく市内在住者を優先したい。そういった面を考えまして、市内在住者の採用に重点を置いていきたいと思っておりますけれども、全面的にこれを、市外の居住者を排除するということは、法的にも無理でございますし、同時に実際上も困難の伴っておりますことをご了解いただきたいと思います。

○議長（山口信生君） 教育長。

〔教育長（市川一郎君）登壇〕

○教育長（市川一郎君） お答えいたします。

四日市市の社会教育も、終戦後三十年たつたのでございます。その間、いろいろ曲折を経て今日に至っておりますのでございます。四十五、六年ごろから、従来やっておりました拠点公民館方式、その行き詰まりといえますか、手の行き届かないところ、そういうことに気がつきまして、四十八年、四十九年から拠点公民館方式から、地域に密着した、地域の方々の自主性による社会教育に切りかえよう、こういうことで、各地に、四郷とか、内部とか、塩浜とか、こういうところに特別地域を指定いたしましたして、事を進めてまいりました。ちょうど市の方におきまして、市民セ

ンターの構想がございますので、公民館活動もそれと一体でなければならぬ。そういうことで、ことしは特に三重地区に特別、人を配し、そこで新しい市民センターのときに、社会教育はどうあるべきか、こういうことで実験をしておるのでございます。現在といたしまして、条例の上では二十一の公民館がございますけれども、名ばかりの公民館も数館ございます。人のいない公民館も、これまでたくさんあったのでございます。これを逐次改善いたしまして、やはり公民館活動、社会教育には建物が要るし、そこに適当なお世話をする、あるいは指導、助言をする人の要ることも、いまご指摘のとおりでございます。今日そういう方向で事を進めていきたい。

市民センターの構想につきましては、いま行政調査会のご意見も聞いておるところでございますので、そういうご意見をもとにして考えを固めていかなければならぬと思っておりますのでございます。

全市一斉にということについては、時日を要するかと思うのでございます。地区の条件の整ったところから人を配し、物を置き、そして盛り上げていきたい。こう思っておりますのでございます。

地域センターがそういうふうに動いてまいりますと、それだけでは背負い切れない問題がございます。そこに中央公民館というものの必要が生まれてくる。いままで拠点公民館方式でうまくいかなかったというのも、いまご指摘のありましたように、中央公民館の組織が整うていなかった、そういう反省をいたしておるのでございます。当面としまして、いろいろな事業が適切に計画されなかった。そういう反省をいたしておるのでございます。当面としまして、いまたいもんだと、将来文化会館などの大きな施設の計画もしなければならぬのでございます。当面としましては、いまある市の施設を利用いたしまして、そこに若干の人を集中する。ある面におきましては、地区に専門職のものを配置する、こういうふうにして、なるべく早い機会から切りかえていきたい、こう思っておりますのでございます。

○議長（山口信生君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 防災体制に対する問題でございますが、今回の災害は、私ども、この八日から始まりまして、ちょうど七日間でございます。こういう長い、長期間の防災態勢、警戒態勢というのは初めてでございます。この間職員の体力的な問題、それから交代要員の問題等々、苦慮をしたわけでございますが、どうか乗り切らしていただいたというのが現状でございます。

したがしまして、この間におきまして、いろいろご迷惑をおかけしておることがあるかと思いますが、私どもの見た限りでは、若い世代、若い職員、非常によくやっておったというふうに私は感じておるわけでございます。ただ、疲れてまいりますので、言葉のやりとり等々で、市民の皆さんに、あるいは失礼なことを申し上げるかもわかりませんけれども、これは平にご容赦をいただきたいと思っております。

したがしまして、今後私どもといたしましては、こういう長い期間の警戒、配備態勢、たとえば一例を申し上げますと、昨夜でございますが、八時に大雨警報が出まして、それがけさの一時に注意報に変わりました、またけさの四時に洪水警報が出たと。こういうふうに、气象台の警報が刻々変わっておりますので、その都度職員を重要各河川に配置いたしましたして、河川の水位を本部の方へ刻々報告しておる。それに伴いまして、こちらの警戒態勢もまた考えしていくことで、四十九災以降、特に重点を置きましたのが、連絡、情報関係でございます。したがって、無線機の設備を重点的に行ってきた。それと同時に広報車も整備していく。こういうことで、災害が起きるたびに私どもこれを反省いたしましたして、改むべきものは率直にこれは申し上げて、改めさせていただきます。議会の方へも予算をお願いしていく。こういう心構えで進んでおるのでございます。

おっしゃいましたように、災害というものは、その今回あった災害が次必ずあるというものではなくして、またこれが形を変えてあらわれてくるということもございます。おのおの、それに対応できるように、市民の生命と財産を守るという市の責務からいたしましたしても、私どもそれにこたえるべく、今後とも一層の努力をし、検討も加えていきたいと思っておりますので、どうかよろしく議会の方からも、改むべき点は率直にご指摘いただきまして、私どもそれをお聞きしながら体制を整えていきたいと思っておりますから、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

○議長（山口信生君） 後藤長六君。

〔後藤長六君登壇〕

○後藤長六君 残された時間もございませんので、質問の内容を要約して、ご要望にとどめたいと思っております。

開発指導要綱は、あくまでも市民の納得のいく内容のものでなければならぬと思っております。特に、社会情勢に即応した柔軟な施策が望ましく、露骨な人口抑制策は行き過ぎではないのかと思っております。

社会教育については、ますます増大する地域活動、これに対処する上に、公民館はその中核的な重要な存在でございます。そのことは十分ご承知かと存じますが、それを統括する中央公民館の早期設立を熱望いたしまして、質問を終えたいと思っております。

ありがとうございます。

○議長（山口信生君） 小川四郎君。

〔小川四郎君登壇〕

○小川四郎君 私も、ただいまの後藤さんと同じように、あるいはそれ以上に音声を痛めておりまして、お聞き苦しい点、多々あるかと思いますが、お許しのほどをお願いいたします。

実は、きのお医者さんから、きょうの一般質問は遠慮するようにと言われたのでございます。お医者さんにはないしよでございますので、ないしよ話のようにちっちゃい声でおしゃべりいたしますので、ご協力のほどをお願いしたいと思います。

私、先ごろ時間を得まして、昨年三月以降の議事録を読み返してみました。各議員がきわめて多角的な視野に立って問題を取り上げ、また貴重な提案をなされているご勉強ぶりに敬意を新たにするとともに、膨大な市民需要に、限られた財源の中で、何とか効率的な対応をと、ご苦心されている行政当局のご努力にも、また多とする感想を抱いたものでございます。

ところで、一ついまさらのように思い知らされたことがございます。それは、今後の検討事項としたいとか、考えたい、そういった結びのご答弁が非常に多いことでございます。初めは念入りにその数を数え上げてみたのでございますが、しまいにさじを投げてしまうほどそういった答弁が多かったのでございます。私は、かつての議会で、どれもむずかしい質問であり、大きな問題提起であるだけに、その場での答弁が、検討するとか、考えたいということと結びれるのはやむを得ないとしても、大切なことは速やかな反応を示すことであり、それがないところに行政に対する不信感が芽生えるものである旨の苦言を呈した記憶がございます。それでも、なおかつ、検討したい、考えたいとお約束されたことに、その後どんな反応をとられたか、いささか疑問を持たざるを得ないのでございますが、それはそれといたしまして、まず全体的なことといたしましては、ここに再び速やかな反応を示せ、そういった苦言を呈するにとどめまして、以下二、三の点にしばって具体的に伺いたいと思います。

昨年三月議会の代表質問の中で、伊藤信一議員が、機構の問題を取り上げられ、四日市行政機構調査委員会といったようなものを組織して、機構改革の基本をつくり、段階的な具体案を持つべきである旨をご提案されております。

市長のご答弁は、今日の機構が四日市に合っているかどうか、大体国体の終わるころをめどとして、一応の成案をつくりたいということでございます。

同じ議会で、当時在籍の田中政一議員の同様趣旨のご質問にも、同じようなご答弁でございました。さらに、国体が終わるところの十一月の臨時議会で、伊藤議員は重ねてこの問題を取り上げております。そして、このときの市長答弁は、本年度当初から各部課において見直しを行い、大体調査は終了したので、来年の四月を目標にして機構の手直しを図りたい、そういった旨のものでございました。

私も、行政体とは政策体であると同時に、経営体であるとの認識に立ちまして、四十八年九月において組織問題を取り上げ、一つの提案として、全体企画を調整するための部局のあり方についてただし、市長より、調整部門のスタッフは十分だとは思っていない。部局の新設まで進むかどうかは別としても、当該任務を持つ部課の充実を図っていただきたいのご答弁をちょうだいいたしました。

議員がこれほどまでに熱心に取り上げている問題、それは、とりもなおさず市民がそれだけ大きく関心を寄せているということでもございます。なるほど体系的にはご存じないとしても、役所の機構、組織がこれでいいのか、そういったことにつきましては、市民一人一人が身をもって感じ持っている疑問だと思うのでございます。それにもかかわらず、国体の終わるところとか、本年四月ごろとかいったご答弁であったにもかかわらず、今日やと行財政調査会で取り上げるという対応の仕方には、遅いという一言、苦言に尽きるといってもいいかと思うのでございます。しかし、一口に組織の合理化とか機構の改革とか申ししても、それが大変にむずかしい問題であることは十分承知しております。ですから、一方では遅いといった苦情はあるとはいっても、他方おくれたことにつきましては、それなりの理解ができないわけでもありません。過去は過去といたしまして、とにかく調査会ができたのでございます。

行財政調査会が実りある結論を導かれるよう、念願してやまないでございます。

ところで、その行財政調査会につきまして、若干質問をいたしたいと思います。

この調査会は、行政の範囲、行政機構、そして財政といった三つのことをテーマとして、そして一年間を調査、研究のめどとされているようでございます。

構成員として委嘱された議員、教授等、そのメンバーは、恐らく当地区で求められる最高のものかと評価しております。しかし、それであるだけに大変運営がむずかしいのではないかと。私の質問は、一口で言えば、その運営をどうするかということに尽きるのでございますが、やや具体的に、これは会長や各委員の方のご意向もあり、お答えにくい問題もあろうかと存じますが、事務局を担当するのは市長部局でございますので、幾つかの項目を挙げてお尋ねたいと思います。

一つには、教授の方々はそれぞれの講座を持ち、また専門の研究がございます。大変忙しい方々のみでございます。したがって、諸先生に直接作業していただくわけにはとてもいかないと思うのでございます。悪く言えば、当調査会の仕事は、先生方にとって片手間の仕事になりかねないのではないかと。門外漢の私、事情をよく知りませんので、はなはだ失礼な言い方かもしれませんが、そんな心配を持っております。ただ諸先生の名前を拝借して、調査の結論を権威づけるというならともかく、この調査会の結論は、四日市の、そして二十四万市民に大きくかわり合う問題でございます。市当局としても、ただ先生方のお名前を借りるだけといった程度の期待で三教授にお骨折りを煩わしたり、議員を委員に委嘱したわけではないはずでございます。したがって、よほど効率的な運用方法を考えるべきだと思いますのでございますが、そのことをどうお考えになっていらっしゃるのか。

聞くとところによりますと、五月以降まだ二度ぐらいしか開かれていないといいますが、今後のスケジュール、あるいは作業手順等、どう計画されているのか。

二つには、三つのテーマごとに教授の方々の担当が決められているようでございます。私、不勉強にいたしました。三教授の学問的な立場でありますとか、系譜は存じませんが、そういったことを離れて、ごく単純に考えましても、行政の分担範囲の決まり方いかに、行政機構の規模の策定も大きく規定されるのでございましょうし、またそのいかにによって財政の方も対応させなければならぬし、財源の考え方も変わるかと思うのでございます。したがって、三つのテーマごとに得られた結論の調整をどう図っていくのか、これが実は一番時間のかかることかと思うのでございますが、先ほども申し上げましたとおり、一年間をめぐるとし、しかもまだ二度ぐらしか開かれていない実情を見ますとき、大変に不安なものを感じるのでございますが、この辺心配はないものでございましょうか。

三つ目。その結論は科学的といえますでしょうか、抽象的といえるのか存じませんが、どうも教科書でありますとか、組織論に載っているようなものになってしまっているのではないかと。そういう心配を持っているのでございます。この点はいかなるものでございましょうか。仮に私が心配しているような結論であった場合、その肉づけを今後どう処置されるつもりでございましょうか。行財政調査会の成果を期待するの余り、そしてそれだけに心配の余り、以上お伺いしたような次第でございまして。

包括的なご答弁でも結構でございます。よろしくお願いいたします。

次に、近鉄塩浜駅西口の問題についてお尋ねいたします。

私は、四十九年六月議会におきまして、これを取り上げ、尋ねたことがございます。その後、松島議員も、四十九年九月と五十年九月議会の二回にわたりました、あるいはほかにもあったかもしれませんが、あつたかと思はれませんが、失礼の段お許し願いたいと思いますが、松島議員も二回にわたって質問をされております。それほど地区民にとりましては、

関心の高い問題であることを、まずもってご認識願いたいと思うのでございます。

ところで、四十九年六月議会での私の質問に対するご答弁も、二回にわたる松島議員に対するご答弁も、今後とも近鉄と調整を図っていきたいという、まるで判を押したような答弁で結ばれているのでございます。むずかしい問題でございます。また、慎重な言葉づかいの上ではそうなるのかもしれないませんが、われわれはそんなことをお尋ねしているのはございません。近鉄との調整、その後どうなっているのをごいませう。問題が問題であるだけに、そう大きな前進や展開があったと、実のところ思っておりません。飾り気のない、率直なご答弁、お気持ちに接したいと思います。

次に、緑化に関してお伺いいたします。

市民参加とか、対話のある政治とか、やはり言葉のように頻繁に使われております。ここでは、そのことにつきましてのむずかしい議論は置くこととして、私は、基本的には市民が市の行政に関心を持つことが第一義であり、その手だての一つとして、一人でもより多くの市民に参画意識を持ってもらうことだと思っております。そういった理解に立ちまして、福祉について、あるいは緑化について広く市民の参加を呼びかける基金制度を提案してきた次第でございます。そのうち福祉基金は、細々ではございますが、一応軌道に乗りました。今後とも機会を見て、各方面にPRし、理解と共感を求める努力を煩わしいと思っておりますが、緑化基金の方はどうされるおつもりでございますでしょうか、お尋ねいたします。

四十九年六月議会で提案をいたしましたとき、市長答弁は、常に樹木のふえ続けられるような資金的な基礎をつくることについて、十分検討もし、努力も続けていきたいということでございます。昨年国体を前にいたしました、正確な名称を記憶しておりませんが、四日市の美化と緑化とを目標として、四日市を美しくする会とかいった名称のしようか、お尋ねいたします。

会が生まれましたが、その後中断してしまっております。それがこのたび新しく、やはり商工会議所が主体となり、同様趣旨の会を発足させる運びに至ったところでございます。また、その事業計画の中に、緑の基金もあるやに聞いております。前回どうして中断されてしまったのか、詳しいいきさつは存じませんが、何らかの原因があったはずでございます。その経緯を生かしまして、市としてもこの育成に力を注ぐべきだと思っておりますが、その取り組み方、抱負についてお伺いしたいと思います。

なお、この機会に、昨年六月議会で、総合計画の完全遂行も、市民の関心と理解の上に立った協力がバックボーンであるといった考え方に立ちまして、その進捗状況を市民に公表するようご提案申し上げました。市長は、毎年度の進みぐあいを、広報その他を通して明らかにしたいとのご答弁でございました。私、あるいはうかつにも見落としておるかもしれませんが、まだ広報には一度も出ていないように思うのでございますが、どうなっているのをごいませうか。

一回目の質問、これで終わります。

○議長（山口信生君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 行財政調査会の問題につきましては、現在の進捗状況等についてのご質問でございますので、事務局をあくまでおきます公室長より答弁させます。

次に、第二問目の、塩浜駅西口の問題でございますが、近鉄の塩浜駅に西口を設置する件につきましては、事あるごとに近鉄の名古屋の支社長をはじめ、担当者や折衝をしておりますけれども、現在まで一貫して近鉄は北楠七号踏切、と申しますのは、塩浜駅の南の踏切でございますが、これの閉鎖を主張しておりますのでございます。したがいまし

て、この閉鎖するにつきましたは、地下道という問題が出るわけですが、この地下道が、どうしても技術的に車を通せない。人は通せなくても、車は通せない。こういうことで、折衝に難航をしているというのが実態でございます。あの踏切を閉鎖せずに、橋上駅をつくって、西口へつくってくれということで、相当前から折衝いたしておりますけど、そういう事態でございますので、さらにこれは近鉄当局とも強力に折衝をしまいたいと思います。

次に、緑の基金でございますが、昭和四十八年に策定いたしました緑化推進計画を進めていくために、安定した財政の裏づけとして、昭和四十九年度に民間企業の協力を呼びかけて、緑化基金の創設に努力いたしましたのでございますが、これは実現に至らなかったでございます。その後、緑化基金創設ということの提言を賜わりまして、これを実現するために、まず市民の協力体制を確立したいと考えて、昭和五十年の国民体育大会を前に、四日市商工会議所を柱に、その他の団体で、美しい四日市を育てる会の発足を計画してまいりましたのでございましたが、これも機が熟さず、現在に至りました。

ところが、このたび四日市商工会議所では、この方針を引き継がれまして、当面商工会議所会員、約二千五百人と承っておりますが、ここで美化、緑化を目的いたしました四日市を美しくする会を設立することになりました。この中で緑の基金も取り上げられておるのでございます。今後は、この会の活動と市の緑化施策が表裏一体となりますよう、積極的に協力いたしまして、ご質問の趣旨にお答えしてまいりたいと存じております。

次に、総合計画の進捗状況の公表でございますが、ご指摘の総合計画の進捗状況の公表につきましては、地域における諸会合等で、できるだけ機会をとらえまして、実態は公表さしていただいておりますつもりでございますけれども、広報の掲載につきましては、市民の方に十分そしゃくしていただけるように、編集に考慮をし、その上で掲載してまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（山口信生君） 市長公室長。

〔市長公室長（六田猶裕君）登壇〕

○市長公室長（六田猶裕君） ご質問の行財政調査会につきましては、お答えを申し上げます。

ご指摘の行財政調査会につきましては、これの運営につきまして、会長の横越教授からということになるんですが、事務局を担当しておる者として、概要をご説明させていただきたいと思っております。

行財政調査会は、名古屋大学の横越英一教授、この方を委員長といたしまして、去る六月二日に発足、二回の会合を開いております。

複雑、多様化する行財政需要に対処していくためには、一つといたしまして、市の行う行政の範囲はどうあるべきか、これが一つ。

二点として、時代に適応した行政体制はどうあるべきか、これが第二点。

それから、第三といたしましては、経済環境の変転期に当たりまして、市の財政はどうあるべきか。この三点を調査骨子といたしまして、専門委員である三人の大学教授を含めまして、中心に、鋭意調査、研究作業を進めているというのが現状でございます。

この専門委員として、この調査会でご委嘱いたしました方々の三人の大学教授は、それぞれこの東海地区におきましては、地方行財政の問題につきましての権威者でございます。それぞれ目覚ましい活動をされている方々でございますが、これまでの会合等、専門委員会を持っております。その会におきましても、熱心に適切な助言をいただいておりますので、そのような高い専門知識と豊富な経験を生かしていただきまして、この調査会につきまして、十分

実力を注入していただけるもんだと、このように確信しているわけでございます。

なお、そのスケジュールの問題に關しまして、本年度末には最終答申を得たいと考えておりますが、実効性を確保する、こういう意味合いから、来年度の予算の編成に關係の深い項目といたしまして、たとえば補助金の問題、負担金、使用料、手数料の財政的な問題、それから行政体制の問題につきましては、本年の十二月ごろまでに、基本的な考え方、方向づけを得たい、中間答申として得たいという計画で取り進めているわけでございます。

また、この答申は、先ほど申し述べましたような三つの骨子になっていくんですが、それぞれの三人の教授の出されますお答えにつきまして、その整合性を保つように、十分な調整を図りながら、できるだけ具体的な実施方策についての提案をいただけるように働きかけているのが現状でございます。もちろんこれを実施に移す段階では、さらに行政内部で十分答申の趣旨をそしゃくいたしまして、検討した上で、円滑な推進を図ってまいりたい、このように考えておりますので、よろしくご了解賜わりたいと思います。

以上でございます。

○議長（山口信生君） 小川四郎君。

〔小川四郎君登壇〕

○小川四郎君 ご答弁ありがとうございます。

二、三再質問なり、要望申し上げます。

順序不同となりますが、まず緑の基金のことで要望しておきます。

先ほど申し上げましたとおり、かつて同様な企画が生まれ、そしてすぐに中断されてしまったようなとき、緑と太陽云々とかいうが、結局はかけ声だけではないか、そういった批判が世評となり、また活字にもなっていたことを

記憶しております。美化と緑の育成とは、その手法や活動は違ったものがあるかと思いますが、あるいはその混乱が前回の企画の中断の一つの理由だったかとも思いますが、今度こそはひとつりっぱに、大きく育てるよう、市としてもいろいろな面からバックアップもし、協力もしていくことを要望しておきます。

次に、塩浜駅西口の問題、もう私の質問のニュアンスはおわかりだと思います。この際もうくどくは申し上げます。強力な展開を期待しております。

行財政調査会につきまして、再質問と要望をしたいと思えます。

一つは、調査会の議論に、より具体性を求め、展開を図るために、調査会に市自身の持つ機構に關する問題意識を提起したらと思うのですが、いかがでございますでしょうか。その予定はあるのかないのか。仮にいまのところそういう運用は考えていないということであれば、それはそれで結構でございますが、どこがどう、何がどうといった問題意識が当局にはあるはずでございます。機構について、現在どんな問題意識をお持ちか、お伺いしたいと思います。

二つ目。組織は人が支えるものであり、その人の能力は組織によって引き出され、拡大されるものがございます。言うなら、組織と人事とは表裏一体をなすものとされておりますが、そのことをどうお考えになっておられるのございませうか。私は、率直に申し上げまして、いまの市の人事にはどうもポリシーがない、便宜主義だ、そんな感想を持っております。批判というよりは感想でございます。数カ月を経ずして異動する者もございまして、数カ月程度では、仕事を覚えるのがやっと思えます。そうかと思えば、十年も同じ職域にある人もいます。十年も同じ職域に一般事務的な仕事で、この人でなければできないといった仕事は、まずないはずでございます。十年も同じ職域におりますと、それは一面いわゆる生き字引きというんですか、便利な、重宝な面もございまして、それ以上に困ることは、個人的な感覚で、どうにもならないほどがんに仕事の規定されてしまうという場合が多くなるということでご

ざいます。特定の技術的、技能的な仕事に携わる者は別といたしまして、職務は人に課せられるものであると同時に、人によってつくられるものであることを再認識願いたいと思うのでございます。

とはいえ、人事行政、これまた大変にむずかしい問題であることを十分承知しております。ただここで申し上げておきたいのは、機構に合わせて、人事行政の基本をしっかりと固めておく必要があるということでございます。新しい機構のあり方を追求しようとする折から、ポリシーの確立とか、企画の見直しとかを含めた、人事行政の洗い直しについて、どのようにお考えになっておられるか、お伺いしたいと思います。

最後に要望しておきます。

これは機構問題の範囲になるかもしれませんが、この際大幅な権限委譲を大胆に考えるべきだと主張したいのでございます。もちろん、必要な牽制システムは措置されなければならないのでございましょう。大幅な権限委譲により、市長をはじめとする幹部が得られるであろう余裕を、地域社会、あるいは庁外職員との対話、そしてそれによって得られる知恵を動員し、網羅して、考える市政、秩序ある市政、生きた市政の頭現に尽くすべきだと思っております。

大変お聞き苦しい発声で失礼いたしました。この点を最後に要望といたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 人事管理につきましては、職員の採用、配置、異動、昇進、研修、こういった部門と給与、あるいは勤務時間、安全、衛生、福利厚生、こういった二つの部門に大別せられると思うのでございますが、一般的

に申しまして、この二つを統合したものが人事管理であろうと考えております。したがいまして、人事行政の基本につきましては、これらの制度面からの整備とあわせて、運営についてその方針を定めた管理でなければならないと思っております。

人事管理の運営につきましては、まず第一に、職員の資質の向上ということが第一でございますが、このほか定員管理の適正化とか、あるいは職員の適正配置、こういった面が必要なのでございますけれども、こう申しましても、市役所の仕事全体が非常に複雑化してまいりまして、各部門、各部課にわたる、相互の関連する事項が非常に増大している点を考えますと、総合的な処理のできる調整機能を整備する必要があると高まっております。先ほどご指摘のあったとおりでございますが、まずこの調整機能を整備する、強化するといったことを、第一に着目すべきであろうかと考えます。

その他、先ほどのご指摘のありましたように、権限の委譲、専決事項の拡大、こういった面は、複雑化する市の行政の内部におきまして、当然考えなければならぬこととございまして、それぞれの職員に責任を持たせるという意味から申しましても、権限の委譲は大幅に考慮すべきことだと考えます。

なお、職員の適正な配置に関しましては、職員の異動につきまして、これまでも一定基準に従って、できるだけその方針に沿うよう、実施してきたところでございますが、職種の拡大と職務の専門化傾向という問題もございまして、配置基準は必ずしも守り切れなかった面もあらうかと思っております。こういった面につきまして、配置基準と職員の研修制度、また一般事務職員と、あるいはまた専門職というものをどういうふうに調整していくか。一方では深い知識が要求せられ、一方ではそういった広く、浅い知識が要望せられるといったような中におきまして、どうしてそういった面の配置を行っていくかということも、非常に重要な要素になってくると思えます。これまでの異動基準と

いたしましては、主として職能、資格を基準にいたしまして、在職年数などを基準にして考えてきたのでございますが、さらにこれらの基準の適正化と運用面についての改善を図りたいと考えております。

人事管理につきましては、非常に困難な面もあるのでございますけれども、また機構の問題もあるのでございますが、これを実際にやっていく人、それ自体の問題も十分に考えなければならぬと考えております。

○議長（山口信生君） 古市元一君。

〔古市元一君登壇〕

○古市元一君 それでは、通告の順に従いまして質問をいたします。

私の質問は、北部清掃工場及び北部埋立処理場の設置に伴いましての事後処置についてのことでございます。若干前置きが長くなるかわかりませんが、ご了解を願いたいと思います。

まず第一点は、当時の工事協力者に対する行政のあり方についてであります。正直者がばかをみるというような世の中であってはならないし、またそのような政治を是正すべく、私たち議員も、また理事者も最大の努力を払ひまして、今日まで四日市市の市政は歩んできたものと確信をする次第でございます。しかしながら、その成果は決して満足すべきものでもないのでございます。特に戦後、当然といえますけれども、個人生活権の優先が強い社会にありまして、公共事業といいますが、地元民の協力なしではでき得ないことは十分承知をいたしておりますし、またそういう状況の中にあつて、工事遂行をなされる理事者の皆さん方のご努力に対しまして、深く敬意を表する次第でございます。

さて、ここまでは月並みのお世辞でございますが、これからが大事なところでございますので、よろしく願いを申し上げます。

地元民の協力を得る手段といたしまして、理事者の皆さんは、出張所長なり、あるいはまた直接地元の自治会長なり、あるいは有識者の協力を得るべく、いろいろと要請をいたします。そして、最終的にはうまい言葉とか、あるいは甘い言葉で条件を出しまして、まことに失礼な言い方かもしれませんが、結果的にはそのように考えられます。自治会長なり、あるいは有識者はその条件を信じまして、地元民の協力要請、そして署名、捺印となつて、工事は着工し、無事竣工となり、万事めでたしというのが大体の筋書きでございます。

それとはうらはらに、その時点から、協力をした自治会長なり、有識者は苦惱が始まるのでございます。工事が工前の条件は、私は全然とは申しませんが、なかなか実行されない。地元民からは、市との約束は一体どうなつてゐるんだというふうに詰め寄られる。だんだんとその協力者の信用は落ちますし、後には後ろ指を指されるといふ羽目になるケースが、市内の各所で多く見られるのではなからうかと思ひます。

極端な表現をいたしました向きもございますが、とにもかくにも、このように協力者を窮地に陥れるような行政こそ最低であり、激しい怒りを感じる次第でございます。

その一例といたしまして、ここに私は、北部清掃工場並びに北部埋立処理場、いわゆる清掃団地に伴う当時の状況とその後の経過の一端を申し上げます。市長をはじめ、皆さんのひとつ考え方をお聞きしたのでございます。

思い起こすこと六、七年前です。ちょうど高度経済成長期の末期とは申すれども、昭和三十年以来、毎年一〇％以上の成長率を示して、驚くべき経済発展を成しておつた時代でございます。国民生活も、エンゲル係数が示すごとく、欧州並みに向上いたしましたのでございます。市民生活の水準の向上と比例いたしましたので、ごみの排出量は急速に増大、これを衛生的に処理することが、当時の四日市市の緊急課題であつたのではないかと思ひます。清潔で住みよい市民生活環境確保は一日もゆるがせにすることができません。

そこで、理事者の皆さん方は種々検討をなされました結果、その処理場設備を、現在の垂坂の地に求めたのでございます。地元垂坂町をはじめ、周辺地区の反対の中を、当時の垂坂の自治会長をはじめ、役員の方々は、昼夜を問わず地元民説得に努力をし、条件つきで協力体制ができて、最初に埋立処理場ができ、続いて昭和四十八年の三月に清掃工場が無事竣工したことは、ご案内のとおりでございます。

ところが、さきに申しましたように、当時の条件が履行されずに放置されていたために、その途中において、いわゆる昭和四十六年の十二月の十一日付で、しびれを切らしました当時の自治会長は、次のような切実な諮問書を市長あてに提出をいたしております。その諮問書の一端を申し上げますが、当時現市長は助役として勤務をされておったのでよくご承知と思いますが、その諮問書の一端を申し上げますならば、「今回垂坂町内に設備された清掃団地のその後の経過について、はなはだ心外の点があるので、質問申し上げる次第です。市当局の約束不履行のため、小生の政治的に、また信用において地区民の批判の声高く、その声はゼロに等しき状態であります。小生らは、この清掃団地の問題に対し、市の実情にかんがみ、その実現に積極的に協力し、住民にも迷惑をかけない方法にて契約をいたしました。現在の状況を逐次申し上げ、ご回答をお願いする次第です。」ということ、六項目ほど出ておりますが、その一項目を読みますと、「一つ、清掃団地の進入道路の計画について、市は、清掃団地への進入道路は、坂部よりの県道を拡幅する。また新しく工業用水路より道路の建設を行う。また北部よりは、平津バイパスより進入道路の新設を考えると説明されたが、この問題はいかになっているのか。早期実現を約束された」というような項目が六項目ほど出ておりますが、省略させていただきます。最後に、「以上のほかにもお尋ねしたきことはあります。重点的にお伺い申し上げます次第でございます。かくのごとき実情にて、その当時協力してきた役員、職員や垂坂町の住民に対し弁解の余地なく、一時逃れの公約に終始する市の行政不信に諮問する次第です。各項

に対し、きょうお休みでございますが、高橋市会議員を通じ、文書をもってご回答くださるよう、お願い申し上げます。小生らは一介の住民にすぎず、何ら発言権を持たない弱者であります。市からは、この問題について一言のねぎらいの言葉もなく、ただ無力な住民は強者に屈服されていればよいのでしょうか。昭和四十六年十二月十一日 垂坂自治会長」という文面でもって、市長あてに諮問書が出されております。

この諮問書に対しまして、高橋さんを通じて、次のような回答がなされております。これは清掃管理課長の名でございますが、内容は次のようになっております。

「昭和四十六年十二月の十一日付文書で諮問のあったことについて、市長及び助役並びに主務部長と協議いたしました結果、次のとおり回答いたします。」

これも一つだけ読ませてもらい、あと省略いたします。

「一つ、清掃団地への進入路の計画について。県道尾平垂坂富田線の拡幅については、県土木事務所に要請し、早急に工事着手に取りかかっていただくようにします。県道小牧小杉線に結ぶ新設道路については、昭和四十七年度測量に取りかかる予定です。平津バイパスについては、他の事業計画との関連もありますので、別途計画をする予定です。」

以下六項目の回答がなされております。

が、以上のような状態で、この当時の諮問書並びに回答書の内容も、現在まだ履行されていない部分がたくさんございます。そのために当時の協力は、現在に至ってもなお日陰にあって、泣いておるといような次第でございます。

月日は過ぎまして、すでに埋立処理場はその機能をなくしようとし、新しく第二の埋立処理場を小山田方面に求めようとしている今日、またこのような悲劇を繰り返しては、私はならないと思います。また、小山田方面より、垂坂

の現地視察が行われていると聞いております。ただできえ困難なこの事業に対しまして、さらにブラスアルファがつくのではないかと思ひまして、私は心配をいたしておる次第でございます。工事施行に対する理事者の心境はよくわかりますが、着工に当たりまして、できる条件とできない条件とのけじめをしつかりとつけていただき、またその当時できるような条件であっても、その後の変化によってできなくなった場合には、地元民への説明会とか、そういうような了解工作をする誠意があってもよいのではないかと私は思ひます。いずれにしましても、このような現状に対する市長及び理事者の皆さん方の考え方をお聞きしたいと思ひます。

次に、先ほどの諮問書とか、あるいは回答書の内容、あるいはそれ以外の当時の約束の条項のうち、もう細かいことは申しませんが、ただ二点ほど、清掃団地への進入路の問題、それからいま一つは、処理場の投棄物の高さの問題についてお尋ねをいたします。

当時進入路については、五カ所よりの進入道路を計画されております。また、現在も変わっていないのではないかと申しておりますし、その五カ所の計画は、現在の垂坂の清掃団地を中心といたしまして、東西南北、いわゆるいずれの方向からも入れるような計画でございます。まことにその計画に対しましては、高く評価をする次第でございますが、その一つは、現在の県道尾平垂坂東富田線の拡幅。一つは、現在の石原産業社宅よりの道路。一つは、北より、平津バイパスよりの進入道路の新設。一つは、県道小牧線に結ぶ道路の新設。一つは、大矢知方面よりの進入道路の新設。以上の五つが計画されておる道路と思ひます。このうち、石原産業社宅よりの道路を除き、他の四つの道路は、約束不履行のまま現在に至っております。

なお、この際補足説明しておきますが、ご承知のように、垂坂町は昔より山間の僻でございます。小学校にいたしましても、大谷台小学校ができるまでは、大矢知小学校の分校として、垂坂分校を利用しておったというように、全く交通の便も悪い地区でございます。したがって、この五つの道路は、清掃団地への進入道路であるとともに、今後垂坂地区発展の基礎道路となることも考えまして、地元垂坂の地区民は、清掃団地設置協力条件としたのでございます。

そこで、この四つの道路の拡幅、あるいは新設について、その後の経過と現状、今後の見通しについて、市として責任ある回答をお願いしたいのでございます。

次に、埋立処理場についてであります。さきにも申しましたように、この処理場はすでに満杯となっております。そして、その機能を失いつつあります。当時のお考えでは、投棄物の高さは、海拔五十三メートル、若干数字的に違っておるかもしれませんが、とにかく現在の清掃工場の敷地面を高さとする。このように約束をされておりますが、すでに投棄物の高さはその高さに達しております。今後の投棄物については、どのように処理されるのか。たとえば、新しい処理場ができたとき、オーバーした高さだけの分を、市は責任持って取って、その高さに返すのか。あるいは、そのほかにいい方法があるのか。その方法について、ひとつご説明を願いたいと思ひます。

清掃団地に関するお尋ねは以上といたしまして、次に、前置きは全然抜きにしまして、端的にご質問をいたします。昨日以来、ほかの議員からも口になされておりますが、人口も、まさに二十五万都市という目前になっております。

また、その人口分布も、大きく従来に比べ、変化をいたしております。それに伴いまして、中学校校舎も、人口増加の地区におきましては、不足、または目前に不足を来たしておるといふ学校が、少なくとも市内に四つや五つあるのではなかるうかと思われまます。四日市北部に例をとりましても、山手中学なり、朝明中学等がそれでございます。仮にいま朝明中学校の実情を数字的に調べてみまするに、現在の在學生は、一年生が三百四十六名でございます。二年

生が三百五十六名。三年生が三百十九名で、それぞれ一年、二年、三年とも八学級を擁しております。したがって、合計千二十一名をもって二十四学級を、現在朝明中学は使っておりますが、仮に五十二年度、来年度の入学生を調べてみますると、下野小学校よりは百四十一名、八郷小学校より百十五名、大矢知小学校より百二十四名、合計三百八十名が入学をいたします。そうしますと、卒業生の分三百十九名と差し引きいたしますと、七十一名の増加となります。五十三年度以降も調べてございますが、数字的に省略をいたしますが、すでにこのような数字は、教育委員会なり、あるいは教育長の方で十分承知しておるのではなからうかと思えます。校舎は、きょう決定して明日建つものではありません。少なくとも二年ないし三年の月日は要します。現時点で山手中学なり、あるいは朝明中学のパンクは目前に迫っております。これが緩和策といたしまして、新しい中学校建設の声が高く、教育委員会においても十分考えてみえるようでございますが、いまだにその基本的な青写真も公表されていない状態でございます。全市的な立場に立って、いつ、どのようなかっこうで、中学校のこのような緩和策をなされようとするのか、その点をお尋ねする次第でございます。

以上、私の第一回目の質問といたします。

○議長（山口信生君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時二十九分休憩

午後零時四十三分再開

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

環境部長。

〔環境部長（山北 彰君）登壇〕

○環境部長（山北 彰君） 北部清掃団地のご質問に対しましてお答え申し上げます。

この団地は、ご案内のとおり四十三年ごろからこの計画がございまして、いろいろ現地、地元のご協力をいただきまして、四十五年の末から埋め立てを開始しております。埋め立てを開始いたしましたら、一年目に当たるころに、先ほど古市議員が読まれた当時の市長に対する諮問書が提出をされたわけでございます。この四十六年の十二月十一日でございますが、この時点ではまさにこうした問題が発生いたしております。協力をいただきました皆さんにご迷惑をおかけいたしております。ただ、この諮問書の文面の中にも「ただしその間、矢田課長の努力には敬意を表する次第です」とお世辞でなしに、こういった言葉もいただいておりますように、当時担当者いたしましたは日夜を分かたず、この解決のために奔走をいたしました。十一日にこの諮問書をいただきました。二十八日に課長名で、市長、助役及び担当部長と協議した結果ということで回答をいたしております。諮問書の中に出ております六項目の要望に対しまして七項目に分けて回答をいたしておりますが、先ほど指摘の第一項の道路の問題以外はほぼ完結をいたしております。道路の問題は先ほどのお話のように清掃団地への進入道路は、富田尾平線の県道を拡幅するか、または工業用水道路より新設すること、または北は平津バイパスから新設するとの計画であったが、どうなっておりますかということでございます。県道の拡幅をするか、あるいは新しく工業用水道路から新設をするかというところでございますが、これにつきましては、やはり県道の拡幅が先決であるということでございますが、この拡幅問題ににつきましては、一日も早い解決を望みたいということで努力をしております。鋭意協議をいたしまして、鋭意協議をいたしまして、一日も早い解決を望みたいということで努力をしております。この拡幅問題につきましては、立ち退き問題も絡んでおりますので、いろいろと支障がありまして現在調整中でございます。地元あるいは関係の方々のご協力をご理解を得て早急に結論を出したいと思っておりますのでございます。

または、北は平津バイパスから新設するとの計画はどうかということですが、この当時の当初この団地を造成するに当たりまして買収の計画に入りましたときには大矢知地区を含めて七万坪の買収計画をお願いをしたわけでございますが、大矢知地区の買収のご協力が得られませず、やむを得ず別に現在の進入道路を新設したのでございます。そのことは当時の関係者の皆さんはよくご承知のことだと思っておりますが、この現在の清掃団地ができてまいりますと出口が一方しかございませんので、将来の問題としては富田山城線との関連がございますので、これは団地から抜ける道路も当然必要になってくるだろうというふうには思っておりますが、この時点におきましてはそういった道路をつくるんだということはこの経過の中で出てきた話でございます。

道路問題は以上申し上げましたように、諮問の第一項で重要な問題でございますし、それだけに非常にむずかしい問題もございますが、今後とも誠意をもって努力をいたしていきたいというふうに思っております。

その他の問題につきましても、いろいろとその後も地元とご協議をしながら進めてきたわけですが、四十六年課長名で回答をいたしまして以来、諸般の施策はおおむね完結をいたしまして、その後も地元とは協議をしながら進めてきておるのでございます。最近に至りまして、昭和五十年の十二月二十日に二点について垂坂自治会から新しい要望がございまして、その一つについては五十一年度予算で実施するよう、あるいはもう一点については技術的に問題があるということでお答えをいたしておりますが、五十一年に入ってからもおおむねかなことではございますけれども、いろいろと地元とは協議をしながらご協力をいただいておりますのでございます。地元自治会とは最近、台風の少し前でございますが、そういった問題、四十六年の諮問書の内容につきましては、四十九年にいろいろと道路の問題を残して、よくやってくれたというふうに自治会からは言葉をいただいておりますが、道路の問題が一つ残っておりますので、今後ともその努力をしていきたいと思っております。いずれにいたしましても、自治会

あるいはこの諮問書が出ておりました当時の協力者の皆さんとはその後も接触を保ちながら事業に対するご理解をいただいておりますことを感謝しておりますが、ご指摘のようにコミュニケーションに不十分な点がございましたならば、その点は今後もよく配慮をしていきたいと思っております。

なお、もう一点の現在埋め立てておる高さでございますが、これにつきましては一応めんどとして大体現在の清掃工場のある高さ程度であるというふうに思っておりますが、現在少し高くなっております。これは最終的に造成地の開口部との関係、調整地あるいは処理設備それから造成地の用途等を勘案して合理的な埋め立て高にすべきものだというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山口信生君） 教育長。

〔教育長（市川一郎君）登壇〕

○教育長（市川一郎君） 学校問題についてお答えいたします。

当四日市市では幼児それから小学校の児童、中学校の生徒、その自然増の傾向はまだ続いておりますし、さらに、社会増による増減の傾向もなおおさまらないようでございます。したがって、そういう生徒の動きを踏まえまして学校施設の整備を進めていかなければならない。近年相当多額の予算をいただいておりますのでございますけれども、なお、プレハブ教室で事をしのがなければならぬ、こういうような事態があるのでございます。慎重に対処してそういうことのないようにしていきたいと思っておりますのでございます。ご指摘になりました朝明中学校それから山手中学の生徒の増高につきましては私どももよく実情をつかんでおるつもりでございます。二つの学校とも五十三年度までは現有の施設で収容できると思っておりますのでございますが、しかし学校も適正規模に近い状態で学校教育を進めると

いうのが筋でございますので、そういうことを考えまして今後学校の設置並びにそれに伴う学区の設定ということを進めていきたい。六月議会でも申し上げましたように、いまその作業中でございまして、近く成案を得まして皆さま方のご理解とご協力を得たい。こう思っておるのでございます。

○議長（山口信生君） 古市元一君。

〔古市元一君登壇〕

○古市元一君 清掃団地について、いま環境部長から答弁があったわけなんです。これはその後七年間市の方々が繰り返しておる答弁でありまして、私としては一步の前進もない、このように考えます。したがって、ここで当時言わなかったとか、言ったとかというようなことはもうくどくど申しませんけれども、現在あなた方が認めておられるところの進入道路についても不履行であるということはもう十分認めてみえるんです。したがって、そのときの状況なり今後の状況を説明願ったんですが、今後地元へ行ってそういう説明をする気持ちがあるかどうか。これだけひとつ十分ご答弁を願いたいと思います。その場でもって果たしてどちらが約束したことがどうのこうのということは解明すると思えますので、ここでぜひ地元へ行って説明会を開き、そして市はこういう考えであったんだ、あなた方はこういうふうに言ったんだ、ありがとうございましたというお礼をもう自治会長は言ってきたんだというようにことを克明にひとつ説明をして、地元民との話し合いをすることを希望します。

それから、二点目の中学校問題については、教育行政のおくれというものはとりもなおさず直ちに生徒にはね返り、そして父兄にはね返ってくることは当然でございます。したがって、三年先には山手中学なり朝明中学がバンクするんだということも教育長はいま答弁をなされております。そういう事態があるということを知っておりながら、建設には二年ないし三年の月日がかかるんだということも十分承知しておりながら、何らまだ現在に至っても具体的な計

画がなされていないということは、三年先に一体どうされるんだということを十分お考えになっておるのかどうかということについてはなほ疑問を感じる次第でございます。この点についてもはっきりとした、どこにどういう中学をつくるんだ。あるいは、どこの中学は校舎増築によってこの緩和をするんだというような方針を公表できるように早急に打ち立てていただきたいことを要望いたします。

以上をもって私の質問を終わります。

ただ一点だけ、垂坂の地区へ行って先ほどの清掃団地に対する具体的な説明会を開くかどうかという答弁だけお願いたします。

○議長（山口信生君） 環境部長。

〔環境部長（山北 彰君）登壇〕

○環境部長（山北 彰君） 地元とよく相談をいたしましたので、必要があれば説明会をさせていただきたいと思

○議長（山口信生君） 山本 勝君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 公災害対策と北勢沿岸下水道事業について通告いたしておりますので、順序に従って質問したいと思います。

まず公災害対策についてであります。四日市における公害問題は常に私たちが言っていましたように十分とは言えないまでも、ようやくその対策が進められ、私たちは計画どおり一日も早く一〇〇％実施または実現できることを強く望んでいるところであります。最近の公災害問題、特に工場災害問題は、その多くが操作ミス、不注意、作業手順の省略、慣れから来る基本的な安全確認を怠るなどの点が強く指摘されるものになってきております。特に

各事業所の責任すら、これぐらいのことはという考えが強く、万一事故発生の場合でもコンビナートなど災害防止法二十三条などで義務づけられた通報義務を怠り、霞の上野製菓のように内部問題として処理しようとしたり、企業的身勝手な判断によって、昭和四日市石油のように通報連絡先リストをつくり事故の種類によっては消防本部などに通報しなくてもよい内容にしていたりするなどが目立ち、悪質きわまると思えるものになってきております。最近五年間の災害事故発生状況を見ても、四十六年十一件、四十七年九件、四十八年九件、四十九年十四件、五十年八件となっており、五十一年もすでに十件を数えるに至っております。一体企業は何をしているのか。いつになったら不安を感じなくなるのかなどという多くの批判が市民の中から高まっております。すでにコンビナートなど災害防止法、海洋汚染防止法または三重県公害防止条例が制定され、四日市市は関係企業と公害防止協定書、災害防止協定書などを結び、市の広報「よっかいち」では公害防止計画が着々と進み、もはや四日市では公害がないのではないかとさえ間違えるような宣伝をしているにもかかわらず、今日のような災害発生状況と事業所のこれに対する姿勢には私は大きな憤りを持つものであります。市議会におきましても毎年公害対策特別委員会を設置し、必要な措置を強く望んでいるものであり、特に四十八年度の公害対策特別委員会では、それまでの法律を含めた各種の制度、基準などについて意見を述べてきた結果、一定の成果を得たものとして今後はこれらの制度、基準をいかに企業が守るのが重要であるとしてほとんどの関係事業所を回り、法律、条例などを守ることはもちろん、防止計画の推進、安全対策、特に慣れ、不注意から発生する事故防止について、平常時から万全の訓練、教育さらには職場環境の改善などを訴えてきたものであります。今日のような状況を見る限りでは、一体各企業は特別委員会の意見あるいは注意をどういう位置づけで聞いていたのか。特別委員会をばかにしていたのと違うのか。あるいは馬の耳に念仏だったのかという大きな憤りを持っておるものであります。そこできょうは公害対策のうち特に事業者の責務についてお尋ねをいたしたいと思っております。

公害対策について事業者及び県、市の責務については、石油コンビナートなど災害防止法の第三条では特定事業者の責務について規定をいたしております。さらに、国及び地方公共団体についても第四条でその責務を規定いたしております。また、三重県公害防止条例を見ても、第二節第二条で事業者の責務について一項から八項まで規定をいたしております。第三条では県の責務、第四条では市町村の責務、第五条では県民の責務についてを規定いたしております。また、その後の肉厚検査でも百八十カ所中六カ所が規定の厚さ六・四ミリを下回り、標準肉厚十一・四ミリを大幅に下回っていたことが明らかとなっております。これも特別委員会に取り上げられた問題であります。四十六年度の公害対策特別委員会では配管問題を取り上げ、四十六年当時、すでに十年以上埋設期間が経過しているものについては総点検し、その結果を報告すること、さらに今後は埋設期間は十年を目標にして埋設がえすることと意見を出し、この本会議でも承認をいただいているのであります。当時私たちが指摘していたことが実行されていたとするならば今回のような事故は起きなかったのではないかと考えられますが、事業者はもちろん、消防本部や環境部は議会の意見をどのように理解し、どのように対処してきたのか、この場で改めて明らかにしていただきたいと思っております。次に、災害防止対策については、さきに述べましたように決して十分とは言えないにしてもその計画はほぼできているものと判断をいたします。問題は計画どおり実行されるのかどうかということであり、施設の改善を物でた

とえるならば、心の面での公災害対策は私はゼロに等しいとさえ思うのであります。公害裁判のときにある企業の責任者がこういうことを言いました。「仁徳天皇は民のかまどから出る煙を見て、国民の豊かさを喜ばれた。コンビナートの排出物が多ければそれだけ企業が繁栄をしているのであり、住民のためにもなっているんだ。そういうふうに考えてほしい。」ということを発表したことがありました。このような考え方で事業者がいる限り、形となって見える公害対策は万一できたとしても見えない面での公災害対策はできるはずはありません。特にいまの法律、条例などでは義務づけはしているものの、罰則が軽いため重要視していかないのではないかとさえ言えます。昭和四日市石油及び上野製薬に対する四日市市の措置は、一、会社に故意がなかった、二番目に法適用の前に県の行政措置が必要だが、県議会での手続がまだだからということと嚴重警告にとどめております。このような措置だけで四日市での災害が防止できるものと判断されるのか、最も企業姿勢についてよく知っている消防長からお答えを願いたいと思います。私たちは早くから罰則を含めた四日市市の公災害防止条例の制定を訴えてきました。ところが、国の法律あるいは三重県条例の制定などを理由に今日まで実現をしております。コンビナート防災法第二十一条では、市町村長などが特定事業者に命ずることのできる内容を規定しているものの、県条例ではこの規定がありません。果たしてこれでよいのだろうかということを考えます。また、定められました罰則についても決して重いものではなく、私から言えば非常に軽いものになっているため、おろそかにされているのではないかと考えるわけでもあります。私は決して罰を加えるだけが能あるものとは考えません。罰を加えられる前に物事を改善していくという姿勢そのものを強く訴えるものであり、そのことが定着するよう強く望んでいるものであります。現状を見た限りではそのような甘いことで解決できるものとはどうしても考えられませんのであって主張をするのであります。もし、市条例がどうしてもつくれない、あるいはつくらないとするならば、現在四日市市と各事業所とが締結をしている協定書の中でこのことを明らかにす

べきではないかと思えます。消防機関すなわち四日市市オミットの事業所の姿勢をこの際徹底的に洗い直し、ちょっとした事故でも大幅な操業停止を含む内外ともに充実した公害対策を各企業が実行すべきだと考えるわけでありすが、助役、環境部長、消防長の考え方を明らかにしていただきたいと思えます。

次に、北勢沿岸流域下水道事業についてお尋ねをしたいと思います。おおよそ水の問題につきましては、私たちの生活に欠くことのできない問題であります。水の問題を一つ誤ることがあれば、大変な事態になることは今回の十七号台風による災害を見ても明らかであります。飲料水を中心とした上水問題にしても平常時は何げなく使用いたしております。いざ濁水になり、節水しなければならないということになれば大変な社会問題になります。さらに政治問題にまで発展をするものと思えます。しかし、上水の場合は濁水時期になって初めて社会問題あるいは政治問題になってくるということですが、下水問題となると上水のような問題ではなく、常に社会問題となる可能性が非常に大きいわけであります。現にこの四日市におきましても市の中心部だけでなく最近では農村部においても下水の農業用水へのたれ流し、小河川の汚濁が問題となっております。特に住宅団地の造成は下水問題に拍車をかけ、悪臭、水質汚濁または騒音問題が付近住民、農民を苦しめております。確かに数年前と比較をいたしますと農薬の改良などもありまして、水質は少しはよくなったのかなと思われる現象もありますが、依然として問題となっているのは家庭汚水の対策、個人の浄化槽を含めた処理場から排出される処理水の問題であります。このような時期に提起されてまいりましたのが三重県の計画する北勢沿岸流域下水道の問題であります。この計画によりますと、四日市市北部を含め、四日市以北の十一市町村を対象地域として、人口三十五万一千、流入汚水量は日量家庭汚水二十六万三千九百トン、工業排水十万二千八百トン、計三十六万六千七百トンを含むとし、下水幹線延長五十六・九キロメートルを布設して、川越地先の埋立地のうち五十ヘクタール、十五万坪を処理場用地として、そこに約九百億円を投じて昭和五十年から三次に分けて五十六年度までに

完成させようという内容になっております。

そこでまずお尋ねしたいことは、現在の政治経済情勢の中で約九百億円に及ぶこの事業が県の計画するようにできるのかどうかという見通しを四日市市の立場でお尋ねをいたします。

次に、事業費の地方負担割合についてであります。総事業費九百四億七千五百万円のうち国費は六百六億三百万円であり、市町村を含めた県負担金は、地方債、一般財源を含めて百四十九億三千六百万円となっております。四日市市の負担金額はどれくらいになるのか、お尋ねをいたします。なお、関連公共下水道事業に対する四日市関係の総事業費と国庫補助、市費負担はどの程度のコネになるのか、あわせてお答えを願いたいと思います。

次は処理計画についてであります。三重県の計画では、昭和五十年を処理開始年度として昭和五十五年から六十年を第二次、六十年から六十五年を第三次としております。この計画に四日市は具体的にどのような予定で計画がのせられようとしているのか、お尋ねをいたします。

次に、汚水処理の問題であります。三重県の予定では、対象地域内の一日最大汚水量を、家庭汚水二十二万九千六百トン、工場排水十萬二千八百トン、さらに地下水を三万四千三百トン、合わせて先ほど申し上げました三十六万六千七百トンとしておりますが、全体の三分の一にもなろうとする工場排水が三分の二程度の家庭汚水、地下水と混合されたとしても完全浄化ができるかという問題であります。工場排水の中には日量四百トン以上排出するものについてはこの下水道には受け入れない方針としておりますが、たとえ日量四百トン以下であるにしてもその水質が問題になります。下水の処理方法は生物処理である限り、各処理場において有機物以外の物質の除去は不可能であり、そのまま処理場の外へ排出され、海洋汚染の大きな原因となるからであります。たとえ日量四百トン以上の工場排水を工場から排出される以前に基準に合致した水質にしたとしても、それ以上の処理を期待することはできません。い

たずらに処理水量、環境容量をふやすばかりであります。いまままで分散して排水されていたものが川越の処理場一カ所から大量に排出されるということになり問題になることは明らかであります。四日市としてはこれをどのように受けとめ、考えられておられるのか、お尋ねをいたします。

次は住民負担の問題であります。先ほども四日市市の負担金額をお尋ねしましたが、そのうちこの事業が進められることによってこの公共下水道区域に含まれる地域の住民負担の金額はどの程度になるのか、県事業、関連事業別にお答えを願いたいと思います。

最後に、現在の四日市市内の公共下水道と、それに類する建設業者などが進めております住宅団地にある処理場をどうするのかということがあります。いまままで聞いてまいりました内容では、これら区域内の処理場についてもこの際この事業にのせていくと聞いておりますが、この事業の年度別計画を早急に明らかにするとともに、区域内の各処理場についても四日市としてどのようにするのか、これも年度別にその計画を明らかにしていただきたいと思うわけであります。

以上、三重県の計画する北勢沿岸流域下水道事業についてお尋ねしましたが、現在種々の問題のある下水問題であり、市内各川の大きく汚染しているものであります。これが一カ所に集中流入され、処理場を経由したとしても一カ所から伊勢湾に大量に放流され、またもや伊勢湾汚染の原因になるのではないかといまから心配する者の立場で質問します。四日市におきましても十分に研究され、私たちの心配が事実となつてあらわれないようにいまから研究を進める必要があるかと思いますが、この点についてのご意見をお尋ねしたいと思います。

第一回目の質問、以上であります。

○議長（山口信生君） 消防長。

〔消防長（松村佳美君）登壇〕

○消防長（松村佳美君） ただいまのご質問に關しまして消防に關することにつきましてお答えをいたしたいと存じます。

特別委員会あるいは各議会におきまして、公災害問題についてあらゆる角度から問題点を取り上げられておることは十分私ども承知をいたしておるわけですが、私といたしましては一番基本と言いますか、大事な問題点はいくまでもコンビナート災害については事業所の第一次責任というものをあくまでも自覚させ、それに対して追及をしていかなければならないというふうな問題と、同時にそれに対して、私ども消防機関としてどのような出勤態勢というものを持っておらなければならないかというような点が基本になっておるんじゃないかというような感じがいたします。そういうような観点に立ちまして私どもといたしましては平素から企業に対する社会的責任というものを追及するためにいろいろ施策を講じてまいっておるわけですが、特に最近目立ちました数点につきまして私どものとりました具体的な状況をご説明いたしまして、いろいろとおくみ取りをいただきたいというふうに考える次第でございます。

まず、従業員に対する保安教育と言いますか、こういうものがマンネリ化しておるんじゃないか。そういうようなことを含めまして、職場環境の改善であるとか、あるいは労働条件の改善というようなことをしっかりひとつ見ているというふうなことでございますので、私どもといたしましては本年の二月から約四カ月にわたりまして大手のコンビナート事業所三十九カ所でございますけれども、特別点検それから特別査察というものをまいりまして、事業所の幹部ばかりではなく、多くの従業員とひびを交えまして懇談いたしまして実効のある保安教育の推進等を指摘するとともに、企業自体の管理体制の強化を要請してまいりました。特に夜間、休日におきますところの運転管理面よりの防

災優先の人員配置を指導してまいりました。今後ともこの方針を強力に推し進めていく考えでございます。

第二の点につきましては、工場外の埋設配管の問題あるいはタンクの保安点検というふうな問題があるわけでございますけれども、コンビナート災害が地域住民に与える影響など加味いたしました、この重要性を深く認識して本年の四月に消防本部に指導査察係を設置いたしましたして専門的な視野からコンビナート企業に対する立入検査を強力に推し進めております。特に埋設管につきましては、移送取扱所というふうな形におきまして、ここ二年間ぐらいの間に大変に規制を強力に推し進めてきておりますので、これに対する規制措置というものを強力に推し進めると同時に、タンク等につきましては基礎的な段階からチェックをしていく、あるいは検査を強化するというようなことで、強力に法的規制がなされましたので、本年に入りましてからこういうような点検も強力に推し進めておるわけでございます。

第三点は事故通報の問題でございますが、このことは再三言われながら過般もございましたように通報義務というものが履行されなかったということについては大変残念に思っております。私どもといたしましては、この調査した時点で厳重な措置をいたしましたけれども、今後とも再びこのようなことのないように強い指導を強めると同時に、企業秘密の排除、改善というふうな見地から情報交換を活発にひとつ進めてまいりたいというふうに考えております。その次はコンビナート企業の社会的責任の自覚と、それと並行いたしましたして自主的な防災に対する努力の問題でございます。これも山本議員が指摘のとおり、企業の社会的責任というものについては私たちが何回となしに繰り返しても言い過ぎではないというふうに私は考えております。こういうふうな見地から強力に指導してまいりましたけれども、最近ご指摘の昭四等の事故がございました。この事故等もいろいろと掘り下げて検討してまいりますと、平素の保安管理体制に手抜かりがあったということが判明いたしております。そこで手を緩めることなく私どもといた

しましては防災に關しての姿勢を正すということとともに、自主的な保安管理体制の強化を今後とも強力に推し進めていきたい。こういうふうと考えておるのでございます。

以上のような四点を例り取り上げまして申し上げましたが、いずれにいたしましてもそのような措置をしておるということが、とりもなおさず特別委員会なり議会の方のご要望に対して私どもとってきた措置の経過でございます。その次のそういった企業の責任を果たさなかつた場合に対する罰則の適用というような問題でございますけれども、このことにつきまして少しお答えをいたしたいと思ひますが、消防法あるいは今度新しく出てまいりましたコンピナート防災法が私どものそういった面を確保していくための大きな法的根拠になっておるわけでございます。そういった場合に義務を履行しなかつた法令違反者に対する行政処分といたしましては、警告あるいは措置命令、使用停止命令あるいは告発、場合によっては代執行という措置がとれるというふうに私理解をいたしております。でございます。でございまして、警告というのはその前提となるものでございまして、その義務を履行しなかりやならぬようなことをしなかつた場合に一定の措置を命ずるといのが措置命令でございます。さらに、その措置に従わないというような場合には事業所の使用の停止命令ということも行えることになっております。さらに、その使用停止を実行がされないという場合には罰則をもってその義務を確保できるということにもなるわけでございます。一例を取り上げてまいりますれば、今回の防災法によりまして自衛防災組織というものが各企業の中に設置されますけれども、その自衛防災組織に必要な防災要員であるとか、防災資機材というようなものを備えなければならないということになっております。この要員であるとか、資機材というようなものを備えなかつたという場合には、備えなさいという市長からの措置命令が出せることとなります。そして、それに従わないような場合には事業所の全部または一部に対しての使用停止命令というものをかけられることになっております。さらに、その実行が確保されないという段階におきましては一年

以下の懲役、五十万円以下の罰金というような罰則をもってその義務を確保できる。このように規定がなっておるわけでございまして、私どもといたしましてはそれぞれの段階に応じて、あるいはまた、その事犯の悪質性と言ひまさらぬか、その質に応じて段階的に必要な措置をやっていって、義務履行の確保を図っていく手だてをしていかなければならないというふうにご考慮次第でございまして、なお、この法令違反に対する処分のほか、災害の発生防止と公共の安全維持を図るために措置の全部またはその一部を対象に緊急に一時使用停止を命令する規定もございまして、いずれにいたしましても、そういった強い措置ができるわけでございまして、私どもといたしましてはその法律に該当するものにつきましては十分にその事情を調査し、適切な措置をとっていかなければならないというふうに考えておりますし、かつまた、行政上の義務を十分に履行させるということがとりもなおさず最大の私どもの目的でございまして、必ずしも罰則をもって適用するだけで事が足りるのではございませんので、義務の履行といたしましては最大の行政的な措置というものをやっていくことも大変に大事な問題ではなからうかというふうに考える次第でございます。

次は条例等の問題でございますけれども、この点につきましてはほかの方の答弁があるかと思ひますけれども、いずれにいたしましても私どもといたしましては企業責任を追究していくというふうな過程において、いろいろな行政措置を有効に活用して、その義務の履行を確保していくことを申し上げまして、私のお答えにさせていただきますかと思ひます。

以上でございます。

○議長（山口信生君） 環境部長。

〔環境部長（山北 彰君）登壇〕

○環境部長（山北 彰君） 公害対策につきまして、四十八年度の公害対策特別委員会の二十数回にわたる調査の結果、報告書にまとめられておりますが、結論として十項目ほどございまして、そのうち公害関係の主なもの法規制の基準値以下に努力をすること、あるいは燃料転換、脱硫装置を促進すること、窒素酸化物についても積極的に取り組むこと、公害防止に関する情報交換を綿密にやれ、採算のいかんにかかわらず公害対策を推進せよといったようなことが結論の中にまとめられておるわけでございますが、これら貴重な意見として実現の方向に努力をおるわけでございます。すでに結論の出たものもございしますが、なお今後努力を必要とする課題もございまして、今後とも積極的に取り組んでいきたいと思っておりますが、全体といたしまして、硫黄酸化物につきましては一年基準値を先取りをいたしております。

また、水質の問題につきましては、四十九年十月からCODを五八〇カットするという網をかけております。ただ今後の問題といたしましては、先ほど申し上げました四十八年度の特別委員会の報告の中にもありますように、窒素酸化物を積極的に取り組むという項に關しまして、積極的に取り組んでおりますけれども、なかなかうまくいかないのが実情でございます。

さらに、悪臭につきましては規制値を超えておるわけではございませんが、またコンビナート企業といたしましていろいろな改善、研究をしておるようでございますようなときに、悪臭でご迷惑をおかけすることがまます。ただ、比較的に申し上げますと、昨年度より今年の方が改善をされてきたと私は思っておりますが、いずれにいたしましても、この悪臭の問題は法規制のいかんにかかわらず改善すべき課題であると思っておりますので、今後とも一層この点に努力をしていきたいというふうに考えております。

○議長（山口信生君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） コンビナート災害の防止につきましては、まず第一に企業の努力であると思えます。当然企業が企業活動をしていく上において社会的な責任がございしますので、それに伴いまして、企業としては災害の防止には最大努力をすべきだろうと思えます。

次に、行政庁であるわれわれの立場といたしましては、まず絶えず行政指導を行う、あるいは勧告を行う。それと同時に消防等のいわゆる監督官公庁においては指導監督を厳正に行う。それによってその監督に従わない場合には改善命令を出すというのが順序ではないかと思えます。いわゆる改善命令という行政処分でございます。行政処分を行っていく、厳正な態度で行う。これが行政庁としてとるべき姿勢だと思えます。

なお、条例等につきましてはきのう市長からご答弁がございましたので省略させていただきますが、今回の刑罰の適用等につきましては法律上の構成要件が整っていないという判断のもとに、消防本部として告発をしなかった。こういうことでございますので、やむを得ない、かように私は思いますが、今後法的要件を整えておるものについては当然告発すべきものは告発すべきである、刑罰は適用すべきである。しかし、これは最終的な段階の問題でございます。それ以前の問題として当初申し上げました企業がみずからの姿勢をみずから正していく。これが一番私は災害防止には必要なことではないかと思えます。

行政庁としては、ただいま申し上げましたような形で、原則で進んでいきたい、このように考えております。

次に、流域下水道でございますが、昭和五十一年度着手をいたしまして、昭和六十五年度の完成を目標といたしております北勢沿岸の流域下水道事業（北部処理区）の事業見直しにつきましては、先般の協議会でも一応概略のご説明を申し上げましたが、この本質は水質の汚濁防止と生活環境の改善を図るために国の重点施策として取り上げられ

ておるのでございまして、国庫補助率も高率となっております。一例申し上げますと、一般公共下水道では処理場に対しては三分の二の補助率でございしますが、流域下水道の補助率につきましては、処理場は四分の三でございまして、管渠につきましては、一般が十分の六、処理場が三分の二、このようになっております。

次に、事業主体となる三重県におきましても、下水道室が設置されまして、県といたしましてもこの事業が最初の流域下水道事業でもございまして、その取り組みに大きな意欲を示しておりますので、市といたしましても関係市、町とともに連絡協議会を設立するなどいたしまして、本事業の推進に取り組んでおるのでございます。

次に、この事業の執行計画でございしますが、五十一年度を初年度といたしまして昭和六十五年度に完成の予定となっております。昭和五十五年度の処理開始を目的とする第一次計画の中に本市の地域も施行される予定でございまして、

また、総事業費でございしますが、約九百億円でございます。一千億でございますか、九百億となっております。このうち本市の負担額といたしましては起債を含めまして大体五十億程度になるのではなからうかと思っております。一般財源は十五カ年間で約三億円となる見込みでございまして、なお、流域関連公共下水道費といたしましては約六百二十五億円を必要といたしまして、このうち国費は二百二十五億円、市費負担は四百億円の見込みでございまして、この流域下水道の財源といたしましては、国費、県費、市町村負担から成っております。住民の受益者負担金につきましては対象となっております。しかし、流域関連につきましては現在の一般公共下水道と同様に受益者負担金のご負担をいただくことになっておりますので、ご承知いただきたいと思います。

なお、工場排水の取り扱いについてご指摘がございましたが、原則といたしまして日量四百トン、いまご質問の中にもございましたが、以上の工場は、これは独自処理をしていただきます。それから、日量四百トン以下の工場につきましては各事業所で除外施設を設置いたしましたので、ここで前処理をして流域下水道の処理場で処理をして放流する。

このようなふうになっております。

最後に、現在の既設の処理場の取り扱いにつきましては、流域下水道の年次計画に基づきまして各処理場の早期にこれを吸収したいとは思っておりますが、これをいまここで年度別に、この処理場は何年、この処理場は何年ということまでの計画はできておりませんので、いずれこれが判明次第またご報告をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（山口信生君） 山本 勝君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 まず公害対策であります。第一回目の質問の中でも申し上げましたように、私は今回の質問ではいわゆる企業責任のみを追及する立場で質問いたしました。したがって、四日市市内がこういうふうになっている、ああいうふうにもやっているという答弁は必要なかったわけでありまして、今後先ほどの答弁の中にもありますように、企業の社会的責任、義務の履行をどうさせていくのかというところがやはり問題であるかと思っております。消防本部なり環境部ではいろいろ対策を立て、あるいは事前監視等も進められていることは私は十分に知っております。知ってはおりますけれども、なぜ災害が相次いで起こるのかというところが問題であるわけでありまして。再三再四にわたって各事業所に注意をしたにもかかわらず、なぜ起こるのかというところを明らかにしていただきたかたわけでありまして。私からあえて言うならば、各事業所の姿勢が問われなければならないところがあります。したがって、罰則を強化するかどうかのことにつきましては、二次的、三次的な措置であります。罰則を設けなくとも済むような事業所の公害対策というのを立てさせるというのが、立てなければならないというのが、私が今

回質問に立った中で特に主張したいところがあります。私、あえてこういう席上で申し上げたくなかったわけでありませんが、昨日も、また三週間ほど前になりますが、私の家に電話がありました。「山本議員は公災害対策ばかりやっておるじゃないか」これはコンビナートのある会社の従業員ということを名のってまいりました。少し酔った勢いがあったように家内が話をしておりましたが、市会議員はそういうことで四日市のコンビナートを見ておるのか。覚悟をしておれというような意味合いの電話があったそうでもあります。こういう従業員がおる限り、会社の責任者はどういう訓練、どういう安全対策を日常からやっておるのかということをおは言いたくないか。たわけではありません、言いたいわけがあります。こういう企業の姿勢を私はあえて強く追及したいと思うのであります。もう一つ例を申し上げますと、済んだことであります。二、三年前にPという石油会社が消防法などで規定をされた深さを持たないところに埋管をしようとしたことがあります。途中でわかりましたので、規定どおりの深さを保つ立場での埋管を終了させることになりましたが、これもやはり企業の姿勢を追及する、ただすところの具体的な例ではないかと思うわけがあります。こういうことを私は理事者の皆さんよりも各企業の責任者に直接言いたいわけですが、私の気持ちも、私たちの気持ちも十分に察しをさせていただいて今後の公災害対策を十分に進めていただきたい。このことを強くこの場をお借りして申し上げておきたいと思えます。

北勢沿岸流域下水道の問題であります。先日協議会の中でも若干説明を聞きました。先ほども私の質問では多くの問題を提起したつもりであります。時間の関係でこの場で多くは語れませんが、ただ最後に要望しておきたいのは、これは議長も含めてでありますけれども、非常に大きな仕事であります。三重県が計画する仕事といっても四日市としては十分にこの問題について取り組まなければならないと思えます。したがって、その内容等についても十分に研究をしていく、さらに、早期に進めていく必要があるかと思うわけがあります。したがって、議会の意見も十

分に聞く中で四日市市の計画をどうするのか、その上に立って、この事業にどう上乗せしていくのか。このことを私はいまから望んでおきますし、そういう進め方をぜひ実現していただくようお願いをして、私の質問を終わりたいと思えます。

○議長（山口信生君） 暫時、休憩いたします。

午後一時四十五分休憩

午後二時二分再開

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

喜多野 等君。

〔喜多野 等君登壇〕

○喜多野 等君 老人福祉の問題と四日市市内の地域の状況につきまして、この二点についてご質問申し上げたいと思えます。前段を省きまして具体的な問題に入ってまいりたいと思えます。

幸いあすは敬老の日でございますし、恐らく本年最後とされる岩野市長が過去三年間目標として発言をいろいろしてまいりました福祉の問題を質問できるのは何か奇縁があるのではないかとこのうふうにも感じられてなりません。従来よりわが党が主張してまいりました、私たちは三Bと申しておりますが、老人におふろとか散髪とか、またバスとかというような問題について本日何らかのお答えが賜われれば、少なくとも四日市市の老人に記念すべき贈り物ができるのではないかとこのうふうにも思うわけでございます。いまさら老人福祉の論争をこの議場で展開する必要はないと思えます。四十九年以来いろいろな段階でお話をしてまいりました。これは岩野市政の最後の処置であり、実施になる

かもしれないと思います。しかし、バスを購入するとか、三交等のバスを使用する、また、定期券がどうかとか、回数券がどうかとか、ふろの件はどうだと言っていて、いろいろ福祉部の方で検討をしている間に名古屋市はもちろん、三重県におきましても伊勢市とか津市では老人にもう三重交通の定期券が発行され、回数券が発行され、もう実施をされている段階に入っております。これはなぜか。こういう苦言を余り申し上げたくないわけでございますけれども、首長の決断というのは非常に大切なものでございます。少なくとも、市の行政をあくまで長として果断に裁決をしなければならぬ段階にはやはり判断をしなければなりません。また、おくらしいものはおくらしいという出処退決断というものは大切だと思っております。それが少なくとも五千万とか一億とか、相当の金額が大幅にかかって、その費用が市の財政を揺るがすというような問題であるならば、これはまた別な問題でございます。私としてはそういう面が非常に理解しにくいし、また余りそういう問題をくどくど言っていかなければ判断でき得ない理事者のあり方についていささか非常に残念に思っております。戦争や公害やいろいろな目に遭いまして、特に四日市の市の老人の方々は苦勞をされております。それが何ゆえに伊勢市や津市の老人よりも、一首長の決断のちゅうちょで、おくれなきやならないんですか。これはなぜ私がそういうことを申し上げるかといえますと、市長の重点目標であり、また重要政策の一部においてであるからであります。それでない、ただ置き去りにされた問題であるならば、そういう申し上げることは要らないと思います。しかし、福祉を持っていくんだ、教育を持っていくんだと、大きくうたい上げて、やはりやっているといる以上、よそさんとやかく先を越されては申し上げたくないわけでございますが、少なくとも現実はそのでございます。この点については非常に残念に思います。また、少なくとも三重県下においては四日市は、すべての面において第一であると私も議会議員としても自負しております。本件に対する市長の発言を求めるものでございます。

## 第二でございます。

四日市市内の地域の状況をながめてみますと、一番大きく変化をいたしておりますのは、海岸線の方から山の手の方へ大きく人口が移動いたしております。三十年代の高度成長の波に乗って住宅も山の手の方へたくさんできてまいりました。多く開発され、本当に人が多く山の手の方へ進んでいくという状況、また移動ということについては理事者の皆さん方もひとしく、私どもも理解はいたしております。このことは市の基本的な都市計画に基づいて進められた現象ではございません。公害やその他交通など中心部の住居の悪さから、ここから逃避できる能力のある人たちが任意に進めてきた結果でございます。市内の中心部はだんだんスプロール化してまいりまして、これを今後どのような状態で処置をしていくか。こういうような問題を市全体としてながめた場合、市街地の方の状況を見てまいります。交通の問題にいたしましても湯の山線は渋滞してくる、たくさんの団地ができる、下水においても処置が困る、水ははらんする、既存の常時浸水地帯は常に水につかる。私はこの辺で本当に理事者の皆さんが行政の本質を発揮して、受動的な追隨的な形でなくして、あくまで指導型の方向を明らかにして現在の四日市の市の移行する状況の体系の中で、いかにわれわれは事を処していくべきか。教育においてもわかりでございます。先ほど私どもの古市議員からも申し上げました。そういうことは全市から見れば多々ございます。交通体系の問題もそうでございます。八王子線のさなかでいろいろな相克が行われて、こういうような今日の結果を見ております。四日市の将来はどのような交通体系をしていったらいいんでしょうか。どういう計画を摸索していったらいいんでしょうか。なかなかそういうものが打ち出されてまいりません。試行錯誤の段階で進んでいくんだということだけでは事の理非は解決されていかないと思います。私は再三議会の一般質問の中で市長及び理事者の方にお話を申し上げたことがございます。しかし、そういうお話はなかなか受けとめていただけなくて今日まで来ておるし、またそういう一つの進め

方というのが理解していただけないのではないかと思うし、またでき得ないのかもわかりません。というのは、私は少なくとも国、県、市の行政のあり方としていまだにライン戦線型の組織をもって行政を進行いたしております。民間の各企業のような一つの経営組織のような形の組織の形態というのとはとっておりません。従来からの、昔からの形態でございます。ですから、こういうような近代的な発展しておる段階においては、願わくばスタッフ的な存在を企画にプールの、相当たくさん市長の頭腦的な細胞となるべき参謀をやはり配置をして、それとラインとのつなぎをやはり理事者の中心で行って、いろいろな諸問題の複合問題を解決していく方向づけが組織機構としてベターなのではないかということは再三申し上げましたけれども、なかなかお持ちになりません。ですから、非常に行政の単位としてはできにくいのかもわかりません。ですから、できにくいのを補って部長会で協議をいたしておりますというように返答をときどき賜わるわけでございますが、本質的に何かそういう新しい一つの手法なり、方向づけをもって現実の面と将来の面とを常に対比し、比較しながら問題に対処していくという構え方を持っていくことが必要なんではないかというふうに考えるわけでございます。そういうことをしていかないと、なかなか問題がいろいろ山積して前へ前へ出てくるし、また後ろの問題も解決されないうままに進んでいくというようなことで、全然アブハチ取らずな形のままズンダタズンダタの形で行政を進めていく、こういう形を現在し続けておるのではないか。少なくとも三十有余年四日市市に在籍されて、四日市市の財政においても四日市の行政においても最高の頭腦として今日まで来られた岩野市長でございます。現実をながめ、将来四日市はかくあるべきだという確信ある、ひとつ将来に対する考察を私はこの際伺いたいわけでございます。恐らく岩野市長とはこの議會でお話申し上げるのが、本會議の席上では最後になるのではないかと私は思うわけでございます。昔の故事に「人の最期の言たるやとうとし」という言葉がございます。多くの研究と豊富な識見を持った岩野市長に今後のあり方についてのご高説を最後にお承りしたいと思

うわけでございます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 老人福祉についてのバスの無料化の問題でございますが、この問題につきましては、四日市におきましても優待の方法として現在バス会社と協議を進めておる現状でございます。できれば回数券のようなものを支給して、優遇の道を講じたいと考えております。

まだ三月もありますので、えらい先を急がれるようなご発言でございますけれども、十二月までおつき合いをお願いいたします。（笑声）

都市における人口移動の形態を考えておりますと、交通の発達あるいは都市形態の変遷と相まちまして、職場と住居の分離が進んで、都市部から郊外へという傾向があらわれております。四日市の場合におきましても、こういった単に傾向だけではなく、伊勢湾台風以来の災害による丘陵地帯への移転あるいは公害問題からの逃避、こういったことも重なりまして積極的な住宅分離の現象が進み、ドーナツ化現象が非常に顕著になってまいっております。この結果、現在の状態で考えますと、地域的な変更あるいは既存の施設にむだを生じるといったような不合理、こんなことが所々にあらわれておりますので、過疎、過密という問題よりもむしろその反対のような現象が起こっておりますので、これがある時期に是正しなければならぬのは当然でございますし、その時期もようやく近づいておりますのではないかと考えております。こういった現象を避けるためにはいろいろな方法はあると思っておりますけれども、もう一べん旧市街地の再開発ということを考え直す必要があるのではないかと思います。この実施手段につきましては、総合計画を見直す中においてこれを行っていくのが一番自然であり、妥当であろうかと思っております。一朝一夕で私の在

任中に間に合わないと思いますけれども、こういった方向で私は見直しを進めていただきたいと思います。

○議長（山口信生君） 喜多野 等君。

〔喜多野 等君登壇〕

○喜多野 等君 なかなか市長が元気なので安心しました。やられたらやって返すというのが本領ですので、そう簡単に切られないです。

パスの問題につきましてはよくわかりました。三カ月猶予期間をもちましてご老人に対処していただけたらというご了解を得ましたので、恐らくあすの敬老の日にはご老人の方々、喜ぶと思います。市長はいいことをしました。

それから、長期計画の見直しという問題が言われておりますが、本件につきましては私も三十八年当選以来、長期計画のことばかり言っております、やっとなつていただいたんですが、なかなか考えられてやられる方向のもう一段下がった形で具体的な方向まで形づけをするよかつたと思うんですが、なかなか理事者の方も手間取るのはきらいなんで、そういうことまでしないし、また、そういうことをすると、いろいろ影響があるとか何とかかまいこと言って逃げてしまつて、やはり具体的に方向づけをしていかなきゃならないし、また見直しすることも必要でしょうし、それはいつどの機会にだれがどのようにするかということを申し上げてもらわないと、なかなか皆さんはそう簡単に信用いたしません。とかくこういふ将来にわたる考え方というものをいろいろ考えるということは、現実の面に追われてしまつてやらないものでございます。ですから、現実の面を対処する者とそういうものを考える者とをやはりどこでも分けております。それを一緒に混在させて事を処理しようということに人間の能力なんてものは限界があるわけでございますから、それほど堪能な方、市長だつたらできるかもわかりませんが、人間というのはそんなものではございません。ですから、スタッフに合う方もございましょうし、ラインの長として

て合う方もございましょう。いろいろなタイプの方があつてございますから、そういう点を有効に使われて、そういうものを見直しされる面においては見直しをして、皆さんにご了承を賜つて、よりよい四日市をつくるための一助にしていただければ幸甚だと思つてございしますが、市長はそういう面でいろいろ短い期間なので、もう少し長くやるともつとつと岩野市政のよりよい方向づけができたんだろうと思つてございしますが、短いのが非常に残念だつたような気がいたします。本人がいやだと言つて泣くんだからしようがないんですけども、しかしそういう面ではなくして、非常に私は残念に思いますし、また理事者の皆さんもそういう点で少なくとも今後市長の意を体して、根本的な住民福祉のために全力を挙げていただくことをこいねがつて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（山口信生君） 後藤寛次君。

〔後藤寛次君登壇〕

○後藤寛次君 この間、入浜権という問題で全国集会のあつたことを新聞の記事で読みました。兵庫県の高砂市では砂浜のあるよい海がりましたが、海が埋め立てられまして工場が立ち並んで海が消えてしまいました。この問題は、きのう堀議員も言われましたが、いささかこれから重複することもあるかもわかりませんが、よろしく願います。

海のなくなつたこの高砂市の住民から「海を返せ」という運動が始まつたのであります。釣りざおを担いだ人たちが氣勢を上げているデモの写真を見たことがあります。四日市でも先日、海浜公園前の海で「海を返せ」という市民運動がありました。全国集会では、入浜権というものは法以前の問題であつて、海、浜辺というものは市民のものである。それを公有水面埋立法という法律をつくつて、海を埋め立ててしまつた。そして、市民から海を奪つてしまつたのであります。四日市には皆さまご存じのように、戦前北から言えば、天カ須賀、松ヶ浦、富田浜、霞ヶ浦、午起と、全国的にも有名なきれいな海と言われる白砂青松の海水浴場がありました。名古屋あるいは近県からの海水浴客

でにぎわったものでございます。いまでもあります関西線の富田浜駅は、その当時できました海水浴客のための駅でございました。いまではその白砂青松の姿もすっかり消えてしまって、砂浜も見ただけの土地もございません。四日市ではありませんが、天カ須賀の地続きで朝明川の川下の海辺にわずか砂浜を見ることが出来ます。この現象は四日市ばかりではありません。全国至るところがこんな姿になりましたので、稲毛では人工海浜をつくったり、千葉ではつり棧橋をつくったりして、市民の海へのあこがれの償いをしていようであります。四日市でも第三コンビナートと海浜公園との間の細長い海は、四日市に残されたただ一つの海だと私たちは考えております。コンビナートとの緩衝地帯としてできた海かと思いますが、市民はこの箱庭の中にあるような海にも、いままでは強いあこがれを抱いておるのであります。この区域ぐらい大型船の入らないようにして、市民のための海とするならば、海浜公園も利用価値が一段と上がるのではないかと言ったこともありすが、なかなか行政として取り上げてくれない。この海浜公園、霞公園と呼んでおりますが、計画中は海浜公園と呼んでおりました。なぜ「霞」と変わったのかはわかりませんが、この海にボートを浮かべて市民の憩いの場とするように考えることは、行政としてあたりまえのことでありながら、どうしてこうもこうした発想が出てこないのか、不思議に思われるのであります。ここにはヨットハーバーがありません、いま行ってみますと、たくさんのヨットが浮かんでおります。それを阻むかのように、棧橋と多分テトラポットでも運ぶ船でしょうか並んでおります。海の中にあるテトラポットの間をカニが走り回っております。子供たちがそれを追い回しております。昨年の秋でしたか、ここにたくさんのハゼが繁殖して、毎日毎日釣り人でにぎわったことがございました。先日、中日の「あすの四日市と北勢地域を考えるシンポジウム」で、「港を市民の港にするため、ヨットハーバーをつくったりして」という発言がありましたけれども、このハーバーが企業の棧橋や船で小さく押し込められているからこんな話が出たのだと思うのであります。この海を市民のものにするために、次の二点について伺いたいします。

一つ、企業側の棧橋の撤去を求めること。一つ、この水面は公有水面であっても、海浜公園の水域として四日市港管理組合に認めさせること。なお、聞くところにありますと、来年度本市で海洋少年団の全国大会が開催され、カッター競技はこの海で実施される計画だと聞いております。それだけにまた、この海を市民のためにしたいという考えが強く要請されるわけでありす。この公園を造成する際に、水没しておる土地の復元をあわせて行ったと聞いておりますが、市当局はそのとき、この復元した土地を公園にするという計画があったのかどうか。もしあったとするならば、なぜこの水域を公園内の水域とそのときその時点で協議しておかなかったかという疑問が残るのであります。厳しい見方をすると、行政の責任であったと言えるのではないのでしょうか。棧橋を取り外すことの代償として造成中の埋め立てに関連して処理することは考えられないでしょうかと思ひます。

コンビナート事故についてでございますが、これは去る八月二十日に全協で山本議員の発言に関連して、これに質問をするつもりでございましたが、山本議員からの細かい質問がございましたので、割愛します。ただ、この中で私の考えだけを質問の形にしたいと思います。

山本議員のさっき質問の中にありましたが、事故が起こった原因は、ほとんどが操作ミスであったということが非常に多かった。それで、きのうの小井議員の質問に対しても、きょうの山本議員の質問に対しても、要するに法以内であるから、これを告発することができなかった。強い指示をした、ということが終わっておるんですが、法がどうであろうと、何であろう、要するに事故を起こせば、私は一番物質的な損害をするのは企業だと思ひます。しかし、迷惑を受けるのは市民であります。不安感を抱くのは住民であります。ですが、企業は事故を起こしても、市民に迷惑をかけたり、不安な気持ちを与えるということに対する責任感がまず少ないということ、要は協定を取り交わして

おつても、市自体がなめられておるんじゃないかと私は考えられます。そういうことでありますので、市民は、企業と市は癒着しておるといような疑惑の念をもって見ておることは確かでございます。こういうところを強く指摘しておきます。

先般、港地区にある企業の主催でもって、ある代議士先生のパーティーに出ましたところ、コンビナート関係の工場長あるいは社長、所長、専務またはその関係会社のまた社長といったような、四日市といふところのそうそうと言いますか、そういう人の集まりでございました。庶民の顔としては一人も出席しておりませんが、あるいはこれが四日市の顔ではないかと思いましたが、見方はいろいろあると思います。港に入港する人から見れば、港が四日市の顔のように見えるでしょうし、国鉄四日市駅におりる人たちには、ここを四日市の顔だと言うかもしれません。同じように、近鉄四日市駅でおりる人たちは、ここが四日市の顔だと言うかも知りませんが、ですから四日市の顔と言いますが、ここが顔だと言いつつ切れません。また、言い切れないような四日市の顔であると思います。参考に調べてもらったのですが、国鉄四日市駅の日々の乗降客は三千八百八十五名、同じく近鉄四日市駅では六万三千八百六十九名ということでございます。乗降客の数から見ますと、どうやら近鉄の駅の方が四日市の顔に近いような気がいたしました。この両域をつなぐところに市役所があり、商工会議所がありますので、この線が四日市の顔であるかも知れません。いずれにいたしましても、顔は大切にしなければならぬと思います。この緑、クスノキの緑が四日市の顔であるならば、いつの間にかすばらしくりっぱに育ちました。「公害四日市」のイメージも払拭するかのような緑であります。しかし、国鉄、近鉄を下車した場合、これ以外に四日市の顔の表情を何か見ることができません。残念ながら何も見ることができません。近鉄駅前では、ややこしい交通遮断路だけであります。国鉄駅前では、四日市のさびしきを感じるだけであります。私は、この近鉄の駅前に表情豊かな四日市の顔を描いておきたいから、こんなこ

とを申し上げております。四日市には競輪場があります。現在管理棟が建設中であります。しかし、一般の市民はもちろん、四日市を訪れた人は、いつ競輪が開催されているかわかりません。市議会議員の中でも特別の方を除いては、ほとんどの方は開催をご存じないと思います。PRされているのは、霞ヶ浦の駅頭だけです。これでは競輪で収入を上げるといったところで無理な話であります。お客を集めることを考えないで、建物だけ建てても負債にはなりません。増収にはならないだろうと考えられます。緑地の体育館は、日本的にも有名であります。ですから、年じゅうこの体育館は活動いたしております。八月には全日本学生体操競技が開催されてきました。こんな大きな会が開催されております。駅頭には何の表示もありません。港があります。大きな船が入ってきました。二十五万の都市の四日市であります。産業・経済・政治・文化・スポーツに各方面にわたって全国的あるいは地域的な集会なり活動が日々行われております。それらを細大漏らさずということは無理だろうと思いますが、四日市市民にも、四日市を訪れる人たちにも、きょうは四日市のどこにこんな活動、こんな催しが行われているというPRをしてほしいと思うものであります。その結果は、一つには、市民にとって四日市市民としての連帯意識を高めることに役立ち、また一つには、対外的に四日市の活動的な一面を知ってもらって、四日市を理解していただく一つの手がかりともなるのではなからうかと思っております。どんな顔を駅頭の広場に描くかは、技術もしてお金もかかることなので、コンサルタントにでもかけて四日市のシンボルとも言えよう顔をつくっていただきたいと思うのであります。いかがでございますか。見当違いかも知れませんが、総務部長のお考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（山口信生君）　ちよっと皆さんにご報告申し上げます。

ただいま三重県の議長会の会長をしている上野市の議長が災害の見舞いに来ていただきましたので、議長がお受け

しようと思しますので、副議長とかわります。

〔議長（山口信生君）退席、副議長（野崎貞芳君）着席〕

○副議長（野崎貞芳君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 第一問の入浜権についてお答えいたします。

霞ヶ浦の海浜緑地について、当時これをどうしてあの地先まで公園として考えてなかったかということにつきましては、私それに対する残念ながら記憶がございませんし、この決定のときにタッチしてなかったと思いますので、ここでこれはお答えできませんが、この海浜公園と前面の海とを接続して公園の一部として活用していきたいという考え方は前から持っておったんですが、なかなかこれが管理組合との関係で、話し合いがうまくつかないという、過去においてそういう経過がございますが、確かにおっしゃるとおり、四日市は、北は天カ須賀から南は磯津まで戦前ずっと海岸がございまして、きれいな砂浜で、白砂青松でございました。これをいまさら取り返せ、元へ戻せということは、これは無理な話でございますけれども、何とか自然の海を少なくとも青少年のために開放できたらという気持ちは私も持っております。したがって、この問題につきましては、都市計画法あるいは公園法あるいは港灣法等々、いろいろな関係があらうかと思っておりますので、その辺の絡み合いを十分前向きで検討をして、できるだけ限りご期待に沿えるように努力をしていきたい。このように思っております。

それから、そのときで質問がございましたこの対岸のいわゆる三十八万坪に面したところにある棧橋を撤去したらどうか。これも撤去すれば非常にきれいになるんですが、この撤去につきましては、非常にむずかしい問題だと思えます。しかしながら、先ほどのこの公園の中へ一部従来の霞ヶ浦の残っておる海面を取り入れる、このこと

につきましては、前向きで努力をしていくようにしたいと思いますので、ご了承いただきたいと思います。

○副議長（野崎貞芳君） 総務部長。

〔総務部長（阿南輝彦君）登壇〕

○総務部長（阿南輝彦君） 三番目の四日市の顔ということで、いろいろな問題の提起をいただきまして私にご指名をいただいたんですが、いまのような議論につきましては従来余り取り上げられていなかったことでもございますし、市の内部で統一的な議論、見解というものを持ち合わせないわけでございますが、せっかくのご指名でございますので、私の経験なり何なりから若干申し上げて、責めを果たしたいと思えます。

お答えになるかどうかはわかりませんが、確かにこのPRとすることの重要性あるいはその不足ということによる問題というのは、常々今日の社会においていろいろな場合に指摘をされることではございますが、四日市というもののイメージの問題にいたしましてもずいぶん多くの来訪者が全国から四日市に来られます。皆さん方もいろんな経験をお持ちだと思いますが、多くの方々は、聞くとも見るとは大変いいこと、大変よく言われます。四日市というのが、特にこの十年来、大変いいイメージを全国に与えておりまして、本当に四日市の市民二十五万の人たちがみんなが毎日毎日暗雲の中で、スモッグの下でぜんそくにみんながあえいでいるんじゃないかという非常に悲惨な姿をお持ちのようでございます。四日市に來られて、いまもお話にありましたような駅前にして、また、見られる方は四日市にすばらしい背後地帯、緑の山野を持つておることも知りまして、本当にすばらしい魅力のある可能性を非常に大きく秘めた四日市であるということ皆さん認識して帰られます。こういったことを見ましても、PRということの不足とございますか、むずかしさというものをつくづく感ずるわけがあります。かってもう亡くなられました大宅壮一さん、皆さん方、よくご存じの方が來られまして、私も機会があってご案内をし、講演などもいただいたこともございます。

が、四日市というのは聞いてはいたけど、来たのは初めてだ。こんなすばらしい四日市ということは自分は全く知らなかった。確かにいろいろ都市的な欠陥、いろいろ問題もあるだろう。非常に未完成ではあるけれど、大変魅力のある可能性を秘めた都市だということを言って帰られました。私も四日市の市にある者といまして、皆さんとともにこのすばらしい四日市をますます発展させるように、あらゆる努力を傾けなきゃならないということを日々痛感しているわけでございます。

また、私が東京事務所勤務しておりましたときにも、あるご婦人の方から電話が入りまして、どこから聞いたのか、東京に四日市の事務所があると。主人が今度四日市に転勤になったけれども、四日市というのは大変なところだということなので、自分と子供は東京に残ろうと思うが、どうなんだというふうな電話がありました。ともかくご主人と一緒に四日市に一度行ってらっしゃい。その上でお考えになるのが一番正しいでしょうというふうに私はお答えをしておりました。及ばずながら東京にありましても、四日市のPRということに努めておったわけでございます。

ただいまのご提案は、市内市民に対してのこと、あるいは市外についての両方の面のご指摘だと思いますが、市民の方々にもやはり四日市のいいところ、悪いところは率直に知っていただくということが大変大事であります。四日市の常に全国的な入賞を得ております広報も、そういった配意が十分にあられておると思いますし、また、施設めぐりなども、いろんな成果を上げておると思います。また、市外向けについては、これまで大変むずかしい問題で、最も効果的なのは、マスコミの協力を得ることが一番いいのでございますが、なかなかそのようにはまいたらない現状から、できるだけのことをしていく。このたび、先般できました物産観光ホールなども、四日市に來られた方々にはいろんな意味でのやはり認識をいただける場所になるうと思えますし、また電車に乗っておりますと、四日市を通過する親子連れがオーストラリア館を見て、万博の当時でございますが、あれが四日市だぞというふうにバビリオンの

説明などをしておる姿を見まして、いろんな意味でそういったような顔といえますか、施設といえますか、そういったものをやはりいろんな形で活用することが、きわめて必要だろうと思えます。しかし、その具体的な方法、駅前などのようなものをつくるかというようなことなどにつきましては、今後担当の部局などともいろんな機会をとらえまして研究をさせていただきます、ご意思の方向に沿うような努力をいたしてみたいと思えます。

お答えにはならないかと思えますが、ひとつこの程度でご勘弁をいただきたいと思います。

○副議長（野崎貞芳君） 後藤寛次君。

〔後藤寛次君登壇〕

○後藤寛次君 海浜公園の前の海に対しては、おんなじ考え方しております。これを開放していく気持ちにやぶさかでないというご答弁がございましたから、非常にいいことだと思いますが、前の棧橋をとることにについては非常にむずかしい。いま現在ではむずかしいだろうと思う。これからの運動として、われわれはそれを取り外してもらおうべく運動をしたいと思えます。ひとつご協力をお願いしたいと思います。

それから、総務部長は非常にええ答弁をしていただいたような気がするんですが、私、総務部長をなぜ引っぱり出したかといいますと、顔をつくるのに何か予算をつけてもらおうべく、ここで答弁をすれば、幾らか責任を感じるだろうと思つて総務部長に答弁をお願いしたようなわけでございます。

とにかく浜辺はみんなのものという思想によって、海面埋立法は四十八年に改正されました。新法は、一、知事は提示された埋立計画を三週間公開する 二、その上で地元市町村長の意見を聞く 三に、利害関係者は知事へ意見書を提出できる、と続きを追加して、環境保全も免許基準に加えられました。ただまだこの利害関係者というのは漁業権を有する者に限定されている旧法を引き継いでおる部分が多いのであります。法のたてまえが、白砂青松の浜辺

を住民の共有財産と考えていないということが言えるのであります。だが、浜辺は自治体や企業が処分できる私のもではありません。五十年の一月十七日、兵庫県高砂市の「公害を告発する高砂市民の会」が、山の入会権になぞらえて新造語、いわゆる「入浜権」を掲げて海岸に遊歩道と企業が独占しておる浜辺の回復を目指して市民運動を始めました。四十八年暮れに市に出した要求書には、「元来海は万民のものであり、地域の住民は自由に海岸に入りて塩くみ、流木拾い、貝とり、魚釣り、ノリ摘みなどを行ってきた。山でいえば入会権のようなもので、法律以前の人権と生活権だった。市民は、憲法でいうよりよい環境のもとで生活できる権利の一部として、海岸を散歩し、釣り、水泳ができることが保障されてもよい。」と、その思想背景を伝えております。そして、市民の会が、浜辺を失ったため水泳や自然を求めて旅行をした費用を幾らかという個別訪問調査、これは四十九年の九月に行っています、結果は、全市民計八万人の自然利用損失は推計約五億二千万円に上ることがわかりました。かつて子供たちの手を引いて戯れ、魚や貝を求めた海は、紛れもなく私たちのものであります。だが、埋め立てられた海は、もはや私化された治外法権の場と化してしまっております。これでよいのでしょうか。私たちは、まずこの海浜公園の海を市民の手に取り戻し、そして、徐々に私化された海を市民の手に取り戻していかなばならぬと考えておるのであります。

参考までに、堺の泉北コンビナートの社会的費用計算の中でこれは「経済評論」五十年十月号で遠藤宏一氏の調べによりますと、海水浴場喪失による損害として、六十万人に一万円掛かるとして六十億円の損害だということをこの計算では言っております。この計算でいきますと、四日市は二十五万人でありますから、年々二十五億円というものを市民は損をしているということが言えるのでございます。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

○副議長（野崎貞芳君） 暫時、休憩いたします。

午後二時五十七分休憩

午後三時十二分再開

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

訓覇也男君。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 この間からの長い災害で、とりわけ理事者の皆さん方は、連日連夜ご苦労までございます。もうあわずかでございますから、しばらくおつき合いをいただきたいと思っております。

いつの間にか四日市が常時浸水地区というような言葉を聞きなれるようになりました。このことは天然、自然の現象のように、寒くなれば水が凍ったり、岩も風化して砂になるように、そんなようなひとりでに移り変わったものかどうかということでございます。私は、こういう問題が、昭和四十五年のたしか六月の議会だったと思いますが、全国総合開発計画の問題をとらえ、そして地方自治体としてどう受け入れるのかということ提起いたしました。その後市民が生活を防衛するためのとりでとして、地区、地域というものに及んだわけでございます。いま、そのときからこの問題を取り上げたとして、この常時浸水地区が解消されているとは思いませんけれども、少なくとも地方自治体として、市民がみずからの手でみずからを守ろうとするとりで、市政、そういったものができて、もう少し形の変った取り組みの姿勢になっておったのではないかと思っております。

いま開発計画が長く進められて、政府におきましても、どうしても地域問題、コミュニティの問題を取り上げざるを得なくなりました。しかし、この取り上げ方によっては、大変危険な状態になると思っておりますので、その辺のところ

をわれわれは地域対策特別委員会として取り組もうとしておりますし、理事者の方におきましても、地域問題として調査会をつくられたのだと思いますが、いま市長が任期わずかになりました。市長、助役のときには答弁をされておりますし、また市長になられてから、午前中にもありましたように、地域の問題、出張所が市民の生活センターであるという宣言をされて、姿勢がきちんとされたわけでありますが、行政のすみずみまでを知り尽くした市長、しかもくそまじめにヒューマニズムに支えられた市長は、恐らく四日市にはもう出ないのではないか。再びこのような市長を迎えることはできないのではないかと思います。そういう意味におきまして、大きな方向づけをされましたが、今後四日市の課題というものをどのようにつかみ、そしてどのように対処したらいいかを、いままでの経験のうんちくを傾けてお示しをいただきたいと思えます。

それにしても、もう少しきつかけをつくらないかと答弁いただけないかと思えますので、若干情勢の分析なり、他との比較の問題で質問をしてみたいと思えます。

先軍各位のご同意をいただきまして、岩田議員とともにヨーロッパで勉強させていただきました。きょうは、その勉強のうち、関連するものを踏まえて、いまからご質問を申し上げたいと思えます。

かねて私は、地方議会では会派というものを否定するものではありませんけれども、会派運営を重視するというところに疑問を持っておりました。しかし、この間から一緒に勉強したいという同志があらわれまして、俗に言うウマが合うといえますか、一回りずつ違う馬でございませうけれども、三匹そろったわけでございませう、あと議会の中にも四匹、いや四人おられるようでございませう、今後ともひとつよろしくお願いを申し上げます。勉強会という会でございませう。

日本の議会は、欧米のように議会の中から市長や執行部を選出しているのではありません。したがって、わ

れわれとしては、理事者の提案を審議することにはすぎないわけでございますが、それはいい点もありますし、またまずい点もあるわけでございます。われわれが、どろにまみれて駆けずり回って、市民要求やら、あるいは市民感情やらをつかんできて、それをどう政策に持ち込むか、あるいはその政策をどう変更させるかという場がないわけです。それは、どうしても私は、閉会中に常任委員会の調査研究の活動を続けていく以外にはないと思えます。そして、しかも各常任委員会を経験せられた常任委員長が常任委員長会議を開きながら、政策でもって交渉するといったような形がなければ、片手落ちではないか。それが日本の地方議会における、私はいいい点でもあるし、欠陥でもあると思えます。そういう意味で私は、会派運営の重視から、もう少し常任委員会運営を重視する方向に行かなければならぬと思うわけであります。

さて、そのことをヨーロッパでも見てきました。つくづく私は、かねて疑問に思っておったことを確認してまいりました。た次第でございます。

さて、何といたっても、ヨーロッパでの社会保障の問題でございます。日本がおくれて社会保障の問題を急いで進めましたけれども、高福祉高負担の問題について、若干火がついているようでございます。いち早く取り上げた北欧の社会保障について勉強することが、皆様からのご期待でもあらうと思つて、議会も訪問しながら承ったわけでございますが、時間がございますので簡単に申し上げますが、いわゆる高福祉高負担につきましては、ご承知のとおり、スウェーデンには参りませんでしたけれども、デンマークにおきます所得の二分の一が税金であるという点については、そのとおりでございましたし、また市の予算の中にもそのような組み方で政策がされておりました。一例を挙げれば、その中で、たとえば老人問題でございますけれども、老人を弱者として助けてやるといふような考え方はなくて、自分が年をとったらこんな生活をしたんだという、その必要から、それでは幾ら要るんだ、だから自分はいま税金

を所得の半分出すんだという姿勢であります。そういう考え方で出発をし、そういうことで高負担をやっておるようでありませぬ。

私は、聞いておりましたように、北欧におきます老人の自殺、それから高負担に対する若干の不満があると、こう聞いておりました。恐らくは、こんなに苦勞して税金をたくさん出して老人が世をはかんで自殺をするということであれば、苦勞のしがないではないかというふうに短絡して私は考えてヨーロッパに参りましたけれども、よくわかりませんでした。しかし、帰ってから日本で調べてみましたら、老人の自殺は、実は日本が世界一であります。もう少し詳しく言いますと、女性においてはハンガリーの次、世界で二番目であります。そうすると、なぜ、じゃ老人が自殺するのにかにつきまして、よくわかりませぬ。恐らく社会観、人生観、哲学、あるいは生きがいといったものについての指導が足りないのではないかというふうに思いますが、英国では、金だけではない、心の支えが必要だという、おばあさんの市長が言っておりましたけれども、じゃ、心の支えが必要だ、奉仕することが必要だという体制が整わなければ、老人福祉年金というものをやれないのかということになりますから、どうもそれだけではないよな気がいたしますが、よくわかりませんでした。勝手な解釈をしておるかもしれませぬ。

しかし、社会保障につきましては、なるほどと思ったことが一つございます。それは、二十本入りのたばこの中に、三本の紙ばかりのたばこがある。私たちはそういうたばこにぶつかりませんでしたけれども、その三本のたばこが社会保障への金だ。こういうことであります。したがって、毎月毎月、あるいは年に一回の税金を負担するということがなくて、われわれが日常生活の中で、社会保障のためにこれだけ拠出をするという、そういうことが日常生活の中で行われているというふうには私は受け取りました。楽して銭取れという、何でも取ったらいんだという、いまの日本の社会保障の一般的な考え方でなくて、楽したら銭を出すといいますが、つまり出し根性のある、そういう姿勢があるからこそ、社会保障というものが成り立っているというふうには私は考えました。

次に、ごみのない国がございました。モスクワ及び東ドイツの社会主義社会の国は当然のことではありますが、デンマーク、スイス、西ドイツなどごみがありませんでした。花の都パリもごみだらけでございました。私は、ごみが無いということは、市の行政がそれだけ行き届いているというふうに見ましたけれども、さらには市民がごみを捨てないという行動に参加をしているというふうに感じました。それらの国では、窓という窓にいっぱい花が飾ってございました。これもやはり一べんの指令やらコンクールやらでできるものでなくて、国民の一人一人がその事業に、そのことに参加をしているということでもあります。これは、深いヨーロッパの歴史の経過の結果であろうと思えます。

また、町全体のための調和ということから、変な建物が建つと、こぞって反対の声を上げる。あるいは、町の色、つまり色彩について、個々の建築の色彩についての強い行政指導があります。たとえば、スイスなどがそうでありますし、オランダもそうです。日本の、何でも自分の思うとおりにやったらええという勝手主義、そういうアメリカ思想に支えられているのとは大いに違っていると思えました。これらは、ルネッサンスを経過し、個人主義がきちんとした上での話であろうと思つたわけでございます。大変、言葉飛躍いたします。

次は労働組合の関係でございますけれども、フランスの大統領が宴会をするのに、調理人などのストライキによってその宴会が流れたという話がございました。ロンドン空港にどろぼうが横行しております。その運搬の労働者が疑われればすぐストライキをしようということで、手がつけれない。貴重なものは身につけていってくれという厳重な達しでありました。イタリーにおきましては、上院会議が通過いたしましたしても、労働組合幹部の了解がなければ仕事ができないということがございます。このように、あれほど労働組合のストライキが多発しております現状を見ると、日本におきましても、労働組合のストライキが多くなることはあっても、少なくなることはないだろう

というふうに思いました。一方ドイツにおきましては、五千人の国際会館を約二千億円で建設をしております。それは、労働金庫関係の、西独一の建設会社でやるといふことでございます。ご承知のように、西ドイツにおきましては、労働組合が経営に参加しております。

その他いろいろ四日市の課題を見つけ、その方針を決めるために参考になることがたくさんございました。けれども、それらを踏まえて、私は、四日市の是は日本における、あるいは四日市において一体いま何が問題になり、どういう現状であり、そしてどういう課題になるかということについて申し上げてみたいと思うわけですが……

もう一つ忘れました。性教育の問題でございます。町に出て報告会をやっております、この性教育の話、ポルノの話になると、一層に目を輝かせて聞いてくれるわけですが、まあ男と女の話につきましては、セックスアニマルと言われるように、向こうでの話を聞きますと、それを大変興味があるのは日本人とアメリカ人だそうでございます。デンマークでは、日本の中学ぐらいの子供が同棲をして妊娠をしている。それに対して校長は、変なことに気を紛らわさないで、きわめて勉強に効果的であるといつて澄ましておるそうであります。よく聞いた話でございますけれども、スウェーデンの大学では、ある大学では二五％が学生結婚をして、学生の夫婦寮で生活をしているそうでありまして、他の二五％は適当に、正常な形で性の処理をしている。卒業しても、そのまま結婚する者もあれば、じめじめべたべたして、日本人のような形ではなくて、さっぱりしているという、別れていくという話でございます。これは一体なぜかということでございますけれども、聞いてみますと、このねらいは、男女同等の権利を持つということが将来の社会にとって必要である、こういう思想から出発しているんだそうでございます。大人の教育ではもう間に合わない。何十年か後の社会に、現在とは違う社会をつくり出していこうとするのであって、女性の完全な社会的自立を目指しているという、深い、大胆なねらいがあるというふうに聞きました。

なお、ついでもございますが、堀さんから注文をつけられたわけではありませんけれども、青少年に対する広告の問題がございます。各地、注意をして歩いてみましたけれども、日本よりは広告は少ないですが、エッチな広告は一つもございませんでした。考えてみれば、そんなものはもうすでに日常の中で興味のある問題ではない。したがって、それが広告にならないのだろうというふうに私は解釈をいたしました。

いろいろその他、一つの教会をつくるのに百年、二百年かかってみたり、あるいは満朝時になれば国土が五五％も海面下になるといふオランダで、町に一本の電柱もない。みな地下埋設であるといったようなことなど、たくさん、われわれが四日市の課題を見るのに大変大事なことを勉強させていただきましたが、いま言いましたように、これら住民の協力だとか、あるいはごみを捨てないことへの参加とか、あるいは労働組合の、企業内の賃上げ及び企業内の福祉でなくて、政策参加への要求の運動とか、あるいは性教育が町づくりの長期的な計画の施策など、いろいろ私は感じ、勉強になる場所があったわけですが、これを踏まえた上で、じゃあ四日市はいまどうなのかというところでございます。四日市が鈴鹿や桑名と違う点の一つは、公害問題を経過したということでございます。これは生存権の権利の要求の問題でございましたし、環境の問題であり、あるいは地域の問題でありましたが、残念なことには、損害補償という経済的な形だけに終わったところに、私は問題があったというふうに思います。

なお、労働組合におきましては、先ほど触れましたように、これは四日市だけではありませんけれども、企業内での賃上げの問題及び福祉要求でありまして、地域におきまして、労働力の再生産の過程で、地域で収奪されているということについての取り組みがなく、それを顧みてないということでございます。この市職員におきまして、居住地での問題が問題にならないというところに私は問題があると思います。

なお、先ほど冒頭に申し上げました議会運営とも関連をいたしますのでございますが、政党の代表としての議会制

民主主義では、地域住民が主体であるという考え方については矛盾があるし、若干の欠陥もあるわけですが、そのこともできていない。

なお、地域におきます住民組織については、いろいろ問題もあります。あるいは、住民の中での各種団体の組織などにも、いろいろ近代化のおくれている問題があるわけであります。そのうちで、とりわけ地区社協が逐次できつつございますけれども、このねらい、趣旨は大変いいわけでありますが、その扱いによっては、大変慈善救済事業のような形になったりしている問題がございます。

午前中問題が出ましたけれども、教育組織としての地域の公民館、あるいは町内の集会所、あるいはコミュニティミニマムといったものの策定など、いろいろ私は問題があると思いますが、そこで市長が見られ、感じられ、そして思っておられる四日市の課題と今後の取り組みについて、とりわけ地域の福祉についてのお考えがありましたら、お聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） むずかしい質問で、お答えに窮するわけですが、答えになるかなりませんかわかりませんが、所見を述べさせていただきます。

市民生活の場になっております地域社会を中心とした行政につきましましては、これまでもいろいろご指摘をいただいたのですが、住民の行動範囲が広域化し、日常の文化、体育、あるいはレクリエーション等の施設の不足とも相まちまして、このままでは今後ますます住民は近隣社会に対する関心を失って、孤立し、地域的な連帯感に支えられた、人間らしい近隣生活を営む地盤が失われていくのではないかとということが危惧せられるのでございます。人間は、やはり快適な生活環境のもとで、みんなが互いに協力し合い、共同の社会生活を営んで、初めて人間的な生活が保障せられるのでございまして、このような地域社会の実現は、われわれに課せられた課題であると考えまして、この四年間、人間生活を重視した市政ということを心がけてまいりましたのでございます。ご指摘のありましたごとく、四日市は過去における伊勢湾台風以来の災害、あるいはまた公害による被害、こういったもののために、共同社会から利益社会化が非常に著しかったと思うのでございます。このために共同意識といったようなものが薄れて、利益社会というものの色彩が非常に濃くなったことは否定できないと思えます。

また、これに関連いたしまして、都市計画における建設省の指導なんかも、これは誤っておったんじゃないかと思えます。電車をおりと、大体どの辺に市役所があり、裁判所があり、警察があり、またあるいは郵便局があるかというようなことは、地図を見なくても大体全国どの都市でも見当がつくといったような、画一的な指導が建設省になされた結果、都市生活というものが索漠たる類型的なものになっておるのでございます。こういったことは、四日市もその例外ではなかったような気がします。こういった環境から相まって、共同社会が急速に利益社会化してきたわけでございます。こういった場合に、今後どう処置していくかというような問題を考えますとき、目の先の差し迫った問題といたしましては、私は義務教育、中学校小学校教育の施設だけは、これは最低限急速に整備しなければいけないと思えます。それから、緊急にして、しかも持久的な、かなり時間を要する問題といたしましては、治水対策、これが都市生活の根本になると思えますから、これは緊急に、そして気長く築き上げていかなければならないと思うのでございます。

いろいろな問題につきましましては、皆さんの努力によって進められていくことと思っておりますが、そのもう一つの問題といたしまして、長い目で見た場合、文化、学術、あるいは美術、こういったものを重視していただきたい

と私は考えます。大学であるとか、あるいは文化会館であるとか、博物館、美術館、何でもいいんでございますが、直接の必需品ではないけれども、人の心を養う糧になるような施設を、時間をかけて、少しずつでもふやしていく、これが長く続きましたならば、四日市の市民の精神的なよりどころになるのではないかと私は考えております。

そして、時間をかけて、利益化した社会を共同社会に育て上げていくというのが、最も私は今後四日市に望ましい行き方ではないかと思えます。

ことしの七月に発足いたしました地域問題調査会も、このような地域社会をつくることに對して、行政がどのような役割を果たしていくべきかについて、専門の学者や、あるいは地域団体の代表者を加えて検討していただいております。わけでございます。今後の地域行政につきましては、これまでのような、これは市全体の場合にも同様なことが言えると思えますが、これからの地域に對する行政は、画一的な施策をまんべんなく行うのではなくて、それぞれの地域の特性を的確に把握した上で、その特性に合った施策を推進していくべきであろうと考えております。そうして、こういった事柄も、長期的な展望に立って、計画的に、根気よく進めていくのが必要ではなからうかと思えます。こういったことから私は、共同社会をつくるための精神的な基盤のよりどころとなるような大学、あるいは文化会館、あるいは美術館、博物館、こういった施設が充実していくことを心から願っております。

○議長（山口信生君） 訓覇也男君。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 市長は、課題というよりも、むしろ近い目標のようなものを掲げられたようでございますが、結構です。運動論的にもう少しとらえてほしかったと思うわけでございますけど。

さて、じゃ、部内の、市長が言うならば、市長的に言うならば、とりあえずやらなきゃならぬ問題、これは人事問

題でございます。人事と財政が二つの課長に独占され、集中されているということは、かって申し上げたことがございますけれども、部課長に人事権をほとんど持たしていない。人事権を持たないところに監督権があるわけではございません。したがって、この間の問題でも、関係上司に私はその責任を問うべきではないというふうに考えますが、人事の民主化、これは先ほどもとらえられたようでございますけれども、民主化について一番おかれておりますから、十分とらえていただきたい。

もう一つは、行政効果の測定でございます。これは検査室ないしは決算委員会などでございますけれども、これがきちんととられていないところに私は問題があると思えます。

以上申し上げて終わります。

○議長（山口信生君） 本日は、この程度にとどめ、あとの方は九月十六日にお願ひすることにいたします。九月十六日は、午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。ありがとうございました。

午後三時四十四分散会

昭和五十一年九月十六日

四日市市議会议定例会议録（第四号）

四日市市議会议

○ 議事 日程 第四号

昭和五十一年九月十六日(木)

午前十時開議

第一 一般質問

- |             |                                           |            |
|-------------|-------------------------------------------|------------|
| 第二 議案第 九一号  | 昭和五十年 度四日市市立四日市病院事業決算認定について……………          | 議案質疑・委員会付託 |
| 第三 議案第 九二号  | 昭和五十年 度四日市市水道事業決算認定について……………              | 〃          |
| 第四 議案第 九三号  | 昭和五十一年 度四日市市一般会計補正予算(第二号)……………            | 〃          |
| 第五 議案第 九四号  | 昭和五十一年 度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第一号)……………       | 〃          |
| 第六 議案第 九五号  | 昭和五十一年 度四日市市公共用地取得事業特別会計補正予算(第一号)……………    | 〃          |
| 第七 議案第 九六号  | 昭和五十一年 度四日市市水道事業会計第一回補正予算……………            | 〃          |
| 第八 議案第 九七号  | 四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正について…………… | 〃          |
| 第九 議案第 九八号  | 四日市市職員救慰金条例の一部改正について……………                 | 〃          |
| 第一〇 議案第 九九号 | 四日市市農地課税審議会条例の制定について……………                 | 〃          |
| 第一一 議案第一〇〇号 | 四日市市国民健康保険条例の一部改正について……………                | 〃          |
| 第一二 議案第一〇一号 | 四日市市立幼稚園条例の一部改正について……………                  | 〃          |
| 第一三 議案第一〇二号 | 四日市市消防賞じゅう金条例の一部改正について……………               | 〃          |

第一四	議案第一〇三号	四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	議案質疑・委員会付託
第一五	議案第一〇四号	四日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する 条例の一部改正について	〃
第一六	議案第一〇五号	町の区域の変更について	〃
第一七	議案第一〇六号	市道路線の一部廃止について	〃
第一八	議案第一〇七号	消防自動車購入契約の締結について	〃
第一九	議案第一〇八号	工事請負契約の締結について	〃
第二〇	議案第一〇九号	工事請負契約の締結について	〃
第二一	議案第一一〇号	工事請負契約の締結について	〃
第二二	議案第一一一号	工事請負契約の締結について	〃
第二三	議案第一一二号	工事請負契約の締結について	〃
第二四	議案第一一三号	工事請負契約の締結について	〃
第二五	議案第一一四号	工事請負契約の締結について	〃
第二六	議案第一一五号	工事請負契約の締結について	〃
第二七	議案第一一六号	工事請負契約の締結について	〃
第二八	議案第一一七号	工事請負契約の締結について	〃
第二九	議案第一一八号	工事請負契約の締結について	〃
第三〇	議案第一一九号	工事請負契約の締結について	〃
		あらたに生じた土地の確認について	〃
		町及び字の区域の変更について	〃
		町の区域の設定について	〃

議案説明・質疑・委員会付託

○本日の会議に付した事件  
議事日程のとおり

○出席議員（四十二名）

- |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 訓 | 喜 | 川 | 金 | 加 | 大 | 大 | 小 | 宇 | 岩 | 伊 | 小 | 天 | 青 |
| 多 |   |   |   |   |   |   | 治 |   |   |   |   |   |   |
| 翫 | 野 | 口 | 森 | 藤 | 森 | 谷 | 川 | 田 | 田 | 藤 | 井 | 春 | 山 |
| 也 |   | 洋 |   | 定 | 多 | 喜 | 四 | 良 | 久 | 信 | 道 | 文 | 峯 |
|   |   |   |   | 喜 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 男 | 等 | 二 | 正 | 男 | 三 | 正 | 郎 | 市 | 雄 | 一 | 夫 | 雄 | 男 |

○議事説明のため出席した者

市長 助 入 役 長  
公室 長 役 長

六平三岩  
田井輪野  
猶清喜見  
代  
裕三司齊

○欠席議員（二名）

長高 山山山山森松増前堀  
谷  
川橋 本中路口 島山川  
鐸力 忠 信安良英辰新  
元三 勝一剛生吉一一男衛

古福平橋野野生中出坪田高高坂後後小小粉  
市田野本呂崎川村井井中木井口藤藤林林川  
元香行増平貞平信 妙基 三正長寛喜博  
一史信蔵和芳蔵夫博子介勲夫次六次夫次茂

○出席事務局職員

事務局 局長 佐々木 晃精	議事課 長 小坂 靖	議事係 長 板崎 大丞	主事 山口 克彦	代表監査委員 森幸雄	消防 長 松村 佳裕	技術部 長 黒川 薫	水道事業 管理者 長 村山 了春	病院事務 長 荒木 三郎	教育委員 長 龍池 清真	教育 長 市川 一郎	副収入 役 伊藤 涼一	建設部 長 石川 三太郎	下水道部 長 奥村 仁人	土木部 長 杉本 義広	環境部 長 山北 彰	福祉部 長 谷沢 文男	産業部 長 斎藤 久美	税務部 長 伊藤 治郎	総務部 長 阿南 輝彦
------------------------	---------------------	----------------------	----------------	---------------	---------------------	---------------------	------------------------------	-----------------------	-----------------------	---------------------	----------------------	-----------------------	-----------------------	----------------------	---------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

午前十時二分開議

○議長（山口信生君） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、三十五名であります。

本日の議事については、お手元に配布しました議事日程第四号により取り進めたいと思っておりますので、よろしくお願

いたします。

日程第一 一般質問

○議長（山口信生君） 日程第一、これより一般質問を九月十四日に引き続き行います。

山路 剛君。

〔山路 剛君登壇〕

○山路 剛君 おはようございます。では通告に従いまして質問をいたします。

まずはじめに四日市総合交通体系について質問いたします。

人間尊重を基本理念とした住みよい福祉都市の建設を旨として総合計画が打ち出され、財政硬直化の困難な条件の中、効率的な運営がなされているものと信じます。その基本構想の中に、(1)道路をその種類と機能に応じて整備し、安全で効率的な道路交通体系を図る。(2)快適で便利な、また確実経済的な輸送力が大量に確保できるよう鉄道、バス等の整備充実を促進するとともに時代に即応した新交通システムの導入に努める。いままで交通体系でどのような施策を打ち出されていたのか。また、都市新交通システムとはどのようなシステムかお尋ねしたいと思えます。

先般も建設委員会の場で駅西広場の構想が打ち出されたのでございますが、スケールの小ささに驚いたのでございます。一昨日も後藤寛次議員の一般質問の中で言われましたように、四日市の顔として恥ずかしくない広場をつくっていただきたいのでございます。あの広場でどうしても場所の確保ができないのならば、名鉄バスターミナルのように二層、三層の立体的な考え方をなさるべきではないかと思えます。また、タクシーのりば、一般送迎用の自家用車のたまり場、発着等をお考えになっていただきたいと思うのでございます。また、その場所に通ずる道路は立体的に

歩道橋、または地下道で結ばなければならないと思えます。現在の駅東広場におきましても駅の二階より東側百五銀行四日市支店の前まで歩道橋で結ばれるのか、それとも地下道で結ばれるかお考えになってはいかがでしょうか。これにつきましてもお尋ねをいたしたいと思えます。

あの非常に広がったと思う名古屋駅前の広場におきましても、前に高層ビルが林立したので一べんに場狭を感じるようになったのでございます。四日市駅前広場におきましても高層ビルが建った場合、四日市の顔はビルの谷間のようになってしまうのではないかと思えます。

また、国鉄関西線、伊勢線、また、近鉄線の鉄道輸送は別といたしまして、道路交通のネックとなっている名四国道の騒音問題、または渋滞等国道一号線の金場羽津方面、または六月にも質問がたくさん出ておりました湯の山街道の渋滞問題等、ひとつ前向きな考えで取り組んでいただきたいと思うのでございます。

このような現実をながめ、現実を踏まえながら将来的な展望計画を見直していただきたい、また必要があるのではないかと思えます。

たとえば、名阪国道四日市インターより名四国道に通ずる四車線ぐらいの道路を計画されてはいかがでしょうか。すでに桑名にはりっぱな道路ができていますのでございます。早くこの道路ができれば名四国道の騒音、または渋滞は防止されるのではないかと思えます。四日市も公害によって人口の伸び悩みを来しておりますが、また、中心部におきましても企業または商店におきましても、市の周辺部、または鈴鹿、菟野方面へと逃避している現状であります。

岩野市政が「緑と太陽のある住みよい町」これが実現すれば三十万、三十五万人の人口増はそんなに遠くはないと考えます。

総合計画の人口想定によりますと、昭和六十年には二十七万二千三百五十一人とされており、建設省は昭和六

十年度には人口急増地帯においては現在の三倍になるところもあるやに想定をしておるのでございます。四日市の場合現在予定されております循環線等を全部高架にして立体化し、一方通行をして信号をなくし車の流れをお考えになってはいかがでしょうか。

今日人間尊重、または歩行者優先によりまして国道一号線には天カ須賀から河原田までの間に三十八カ所の信号が設置されております。一カ所の信号におきまして二分の停車をいたしまして一時間十六分の信号待ちをするのでございます。この問題はただ四日市だけの問題ではございませんが、時間のロス、また燃料の浪費等を考えるわけでございます。少しでも早く幹線道路の立体化を考えられても遅くはないと思います。騒音や日照権の問題等遅くなれば遅くなるほどそのような問題が出てくるのではないかと考えるわけでございます。

いろいろ市長に将来の見通しにつきましてよき考えがあればお聞かせを願っておきたいと思うのでございます。

次に浜田第二総合交通規制につきまして西浦区画整理事業、浜田第二区画整理事業推進についてお尋ねをいたしたいと思っております。

十月一日より交通規制が実施されようとしておりますが、ご承知のようにこの交通規制は大半が区画整理地域でございます。これがために道路は整備されていないところがたくさんあるのでございます。区画整理事業と公共下水道工事と同時に施工されておりますが、その関係で工事がなかなか進展しないのでございます。地域住民は「いつになったら道路がよくなるんだ、田舎の人家のないところさえ舗装がしてあるのに、山の中、たんぼの中でさえきれいな舗装ができています。どうして町の中でこのように何年も何年も苦勞しなければならぬのか」というような声が出、おしかりを受けているのでございます。上下水道工事、電話線の布設等、また、布設されましたも土地が固くなってから舗装すると、このようなことはよくわかっておるのでございます。また、職員の苦勞、または区画整理の内容等も

よく存じておりますが、雨が降ればどろどろになり、天気になればほこり、また道はがたがた道で車が通れないというようなところがたくさんあるのが現実でございます。本当に地元住民にしてみれば無理のないことではないかと思うのでございます。浜田区画整理事業も予定は何年かかるのでしょうか。西浦で十一年、浜田で六年目を迎えております。少しでも早く促進することはできないのでしょうかお尋ねをいたします。

また、交通規制が実施されますと一方通行の道路がふえ、道路もできるべきところにまだできていない、その不便さを感じるのでございます。鶴の森口、浜田小学校、丸中青果前でございますが、それと中川原六地蔵線、千寿会館の前でございますが、その道路におきましては国道一号線より港中学校の近くの新正公園まで通ずる道路はないのでございます。丸中青果市場あたりに予定されます道路を早急に車が通れるようぶち抜いていただきたいと思いますのでございます。

次に、松本昌栄線に公共下水道本管が旧東海道まで三年がかりでどうやらできたのでございます。先般の十七号台風におきましても浸水しなかった地域は公共下水道のおかげですと喜んでおられ、地元の人も感謝しておるのでございます。また、本管が家の前を入っておりますも支管、サービス管が入っていないために浸水したところもあるのでございます。せ、かく本管が入っているならばその周辺は重点的に工事の促進を図られ、公共下水道の効率的な働きをされるようお願いをいたします。

次に、第二次交通規制案が打ち出されました、公聴会は一度行われたのでございます。その後それぞれ理事会等におきまして交通課と折衝されておりますが、どのような決定をみたのか地区民は一人も知らないでございます。十月一日に実施されようとしておりますので早急に市の広報等に決定した交通規制を浜田地区の地区民だけでなく、市全般に必要なと思っておりますので、どのような方法でもよろしいので広報等で啓蒙していただくようお願いしたいと思います。

ます。これもどのようにPRをしていただくかお尋ねをしたいと思います。

以上をもちまして、第一回の質問を終わらせていただきます。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 駅前広場計画を策定するに当たりまして最も大きな要素となりますのは、鉄道及び自動車歩行者の動線計画と交通施設の計画でございます。中でも鉄道はその最も大きなものでございまして、そこで駅前広場を計画するに当たりましては近鉄四日市駅の、いまから今後二十年後、すなわち昭和七十年の乗降客数及び駅の勢力圏の人口を現在の数字から推定いたしますと、約十二万七千人が予想せられるのでございます。これを乗降人員数から広場計画を求める基準式に当てはめますと、その計算といたしましては大体九千平米から一万二千平米の面積が必要となってまいります。一方現状といたしまして現在の駅東広場は高架事業の完成によりまして中央線の接続などございまして、広場面積は六千五百平米から約三千五百平米に減少いたしました。そこで、この面積の不足分をどうするかということになるのでございますが、その不足分は開発の著しい駅西に求める予定でございまして、この地区はすでに戦災復興で一度減歩を受けておりますので広大な用地の取得は非常に困難であると考えられるのでございまして、ここに約六千五百平米を予定いたしまして東西合わせて約一万平米の駅前広場となるような計画を進めております。なお、広場の施設といたしましてはバスの発着場、タクシープール、自家用車プール、緑地帯等を設置いたしまして、また、地下道、歩道橋等交通安全対策も十分考慮に入れて現在計画中でございます。その他の諸点につきましては担当者からお答えいたします。

○議長（山口信生君） 土木部長。

〔土木部長（杉本義広君）登壇〕

○土木部長（杉本義広君） 補足させていただきます。

駅西広場の計画につきましてはただいま市長がご答弁いたしましたとおりでございます。面積的には若干手狭なようなことであるわけなのですが、該当地区は戦災復興の区画整理ですでに減歩が行われておりまして、その上に広大な面積の公共用地を取得するということは非常にむずかしいところでございまして、広場面積、ただいま申し上げましたようなことになったわけなのでございまして、この立体交差につきましては将来デッキ方式によるところの公共広場をとるといったような考え方も実は持っているわけなのでございますが、こういった詰めにつきましては今後建設省との協議の段階に移っていくことになるわけなのでございまして、ただいまのところ決定的なことはまだわかっていないのでございます。

西につきましては、広場六千平米余りの用地を取得するにつきましてはなお民地の買収を約一千九百平米余りお願いしなければならぬといったような大きな問題があるわけなのでございまして、この方法につきましてはただいま関係者のみなさんといろいろと話し合いを進めている段階でございまして、

東広場につきましては、先刻中央線の東西の結合によりまして、従来のロータリー式広場を約三千五百平米あったわけでございますが、このような形態に変更したわけでございまして、この結果につきましてはいろいろと住民の皆さま、議会のほうにおきましてもご指摘いただいておりますのでございまして、私ども担当者としては県の公安とこの問題について現機能で最大の効果のあるような信号のリレー等を検討してもらおうようお願いしていただいております。スクランブル方式につきましてもこういった点から改良されたこととございまして、このたぐいのご指摘でございます。東広場に対する横断歩道の立体化につきましては、将来具体化する駅西広場の問題、

交通の動線等の関係等を十分と考慮、検討いたしましたして立体化するかしんかということに踏み切りたいと思っておりますわけなのでございます。

それから、東名阪の四日市インターから名四国道に通ずる四車化の問題であるわけなのでございますが、二級国道四日市港線、これは弥生館の交差点から四日市港に通ずる間、全国で最短の国道としてすでに認定されているわけでございますが、それから上につきましては稲葉町大井手線の計画道路といたしまして、泊鵜線の交差点まで一応四車化がなされておりましたが、それから、菟野に向かっての間のいわゆる東名阪の四日市インターまでの間の改良問題でございますが、この件につきましては六月議会でもご指摘いただいているわけなのでございまして、この四車化につきましてはすでに四日市市と菟野町との間で四日市市と山線のバイパス化の同盟会をつくりまして、再三県当局に対して当該道路の改良の方法等についていろいろと協議を進めているわけなのでございまして、先刻も県の土木部長のところへ菟野町長とおじゃまして早急に改良の案を策定いただくようお願いしてきたわけなのでございまして、何とかいって当面の問題といたしましてはご指摘ございましたように、四日市インターから泊鵜線の交差点までの改良が先決ということになるわけでございますが、この四車化ということは非常にむずかしい点もございまして、できるだけ幅広く幅幅のできるような方法で進めるように今後努力したいと思っております。

浜田第二区画整理の総合交通規制との関係でございますが、これにつきましては警察の公安の方との交通規制に対する協議がすでになされておまして、できるだけ幅広く規制に対する住民の不便を解消すべく区画整理の中でも取り上げるような方向で進めているわけなのでございます。具体的に申し上げますと、一方交通、あるいは車両侵入禁止等の路線が指定された場合におきまして区画整理事業でできる範囲のことをするというところでございまして、一部保留地の利用等を図ってネックを解消する、あるいは駐車規制に伴うところの対応策といたしましては

将来の道路予定地を開放いたしましたして駐車場として利用すると、こういったようなことも考えておるわけなのでございます。浜田におきましては駐車場の予定地になるような面積が約三千平米ほどございまして、二百台余りの車が置けるのじゃないかといったようなことを考えておるわけなのでございます。

丸中市場の道路の問題でございますが、こういった総合交通規制とも絡み合わせて、できることならば施工順位の繰り上げ等を考えさせていただきまして住民の皆さまにご不便をかけないような対応策を今後十分検討させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（山口信生君） 市長公室長。

〔市長公室長（六田猶裕君）登壇〕

○市長公室長（六田猶裕君） ご質問の公共交通システムのご指摘がございましたが、この件につきましては四日市の陸上問題調査会の方から昨年十一月末答申を受けております中で、公共交通システムの導入については今後なお検討する必要がありますが、現在時点ではまだ時期尚早ではあるが、という答申を受けているのでございまして、公共交通システムにつきましては県折衝の補助対象にもなっておるということではございますが、なお検討すべき状況であろうかと考えますので、今後に対処したいとこのように考えております。

それから、交通規制のPRの問題でございますが、これにつきましては現在いま関係からご報告いたしましたような状況下でございますので、でき得るならば九月の広報の下月号に連載すべくいま準備中でございます。広報以外の他の新聞等のご協力も仰がなくちゃならないと思っておりますがそういうような形で取り進めております。以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（山口信生君） 下水道部長。

〔下水道部長（奥村仁人君）登壇〕

○下水道部長（奥村仁人君） 浜田地区の公共下水道枝管でございますが、幹線が今年度の事業で赤堀のダイヤパンの近くまで施工されますので、これに引き続きまして枝管の接続をいたしたい。できるだけ早期にいたしまして排水の整備を図りたいと考えておるわけでございます。地区に本管が入ったので浸水がなかったとおほめの言葉をちょうだいしたわけでございます。非常に私どもとしてもうれしく思うわけでございますが、これに引き続きまして枝管の整備を図りたいと考えておるわけでございます。

○議長（山口信生君） 山路 剛君。

〔山路 剛君登壇〕

○山路 剛君 たくさんの方々からご答弁をいただきまして本当にありがとうございます。

いま区画整理事業の期間の問題について部長から答弁がなかったのでございますが、現実にこの工事の進行状態を見ておりますと、いろいろ財源の問題等で問題があるうと思えますけれども、実際に少しでも早く敢行すれば地元住民だけでなくして予算の点におきましてもまだまだ物資の高騰は免れないと思えますので、少しでも早く前向きな姿勢で工事の促進を図っていただきたいと思うわけでございます。

また、いま広場の問題で四日市の顔ということをお願いしたわけでございますが、広さの面では両方合わせるとこの市長のご答弁でございますけれども、先般も交通対策の方で呉の方へ視察に参ったのでございますが、あの呉の港に通ずる下を何千トンの船が通る大きな橋がかかっております。片方の方は非常に低いので三層くらいいらせん状になっておりていくというすばらしい橋ができております。

また、ご承知のように堺から大阪港に通ずる港にも大きな橋がかかっておりまして何千トン級の商船が下を出入りしているという現状を見てまいりますと、そのようなせん状のシステムをとられまして二層、三層のターミナルをつくり、二層は菰野水沢方面、または一層の場合には津方面から塩浜方面という区分をされましてやられましたら非常に場が狭くして有効なバスターミナルができるのではないかとというようなことを考えているのでございます。このような財源の硬直化の中で何を言っているかとおしかりを受けるかわかりませんが、やはりそのような将来性の展望を見ていただきましたと今後とも計画をしていただきたいと思うわけでございます。現在の四日市自慢の七十メートル道路の緑地を見ましても、街路樹を見ましても、ちょうどあそこに建設されました当時にはこんな広い道が要るのかというような私ら自体も感を受けたのでございますが、現在になりますと四日市の一番の目抜き通りとなりまして楠の木が繁ったりっぱな道路ができております。恐らくや四日市のバス広場におきましてもこんなに広く要らぬじゃないかというような広さをもっていただきましたも、恐らくや何んでこんなに狭くなったのだろうという感じを受けるんじゃないかと思えますので、先ほども名古屋の駅前を申し上げましたように広大なあの広い駅広場でも前に高層ビルが建ちますと本当に鼻がつかえるような感じがするわけでございます。その点もひとつ十分お考えをいただきますして、すばらしい四日市の顔としての駅前広場をつくっていただきたい。また、ターミナル等におきましても歩道橋または地下道を通じまして、いまの歩行道等におきましては立体交差をもちまして歩行者の安全を図っていただくということをお願いしたいと思うのでございます。非常にこのようなときにとっぴなことを申すとおしかりを受けるかわかりませんが、どうぞ前向きな姿勢でこのようなことをやっていただきたいとお願いますのでございます。

区画整理事業につきましては、やはり地元の強い要望がありましても工期を早めることができないのか。やはり十五年とぼつぼつやっていくのがこの区画整理事業なのか、その点だけ部長にお尋ねいたしまして質問を終わらせていただきます。

○議長（山口信生君） 土木部長。

〔土木部長（杉本義広君）登壇〕

○土木部長（杉本義広君） ご答弁を落としまして申しわけございません。

浜田第二区画整理事業は昭和四十五年から継続的に実施してございます。面積は六十三・九ヘクタールでございます。総事業費は五十二億二千万円、総建物移転戸数といたしまして三百八戸でございます。現在までの進捗は五十年末で十三億二千七百万消化してございます。建物移転完了は百四十二戸でございます。余すところ百六十六戸であるわけなのでございまして、総進捗率といたしまして二五％でございます。年間事業費といたしまして四十九年度に三億、五十年末二億七千万円、五十一年度二億七千万円という予定ということで実施してきているわけなのでございますが、道路事業も区画整理事業も同じでございます。最近の経済情勢といえますか、国の予算の方も非常に伸び率が落ちてきているわけでございます。伸びているのは治水事業とこういったようなことでございます。国家予算といたしましても大体前年度並みということでございます。当四日市の浜田第二におきましても割当が前年度並みの二億七千万という数字になっております。建設資材、単価のアップ等から見ますと数字的には前年度並みでございますけれども、実質事業成果といたしましては減と、こういったことになっているわけでございます。これの進め方につきましては今後国に対して大幅な予算増額を強く要望をしていきたいと思っております。何と言いましてもすべて補助事業で賄っておる事業でございます。国の割当がなければ進められないという状態でございますので、これから来年度予算の編成の時期に入るわけなのでございますが、強力な要望を進めていきたいと思っております。

○議長（山口信生君） 大森多喜三君。

〔大森多喜三君登壇〕

○大森多喜三君 一番最後でございますのでしばらくごしんぼういただきたいと思っております。通告に基づきまして以下二、三点につきましてお伺いを申し上げたいと思っております。

まず第一の問題でございますが、財政の見直しにつきましては先般中村議員からお尋ねがあり、岩野市長からご答弁がありましたので大体理解いたしましたので、この問題につきましては割愛をいたしたいと思っております。

それで第二の項目の綱紀の粛正についてでございますが、これは先般市の職員でございます長谷川泰三氏が何らかの容疑で逮捕状が執行されたのでございますが、この問題につきましては本議会の冒頭におきまして前川議員、小井議員両先輩からご発言があったのでございます。また、十四日にはこれまた私どもの先輩でございます訓覇議員から人事権に言及をされたのでございますが、OB四人がそろいもそろってこの問題について発言すると、理事者の方々におかれましてはこういうときこそ黙っておってくれた方がこれがOBの何じやないかと思われるだろうと思っておりますが、一面考えまして私どもOBがこうした問題について発言せざるを得ないということはまことに遺憾で残念であります。こよなく愛しますふるさとの問題につきましては大きな関心を持つ者でございますが、そうした重大な関心を持つと、そうしたことから発言でございまして単なる小じゅうう的発言じゃございません。老婆心からの発言でございますから、どうぞご了承を賜りたいと思うのでございます。

冒頭前川、小井の両議員からお話があったのでございますが、この問題は長谷川泰三氏の逮捕という問題につきましてはそんなこと自体よりも、むしろそうした容疑者を出すという土壌があり、あるいは温床がつくられておったのではなからうかと、こういうふうなご発言があったのでございますが、まことにしかり当然のことでございます。私

も同感でございます。なかなかこういう問題につきましては一朝一夕に出てくるわけじゃございません。恐らくこうした温床、土壌があったのではなからうか。でありましたならばこうした問題について責任を追究することも肝心でございますが、こうしたことがどうして起こったかという根源について探求をいたしまして、これに対するメスをふるいまして今後こうした不祥事が絶対にならないという体制をとるのが急務ではなからうかと思うのでございます。現在の世論を聞いてみますと、長谷川泰三氏自体を責める世論とともに、それと同等以上に何でいままで、何でこれまでこの問題がほおってあったのかと、こういう声が高いのでございます。これに関連いたしました私がいままずお聞き申し上げたいのは、市長の命を受けて人事権を管掌するのはどなたかと、これをお聞きしたいのでございます。人事権と申しましてもいろいろございますが、まず端的に申し上げますと、地方公務員法の二十八条、二十九条、それから三十二条、第三十六条に分限、懲戒、服務の規定がございますが、こうした事項について管掌されるのはどなたか。もちろん人事権は市長についておりますが、しかし、市長が全部が全部やるわけじゃない。恐らく組織として系統としてどなたかがこの人事権を管理しておみえになるんじゃないか、総括しておみえになるんじゃないかと思えます。もっと端的に申し上げますと、悪い職員が出た場合にはこれを調査して処分するのは一体だれか。この点についてお聞き上げたい。

現在の部長、課長には人事権はないのじゃなからうか。ただ内申権があるだけ、その内申権と申しましても、こういう職員は要らぬからどこかに回してくれと言うても十に一つも聞いてもらえない。かえって札つきの職員の、要らぬ職員を無理に押しつけられる場合がある。そのときはそんな職員はご免してくれというのと、これは至上命令だからおまえとご受け取らなあかぬと、こういう言葉も出るそうでございます。その至上命令は一体どなたから出ておるか、この点をひとつお聞きを申し上げたいのでございます。

人事課の分掌条例とか、あるいは処務規程には人事課においてそうした人事の総合管理とか、調整をすると、こういうふうに書いてはありますが、人事課長恐らく事務的な問題をやっておみえになるんじゃないかと、かように思うのでございますが、ひとつ人事権を総括されるお方のポストなりお名前を伺いたい。この点をお尋ね申し上げますのでございます。

次に第三項でございますが、この問題については二つばかりお尋ね申し上げます。

まず第一は、私は三月議会におきまして市の公共施設の夜間の監視はどうしておみえになるんだ、こういうことをお聞き申し上げたのでございますが、そのときに教育長は学校施設についてるご説明いただいたのでございますが、市長部局からは何らの答弁がなかった。恐らく市長部局に所属するところの公共施設については恐らく万全の警備体制をとっておみえになるんだらう、そのためにご答弁がなかったんだらうと私はその当時そう理解したのでございます。しかし、聞くところによりますと七月、八月再度にわたって橋北の出張所にどろぼうが入った、盗難にあったと、こういうことを聞いておるのでございますが、その被害の状況等につきましてお尋ねを申し上げます。

もう一つ私は六月市会におきまして、近鉄の高架下駐車場に関連いたしました近鉄の四日市の南の方にあるところの身体障害者の便所が前へ自転車がいっぱい置かれて全然使用することができないということを申し上げたのでございますが、自來三カ月私毎日前を通りますが同じことだ。私は実はここで一生懸命申し上げたならば担当の部長がどなたかに命じてそうした措置をとられると思っておったのでございますが、三カ月間何にもそうした措置がとられておらない、同じことだ。一年生議員としてなめておったのか、あるいはせせら笑っておったのか、うわの空で聞いておったのか。私はこれをまことに遺憾に存するのでございますが、「おまえそうじゃない、おれたちはこういう措置をしたんだ」というようなことでございましたならば、どうぞその具体的な経過について承りたいと思うのでござい

ます。

私の第一次の質問をこれで終わります。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 人事の管理運営に関するすべての最終責任は市長でございます。

○議長（山口信生君） 福祉部長。

〔福祉部長（谷沢文男君）登壇〕

○福祉部長（谷沢文男君） 第二問の高架下の駐車場の問題について、措置についてご報告を申し上げます。

身障者のモデル都市化に伴いまして高架下にあいうりっぱな便所をつくっていただきながら、その利用についていろいろご心配をかけたことについて申しわけないと思いますが、私どももせっかくなつくっていただいたものが十分に利用されるようにということで、特にあの地域におかれる市民の協力をといることで、この奥にはこういう施設があるからという市民の協力とともに、また、私どもの福祉の担当者が随時パトロールをしてその駐車されている車にやはり協力を要望しておるということですが、いずれにしても市民の皆さん方の今後のご理解とご協力をまっさら完全に対応していきたいと思っておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（山口信生君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 市長の命を受けて人事権の管掌について市長を補助しておる最高の責任者は助役である私でございます。

○議長（山口信生君） 総務部長。

〔総務部長（阿南輝彦君）登壇〕

○総務部長（阿南輝彦君） ただいまご指摘をいただきました公共施設の管理の問題でございますが、三月にいろいろご警告をいただいておりますことに遺憾なことでございますが、いまお話にございましたように七月二十六日の朝と八月十七日朝とどろぼうが入ったのを発見いたしております。橋北出張所の場合、私も早速盗難の状況など調査をいたしまして対策をいろいろ講じておるわけでございます。各出張所の盗難あるいは火災等の予防、これは出張所に限らないことでございますが、できるだけこのことをいろいろ尽くしておりますが、今回の橋北出張所の状況を見ますと、出張所の西側の木戸のかぎを引きちぎり裏に回しましてガラスを割って窓のねじを回して入って金庫をやぶっておるといふような状況でございます。こういった金庫の管理、あるいは二、三年前より各出張所の重要な書類等が盗難、火災に遭ってはいけないということで耐火書庫などを配置いたしました。その対策に配慮をしておったんでございますが、今回のような事件が出てまいりました直ちに各出張所長に対しまして出入口、窓の施錠を必ずすることと、手下げ金庫はさらに固定の金庫の中に保管をすること、あるいは今回橋北におきまして公のもの以外に職員、個人のものもとられているわけでございますが、こういった勤務に通常必要とする以外の私物は庁内には置かないということを通達いたしますとともに、先回出張所長会議におきまして強く注意を喚起しております。橋北の場合二度あることは三度あるのじゃないかということ警察の方からもさらに一層の警戒が必要であるという指摘もされまして、光線式の警報装置をつける、あるいは庁舎の玄関わきのところに防犯外灯をつける、窓の格子を取りつけるなどいろいろ対策を講じて再発防止に努めておるのでございますが、数多い出張所あるいはその他の公共施設等におきまして改善すべき点多々あるというふうに考えておりまして、今後とも十分に検討いたしましたような事故のな

いように対処いたしてまいりたいというふうに考えております。

橋北出張所で盗難に遭いましたのは、公金といたしましたして約十一万円でございます。それから、普通預金通帳、定期預金通帳、個人の現金でございますが、そういうのもとられております。なお手下げ金庫一個を持ち去られております。

○議長（山口信生君） 大森多喜三君。

〔大森多喜三君登壇〕

○大森多喜三君 最高責任者を市長自分だとおっしゃいましたが、この議会の冒頭でもあやまられました。私これは市長の相手は困るなと思っておりましたところ、さすがに三輪名助役でございますが、最高責任は私だとおっしゃいました。それでは三輪助役にお聞きを申し上げるのでございますが、私この間喫茶店に参りましたら、四、五人の方がいろいろ話をおみえになりまして、何をおっしゃってみえるか耳を傾けておったんでございますが、すると、「長谷川はとうとうやられたな」、そうすると片方の人が「あんなこととうからわかっておったことやないか、いまどき遅いやないか」と、こういうふうなことを話しておみえになるのを私聞いたのでございますが、しかりそうでございまして、当時庁内でもだれ知らないものはなかった。私もそのうわさを聞いておったのでございます。ほとんど知らないものがなかったのではなからうかと思うのでございますが、そうだったら恐らくこうした問題、それからこういう問題もございしますが、勤務時間中に喫茶店へ行っておして電話で上司なり同僚を呼び出して、そうして「おまえけしからぬやないか」ということで脅迫をする職員もおられたそうでございます。はっきり申し上げます、このご臨席の幹部諸公の中でも呼び出しをかけられた方もあるそうでございますが、さすがに幹部の方たちは決して応じなかったという話を聞いておりますが、そうした方もある。あるいはまた、小井議員も触れられましたが、数千

万円の借金をした職員もおる、こうした職員に対しましていろいろあるそうでございますが、こうした職員に対して人事管理をしておみえになる三輪助役は調査をするとか、あるいはご指導をなされたことがあるのかどうか。われわれは捜査官ではないからそんな調査はできないとおっしゃるかも知りませんが、地方公務員法に基づきますいわゆる公務員として適格性があるかどうかという問題について調査、あるいは監督指導ができるはずでございますが、これまでこうしたうわさの方に対する説諭なり、あるいは指導をされたことがあるのかどうか、何もせずに現在に立ち至ったのかどうかということをお聞かせ申し上げたいと思うのでございます。

それからまた、ことしの四月に長谷川氏を土木課から維持課へ異動せられたのでございます。まことに結構なことだと思えますし、大英断だと思えますが、しかし皆さん、土木課から維持課、隣りでございますが、もっと離れたところに何で異動をさせなかったか。こういうことを不思議に思うのでございます。何やら言いわけ的な異動に思えてならないのでございます。しかも聞いてみますと、その異動の発令もほかの人とは二時間もおくれおったというところでございます。そうしてまた維持課へまいりまして生桑の舗装修理のところ、砂利を取り扱うところ、そうした作業所の責任者になったそうでございますが、話を聞いてみますと、作業所はこれから拡充強化いたしまして市民の要望にこたえるんだ。そのために今回の議会におきましても一千六百万程度のいわゆる建設費が計上されておるのでございますが、とにかくそうした砂利を扱い、そうしてまた、舗装修理を扱うこれから拡充強化していこうというところの所長に議せられておったんじゃないかと思うのでございます。私もわかりませんが、砂利を扱い舗装修理を扱うと、そうしたところへ砂利の専門家が行かれる。ネコにかつおぶしとはこのことではなからうかと思うのでございます。いわゆるこれが何と申しますか不思議な人事ではなからうかと思うのでございます。こうして考えてまいりますと、長谷川氏の異動について何かおどおどした、何かをはばかるような人事に思えてならないので

ございます。新聞なんかには背後には大物があるとか、あるいは背後には黒い組織があるとか書いてございましたが、端的にお尋ねを申し上げますが、長谷川氏の異動についてこれまで外部から圧力がなかったかどうかということをお聞かせ願いたいのでございます。

次に第三項の問題でございませう。

ただいま総務部長からのご説明があったのでございますが、被害金額は約十一万円だと、私聞いておりますのはいわゆる愛の資金でございませうか、愛の資金か何か四万円あったそうでございますが、そうした金品をとられて、いわゆる警察の盗難証明書によって簡単に欠損処分になると、これはわれわれ市民の立場に立ちましても非常に腹立たしいこととございます。夜間ほうりっぱなしにしておいて、そうして盗難があって、そうして欠損処分を済ませます。こういうことはわれわれ市民としてはどうも承認できないようなこととございます。しかも、その中の四万円は愛の資金でございまして、これは善意のかたまりの四万円でございます。ただとられたでは済まないような気がするのでございます。宿直もおかずにほうりっぱなしにしておいてこういうものがとられた。こういうことは市民に対してもなかなか言いわけが立たないと、かように思うのでございますが、このほか橋北の出張所にはこうした、あおしたとおっしゃいますが、出張所が二十二あるのでございますが、ほかの出張所はどうなったのか、こういうこともお聞かせを願いたいですが、われわれOBでこれ以上お聞かせ願うのもどうかと思えます。この問題はこれで打ち切りますが、どうかこうした問題については十分のご留意を願いたいと思うのでございます。

また、いま谷沢部長から身体障害者の便所につきましていろいろお答えがあったのでございますが、しょっちゅう監視しておるんだ、しかし、遺憾せぬみんな置いていくんだ。こういうことをおっしゃったのでございます。無理もございませんが、しかし、そうだったらせめて「ここへ自転車置いてはいかぬ」ぐらいの表示ぐらいしたらどうか。

その表示も何にもなしにしょっちゅうやっています、しょっちゅう監視をしておりますとおっしゃるのはどうもうなずけないような気がするのでございますが、どうぞこの問題も十分今後留意していただくようお願いしたいのでございますが、第二問の綱紀粛正の問題に関連いたしましたこととさせていただきます。

○議長（山口信生君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） お答えいたします。

いろいろな職員につきまして外部からうわさなり、あるいはご忠告なりいただきましたときには人事担当者といたしましては、管理監督の責任にある者に対しまして注意はいたしております。

なお、内示がおくれたということとございますが、内示は同時に行っております。したがしまして、二時間おくれたということはいまここで私初めてお聞きしたのでございます。

それから、圧力があつたかどうか、人事は圧力によって行っておりません。所属長の内申を重視して、これによって行っておりまして、圧力はございません。以上でございます。

○議長（山口信生君） 大森多喜三君。

〔大森多喜三君登壇〕

○大森多喜三君 ただいま三輪助役から指導監督は十分やってきましたと、長谷川氏の問題につきましては外部から何も圧力はなかったと、こういうご答弁でございます。まことに名答弁でございます。あのロッキード事件におきましていろいろ名答弁がありました、その名答弁にまさる名答弁だと思っております。しかし、ああした不祥事が発生したことは事実であり、人事管理の上で何か欠陥があったということは事実だと思っております。恐らく清廉



日程第二 議案第九一号 昭和五十年四月四日市立四日市病院事業決算認定について、ないし

日程第二六 議案第一一九号 工事請負契約の締結について

○議長（山口信生君） 次に、日程第二、議案第九十一号昭和五十年四月四日市立四日市病院事業決算認定について、ないし、日程第二六、議案第百十九号工事請負契約の締結についての二十五件を一括議題といたします。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 どうも、えらいすみません。

最初にですね、第九十一号の病院決算について監査委員からの決算審査意見書と、その資料が簡略になっていることをまず指摘しておきたいと思えます。で、意見書の十八ページに会計事務処理等の注意事項ということで、幾つか挙げられておりますが、その最初のたな卸資産の経理についての指摘事項はどういうことかということでございます。

その次の三の、資本的収入及び支出の決算についての中の「出資金は、一般会計の事情によるものであって、その経緯は十分察知されるが、企業会計の原則を踏みはずすことのないよう留意されたい」という指摘はどういうことか、お尋ねしたいと思えます。

次に、九十二号でございます。水道事業決算でございます。決算にあらわれた欠損金と今後の財政見通しについて尋ねたいと思うわけですが、五十年水道事業は八千七百二十五万五千円余りの当年度純損失を生じ、累積欠損金が九千十萬八千円で、これを五十一年度に繰り越すこととなったわけですが、しかし昨年十二月の水道料値上げが提案された段階で水道局が提出されました財政の現状と見通しによりますと、旧料金で推移した場合には、五十年度に

おける純損失は二億一千七百三十三万五千円で、累積欠損金は二億二千万円にも及ぶことになっていたわけです。そしてまた、値上げ提案どおり五十一年二月に実施しても、五十年度に七千八百万円余りの当年度純損失が出るようになっていたわけですが、そしてそうした見通しの上に立って五十一年二月から平均八〇％余りの大幅な料金値上げを提案されたわけです。それで結果的には、一部委員会の修正という形になったわけでございますけれども、いまこうした経過を振り返ってみますと、そして五十年決算を見ますと、五十年十二月の料金値上げ提案時や産業公営企業委員会審査時に当局から示されました財政見通しは余りに厳しく見られていたのではないかとこのように思うわけです。もとより、水道局職員の方々の水道事業を守る熱意、その働きなど、いわゆる企業努力の結果に負うところが多いことは十分承知しておりますが、それにしても値上げ提案を、合理化するために厳しくみられたという感じがたらないわけです。果たして五十一年度はどのように推移していくのか、今後の見通しはどうかを明らかにしていただきたいと思えます。それから五十年度は前年度に比べて給水量が八・九七％ということになっております。で、この中で事業用六・七四％、また給水収益では九・六九％の伸びと、この中で事業用が七・四七％の伸びとなっておりますわけですが、五十年九月議会での給水量の伸びは四％程度というふうなご説明がございましたが、それから比べますとかなり大きいわけです。四十九年度と比べればなお激しい伸びがありますし、大きなこういふ点で見込み違いがあったというふう思うわけです。五十一年度の伸びの見込み、その中で事業用、なかんずく大口需要はどう推移してきたのか、こういう点を明らかにしていただきたいと思えます。それから五十年一日最大配水量は十二万五千八百四十二トンであったわけですが、五十一年度はどうであったかということでございます。次に五十年単年度で、先ほども触れましたように、明らかにっておりますように八千七百万余りの純損失を出したわけですが、水道事業は五十一年度もおそらく四月からの料金値上げによる収入増があるとしても、第三期拡張事業計画を中

心にした必要な事業の推進に係る費用や企業債の元利償還の増高、それから多額の県水の分担金の上に、さらに高い受水費を取られることなどの支出増も伴いまして厳しい収支となるであろうと思うわけですが、依然として、この独算制をおしつけられており、これらの赤字要因となっておる第三期拡張事業整備計画の事業計画の資金、あるいは企業債の元利償還金負担金のあり方が国、県との関係におきましてはもとより市、水道企業との間におきましても、あるいはまた一部料金体系の問題におきましても、私どもの要求にもかかわらず、根本的に改められておらないからだと思いますが、この五十年の十二月議会でのその改善について幾つかの提案をして当局の考えをただしたときに、市長は「一般会計から負担すべきものかどうかということについては、原則として独算制によるべきと思うが、具体的にいかなるものについて市費を注入するのが妥当であるかを検討して、市費によることが妥当であるとせられるものについては市費の投入もあると考えている」と答えられております。こういう点が五十年度決算にどういうふうにかかれてきておるのか、この点を具体的に説明をいただきたいと思うわけです。少なくとも、未給水地域の給水事業、あるいは元利償還金に対する市の一般会計補助というものについては、どういふこの配慮が五十年度途中においてなされたのか、生かされておるのか、こういう点も明らかにしていただきたいと思ひますし、今後の方向についても明らかにしていただければ幸いだと思います。監査委員からもこうした点には全く触れずに省資源という点から水の有効利用、節水と、こういうことを進める必要があると、こういう指摘をしておりますが、これだけでは片手落ちではないかと、この辺のところについての監査委員の見解も伺いたいと思ひます。

それから次は、九十三号五十一年度一般会計補正予算ですが、歳入関係で、今度の補正予算を見ますと、一般に地方財政の深刻な危機が叫ばれておりますけれども、そして四日市の財政も決してその例外ではないと思うんですが、地方交付税が不交付団体になっておるといふことや、それから最大の税収の落ち込みといわれました五十年年度からの相当の繰越金があるということ、また年度途中で余り伸びのない固定資産税が約四億円近くも計上されてきたりしております、全くどうなっているのかわからないわけですが、この点では財政運営の面で問題があるのではないかとさえ思ふわけですが、今回の補正では市債について市税の七億八千五百万が、この補正財源の大きなウェイトを占めておるわけです。この中に法人市民税が全く計上されていませんが、この点はどうなっているのか、欠損法人に対する市民税の地方税法上の特典はどのように影響してきているのか、そういうことと関連があるのか、五十年度の欠損法人数と、これらの法人の四十九年度市民税総額とともに、五十一年度に入ってからの実績を明らかにしていただきたいと思ひます。合せてさきに一般質問の中で今後の財政見通しを述べられておりますけれども、いままじ、この市税の内容、繰越金の内容等について詳しくご説明をいただきたいと思ひます。それから国庫支出金が二億二千九百万円の減となっておりますが、そのうちの一億四千八十万は都市下水道補助金の関係でございます。治水事業の拡充促進が緊急の市民要求となっておりますに、こうした減額という問題についても、強力的な手当ができないものかどうか、この辺の事情がもっと明らかにされるべきだと思ひます。

次に歳出についてですが、道路舗装新設工事請負費八千万追加計上されておるわけですが、聞くところによりますと、これは半分は市役所前の側道の再舗装だと聞くわけですが、そうしますと一般への再舗装の予算というものがきわめて今後は限られてくるわけです。果たしてそうかどうかという点をお尋ねしたいと思ひます。

それから、市内一円排水路新設改良工事請負費五千三百五十五万となっておりますが、これでどの程度のことができるのかという点でございます。

それから災害復旧費に関連しまして、四十九年災害のときに被害原因とかかわって、市で補償金を支払った例があるかないか、これを一べん、この際あえてお尋ねしておきたいと思ひます。

それから、九十九号の農地課税審議会条例の制定についてでございますが、審議会ができますと一定の諮問をなさると思うんですが、どのくらい減額率をいまずでに考えておみえになるのか、という点をお尋ねしたいと思います。

それから、ちょっと後先して申しわけないんですが、工事請負関係の中の議案と関連しまして、生コンの実際の工事のときにですね、生コンの発注といえますか、これはどこがやるのか、その点について市が一定の関与をするのかどうか。たとえば五十年の例を見ますと、松岡興産というところがですね、県小学校、大池中学校、笹川中学校、保々小学校、大谷台小学校と泊山小学校、下野小学校、桜台小学校、坂部幼稚園、朝明中、川島小、市立病院とこれだけ生コンを入れているわけですね。で、これと関連して五十年五月三十一日に、いや失礼しました。これと関連しているかどうかわかりません。五十年五月三十一日に河鹿荘で市の職員が九万八千円ばかりのもてなしを受けているわけです。で、いろいろと街で疑惑がさやかれております関係上、こういう点について明確にひとつ、お答えをいただきたいというふうに思うわけでございます。

○議長（山口信生君） 水道事業管理者。

〔水道事業管理者（村山 了君）登壇〕

○水道事業管理者（村山 了君） まず、財政計画と決算との食い違いからご説明申し上げます。

当時、水道料金を値上げするときに示した額は、当初二億二千万円程度赤字になると申し上げ、また途中で若干好転してまいりましたので、その数字が一億五千万と減ってまいりまして、最終的にはこの決算書に挙がっているように八千七百二十五万六千円ということとまとめたわけでございますが、したがっていま小井議員のおっしゃったように、当時値上げのときに示した額よりも安くなってきているから、もう少し決め方が甘くてよかったです。はいかということでございますが、この程度の開きと申しますのは、こういう企業をやっておりまして、まあできるだ

けなくなる方がいいわけですが、若干の誤差がどうしても出てまいります。これはまあ一例として申し上げますならば、それでは五十一年度はどうした誤差が出てきているかということでございますが、五十一年度は値上げをいたしまして、この影響も確かに出てまいっております。と同時に、非常に本年は夏が涼しくて、しかも雨が多うございましたので水の売り上げというものが急激に落ち込んでおります。四十九年度と五十年度を比較いたしますと、先ほどのように八割以上の八・九七割の伸びがあったわけでございますが、五十年、五十一年度の比較を見ますというのと、わずかに二・四五割しか伸びておりません。これはいま申し上げたような理由によるわけでございます。したがって先ほどの指摘があったように値上げのときに計画した収入案に比べて、決算の段階では収入がふえ赤字が減ってきておるといってございまして、その差が約八千万ほど出てくるわけでございますが、いま申し上げたような五十一年度の落ち込みを見ますと逆に九千万程度の減収が見込まれます。したがって、この程度のもはふえたり減ったりいたしましたので、できるだけ私も少なくいたしたいと思っておりますが、若干の誤差の出ることをご了承願いたいと思っております。

それから水道事業というものは、企業性を持つと同時に公共性もあるから、努めて一般会計から金をもらいなさいと、あるいは県費の補助を受けなさいということで、特に第三期の工事拡張計画のまず当面の主流をなす北勢用水の受水については、できるだけ低くなるように住民の負担を軽くするようにというご指示を受けているわけでございまして、この点につきましてはわれわれとしても、四日市だけの問題でなくて県下水道事業をやっていくところの全域の問題でございますので、その地域がござって団体をつくりまして、絶えず県に動きを、働きかけている次第でございます。監査委員の指摘の中にもございましたが、北勢用水の受水の金額が、基本料金八百円、使用料金トントン当たり四十円、平均水価九十五円でございますが、これは現在のいよいよ実施を受け入れようとする値段でございます。

昭和五十年の十一月に申し上げておった金額は基本料金千九十五円、使用料金四十九円、平均水価百四十円、平均水価だけで比較いたしましたも百四十円から九十五円に下がっておるんですから、四十五円の値下げを見ておるわけでございます。これは、そういいたいま申し上げたような四日市をはじめ、各利用市町村が県に強力な運動を展開いたしました、この昨年度県の方で総額で三億七千万円、それからまた本年に入りまして、北勢地域だけでも水道料金を安くするための資金として、手当として三千万円の県費補助を受けております。こういったことは、私どもとしても絶えず努力いたしております。できるだけ値下げをしたいと、安い料金で水を提供したいということで努力してまいった結果だと思っております。まあ現在の、この八百円、基本料金八百円、使用料金トン当たり四十円をもっと下げるための努力ということは、今後也十分続けていきたいと思っておりますが、いま出ている答えは、われわれとしても十分努力した結果であるというふうに考えております。

○議長（山口信生君） 森監査委員。

〔代表監査委員（森 幸雄君）登壇〕

○代表監査委員（森 幸雄君） 監査の特別会計決算審査意見書に対する最初のご質問でございますが、本年度におきましては市立病院並びに水道事業会計につきまして一冊に省略したわけでありますが、その目的は、従来それぞれ二冊提出しておったわけですが、内容をしきりに検討いたしますと、かなり重複した資料の羅列がございます。こういった点を反省いたしまして、事務の合理化と能率化を図るために、過去五カ年間にございます対比でありますとか、職員一人当たりの収益等、詳細に内容を分析し合理化しまして、一冊として出したわけでございます。したがって、この結果従来各それぞれ水道、病院とも二百八十部ずつそれぞれ印刷しております、水道におきましては四十九年度度三万三千六百円、病院におきましては二万八千円、合計六万一千六百円の経費を要したわけでありますが、本

年度同じく、一冊二百八十部の印刷によりまして、この印刷代二万七千九百六十円、差し引き三万三千六百四十円の減少となりまして、約五三〇程度の経費の節減を見たわけであります。目的は、事務の合理化と能率化を図るために、こういった姿勢をとったわけであります。

次にご質問のありました、病院会計におきます会計事務の注意事項のうち、第一のたな卸資産、薬品等の経理についてのご質問でございます。これは薬品並びに診療材料等のたな卸方法につきまして、監査の結果の公表でございますが、薬局に対しまして病院は、各病棟からそれぞれ薬品並びに診療材料の請求がございまして、これは帳簿によりまして払い出しておるわけであります。毎月その都度、必要量を薬局から病棟に対しましては払い出しておるわけであります。年度末におきまして、かなりの在庫が残っておるはずであろうと思っております……

○議長（山口信生君） ちょっと、森委員。注意しますがね。もうあと六分で終わりですので簡単にひとつ願います。○代表監査委員（森 幸雄君） はい。それが年度末に在庫として計上されていない。内容につきましては、人件費、その他看護婦の勤務状況等によりまして、かなりむずかしい状態を聞いておるわけでございますが、やはり年度末において重要な物品だけは在庫として計上され、正常な経理が望ましいという意味のあれであります。

さらに、第三の資本的収入及び支出の決算につきましては、これは一般会計から一時借入金として借りておるわけであります。第三の資本的収入及び支出の決算につきましては、これは一般会計から一時借入金として借りておるわけであります。病院としましてはこれを全額償還、年度内に償還する資金がございませんので、これらの償還財源は補正予算を組みまして、相殺して一部償還に充てておくというようななか、こうでありまして、やはり企業会計として正常な姿ではないので、何らかこれらを合理的に改正されたらどうかというような意味でございます。

○議長（山口信生君） 建設部長。簡単に。

〔建設部長（石川三太郎君）登壇〕

○建設部長（石川三太郎君） 答えを申し上げます。生コンの発注については、どこがやるのか、市が指示をしているのかという第一点でございますけれども、ご承知のように、市の設計書に基づいて請負業者が工事を進めるわけでございます。その仕様書の中でその規格、いわゆるJISの規格工場の生コンを使えという指示はございますが、業者を指定はしていません。したがって業者が、いわゆる請負業者が自由に選ぶ制度になっておりますので、先ほど数字を挙げていただきましたが、そのような形で片寄る場合はないと申せません。第二点の職員に対する供応があったというところでございますが、私、いま初めてお聞きするわけですが、そのことが松岡興産とつながっているのかどうか、その供応があったのかどうかということは、現時点においては、私初めてお聞きしたのでわかりませんが、私は職員を信頼しております。現在の時点におきましては、そういうことはないものと確信をいたしております。

○議長（山口信生君） 下水道部長。

〔下水道部長（奥村仁人君）登壇〕

○下水道部長（奥村仁人君） 都市下水道事業の新設改良でございますが、工事請負費におきまして三億七千九百万の増額補正をお願いしておりますのでございます。これは四つの都市下水道につきまして昨年十二月に景気刺激ということで補正がございましたんですが、今年度は現在のところ補正は必ずかしいということでございますので、一部減額組みかえをいたしておりますが、新しくまた落合都市下水道など計上させていただいております。また市内一円の一般治水事業につきましては、総合計画によりまして四七多程度まで引き上げたいということで、今回補正をお願いしたいと考えております。したがっていまして排水路の新設改良と常習浸水地域の解消等々、一段と努力をしてまいりたいと考えておりますのでございます。なお、別に債務負担行為をお願いいたしておりますので、基幹都市下水道の

さらに一層の整備をはかりたいと考えておるわけでございます。

○議長（山口信生君） 宇治田良市君。

〔宇治田良市君登壇〕

○宇治田良市君 議案第十六号についてお尋ねいたします。議案第十六号は、市立病院改築工事のうち、建築主体工事の請負契約であります。建築主体工事についての入札については厳正にされたことに対し、敬意を表する次第であります。聞くところによりますと、予想価格より数億安く落札されたことは、まことに結構なことではありますが、施工期間が二カ年にわたるため、その間種々の問題点が出てくるのが予想されるので、次のような問題点を、簡略に四点まとめてお答え願いたいと思います。

まず第一点は、物価の変動による入札価格の増額変更額を認められるかどうかであります。

第二点目は、大手業者では各々が自社において設計主体部門とか研究所等を持ち、業界に一端の寄与をしておりますが、市民病院建設事務所には、技術面で十分大手業者に向かえるだけの十分な技術者にも不足しておると思っておりますので、その点は設計業務を請け負っておる日建とも打ち合わせの上検討され、監督を十分手落ちなく行えるものかどうか、この点もお答え願いたいと思います。

第三点目は、仕様変更をされる場合、どのようなときに行うのか、予想されるようなものがあれば例を挙げてお答え願いたいと思います。

第四点目は、八月二十日の全員協議会で病院改築について説明のあった中で、下請業者については、できる限り地元業者を選ぶと市長は言われましたが、この点十分守っていただけるのかどうか、また業者に対して指導されるのかどうか、これもお答え願いたいと思います。以上、四点について三輪助役からご答弁を求める次第であります。

○議長（山口信生君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 簡単にお答えいたします。

物価上昇に対するスライドの問題は、原則として行いません。ただし三年ほど前でございますか、石油ショック等がありまして、国、県が行政指導の中で行われているような場合には、これは別途、考慮をしていかなければならないと思います。

それから設計監督でございますが、病院の設計現場事務所につきましては、今後とも増強はしていきたいと思えます。なお、ご指摘のございましたように、日建とも十分協議をいたしまして、設計の監督には万全を期してまいります。

それから、仕様の変更でございますが、予想されるものと言いましたが、いまの時点では問題はちょっとお答えしかねるところもございますが、ときどきこういう問題が出てまいりますのが、くいの地盤の、何と言いますか、ボーリングをやりまして、そのボーリングの中で担当ボーリングもやっているとすけれども、多少移動等が出てくる場合もございますが、そういう特殊な場合、それから病院のごとでございますが、医療担当者である病院当局の方で、図面で十分承知をし了解を得ているものと私も思っておりますけれども、医療関係者の方からあるいはまた、医療器械の問題との関連で、設計変更ができるかもわかりませんが、これも最少限度に抑えてまいりたいと思っております。下請業者につきましては、ご指摘のように全協でも市長からご説明申し上げましたように、私も今後とも地元業者の下請を、極力使用するように、請負業者に対しては指導を行ってまいります。以上でございます。

○議長（山口信生君） 宇治田良市君。

〔宇治田良市君登壇〕

○宇治田良市君 私、総務委員会の委員でもございませんので、この件につきましては、先ほど申し上げましたように十分、委員会で大谷委員長のもとで検討願えることを要望しておきます。また、仕様変更につきましては、原則として認めないと三輪助役おっしゃいましたが、しかし、より効果的なものが出るならば、十分に検討されて仕様変更もやられるべきだと私は思います。効果的なものがでるならでございます。そのことを含めて要望しておきます。以上です。

○議長（山口信生君） 暫時、休憩いたします。

午後零時三分休憩

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

皆さん、ご報告申し上げます。教育委員長は公務のため退席いたしましたので、ご了承願います。

それでは質疑を続行いたします。ご質疑がありましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） 他に質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

本件を、それぞれ関係常任委員会に付託いたします。各常任委員会の担当部門は、お手元に配布しました付託議案一覧表その二のとおりであります。

付託議案一覧表 その二 (昭和五十一年九月定例会)

○総務委員会

議案第 九三号 昭和五十一年度四日市市一般会計補正予算(第二号)

第一条 歳入歳出予算中

歳入全般

歳出第二款 総務費

第四款 衛生費

第九款 消防費

第二条 債務負担行為

第三条 地方債

議案第 九五号 昭和五十一年度四日市市公共用地取得事業特別会計補正予算(第一号)

議案第 九七号 四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正について

議案第 九八号 四日市市職員救慰金条例の一部改正について

議案第 九九号 四日市市農地課税審議会条例の制定について

議案第一〇二号 四日市市消防賞じ・つ金条例の一部改正について

議案第一〇三号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

議案第一〇四号 四日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

議案第一〇五号 町の区域の変更について

議案第一一一号 消防自動車購入契約の締結について

議案第一一二号 工事請負契約の締結について

議案第一一三号 工事請負契約の締結について

議案第一一四号 工事請負契約の締結について

議案第一一五号 工事請負契約の締結について

議案第一一六号 工事請負契約の締結について

議案第一一七号 工事請負契約の締結について

議案第一一八号 工事請負契約の締結について

議案第一一九号 工事請負契約の締結について

○教育民生委員会

議案第 九三号 昭和五十一年度四日市市一般会計補正予算(第二号)

第一条 歳入歳出予算中

歳出第 三款 民生費

第一〇款 教育費

議案第一〇〇号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について

議案第一〇一号 四日市市立幼稚園条例の一部改正について

○産業公営企業委員会

議案第九一号 昭和五十年四日市市立四日市病院事業決算認定について

議案第九二号 昭和五十年四日市市水道事業決算認定について

議案第九三号 昭和五十一年度四日市市一般会計補正予算(第二号)

第一条 歳入歳出予算中

歳出第六款 農林水産業費

議案第九六号 昭和五十一年度四日市市水道事業会計第一回補正予算

○建設委員会

議案第九三号 昭和五十一年度四日市市一般会計補正予算(第二号)

第一条 歳入歳出予算中

歳出第八款 土木費

第一款 災害復旧費

議案第九四号 昭和五十一年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第一号)

議案第一〇六号 市道路線の一部廃止について

日程第二七 議案第一二〇号 工事請負契約の締結について、ないし

日程第三〇 議案第一二三号 町の区域の設定について

○議長(山口信生君) 次に、日程第二十七、議案第二百二十号工事請負契約の締結について、ないし日程第三十、議案第二百二十三号町の区域の設定についての四件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長(岩野見齊君)登壇〕

○市長(岩野見齊君) ただいまご上程の各議案についてご説明申し上げます。

議案第二百二十号は、市立四日市病院改築工事に係る給排水衛生設備工事の請負契約締結案でありまして、指名競争入札に付した結果、金額四億五千万円をもって名古屋市中村区下広井町一丁目三建設備工業株式会社名古屋支店に落札決定いたしましたので、同社との間に工事請負契約を締結しようとするものであります。

議案第二百二十一号ないし議案第二百二十三号は、四日市港管理組合が埋め立てをいたしました富双一丁目、富双二丁目、霞一丁目及び霞二丁目の地先の公有水面埋立地合計十二万七千九百九十一・二五平方メートルを新たに生じた土地として確認し、それぞれ富双一丁目、富双二丁目及び大字羽津甲への編入並びに浜園町として町の区域を設定しようとするもので、所在区域等については、お手元の図に示すとおりであります。どうかよろしくご審議いただき、ご決議賜われますようお願い申し上げます。

○議長(山口信生君) 提案理由の説明は、お聞きおよびのとおりであります。

ご質疑がありましたら発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口信生君) 質疑なしと認めます。

本件を総務委員会に付託いたします。

付託議案一覧表 その三 (昭和五十一年九月定例会)

○総務委員会

- 議案第一二〇号 工事請負契約の締結について
- 議案第一二一号 あらたに生じた土地の確認について
- 議案第一二二号 町及び字の区域の変更について
- 議案第一二三号 町の区域の設定について

○議長(山口信生君) 次に、本日までには受理いたしました請願及び陳情は、お手元に配布いたしました文書表のとおりであります。それぞれ文書表記載の関係常任委員会に付託いたします。

請願

受理番号	受理年月日	件名	請願者の住所及び氏名	紹介議員氏名	付託委員会
第一二号	五一、九、九	日永地区市民センター(出張所・公民館併用)の早期建設促進について	四日市市日永四丁目五一一六 日永地区連合自治会長 稲垣 清	増山 英一	総務

第一二号	第一三号	第一四号	第一五号
五一、九、九	〃	五一、九、一三	〃
常磐西小学校体育館建設について	諏訪公園内に半地下式駐車場設置について	四郷小学校教室管理棟建設等について	無認可共同保育所「ひよこ」に対する助成金の増額等について
四日市市石塚町一〇一八 常磐地区連合自治会 会長 宮崎 甚一 ほか一名	四日市市諏訪町一二一八 四日市市諏訪栄町連合自治 会長 大久保 憲一	四日市市室山町七三番地 四郷小学校建設促進委員会 四郷地区連合自治会長 杉本 作郎 ほか二名	四日市市西町七一二二 ひよこ乳児共同保育所 代表者 吉田 うた ほか二五〇一名
岩田 久雄 金 森 正	小林 喜夫	前川 辰男 川口 洋二 後藤 長六	山中 忠一 山路 香史 福田 香史 高木 勲 田中 基介 金 森 正 川口 洋二 小井 道夫
教育民生	建設	教育民生	教育民生

第一六号	五一、九、一三	近鉄塩浜駅西口の開設について	四日市市大字塩浜一〇〇一の一番地 御蘭町二丁目自治会 会長 小川 喜一 ほか一、三三四名	喜多野 四郎等 小川 良市 宇治田 良一 松島 良一	建設
第一七号	〃	乳幼児保育行政の推進と改善について	四日市市浜旭町二二一二 四日市市立保育園連合保護者会 会長 大島 武雄 ほか二四名	出井 博 松島 良一 福田 香史 小林 喜夫 小井 道夫 訓 覇也 野呂 平和 野川 茂夫 粉川 三夫 高井 三夫	教育民生
第一八号	〃	保々小学校特別教室棟新築工事促進について	四日市市小牧町六九一 保々地区連合自治会 市立保々小学校建設委員会 代表 斎 藤 寛 ほか六名	天春 文雄 坂口 正次	教育民生

陳 情

受理番号	受理年月日	件 名	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
第一〇号	五一、九、九	下野小学校体育館等の建設促進について	四日市市北山町二一三六 下野地区連合自治会長 下田 林栄門 ほか一名	教育民生
第一号	〃	盲人福祉センターの早期設置について	四日市市中部二一五 四日市盲人福祉会 会長 浅野 富数	〃
第一二号	〃	小山田地区に公立幼稚園設置について	四日市市小山町八六九 小山田地区連合自治会長 藤 岡 勤 ほか九名	〃

○議長（山口信生君） なお、目下委員会で審査中の請願第四号学校給食における米飯の導入促進について、及び請願第八号近鉄駅前中央通りか、または諏訪公園内に地下駐車場設置については、取り下げの申し出がありましたのでご了承願います。

○議長（山口信生君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、来たる九月二十一日午後一時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。ありがとうございます。

午後一時八分散会

昭和五十一年九月二十一日

四日市市議会定例会会議録（第五号）

四日市市議会

○議事日程 第五号

昭和五十一年九月二十一日(火)

午後一時開議

- 第一 議案第 九一号 昭和五十年四日市市立四日市病院事業決算認定について……………
- 第二 議案第 九二号 昭和五十年四日市市水道事業決算認定について……………
- 第三 議案第 九三号 昭和五十一年度四日市市一般会計補正予算(第二号)……………
- 第四 議案第 九四号 昭和五十一年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第一号)……………
- 第五 議案第 九五号 昭和五十一年度四日市市公共用地取得事業特別会計補正予算(第一号)……………
- 第六 議案第 九六号 昭和五十一年度四日市市水道事業会計第一回補正予算……………
- 第七 議案第 九七号 四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正について……………
- 第八 議案第 九八号 四日市市職員救慰金条例の一部改正について……………
- 第九 議案第 九九号 四日市市農地課税審議会条例の制定について……………
- 第一〇 議案第一〇〇号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について……………
- 第一一 議案第一〇一号 四日市市立幼稚園条例の一部改正について……………
- 第一二 議案第一〇二号 四日市市消防賞じゅつ金条例の一部改正について……………
- 第一三 議案第一〇三号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について……………
- 第一四 議案第一〇四号 四日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の

委員長報告…質疑、  
討論、議決

第一五	議案第一〇五号	町の区域の変更について……………	委員長報告…質疑、討論、議決
第一六	議案第一〇六号	市道路線の一部廃止について……………	”
第一七	議案第一〇七号	消防自動車購入契約の締結について……………	”
第一八	議案第一〇八号	工事請負契約の締結について……………	”
第一九	議案第一〇九号	工事請負契約の締結について……………	”
第二〇	議案第一一〇号	工事請負契約の締結について……………	”
第二一	議案第一一一号	工事請負契約の締結について……………	”
第二二	議案第一一二号	工事請負契約の締結について……………	”
第二三	議案第一一三号	工事請負契約の締結について……………	”
第二四	議案第一一四号	工事請負契約の締結について……………	”
第二五	議案第一一五号	工事請負契約の締結について……………	”
第二六	議案第一一六号	工事請負契約の締結について……………	”
第二七	議案第一一七号	あらたに生じた土地の確認について……………	”
第二八	議案第一一八号	町及び字の区域の変更について……………	”
第二九	議案第一一九号	町の区域の設定について……………	”
第三〇	議案第一二〇号	町及び字の区域の変更について……………	”
第三一	議案第一二一号	常時浸水地域の早期解消に関する決議について……………	議案説明…質疑、討論、議決
第三二	議案第一二二号	常時浸水地域の早期解消に関する決議について……………	採否決定
第三三	議案第一二三号	常時浸水地域の早期解消に関する決議について……………	採否決定
第三四	議案第一二四号	常時浸水地域の早期解消に関する決議について……………	採否決定

第三二	委員会報告第一六号	教育民生委員会請願書等審査結果報告……………	採否決定
第三三	委員会報告第一七号	建設委員会請願書審査結果報告……………	”
第三四	議案第八号	保育所への入所措置基準の緩和に関する意見書の提出について……………	議案説明…質疑、討論、議決

○本日の会議に付した事件  
 一、日程第一より第三三まで  
 (注)日程第三四は、議事日程より削除

○出席議員(四十二名)

- |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 青 | 山 | 天 | 春 | 伊 | 藤 | 岩 | 田 | 字 | 田 | 小 | 川 | 大 | 谷 | 大 | 森 |
| 峯 | 文 | 道 | 信 | 久 | 雄 | 良 | 市 | 四 | 郎 | 喜 | 正 | 喜 | 三 | 多 | 喜 |
| 男 | 雄 | 夫 | 一 | 雄 | 市 | 郎 | 正 | 三 | 多 | 喜 | 三 | 多 | 喜 | 三 | 多 |

○次席議員(二名)

高橋力三 山本 山中 山路口 山森 增山 前川 堀市 古田 福野 平川 長谷 橋本 野呂 野崎  
 忠 信 安 英 辰 新 元 香 行 鐸 增 平 貞  
 兵  
 勝 一 剛 生 吉 一 男 衛 一 史 信 元 蔵 和 芳

生川 中村 出井 坪井 田中 高木 高井 坂口 後藤 後藤 小 小 粉 訓 喜 川 金 加  
 多  
 平 信 妙 基 三 正 長 寛 喜 博 也 洋 定  
 蔵 夫 博 子 介 勲 夫 次 六 次 夫 次 茂 男 等 二 正 男

○議事説明のため出席した者

市 長	岩 野	見 齋
助 役	三 輪	喜 代
収 入 役	平 井	清 三
市長公室長	六 田	猶 裕
総務部長	阿 南	輝 彦
税務部長	伊 藤	治 郎
産業部長	齋 藤	久 美
福祉部長	谷 沢	文 男
環境部長	山 北	彰 影
土木部長	杉 本	義 広
下水道部長	奥 村	仁 人
建設部長	石 川	三 郎
副収入役	伊 藤	涼 太
教育委員長	龍 池	清 真

松 島 良 一

○出席事務局職員

教 育 長	市 川 一 郎
次 長	杉 本 治 芳
病院事務長	荒 木 三 郎
水道事業管理者	村 山 了
次 長	天 野 助 春
技 術 部 長	黒 川 薫
消 防 長	松 村 佳 美
次 長	藪 田 裕
代表監査委員	森 幸 雄
事 務 局 長	佐 々 木 晃 精
議 事 課 長	小 坂 靖
議 事 係 長	板 崎 大 之 丞

主 事 山 口 克 彦  
主 事 西 口 徹

午後一時三分開議

○議長（山口信生君） ただいまから、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、三十九名であります。

本日の議事については、お手元に配布しました議事日程第五号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願  
いいたします。

暫時、休憩いたします。

午後一時四分休憩

午後三時一分再開

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第一 議案第九一号 昭和五十年四日市市立四日市病院事業決算認定について、及び

日程第二 議案第九二号 昭和五十年四日市市水道事業決算認定について

○議長（山口信生君） 日程第一、議案第九十一号昭和五十年四日市市立四日市病院事業決算認定について、及び

日程第二、議案第九十二号昭和五十年四日市市水道事業決算認定についての二件を一括議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。

産業公営企業委員長 後藤寛次君。

〔産業公営企業委員長（後藤寛次君）登壇〕

○産業公営企業委員長（後藤寛次君） ただいま議題となっております議案第九十一号昭和五十年四日市市立四日市病院事業決算認定について、及び議案第九十二号昭和五十年四日市市水道事業決算認定について、産業公営企業委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第九十一号昭和五十年四日市市立四日市病院事業決算認定についてであります。今年度決算においては、一昨年十月の診療報酬の改正、並びに高度医療の提供に努めたことにより、収入が費用の増加を上回り、千四百十五万五千三百八十五円の当年度純利益を生じたのであります。当委員会は院長はじめ、関係職員の方々の努力の跡を認めたのであります。しかしながら、今後の事業運営には累積欠損金の問題、あるいは人件費、物件費の問題、新病院開設に備えての問題等、依然として厳しいものがあるのであります。当委員会は今後とも当病院が地域の中核病院として、その機能を発揮し、高度の医療サービスを提供できるよう、さらに一層努力するよう要望いたしました次第であります。

次に、議案第九十二号昭和五十年四日市市水道事業決算認定についてであります。本決算において、八千七百二十五万五千二百七十二円の欠損金を生じたのであります。

これについて理事者から、給水量の上昇に伴う料金収入よりも給水に必要な諸経費の増高が上回ったためであるが、五十一年度においては、四月から料金改定による増収が見込まれており、収支の改善が図られるとの説明があり、当委員会はこれを了としたのであります。

しかしながら、水道事業は巨額の先行投資を要し、新規水源が遠隔地になるにつれて、ますます建設費も増大しており、またこの建設資金はすべて企業債に依存しているものでありまして、当委員会としては、昨年十二月の料金改定時にも申し上げましたように、理事者に対して、国等に対し、機会あるごとに水道財政の健全化、水道政策の改善についての運動を続けられるよう重ねて要望いたしたのであります。

なお、これに関連いたしましたので、当委員会においては病院、水道の両決算に共通して企業債を引き受ける市中銀行の金利について質疑があり、理事者から企業債の引き受けは、常時預け入れの取り引き実績がある銀行でなければ引き受けてもらえないこと。したがって引き受け先は指定金融機関ということになること。特に本市の場合、定期積立等見合いのあるものについては、相当低利で貸し付けを受けていること。また国に対しては低利で償還期限の長い政府資金について、枠を増額するよう今後も要望していく考えであるとの説明があったのでありますが、当委員会は、今後企業債の引受機関については、十分検討、研究されるよう要望いたしました次第であります。

以上の経過によりまして、当委員会に付託されました二議案については、別段異議なく認定すべきものと決定いたしました次第であります。

これもちまして、産業公営企業委員会の審査報告といたします。

○議長（山口信生君） 本件に関する委員長の報告は、お聞き及びのとおりであります。委員長の報告に対し、ご質疑がありましたらご発言願います。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 第九十二号の五十年年度水道事業決算認定に関連をしてお尋ねしたいと思っております。

先ほど委員長からもご報告がございましたように、五十年年度の水道事業決算は、四十九年度単年度における七百六万円の純損失を引き継ぎ、そして五十年度八千七百五十二万七千円余りの純損失、それから剰余金等の関係をみまして、九千十萬八千円余りの累積欠損金を五十一年度に繰り越すという形になったわけでございます。

これと関連をいたしまして、四十九年度の災害におきまして、内部の山の手配水池下にありますTさんが災害を受けられました。その問題について、水道局が補償をしていた。これはその災害の状況を見ますと、確かに大変な災害でございますし、人命の面でも傷を受けられております。したがって、私たちの年来の主張でもございました四十七年七月三十一日の全員協議会におきましても、私はこうした被害原因に即して補償すべきは当然補償すべきだ、こういう立場で臨んでおりました。そういう意味で言いますと当然のことでございますし、また水道局が補償いたしましたものは少ないと、こう思うわけでございます。しかし、その四十九年七月三十一日の全員協議会の場で私が提起しました際に、当局側はいわゆる天災であって、不可抗力であって、そうした公共的施設、そういうものからくる水害、被災というものに対しては、補償はできないというふうに言明をしておいたわけでございます。幾つかの問題を具体的な例を提起して詰め寄ったわけでございましたけれども、がんとして受けつけなかった。しかしそれが最近ただ一件だけ水道局が補償していた。しかもそれが二重の意味での圧力があつたと、こういうことでございます。その経緯等についてつまびらかにされなければならないと思うわけでございます。ちょうどこのTさんに払いました二百萬、そしてまた後の擁壁工事等を合わせて六百萬円になるわけでございます。この辺の処理を正しくしているならば、四十九年度決算赤字を生み出すことはございませんでしたし、そして今日に累積赤字を積み重ねることにはならなかったと思うわけでございます。それを申しますのも、この災害補償という点では、水道局なり市が責任を負うべき性質の問題では全くないというふうに考えるわけでございますが、このことのでんまつについて、やはり具体的に明らかに

されるべきだと思っております。この点についてまずお尋ねしたいと思います。

○議長（山口信生君） 産業公営企業委員長。

〔産業公営企業委員長（後藤寛次君）登壇〕

○産業公営企業委員長（後藤寛次君） ただいまのご質問に関しましては、何分五十年度の決算でございますので、その話題は出ませんでした。そして、それに対する委員会付託も受けておりませんので、話題に出なかったということとで答弁を終わりたいと思います。

○議長（山口信生君） 水道事業管理者。

〔水道事業管理者（村山 了君）登壇〕

○水道事業管理者（村山 了君） 補足して説明させていただきます。

本件は、昭和四十九年に発生しておりますが、水道局が国から借りております土地の一部が、雨のために地滑りを起こしまして、いまお話になったように、T氏の邸宅にその土砂が押しこけて、非常に大きな損害を与えたわけでございますが、この件につきましては、その土地を大蔵省から借りるときに約款書を取り交わしておりますので、その中で次のように契約を締結するというふうなことで、第十一条に、この土地を借りました市は、いわゆる水道局は貸付物件が天災その他の事由により損壊をし、第三者に損害を与えた場合には、その損害の責めを負うものとし、甲が、これは国の場合大蔵省の場合でございますが、甲が乙にかわって賠償の責めを果たす場合には、乙に求償することができる。いずれにしても借りた者が全部負担しろというふうなことでございまして、したがって当時被害があった時点で大蔵省、それから被害者の方、水道局ともどもにいろいろ相談を申し上げ、結論として二百万円のお見舞金を送ったというのが実情でございます。

○議長（山口信生君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 被害原因はいまの説明では納得できないわけでございます。むしろ水道局の方も被害者である。市が借りてないところの、津の財務局の方の大蔵省の土地から、むしろ土がたくさん落ちてきたわけでございます。この点については水道当局も当初はすっきりと、はいわかりましたといま引き合いに出されました契約に基づいてすっきりと交渉に応じたはずのものではないと思うわけです。いろいろ聞きますと、財務局に対していろいろな動きがあったと、財務局に対してその被害者が代理人を立てて、損害賠償を請求する動きが出てきたので、財務局から市に強い圧力がかかってきたということでございます。しかも当時市内全体の大災害で、激甚地指定の動きがこの陳情をずいぶん議会としてもしていましたし、国に認めさせるといふ点で大事な課題でございましたが、そういうことと絡めてこのやむを得ず国の財務局の言い分に従ったと。こういう説明すら水道局長がしているわけでございます。あの激甚地指定の問題は、この議会も挙げて国の方にも陳情いたしました。そして一定の成果を上げたわけでございますが、先ほどの産業公営企業委員協議会での水道局長のご説明では、財務局からの強い要求で、この補償に市が早く応じなければ、激甚地指定も認めてもらえないようなそんな情勢であったんだというふうに報告しているわけでございます。この二百万の補償が四日市全体の激甚地指定を左右するような、それほど強い要求に財務局が何ゆえにしてきたのか。協定を先ほど引き合いに出されて、もともと決まっていたんだというふうにお話ですけれども、それならそんなには市が借りてない、水道局が借りてない国有財産の部分で、非常に急傾斜になっています。そして大量の雨でどきどきこう落ちてきて崩れた。こういうのが実態です。そこにあえて財務局が議会の努力は一体何をしたのか、議会の

激基地指定の運動は一体何をしたのかと言わしめるようなこの二百万の補償云々だけで、激基地指定を国が認めるか認めないか、つぶれるような情勢にあったというふうな、それほどの強い財務局を動かしてきているものは何なのか。こういう点では先ほど産業公営企業委員協議会で、水道局長は包み隠さずいろいろすべてお話しすると申されましたけれども、まだ話されていない何かがある。もともと今日の水道局長、そして前水道局長においてもこの点は後しりぬぐいをさせられただけでありまして、加藤前助役、そしていわゆる代理人、そして財務局、こうしたところでの非常に政治的な動きが左右をしていると思うわけでございます。で、この点についてやはり徹底的に説明をされなければならぬと思います。

そして同時に一番最初に申し上げましたように、こうした国の施設、県市の施設、その管理の手落ちから、被災をされた市民の皆さんに対して、私どもが年来主張しておりますように、等しく一定の補償はされなきゃならぬ。こういう点で公正さがなければならぬ。公正にそういう補償をやらなきゃならぬ。こういう点でもはっきりとした方向をやはり出されなければならぬと思うわけでございます。そしてまた水道の会計という点でもこの六百万余りの金というのが、今日の九千万の累積赤字に積み上がっているわけです、そしてまた五十年十二月のいわゆる水道料値上げの引き金になっている。そういう赤字の水道事業、四十九年度赤字を生み出したものとの問題です。こういう点でもその当時の事情を知る人たちがすべてそのてんまつを明らかにしていただく必要がある。この点で産業公営企業委員会の先ほどのご討議の中でも、協議会ですか、協議会の中でもあとこの問題の引き続く解明のためにしかるべき方法をとるといような方向をまとめられたように思いますが、議長の責任においてこうした点も明らかにして、はっきりとした方向を打ち出していきたいということをお願いしたいと思うわけでございます。

今度の九・九水害におきましても、いわゆる河川・排水の整備の不備、あるいは手落ち、こうした点でまたも被害を受けられた方が相当あり、この方々たちは抜本的な治水対策を望みつつ、いま受けた被害に対する当然人災としての国、県、市に対する責任と補償、こういう問題も求めているわけでございます。こうしたものに対応していくためにも、そして行政の公正、公平こういう点でもこの点のはっきりした方向づけを責任を持って議長の方で取り計らっていただきたいというふうに思うわけでございます。

○議長（山口信生君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） 他にご質疑もありませんので質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので発言を許します。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 議案第九十二号五十年水道事業決算認定に反対をする立場から申し上げます。

水道事業は四十九年度におきまして七百万円余りの純損失を出したのに続きまして、五十年度も八千七百二十五万五千円余りの損失を出し、そして累積欠損金は九千八十万八千円に上り、これを全額五十一年度へ繰り越したわけでございます。私はこのような決算に反対するものでございます。

また五十年の十二月議会に、市が水道料金値上げを提案し、議会審議を通じて一定の手直しが必要になりましたものの、この中で一般家庭用、中小零細業者の水道料金の値上げをしたことは容認できないと思えます。その理由について述べたいと思えます。

第一は、今日の水道事業が不当な独立採算性の枠で金縛りにされており、水道事業の枠を越えた諸要因によって必要となった水源開発を中心に、第三期拡張事業の巨額の資金に対しまして、国、県、市の補助がほとんどなく、もっぱら市民の水道料金収入によって賄うところに、水道事業の赤字を生む根本的な原因があることは言うまでもありません。独算制の廃止、水道事業に対する国、県の大規模補助など、国、県の施策を改めさせることがなかなか容易でないことは十分承知をいたしております。水道費用の中で、今後ますます比重の高くなる県水にしましても、多額の分担金をとられていながら、きわめて高い料金となっております。ここに至るまでには県への運動などが懸命に続けられ若干の県費補助が行われることになり、それだけ料金にはね返っていますもの、焼け石に水でしかなく、中勢、志摩より高い料金であることに変わりはありません。国、県に対してさらに実効性のある運動を一層強力に推進するよう望みたいと思っております。

第二には、市費補助の問題で、いささかも改善されていないということでございます。国、県の施策を改めさせるとともに、水道事業資金の負担区分を民主的に決め、それに応じて市費補助を独立採算制にとられず、積極的に行うことが当然であり、私は一貫してその主張をしてきたところでございます。具体的には企業債、元利償還金、未給水地域の給水事業などに対する補助金でございますが、これが全く配慮されていません。それどころか、市関係の受託工事における手数料は、一般の半分の六割しか払ってないという実情もあるわけでございますが、これは即時是正をすべきであると思えます。企業債の元利償還金は、五十年で表に四億四千三百万円もあるわけでございます。また未給水地域への給水事業も、四十九、五十年で表に引き続きまして五十一年度にも桜の坊主尾地区で実施されるわけでございますが、これらに対する大幅な市費補助を強く望みたいと思っております。さらに先ほども触れましたように、水道局の責任でないこの四十九年災害におけるTさんの補償についてまで水道局に肩がわりさせて払わせている。こういうことまでしているその姿勢は許せないと思うわけでございます。

第三には、水道料金体系の民主的是正が放置され、ようやく五十一年四月からの料金値上げの際に、一定の是正が行われましたが、しかしなお重要なところで不備がございます。私は大口需要者に対しては、契約水量制にして、必要な基本料金と高度累進の従量料金を取ることを主張し続けているのでありますけれども、五十年で、そしてまた五十一年度の大口需要者の水需要の動向を見るにつけても、その必要性がますます高まっていると思えます。大企業など大口需要者が不況、好況をはじめ、おのの一方的な事情によって水需要に大きな差が生じることが現実にあるわけでございますし、一方水道局は常に最高の水需要にこたえるような施設を待っておらなければならず、このために巨額の水源開発費などを要し、経営が圧迫されるというようなことは、どうしてもやめる必要があると思えます。

第四に、五十年度決算に生じた八千七百二十五万五千円の当年度純損失は、昨年十二月当局が水道料金の値上げ提案に際しまして明らかにしました財政見直し、財政計画上の数字から見ますと、大幅に減少しております。これは水道局職員の皆さんの水道事業を守る懸命な努力の結果に負うところが多く、その点で心から敬意を表したいと思えますが、しかし一面では当局が水道料金値上げ提案を合理化するために、過大な損失を見込んだのではないかと疑念が晴れません。村山局長は、この程度の差はやむを得ないとの見解を示されましたが、当初計画との間には、一億三千万円のかんりの開きがあるわけでございます。またたとえば五十年度の給水量は、四十九年度に比べ、約九割の伸び、給水収益は九・七割の伸び、こういうことになっておりますが、五十年度の第三四半期の段階の十二月に、こうした推移が見通せないことはなかったのではないかと思っております。また県水の取水につきましても、五十一年六月からの受水費と基本料金を八百九十五円、従量料金を三十四円として五十一年度以降の受水費を組み込んでいたわけでございますが、当時すでに県水の取水地点で三興製紙という会社との間にトラブルがあって、実際に

六月からの取水が困難だろうといわれていたということ、さらに県水の受水基本料金を八百円、従量料金を四十円とすることが当時確定的となっていたと言われることなどの事情が付せられていました。こうした過大な損失の見込みの上に、水道事業経営の真の打開策を講じないまま、また料金体系にも不備を残したまま、不況、物価高に苦しむ市民の家庭を、中小零細業者の営業用の水道料金を引き上げたことは許せないと思います。

以上の諸点につきまして、私などの主張が生かされていけば、五十年年度の赤字決算は避けることができました、五十年四月からの市民の家庭用、中小零細業者の水道料金値上げはしなくても済んだと思うわけでございます。

○議長（山口信生君） これをもって討論を終結いたします。  
これより本件を採決いたします。

まず、議案第九十二号昭和五十年年度四日市市水道事業決算認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山口信生君） 起立多数であります。よって、本件は認定することに決しました。

この際、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 先ほどの小井議員の発言の中にございました四十九年度の災害激基地指定についてのことでございますが、この激基地指定につきましては、理事者、議会が一体となりまして、事実を中央に開陳し、中央から

も、国からも綿密な調査の結果、激基地指定をせられたものでありまして、財務局の補償云々の問題が激基地指定にいささかも影響していないことを私は信じておりますので、これだけ発言させていただきました。

○議長（山口信生君） 次に、議案第九十一号昭和五十年年度四日市市立四日市病院事業決算認定についてを採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よって、本件は認定することに決しました。

日程第三 議案第九十三号 昭和五十一年度四日市市一般会計補正予算（第二号）、ないし

日程第二九 議案第一二三号 町の区域の設定について

○議長（山口信生君） 次に、日程第三、議案第九十三号昭和五十一年度四日市市一般会計補正予算（第二号）ないし、日程第二九、議案第百二十三号町の区域の設定についての二十七件を一括議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。

まず、総務委員長にお願いいたします。

大谷喜正君。

〔総務委員長（大谷喜正君）登壇〕

○総務委員長（大谷喜正君） ただいま議題となっております各議案のうち、総務委員会に付託されました関係議案

について、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第九十三号昭和五十一年度四日市市一般会計補正予算第二号の関係部分についてであります。第一条歳入歳出予算の歳出第二款総務費は、職員の希望退職手当金、市税過納返還金、交通安全対策事業費、市税前納報奨金及び還付加算金の追加、第四款衛生費は、公害監視測定機器購入費、汚物取り扱い手数料の口座振替制度導入に伴う経費、塵芥収集委託料、北部清掃施設の汚水処理設備工事費の追加、及び第九款消防費は、職員の退職手当金、消防団員等公務災害補償等共済基金負担金、警鐘台移設工事費の追加が主な内容であり、また歳入については、歳出各科目に関連の特定財源のほか、一般財源として市税の増収見込額、本年度新設の地方道路譲与税等が計上されているのであります。別段異議はありませんでした。

また、第二条債務負担行為及び第三条地方債についても別段異議はありませんでした。

次に、議案第九十五号昭和五十一年度四日市市公共用地取得事業特別会計補正予算第一号は、千歳町小生線街路事業に係る用地取得費の追加に伴い、地方債を繰り上げ償還しようとするものであり、議案第九十七号四日市市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例の一部改正については、国の法律の施行に伴う育児休業の許可条件の整備であり、また議案第九十八号四日市市職員救慰金条例の一部改正について、及び議案第二百四日市市消防賞じゅつ金条例の一部改正については、いずれも国の消防表彰規程の改正に伴い、職員または消防団員に対する救慰金、賞じゅつ金の支給限度額を引き上げようとするものであり、以上四議案については別段異議はありませんでした。

次に、議案第九十九号四日市市農地課税審議会条例の制定についてであります。本件は去る四月一日の地方税法の改正により、三大都市圏の市街化区域農地に関して課する固定資産税及び都市計画税の減額措置がとられたことに関し、必要な事項を調査審議するための農地課税審議会について、その設置に必要な条例を制定しようとするもので

ありますが、関係百八十二都市のうち、すでに約三分の二の都市において設置が決定されているとの説明があり、別段異議はありませんでした。

次に、議案第三百三号四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、及び議案第四百四日市市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について、また議案第五百五号町の区域の変更について、及び議案第一百十一号消防自動車購入契約の締結についての四議案についても別段異議はありませんでした。

次に、議案第一百十二号ないし議案第一百五号の四議案は、いずれも下水道事業に係る工事請負契約の締結案であり、別段異議はありませんでした。

なお今回の九・九災害に関連して、本市の下水道事業の推進、特に常時浸水地域における事業計画の早期実現を図るべきであるとの強い意見がありました。

次に、議案第一百十六号ないし議案第二百二十号の五議案は、いずれも市立四日市病院改築工事に関する工事請負契約の締結案であります。

本工事は本市にとりまして、いまだかつてない大規模工事であり、この病院建設に対しては市民の関心と期待はまことに大きいものであります。理事者におかれては万全を期するため、早い時期から周到な準備のもとに、この契約発注に当たっては特に指名審査会の中に専門部会を設置し、契約方法、発注方法、地元業者の参加等基本的事項及び具体的事項等々を多角的かつ詳細に検討され、今日ここに建築主体工事、電気設備工事、空調設備工事、給排水衛生設備工事並びに搬送設備工事の五工事に分割して発注することで議会に提案されているのであります。

当委員会といたしましては、本事業の重大性、現下の社会情勢等を十分に考慮し、慎重の上にも慎重に審査いたしましたのであります。ここに現在に至るまでの理事者各位の努力に対して、その労を多とするものであります。当市に

は、病院建設については過去に苦い経験もあるところから、二度とかかることのないよう細心の注意のもとに、市民から喜ばれる立派な病院を建設されることを要望いたしました。いずれも原案のとおり承認いたしました次第であります。次に、議案第二百一十一号新たに生じた土地の確認について、及び議案第二百二十二号町及び字の区域の変更について、並びに議案第二百二十三号町の区域の設定についての三議案は、四日市港管理組合が施行いたしました公有水面埋立地を新たに生じた土地として確認するとともに、それぞれ町、字へ編入並びに町の区域を設定しようとするものであります。別段異議はありませんでした。

以上の経過をもちまして、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも原案のとおり承認いたしました次第であります。

簡単ではありますが、これをおもちまして総務委員会の審査報告といたします。

○議長（山口信生君） 次に、教育民生委員長にお願いいたします。

青山峯男君。

〔教育民生委員長（青山峯男君）登壇〕

○教育民生委員長（青山峯男君） ただいま議題となっております各議案のうち、教育民生委員会に付託されました関係各議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、議案第九十三号昭和五十一年度四日市市一般会計補正予算第二号のうち、歳出第三款民生費につきましては、あけぼの療育センターの施設整備について要望がありましたほか、同和対策費補助金について、かかる運営費補助金は、同和行政の遂行上、適正を欠くものであるという意見があり、本件を賛成多数で承認いたしました。

次に、歳出第十款、教育費につきましては、神前地区に計画されております柔道場の建設工事請負費に論議が集中いたしましたのであります。本件は本年の三月議会において、新築工事費九百万円の予算をもって、その建設計画が議決されたものであります。その後柔道場としての機能充実等の面から、施設の拡張の必要性が生じ、今回一千九十万円の補正を行おうとするものであります。しかしながら、かかる計画の大幅な変更及びそれに伴う建設費の著しい増加については、義務教育施設等が未整備であり、整備費増額の必要性が特に叫ばれている本市の現状を見るとき、行政上問題がある。また、施設の適正配置上の問題等に強い意見があり、特に慎重に審査を行ったのであります。市長より当委員会の意向を尊重し、予算の執行に当っては十分に検討を加えながら、慎重に対処していきたいとの説明があり、当委員会はこのを了としたし、施設の多目的な使用、並びに関係地区だけでなく、広く利用できるような要望を付して、教育費を承認いたしました次第であります。

次に、議案第百号四日市市国民健康保険条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、賦課限度額の引き上げ、並びに保険料減額対象世帯の範囲の拡大のため、所要の改正をしておりますが、賦課限度額の引き上げは行うべきでないとの強い意見があり、本件を賛成多数で承認いたしました。

議案第百一号 四日市市立幼稚園条例の一部改正につきましては、明年四月笹川団地内に笹川中央幼稚園を開園しようとするものであります。別段異議ありませんでした。

以上の経過をもちまして、当委員会に付託されました関係各議案は、いずれも原案のとおり承認いたしました次第であります。

これをもちまして、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（山口信生君） 次に、産業公営企業委員長にお願いいたします。

後藤寛次君。

〔産業公営企業委員長（後藤寛次君）登壇〕

○産業公営企業委員長（後藤寛次君） たいま議題となっており各議案のうち、産業公営企業委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第九十三号昭和五十一年度四日市市一般会計補正予算第二号の關係部分についてであります。歳出第六款農林水産業費の補正は、農道新設改良等市単土地改良工事請負費の追加のほか、同和対策農業基盤整備事業費、並びに県管北伊勢広域管農団地農道整備事業に対する負担金の新規計上がその主なものであります。このうち市単土地改良工事請負費のうちの農道新設改良費について質疑があり、理事者から地元の要望にこたえるため増額を行つたもので、ちなみに農道、水路新設を行う場合の地元負担については十月一日以後契約する分について、農用地に限り負担率を五割軽減する考えであるとの説明がなされたのであります。当委員会は、これを一応了としたのであります。ところが農家の強い要望であることから、今後予算の増額、地元負担の軽減について、さらに一層努力されるよう強く要望いたしましたのであります。

次に、議案第九十六号昭和五十一年度四日市市水道事業会計第一回補正予算につきましては、内部川改修工事に伴う水管橋架設がえ、並びに配水管移設等に係る補正でありまして、別段異議はありませんでした。

以上の経過によりまして、当委員会に付託されました関係議案については、いずれも原案のとおり承認いたしました次第であります。

これをもちまして、産業公営企業委員会の審査報告といたします。

○議長（山口信生君） 次に、建設委員長にお願いいたします。

福田香史君。

〔建設委員長（福田香史君）登壇〕

○建設委員長（福田香史君） たいま議題となっており各議案のうち、建設委員会に付託されました関係議案について、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第九十三号昭和五十一年度四日市市一般会計補正予算第二号中、關係部分についてであります。歳出第八款土木費の補正は、道路新設改良費及び舗装新設費の追加のほか、国庫補助の決定に伴う事業費並びに關係企業引き受け縁故債による施事業費が主な追加でありまして、今回の補正のうち特に道路橋梁費において、県道四日市土山線の交通渋滞緩和策として、千歳小生線の計画については、その実現の迅速化を図るための方策を検討する必要がある、また各項における減額補正については極力これを避け、実態に即した予算計上に努力すべきであるとの強い意見がありました。

また市長、助役をはじめ関係部課長の出席を求め、理事者は行政の公正な運営を阻害するがごとき職員行動については、厳に慎むようより確固たる態度をもって職員の綱紀肅正に努められるよう強く要望いたしました。

歳出第十一款、災害復旧費の補正は、昭和四十九年発生土木災害復旧費に関する国庫補助割当の決定に基づくものであり、また議案第九十四号昭和五十一年度四日市市公共下水道特別会計補正予算第一号は、国庫補助の決定に伴う事業費の追加が主なものであります。これに関して、今回の九・九災害の被害の対策について、市長、助役をはじめ関係部課長全員の出席を求め、長時間にわたり質疑、意見がかわされたのであります。今次の災害により、特に被害が集中した富洲原、富田、塩浜などの地区は、ここ十数年常時浸水地域としてその早期解決が最も強く迫られている現状にかんがみ、当委員会は今日までの災害対処の方法ではすでに限界にきていると判断し、現在の計画を根本から徹底的な再検討を加え、一日も早く実効ある対策を講ずるよう、強く理事者に要望いたしました次第であります。

次に、議案第百六号市道路線の一部廃止については、河原田及び芝田二丁目地内における市道の一部をそれぞれ代替道路の交換により廃止しようとするものであり、別段異議はありませんでした。

以上、付託になりました三議案、いずれも妥当なものと認め、原案のとおり承認いたしました次第であります。

○議長（山口信生君）以上で、委員長の報告は終了いたしました。  
暫時、休憩いたします。

午後三時五十七分休憩

午後五時四十四分再開

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

休憩前の委員長の報告に対し、ご質疑がありましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許します。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 第九十三号五十一年度一般会計補正予算第二号のうち、直接的には前助役に対する退職慰労金千六百

万円、解同と同和会に対する補助金一千万円、近鉄高架事業費負担金四千万円、踏切警報機設置費同構造改良費、県公共街路事業費負担金、落合川橋梁改良事業の近鉄への委託料五千万円の市費など公費の支出に反対し、今回の補正予算と財政運営に関して意見を表明するものであります。

まず反対理由でございますが、前助役に対する退職慰労金につきましては、すでに前助役に対し三百八万円ほどの退職手当が支払われております。それが少ないというならば、職員の退職手当金全体を引き上げる措置を取るべきだと思いますし、あえて処遇するならば、職員の勲褒退職並みの扱いでよいと思います。もともと限られた特別職、給料においても特別高い給料という形になっております。この特別職に対して、退職金のほかに高額の慰労金を支払うことはおかしいと思います。そしてまた、つい先ごろ、一人の助役制から二人の助役制にした経緯を考えると、そういうふうには市長からも確信をするとの保証もなされたわけでございます。しかし、このたび次期市長に立候補されるといふふうないわば、個人的な理由で任期途中でやめられていくということに対して慰労をすると、こういうことで多額のお金を出すことに問題があるかと思うわけでございます。

解同と同和会に対する補助金につきましては、すでにいろいろの機会に申し上げてまいりましたように、これが公正、公平、民主的であるべき行政に反するばかりでなく、真の部落解放事業に有害であるときえ考えるわけでございます。

近鉄高架事業負担金につきましては、五十年程度までにすでに市はこの事業に十二億六千万円の負担をしております。今回の四千万円を加えますと十三億百万円となるわけでございます。近鉄は、総事業費六十九億三千二百万円のこの事業費の五・二割の三億六千三百万円しか負担をしておりますし、その上に高架下の公共利用に対しましても、

年三千万円もの使用料を取り、高架化によって高架下にできませんところの店舗面積が大幅にふえ、そこから巨額の賃貸料、権利金収入を上げてくるわけでございます。さらに高架外用地二万平米以上の、金額にして約、これだけでも七十ないし八十億を下らないと価値ある土地に転化するなど巨大な利益を保証したのでございます。まさに日本一の私鉄大企業近鉄に対する奉仕を、もはや続ける必要はないと思います。この分は近鉄に負担させ、市民の治水事業に回すことが、いま最も差し迫って必要だと思えます。

踏切警報機設置、同構造改良費あるいは落合川橋梁改良費の近鉄への委託につきましては、いずれも事業は必要なものであり、その事業自体は多に賛成でございますが、その費用負担に問題があり、原案におきましては反対でございます。その費用は全部、あるいは一部を三岐あるいは近鉄に負担させることを求めたいと思えます。

県公共街路事業負担金につきましても、県に全面的に責任を負わせるべきだと思えます。いま地方財政は深刻な危機が叫ばれております。四日市も、決して例外ではないと思うわけでございますが、しかし今回の補正や、今後の財政見直しを見聞する中で、最大の税収の落ち込みと言われました五十年度に四億二千万円もの繰越金があり、また年度途中であまり伸びのないはずの固定資産税が約四億円近くも計上されておりますことは、まことに奇異に感ずるわけであります。財政難を理由に、多くの市民要求が抑えられることを考えたとき、財政運営の姿勢やあり方に問題があると言わざるを得ないのであります。また国庫支出金が、都市下水道補助金の一億四千万を中心にしたしまして二億二千九百万円も減額しておりますことは、国からの補助金獲得の熱意が問われると思えます。今回の九・九災害でも一層明らかになりましたように、治水事業の拡充促進が緊急の市民要求となっているときに、どういふことかと言いたいわけであります。さらに今回の補正では、法人市民税は全く計上されておらず、現計予算十六億に対し、九月末収入見込みは十一億、今年度末見込みで十九億ということでございます。五十年度は、資本金一億円以上の法人

中、欠損法人が六十九社あり、これらの市民税が二十二万四千六百四十円しかなく、四十九年度も欠損法人であった三十二社を除く三十三社の市民税額が六億二千二百万余りであったことと比べて、大きな問題があるわけでございます。この欠損法人の中には、たとえば三菱油化が含まれており、さらに五十一年度においてもこの三菱油化は欠損法人で、市民税は均等割だけの二万四千円という、全く不公正な状態になるわけでございます。少なくとも、これら法人の均等割を制限税率課税に引き上げるほか、私がかねてから主張していますように、市の教育、文化、福祉事業に対する協力金、負担金を課すべきであると思えます。

コンビナート防災を主として消防車の購入費は、後で触れますけれども、全面的にコンビナートに負担させるべきだと思えます。また塩浜、雨池都市下水道の整備に当たりまして、当然三菱油化などコンビナートが負担すべき費用を、いまだ国費補助を受けていることはやめさせ、企業の負担にさせるということ、全体事業計画では約十四億二千万円に上るこの国費を、他の治水事業に振り向けさせるようにすべきであると思うわけでございます。治水をはじめ教育、福祉など市民要求は切実かつ多いものがあるわけでございます。市財政が本当に厳しいというならば、いま幾つか指摘しましたが、そのほかあらゆる面で市民本位の、積極的財源対策を取り、かつまた財政運営を図るようにして、市民要求にこたえるようにしていただきたいと思えます。十二月補正あるいは来年度予算編成に具体化されることを強く望みたいと思えます。特に緊急最重要課題としての治水事業の大幅繰り上げ実施について、早急に特別措置を講じられたいと思えます。

次に、第百号国保条例の一部改正のうち第九条に反対をするものでございます。その理由は、すでに国保加入者の保険料は、他の健康保険と比べても高く、給付もきわめて劣悪であるというのが実情でございます。いま最も必要なことは、国保財政に対する国などの大幅助成と、大幅な給付改善であって、被保険者の負担増を図ることは許されな

と思います。なお賦課限度額を所得、資産高に係わりなく一律に定めることは不公正であると思います。

次に、第百十一号消防自動車購入契約の締結につきましては、コンピュータ防災を主とした今回の消防自動車購入費が市費など、公費で賄われることを反対するものであり、改めて関係企業に負担させて購入するように求めるものでございます。以上で討論を終わります。

○議長（山口信生君） これをもって、討論を終結いたします。

これより本件の採決に入ります。

まず、議案第九十三号昭和五十一年度四日市市一般会計補正予算（第二号）、議案第百号四日市市国民健康保険条例の一部改正について、及び議案第百十一号消防自動車購入契約の締結についての三件を一括採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山口信生君） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第九十四号昭和五十一年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第一号）、ないし議案第九十九号四日市市農地課税審議会条例の制定について、並びに議案第百一号四日市市立幼稚園条例の一部改正について、ないし議案第百六号市道路線の一部廃止について、並びに議案第百十二号工事請負契約の締結について、ないし議案第百二十三号町の区域の設定についての二十四件を一括採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第三〇 発議第七号 常時浸水地域の早期解消に関する決議について

○議長（山口信生君） 次に、日程第三〇、発議第七号常時浸水地域の早期解消に関する決議についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

橋本増蔵君。

〔橋本増蔵君登壇〕

○橋本増蔵君 ただいま議題となっております発議第七号常時浸水地域の早期解消に関する決議について、発議者を代表して一言ご説明申し上げます。

常時浸水地域の早期解消は、関係市民の痛切なる要求であります。市行政は、これにこたえて、すべての行政に優先して、その解消に努力すべきであります。議会においても、すでに四十八年度には、この市民の要求にこたえて治水対策特別委員会を構成して、常時浸水地域解消のための調査、研究を実施し、その解消について八つの点を指摘したのであります。市当局においても、この解消に最大の努力を講じつつあることは理解し、評価し得ても、その効果が容易にあらわれず、むしろ豪雨のたびに、その地域が拡大され深刻になりつつあることを憂うものであります。四十九年十一月決算特別委員会ではこの点を指摘し、ただしたところ、「三年間ぐらいで目に見える効果を出したい」という市長の答弁がありました。ところが五十一年三月議会においては、「四十九年十一月に三カ年間で解消

すると申し上げましたが、その後訂正させていただいて、四十九年から五十三年の五カ年で八五％目標といたしております」と、なぜか後退した答弁がありました。たとえその理由が何であろうとも、その後退した市長の姿勢は許されるべきものではありません。むしろ、来る年も来る年も豪雨により浸水に苦しめられ、泣かされている多くの市民のために、行政は、さらにその解消に積極的に取り組む姿勢と内容の充実を図るべきであります。

よって、議会は決議により市長及び関係職員の一層の努力を要望しようとするものであります。  
よろしくご賛同賜わり、ご決議賜わりますようお願いを申し上げます。

○議長（山口信生君） 提出者の説明は、お聞き及びのとおりであります。ご質疑がありましたらご発言願います。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） 質疑なしと認めます。  
これより本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第三一 委員会報告第一五号 総務委員会請願書審査結果報告、ないし

日程第三三 委員会報告第一七号 建設委員会請願書審査結果報告

○議長（山口信生君） 次に、日程第三十一、委員会報告第十五号総務委員会請願書審査結果報告、ないし日程第三十三、委員会報告第十七号建設委員会請願書審査結果報告の三件を一括議題といたします。

本件は、総務、教育民生、建設の各常任委員長からの請願、陳情に関する審査結果の報告であります。ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） 質疑なしと認めます。

これより本件を採決いたします。

まず、委員会報告第十六号教育民生委員会請願書等審査結果報告についてを採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山口信生君） 起立多数であります。よって、本件は委員長の報告のとおり決定されました。

次に、委員会報告第十五号総務委員会請願書審査結果報告、及び委員会報告第十七号建設委員会請願書審査結果報告についてを採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり決定されました。

委員会報告第一五号

総務委員会請願書審査結果報告

総務委員会に付託の請願について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告します。

昭和五十一年九月二十一日

総務委員会

委員長 大谷 喜正

四日市市議会

議長 山口 信生 殿

請願

受理番号	受理年月日	件名	請願者の住所氏名	紹介議員氏名	委員会の意見	審査結果
第一一号	五、九、九	日永地区市民センター（出張所・公民館併用）の早期建設促進について	四日市市日永四丁目五 一六 日永地区連合自治会長 稲垣 清	増山 英一	その主旨を了とする。	採 択

委員会報告第一六号

教育民生委員会請願書等審査結果報告

教育民生委員会に付託の請願及び陳情について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告します。

昭和五十一年九月二十一日

教育民生委員会

委員長 青山 峯 男

四日市市議会

議長 山口 信生 殿

請願

受理番号	受理年月日	件名	請願者の住所氏名	紹介議員氏名	委員会の意見	審査結果
第一二号	五、九、九	常磐西小学校体育館建設について	四日市市石塚町一〇 一八 常磐地区連合自治 会会長 宮崎基一 ほか一名	岩田 久雄 金 森 正	願意妥当と認める。	採 択
第一四号	五、九、一三	四郷小学校教室管理棟建設等について	四日市市室山町七三 番地 四郷小学校建 設促進委員会 四郷地区連合自治会 長 杉本作郎 ほか二名	前川 辰男 川口 洋二 後藤 長六	願意妥当と認める。	採 択
第一五号	〃	無認可共同保育所「ひよこ」に対する助成金の増額等について	四日市市西町七一二 二 ひよこ乳児共同保育 所代表者 吉田うた ほか二、五〇一名	山中 忠一 山路 香剛 福田 香史 高木 勲 田中 基介 金 森 正 川口 洋二 小井 道夫	請願事項一、三、については願意妥当と認める。	採 択

第一七号	五二、九、一三	乳幼児保育行政の推進と改善について	四日市市浜旭町二二 I二 四日市市立保育園連 合保護者会 会長 大島武雄 ほか二四名	出井 博 松島 良一 福田 香史 小林 喜夫 小井 道夫 訓 覇也男 野 呂 平和 粉 川 茂 高 井 三夫	その主旨を了とす る。	採 択
第一八号	〃	保々小学校特別教室棟新築工事促進について	四日市市小牧町六九一 保々地区連合自治会 市立保々小学校建設 委員会代表 齋藤實 ほか 六名	天 春 文雄 坂 口 正次	願意妥当と認める。	採 択

陳情

第一〇号	五二、九、九	下野小学校体育館等の建設促進について	四日市市北山町二二三六 下野地区連合自治会長 下 田 林栄門 ほか 一名	委員會の意見	願意妥当と認める。	採 択
------	--------	--------------------	-----------------------------------------------	--------	-----------	--------

第一一号	五二、九、九	盲人福祉センターの早期設置について	四日市市中部二一五 四日市盲人福祉会 会長 浅 野 富 致	願意妥当と認める。	採 択
第一二号	〃	小山田地区に公立幼稚園設置について	四日市市小山町八六九 小山田地区連合自治会長 藤 岡 勤 ほか 九名	願意妥当と認める。	採 択

委員会報告第一七号

建設委員会請願書審査結果報告

建設委員会に付託の請願について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告します。

昭和五十一年九月二十一日

建設委員会

委員長 福田 香史

四日市市議会

議長 山口 信生 殿

請願

受理番号	受理年月日	件名	請願者の住所氏名	紹介議員氏名	委員会の意見	審査結果
第一六号	五一、九一三	近鉄塩浜駅西口の開設について	四日市市大字塩浜一〇〇一の一番地 御蘭町二丁目自治会長 小川喜一 ほか一、三、四名	喜多野 小川四郎 等 宇治田良市 松島良一	願意妥当と認め、善処されるよう理事者に要望する。	採 択

○議長（山口信生君） なお、教育民生、建設の各常任委員長から、目下委員会において審査中の事件について、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

おはかりいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

閉 会 中 継 続 審 査 申 出 書

本委員会は審査中の事件について、左記により閉会中もお継続審査すべきものと決定したから公議規則第九十九条の規定により申し出ます。

記

一、事 件

- 請願第三号 私立幼稚園教育振興補助金の増額について
- 陳情第八号 三重地区に公立中学校等建設について
- 陳情第九号 三重地区に公立中学校建設について

二、理 由

調査研究のため  
昭和五十一年九月二十一日

教育民生委員会  
委員長 青山峯男

四日市市議会

議長 山口信生殿

閉 会 中 継 続 審 査 申 出 書

本委員会は審査中の事件について、左記により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したから会議規則第九十九条の規定により申し出ます。

記

一、事 件

請願第一三号 諏訪公園内に半地下式駐車場設置について

二、理 由

調査研究のため

昭和五十一年九月二十一日

建設委員会

委員長 福田 香史

四日市市議会

議長 山口 信生 殿

○議長（山口信生君） この際、報告いたします。日程第三十四、青山峯男君ほか八人から提出の発議第八号保育所への入所措置基準の緩和に関する意見書の提出については、提出者より撤回されましたので、議事日程から削塗いたします。

○議長（山口信生君） 次に、監査委員から報告が九件まいっております。お手元に配布いたしておりますので、これによりご承願いたします。

○議長（山口信生君） 以上をもちまして、今期定例会の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じ、昭和五十一年九月、四日市市議定会定例会を閉会いたします。  
連日にわたりまして皆さんご苦勞さまでございました。

午後六時四分閉会

右、地方自治法第二百三十三条第二項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長

山口

信

生

四日市市議会副議長

野崎

貞

芳

署名議員

生川

平

蔵

署名議員

平野

行

信

第1日(9月13日)

一般質問通告一覧表

(昭和五十一年九月定例会)

発言順序	要旨	氏名
1	<p>一、防災・治水対策について</p> <p>二、近鉄に莫大な利益を保障した近鉄高架事業と、近鉄に対する市民要求の実現について</p> <p>三、戦災復興土地区画整理事業清算に関する問題について</p> <p>四、金権腐はいの一掃と市民本位の市政推進について</p>	<p>日本共産党 小井道夫</p>
2	<p>一、福祉行政について</p> <p>1. 国保高額医療費貸付制度について(立替制度)</p> <p>2. 民間、借家火災保障制度について(火災共済制度)</p> <p>二、補助金調査委員会の設置について</p> <p>1. 現在の補助金等の制度の問題点について</p> <p>2. 委員会の主体性審議内容について</p>	<p>公明党 田中基介</p>
3	<p>一、健全財政推進のための市の対応と補正見直しについて</p> <p>二、心身障害者(児)に対する諸問題について</p> <p>三、吉田工業のその後について</p>	<p>革新クラブ 中村信夫</p>

第3日(9月16日)

14	18	12	11	10	9
<p>一、財政の見直しについて</p> <p>二、綱紀の肅正について</p> <p>三、公共施設の管理について</p>	<p>一、四日市総合交通体系について</p> <p>二、浜田第二総合交通規制にともなう浜田第二七地区画整理、西浦土地区画整理事業の推進について</p>	<p>一、四日市の課題と今後について市長の所見を</p>	<p>一、入浜権について</p> <p>二、コンビナート事故について</p> <p>三、四日市の顔について</p>	<p>一、老人福祉対策推進について</p> <p>二、都市再開発に対する考察について</p>	<p>一、公災害対策について</p> <p>二、北勢沿岸下水道事業について</p>
<p>市民クラブ</p> <p>大森 多喜三</p>	<p>市民クラブ</p> <p>山路 剛</p>	<p>政策研究会</p> <p>訓 覇 也 男</p>	<p>清風会</p> <p>後 藤 寛 次</p>	<p>日本社会党</p> <p>喜多野 等</p>	<p>日本社会党</p> <p>山 本 勝</p>

第2日(9月14日)

8	7	6	5	4
<p>一、北部清掃工場及び北部埋立処理場設置に伴う事後処置について</p> <p>1. 工事協力者に対する行政のあり方について</p> <p>2. 約束不履行の取扱い方について</p> <p>二、中学校区について</p>	<p>一、行財政調査会、塩浜駅西口問題、緑化基金について</p>	<p>一、開発要綱運用上における問題点について</p> <p>二、社会教育の充実について</p> <p>三、台風十七号災害の反省について</p>	<p>一、消防の強化について</p> <p>二、市内の子供に幸福を</p>	<p>一、文教施策に関し県へのアプローチについて</p> <p>二、道路計画の促進について</p> <p>三、悪臭問題について</p> <p>四、災害に関連して</p>
<p>日本社会党</p> <p>古 市 元 一</p>	<p>自由クラブ</p> <p>小 川 四 郎</p>	<p>自由クラブ</p> <p>後 藤 長 六</p>	<p>自由クラブ</p> <p>堀 新 兵 衛</p>	<p>革新クラブ</p> <p>金 森 正</p>